

第五章 高等学校

一九四七（昭和二二）年制定の「学校教育法」により新制高等学校が四八年度に発足した。この新制高校は旧学制の中等学校を転換して設置された。中等学校は中学校（男子高等普通教育機関）・高等女学校（女子高等普通教育機関）・実業学校（男女実業教育機関）から構成されていたが、高等学校はこの三つの学校制度の区別を撤廃したうえで発足した。全国的にはGHQ／SCAP（連合国軍総司令官総司令部）の方針により小学区制、男女共学制、総合制の原則（高校三原則）で転換することとされていたが、神奈川県の場合、三原則のいずれも不徹底で、横浜市と津久井郡を除いて中学区制が採用され、旧男子校は男子が多く旧女子校は女子が多い男女共学が実施され、一部を除いて農・工・商業等に関する学科の高校は普通科の高校から独立して設置された。また、高等学校には通常の課程（六一年より全日制の課程）のほかに夜間に於いて授業を行う課程や特別の時期・時間において授業を行う課程（五〇年より合わせて定時制の課程）が置かれた。

本章では、「第一節 市町立高等学校の県への移管」「第二節 高等学校の設置」「第三節 定時制課程・通信教育」「第四節 公立高等学校の通学区域」「第五節 入学者選抜」「第六節 技術・職業・産業教育」「第七節 生徒の活動」というテーマで区分した節に、それぞれ関係する資料を収録した。一九五〇年代から六〇年代にかけて、入学者選抜をめぐる中学校や神奈川県教職員組合（神教組）と高等学校側との間で意見対立が続き、六〇年代に入ると入学者選抜についての論争が決着しただけでなく、高等学校の全体的な整備計画が策定されることになる。また、職業訓練校と提携して実践的な教育を行う技術高等学校が設置された。

第一節 市町立高等学校の県への移管

一 津久井高等学校の県への移管費用に充当する寄付金の目標額

昭和二十三年九月七日

津久井高等女学校昇格移管期成同盟会

会長 宮崎源治

各町村長殿

津久井高等学校県立移管諸費に充当する寄付金募集につき依頼

去る八月三十一日本会役員会を開き「津久井高等女学校昇格移管に付て」経過報告をなし県立移管に関し御協議の結果移管に伴ふ諸費として一応百三十二万円を募集することを申合せ各町村の目標額を別表の通り算定したことは各位御承知の通りであります 就ては現下各町村とも有ゆる面に於て難渋のことは萬々承知しあるところなるも本郡将来の教育の為否文化国家建設の為関係の向と連絡を密にし本寄付金募集完遂に格段の御配意を得たく御願ひする

追て取纏め払込期日を申合により九月三十日と致しましたから御承知願ひたい尚ほ本校県立移管は九月二日の県会に於て無条件を以て正式に決定になりましたから併せて御承知願ひたい

津久井高等学校県立移管諸費に充当する寄付金目標額

町村名	目標額	町村名	目標額
川尻村	七七、六四一円	内郷村	一五六、九五八
湘南村	二五、七五四	与瀬組合	一〇七、九八八
三沢村	五一、二〇六	吉野組合	三五、五四五
中野町	二七八、〇三二	日連組合	一六、二九二
串川村	二七七、七〇四	牧野村	六一、九七九
鳥屋村	八九、〇八二	佐野川村	一六、二九二
青野原村	九六、二四五	計	一三二〇、〇六三
青根村	二九、三四五		

取纏め払込期日九月三十日

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十三年度 学事書類 青根村役場」に収録されている。津久井高等学校は、中野町外一八村ヶ町村による学校組合立の高等学校として、一九四八年三月二〇日に設置が認可された。県に移管されるのは四八年十一月一日付のことであった。

二 県教育委員会の市町立高校の県立移管方針

市町立高校の県立移管方針

一、移管を必要とする理由

一、昭和二十五年度の学区制は横浜市内の高等学校（普通科）は小学区制即ち一学校一学区を採用せざるを得ない状況のもとに採用しその他は中学区制即ち二、三学校を一学区と暫進的な方法を採用し学区を設定したのであるが学区制の本旨はあくまで一学校一学区が理想であり目標である。

然るに現実の学校配置の状況からして困難性があると共に県立市町村立等の観念的差異及び現実の差異があるため学区制設定に無理があるのである。かつるものをなくして一学校一学区制を設定することが教育の機会均等の立場からして絶対に必要である。

2、前項の必要性からして郡または市には県立学校の設置は欠くべからざるものである。従つて次の一郡二市の学校は県立移管を必要とする。

- (1) 三浦郡区域三崎高等学校
- (2) 鎌倉市区域鎌倉高等学校
- (3) 茅ヶ崎市区域茅ヶ崎高等学校

3、一学区内に県立及び市町立があることは県立と市町立の観念的差異にもとづく優劣感、市町立であるために県において学区の制定をしてもたの町村の生徒を強制的に入学せしむることの困難性がある等ことから県立が適当である市においても積極的に移管を要望しているものは次の通りである。

藤沢高等学校

小田原高等学校

二、移管の順位

県立移管は横浜市・横須賀市及び川崎市立の高等学校を除いてたの市町立は全部県立移管が望ましいのであるがその度合は郡市に県立が一校もない地区には教育の機会を与へるために県が施設すべき学校を設置するものを第一次としそのたの学校を第二次としてもよいものと認められる
即ち三崎・鎌倉・茅ヶ崎各高校が第一次順位でありそのたは第二次順位である。

三、移管に対する条件

1、三崎高校は独立校舎を有しているが設置基準に校舎並びに校地が到達していないのでこれをかく充する必要がある

然るに現校地はかく張の余地がないのと三浦郡の地理的状況からしてたに適当な場所を選定するのがもつともよい方法であると考へられる。その場合においては三崎町のみに負担をかけることは困難性がありこれに関する地元側の態度もなを相当折衝を要するものがあると思考されるので

(1) 三崎町の申出の現在校舎及び校地を移管しその後地元の負担によつて県の指定する場所に新築するか。

(2) 新築が困難であれば県立横須賀高校の分校として移管するか。

等の方途について目下研究中であり可急的速に結論を得たいと考へている。
2、鎌倉高等学校は敷地一万一千二百五十坪以上整地完了し校舎七百六十六坪を新設する。

3、茅ヶ崎高等学校は敷地一万一千坪以上校舎八百坪を新築する。

4、藤沢高等学校は敷地三千五百四十二坪以上のかく張、防火施設の設置及び校舎八百八十坪を修理する。

5、小田原高等学校小田原商業高等学校は敷地、校舎の整備につき指示することを施行する

6、以上の外三崎高校、鎌倉高校、茅ヶ崎高校は講堂建築の場合その経費の二分の一を地元において負担する。

四、経常的経費の負担区分

人件費（教職員費）需要費は県立学校予算編成の基準により算出した額から授業料収入を差引して左の率を市町の負担とする。

	第一年	全額
第二年	三分ノ二	
第三年	三分ノ一	

五、移管時期

県立に移管する時期は校舎の新築並びに内容の整備が出来職員の定数条例及び予算措置完了の時とする（別表標準）
尚第二次予定校は第一次校移管の推移をまつて移管の実施期を決定する。

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和25年（度）教育委員会々議録 教、総務課／秘書室」に収録されている。一九五〇年五月二五日の定例会の資料。「移管時期における校舎の状況」等の諸表は省略した。県立への移管が必要とされた鎌倉市立鎌倉高等学校は五〇年三月一日付で、三崎町立三崎高等学校は五〇年一月一日付で、茅ヶ崎市立茅ヶ崎高等学校は五一年四月一日付で県に移管された。また、県への移管を要望していた藤沢市立藤沢高等学校は五一年四月一日付で神奈川県立藤沢高等学校に、また小田原市立女子高等学校・小田原市立商業高等学校は、五一年三月一日付で県に移管され、四月一日付で神奈川県立小田原城東高等学校となった。

三 各市町立高等学校の県への移管に関する条件

(一) 鎌倉高等学校

鎌倉高等学校県立移管に関する条件〔案〕

鎌倉市立鎌倉高等学校の県立移管は第一期工事七百六十六坪の工事契約を了し着工の事実を確認したとき次の各項の条件により移管することとする。

一 施設について

○校地

所要(有効)面積一万一千二百五十坪以上の新校地を整地完成の上移管のこと

○校舎

校舎は第一期工事として計画中の七百六十六坪を昭和二十六年二月中に着工し同年六月末日までに完成の上移管のこと

第二期工事は以降は文部省の定めた進学校基準に達するまでの校舎其の他の整備については鎌倉市は積極的に協力すること

○講堂建築の負担

講堂建築に要する経費は鎌倉市が建築費の二分の一負担すること 建築についての坪数、構造等は県と鎌倉市と事前協議し決定すること

二 経費の負担区分

経常的経費(人件費 需要費)は県立学校経費基準により算出した額から授業料収入を差引して左の区分により鎌倉市が負担をする。

第一年 全額 (第一期工事七百六十六坪の建築を完工した月より起算し十二ヶ月分以下同じ取扱とする)

第二年 三分の二

第三年 三分の一

臨時的経費として理科器具整備のため二十万円を昭和二十五年度において鎌倉市の負担にて整備をすること

三 備品其の他校具

現在鎌倉市立鎌倉高等学校において使用中のものはそのまゝ県に移管すること

四 移管の時期

県議会の議決後「(定数条例及び予算措置)」本教育委員会において決定されるときとする

五 移管後における措置

移管条件の実施に鎌倉市は誠意をもつて施行することは勿論であるが万一条件に違反するときは県は一方的に措置を講ずることがあつてもこれに対し鎌倉市は異議を申出でないこと

(二) 藤沢高等学校

藤沢高等学校県立移管に関する条件案

藤沢市立藤沢高等学校の県立移管は校地の拡張工事、現校舎の修繕工事等工事契約を了し着工の事実を確認したとき次の条項の各件により移管することとする。

一 施設について

○校地

現在使用面積五千五百五十八坪及運動場用地として二千坪以上整地完成の上移管すること

○校舎

現在使用校舎八百八十坪を修理の上移管すること、この場合修理箇所は県において指定する

二 経費の負担区分

経常的経費(人件費 需用費)は県立学校経費基準により算出した額から授業料収入を差引して左の区分により藤沢市が負担をする。

第一年 全額 (校舎の修繕、校地の拡張が完成した月より起算し十二ヶ月分以下同じ取扱とする)

第二年 三分の二

第三年 三分の一

臨時的経費としては次の通り措置すること

1 学校に大型の自動車が入出出来るよう措置すること

2 消火設備につき措置を講ずること

3 将来増築を施行する場合は市当局に積極的に協力すること

〔三〕 備品其の他校具

現在藤沢市立藤沢高等学校において使用中のものはそのまま県に移管すること

四 移管の時期

県議会の議決後（定数条例及び予算措置）本教育委員会において決定されたときとする

〔五〕 移管後における措置

移管条件の実施に藤沢市は誠意をもつて施行することは勿論であるが万一条件に違反するときは県は一方的に措置を講ずることがあつてもこれに対し藤沢市は異議を申出でないこと。

（三） 茅ヶ崎高等学校

茅ヶ崎高等学校県立移管の条件案

茅ヶ崎市立茅ヶ崎高等学校の県立移転は第一期工事五百坪の工事契約を了し、着工の事実を確認したとき次の各項の条件により移管することとする。

一 施設について

○校 地

所要面積一万二千坪以上の新校地を整地完成の上移管のこと。

○校 舎

校舎は第一期工事として計画中の五百坪を昭和二十六年二月中に着工し同年六月末日までに完成し第二期工事三百坪は昭和二十六年度中に完成し移管すること。

第三期工事以降は文部省で定めた学校基準に達するまでの校舎其の他の整備については茅ヶ崎市は積極的に協力すること。

○講堂建築の負担

講堂建築に要する経費は茅ヶ崎市が建築費の二分の一負担すること。建築についての坪数構造等は県と茅ヶ崎市と事前協議し決定すること。

二 経費の負担区分

経常的経費（人件費、需要費）は県立学校経費基準により算出した額から授業料収入を差引して左の区分により茅ヶ崎市が負担する。

第一年 全 額 （第一期工事五百坪の建築を完工した月より起算し十二

ヶ月以下同じ取扱とする）

第二年 三分の二
第三年 三分の一

臨時的経費として校具教材は昭和二十五年度に於て教材費三十万、その他生徒用机椅子、腰掛教員用備品を整備し昭和二十六年においても大体同程度の経費を茅ヶ崎市において負担すること。但し昭和二十六年における額は相互協定すること。

三 備品其の他校具

現在茅ヶ崎市立茅ヶ崎高等学校において使用中のものはそのまま県に移管すること。

四 移管の時期

県議会の議決後（定数条例及び予算措置）本教育委員会において決定されたときとする

五 移管後における措置

移管条件の実施に茅ヶ崎市は誠意をもつて施行することは勿論であるが万一条件に違反するときは県は一方的に措置を講ずることがあつてもこれに対し茅ヶ崎市は異議を申出でないこと。

（四） 小田原高等学校・小田原商業高等学校

小田原高等学校

小田原商業高等学校

県立移管の条件案

小田原市立小田原高等学校同商業高等学校の県立移転は床張工事その他の修繕工事等の工事契約を了し着工事実を確認したとき次の各項の条件により移管することとする。

一 施設について

○校 地

両校の校地面積七千七百五十一坪を移管しその中使用解除になつていない土地一千三百三十坪は使用解除と同時に県の指示により整備を小田原市の負担において行うこと。

○校 舎

両校の校舎一千四百四十四坪を移管しその中使用解除になっていない建物三百九十八坪は使用解除と同時に県の指示により校舎に使用し得るよう小田原市の負担において行うこと。

二 経費の負担区分

経常的経費（人件費 需要費）は県立学校経費基準により算出した額から授業料収入を差引して左の区分により小田原市が負担する。

第一年 全 額 （床張工事・校舎の修繕が完成した月より起算し十二ヶ月分以下同じ取扱とする）

第二年 三分の二

第三年 三分の一

臨時的経費として校舎の床張りその他修繕を要するものは早急に修理するよう措置すること、この場合は県の指示によること。

三 備品其の他校具

現在小田原市立小田原高等学校同小田原商業高等学校において使用中のものはそのまゝ県に移管すること。

四 移管の時期

県議会の議決後（定数条例及び予算措置）本教育委員会において決定されたときとする。

五 移管後における措置

移管条件の実施に小田原市は誠意をもつて施行することは勿論であるが万一条件に違反するときは県は一方的に措置を講ずることがあつてもこれに対し小田原市は異議を申出でないこと

六 小田原高等学校、小田原商業高等学校はそれぞれ県に移管するが昭和二十六年四月一日より統合することを条件とする。

従つて両校の統合については小田原市が責任をもつてその措置を講じて置くこと。

（五）大磯高等学校

大磯高等学校県立移管に関する条件案

大磯町立大磯高等学校の県立移管は現在計画中の校舎三百三十八坪を昭和二十六

年三月末日までに工事契約を了し着工することを前提として次の各項の条件により移管することとする

「二」施設について

○校 地

所要面積一万一千坪以上（買収未了の部分は早急に買収のこと）の新校地を次の通り整地完成の上移管のこと

1. 現校地は砂地であるので校舎の敷地及び運動場は真土を盛土とし整地のこと

2. 運動場の排水路は暗渠工事をし運動場として支障ないよう整備すること

3. 校舎間の排水路に幅五米の橋を連絡通路として設けること

○校 舎

現在の使用校舎一百七十三坪四十五を移管し目下建築中の校舎一百五十八坪は昭和二十六年三月末日までに完工の上移管のこと

現在計画中の三百三十八坪は昭和二十六年九月末日までに完成の上移管のこと

○講堂建築の負担

講堂建築に要する経費は大磯町が建築費の二分の一負担すること 建築についての坪数構造等は県と大磯町と事前協議し決定すること

「三」経費の負担区分

経常的経費（人件費 需要費）は県立学校経費基準により算出した額から授業料収入を差引して左の区分により大磯町が負担をする

第一年 全 額 （現在建築中の百五十八坪を完工した月より起算し十二ヶ月以下同じ取扱とする）

第二年 三分の二

第三年 三分の一

臨時的経費として昭和二十六年九月末日までに左の措置をすること

1. 校具の教材購入費として三、一〇〇、〇〇〇円を措置し整備のこと

2. 防火用貯水池を設置すること

3. 柵を設けること

4. テニスコート一面を設けること

〔三〕 備品其の他校具

現在大磯町立大磯高等学校において使用中のものはそのまゝ県に移管すること

〔四〕 移管の時期

県議会の議決後（定数条例及び予算措置）本教育委員会において決定をしたときとする

〔五〕 移管後における措置

移管条件の実施に大磯町は誠意をもつて施行することは勿論であるが万一条件に違反するときは県は一方的に措置を講ずることがあつてもこれに対し大磯町は異議を申出ないこと

注 鎌倉市教育センター所蔵の簿冊「昭和二十五年 度 雑纂」に収録されている。鎌倉市立鎌倉高等学校、藤沢市立藤沢高等学校、茅ヶ崎市立茅ヶ崎高等学校、小田原市立小田原高等学校、小田原市立商業高等学校の県立移管の時期は、前掲の資料二の注の通りである。大磯町立大磯女子高等学校は、一九五一年三月一〇日付で県に移管され、県立大磯高等学校と名称変更し、男女共学となった。

第二節 高等学校の設置

一 「学区制に伴ふ高校設置に関する公聴会結果報告」

学区制に伴ふ高校設置に関する公聴会結果報告

日時 昭和二十四年六月十二日午後一時

場所 町役場会議室

主催 教育委員会

対象 一般に対しては掲示板に依り告示

特別案内者総数 八〇名

出席者 五〇名

町民代表（PTA、厚協、建設会、社教委等） 二十一名

小中学校 三名

高等学校 八名

町会議員 六名

主催者側 五名

町 側 七名

(一) 当町へ高校を設置する事に賛成する者（十三名）

青木、横山、山崎、木村、辻、大井、矢代、中岳、曾根田

佐野、会田校長、松田校長、小林先生。

a 大磯高女を平塚県立に併合も大磯高女を其の分校とし将来戦災校たる平塚

県立を復興する時は之を大磯に建てる。其の時には学区内の関係町村で人

口割で費用を負担する。

b 来年度進学希望者が多数（二五〇名）たる事。子弟の進学率が向上する事。

既存の学校が有る事。交通費がはぶける事。他町村へ建てゝも其の費用は

人口割に依り負担せねばならぬ事。等の諸点より考へて当町へ絶対に建てるべきだ。

右の意見の内にも左の相違点有り。

1. 将来県立に移管する事を前提にせねばならぬ。

2. 将来組合立として費用を各町村で負担する。

3. 既存の学校を基として県立或は組合立とする。

4. 県立或は組合立の高校を建てゝ既存の学校は廃校となつてもかまはぬ。

c 将来町立の学校にとゞまるとしても授業料の引上げ入学者数の増加等を計画して収支償還う様にすれば宜しい。

d 教育が町の文化を高めて行く、大磯高女の過去二十年の歴史が如何に町の文化に貢献したか、二宮、国府、と比較して考へれば明瞭ではないか、大磯に高校の一つぐらい無くて将来文化都市としてたつてゆけるか。

e 町の永遠策を考へて現在の苦境をふみこえて全力を尽して高校設置に努力すべきだ。反対的な人は財源を考へて反対するのであるが多少の犠牲をはらわなければ将来の良結果は望み得られぬであらう

(二) 当町へ高校を設置する事に反対する者（四名）

相川、加藤、宮代芳男 斉藤競三。

a 中井、下中村を含む範囲を考へると其の中心地二宮へ落着くのが自然であると思ふ、無理に大磯へ建てる他町村の反感を買ひ、同調出来ぬのではないか、大磯高女は発展的解消とすれば宜しい。但し此の際の費用の負担は地元町（二宮）と大磯との間に差をつけねばならぬ。

b 子供を持つ父兄の願ひは内容の充実した学校へ通学させる事である、大磯町に其の自信有りや、さもなければ他町村へゆづるべきである。

c 高校進学者は将来大学迄行く人達が大部分であるから入学試験の点から考へても質の良い学校でなければならない。中学校の充実の為に費用を振向けて中学校を充実させ、高校は廃止となつても止むを得ないと思ふ。

(三) 参考意見を述べる（一名）

小学校長

(四) 意見なし（四名）

杉山、下田、笹尾、久保田

(五) 発言なし（二名）

坂間、鈴木勝三郎

参考

町民代表出席者氏名 久保田敏雄、曾根田長治、木村芳子、大井保之、山崎海弘、中岳玄良、

下田崑太郎、宮代芳男、矢代幸雄、坂間千代、佐野磯吉、横山親造、

鈴木勝三郎、加藤正一、青木政雄、相川伊兵衛、斉藤競三、辻一義、

笹尾永三、杉山勝三

注 大磯町立図書館所蔵の簿冊「昭和廿三年十二月 常任教育委員会綴 大磯町学務課」に収録されている。大磯町立大磯高等学校は、一九四八年度に町立大磯女子高等学校に転換している。しかし、本資料は四九年度のものであり、五〇年度に新しい学校制度が適用された第一期生の高等学校進学を迎えるにあたって、あらためて学校設置のあり方が協議された際の記録と推測される。

二 鎌倉市立高等学校の学級増設に関する「懇請書」

懇請書

先般鎌倉市立高等学校の一年级増加について懇請書が市内中学校長会から提出されて居る由を承知いたして居ります。 本会としてもまことに機宜に適した次第と存じます。

万一今年市内の進学生が入学に窮することに立ち至りますなら親として実に痛心に堪えない問題をひき起すことは必至であります。

右の事情とくと御賢察の上是非共早急の緩和策として学級増加の件おはからい下さるよう懇請いたします。

昭和二十五年三月十三日

鎌倉市内中学校PTA会長

第一 日比野清次

第二 星 季治

御成 遠藤 賢次

腰越 野村 卯市

深沢 石井 一三

大船 高野 武幸

附属 石崎 勇

市議会

教育委員長殿

注 鎌倉市教育センター所蔵の簿冊「昭和二十五年 学事関係書類 第一号 教育課」に収録されている。新制中学校の第一回卒業生が高等学校への進学を迎える直前の一九五〇年三月の資料である。高等学校制度の発足にあたっては、文部省から希望者全員入学の原則が示されており、これを求める保護者の意向が学級増設の希望となって表れている。

三 小田原城東高等学校工業科設置および小田原城内高等学校生徒定員増の「覚書」

覚 書

神奈川県教育委員会教育長と小田原市長鈴木十郎との間に次の事項を了解する。

第一 小田原城東高等学校工業科設置について

- 1、工業科新設は昭和二十七年行う
- 2、募集人員は四十名とする。
- 3、機械機具及び備品費の負担区分は別紙調書の概算を基礎として、小田原市三分の一、県三分の二とする。但し昭和二十七年に必要なるものは小田原市において措置する。
- 4、校舎の昭和二十八年以降のことについては県と小田原市と協議の上決定する。

但し昭和二十七年入学者の収容校舎は小田原市が県と協議して措置する。

第二 小田原城内高等学校生徒定員増加について

- 1、小田原城内高等学校の昭和二十七年入学生徒定員は五十名を増員する。
- 2、増員による校舎の措置は小田原市において県と協議の上措置する。
- 3、昭和二十八年以降の生徒収容のための校舎は小田原市と県と協議の上決定する。

昭和二十七年三月十四日

神奈川県教育委員会教育長	中村新一
小田原市長	鈴木十郎

注 小田原市立中央図書館所蔵の「昭和二十八年度 会議録綴 小田原市教育委員会」に収録されている。小田原城東高等学校には、一九五二年度から機械科が設置された。

四 横浜市公立中学校長会からの高校増設の要望（一九五七年）

陳情書

一、陳情の主旨

横浜市に県立高等学校（普通課程）並に県立工業高等学校を新設していただきたい。

一、陳情の理由

イ、本県下に於ける高等学校の状況は 県当局並に関係各方面の御努力により累年向上しつゝあることは感謝に堪えないところでありますが 学校分布の実態から見ますと百二十万県民をもつ横浜市に対しては極めて悪く公立高等学校（市立を含む）在籍生徒数と公立中学校在籍生徒数との比率、即ち公立高等学校の収容力の比較に見ましても小田原・足柄上下地区の三十四％ 平塚・大磯地区の三十一強％を最高として以下これに続く各地区の現状に対し 横浜市は最低の十三％と云う状態であり若しこれを進学希望者のみをもつて比べますならば 進学希望率の高い横浜市は更に甚だしい悪条件下にあるという数字がでまして如何に横浜の県民子弟が公立高校に学ぶのに困難しているかゞ判明する訳であります。

なにとぞこの点を御諒察下さいまして横浜市に県立の普通科高等学校を新設されんことをお願い致します。

ロ、将来の日本は高次の工業国として発展するより外に途はないということは万人の認めるところであり 国家の教育方針もその認識の上に立つて理科教育・産業教育の振興のためには単独立法までした訳でありますので 我々中学教育におきましても この点に留意して教育をすゝめると共に わが国産業界が中堅幹部教育機関として最も期待しております工業高等学校に優秀な中学校卒業生を多数送りこむように努力しておる次第であります このため近年中学生の進学希望者中 工業高等学校への希望者は年々増加の一途をたどっておりまして 横浜市におきましても募集人員七百四十名に対して 実に千六百八十九名の希望者という多きに達しており 極めて入学困難の状態あります 従つて 大学進学希望のない者まで 多数 普通課程の高校に進学しているという教育の不経

済をきたしておる次第であります なお工業課程の高等学校は商業課程のそれと異り経費を多く要するためか 私立校は殆どなく すべて公立に依存せざるを得ない現況でありますので是非とも横浜市に県立工業高等学校を新設されんことをお願いいたします。

昭和三十二年九月二十日

横浜市公立中学校長会

代表 大島 昌 静

注 横浜市史資料室に所蔵されている。

五 平塚・大磯学区からの高校定員増・学校増設等の要望（一九五九年）

（一）平塚・大磯学区高校入学対策協議会

残暑きびしき折柄 益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

当平塚・大磯学区における高校進学志望者の数は逐年増加してまいり、特に昭和三十八年度をピークとする志願者激増の時を考えましたときに、現在の学区内における公立高校の入学定員では容易に収容することが出来ないことは明らかであります。さらにまた教育の機会均等の見地より本学区における勤労学徒の教育施設をながめたときにも、他地区に比して極めて恵まれない状態におかれております。

これらのことについては、関係各位の常に重大な関心を払われておられるところであります。そこで私共はこのような実情を憂慮し、何等かの対策を講じなくてはならないと種々協議しました結果、直接にしかも切実にこれが対策について腐心しておられます それぞれの代表の方々の御参加をいただき、平塚・大磯学区高校入学対策協議会（仮称）を結成して、この組織の中で総合的に対策を検討し、本地区の生徒達が安んじて高校教育を受けられるような最善の方途をみいだしたいと考えた次第であります。

つきましては、この企画に御賛同下さいまして御参加をお願いそれぞれの立場より御高見の披瀝を賜わり、この地区としての意見の調整、統一をはかり、本問題解決の道を切り拓いて参りたいと存じます。

早速に第一回の協議会を左記により開催いたしたいと思しますので公私共に御繁忙のところ恐縮ですが、まげて御出席下さいますよう御通知申し上げます。

記

一日 時 九月二日（水）午後一時半

一 会 場 平塚市教育委員会教育長室

昭和三十四年八月二十五日

平塚市教育委員会教育長	加藤 一 太 郎
大磯町教育委員会教育長	渡 辺 長 吉
二宮町教育委員会教育長	市 川 栄 次 郎

殿

（二）「請願書（陳情書）」

請願書（陳情書）

戦後十五年を経て我が国の学校教育は、新学制の下に内容形式共に大きな進展を遂げて参りました。

とくに近年義務教育を終了する中学校の卒業者の高等学校進学者数は著しく増加して参り、すでに今日では高等学校教育は普通教育視され一般化される傾向を示しております。

教育の機会均等と、生徒の向学心に応える上からも高等進学の門戸は大きく開放されなければならぬと考えます。

本県公立高等学校学区の中、当平塚・大磯学区についての高等学校進学の現状をつぶさに調査検討いたして参りますと本地区においても全国的な傾向と同様に高校進学者数は逐年増加の一途をたどり、県下でもその志願率は相当高い地区の一つに数えられております。

しかるに、これに対する公立高等学校の受入態勢は極めて狭き門であり、志願者を容易に収容することが困難な公立高校設置の状況に置かれております。

さらに又、本地区が県央という地理的好条件下にありながら職業課程の配置も偏しており、働きながら学ぼうとする青少年の教育施設も不十分な現況にあります。

とくに昭和三十八年度をピークとする志願者激増の時を考え合わせましたとき、現状では進学競争は激化し学校教育上まことに憂慮すべき事態も招来することが予想されます。

かかる入学難の緩和をはかるため本学区の父兄及び教育関係の代表者の積極的な参加を得て高校入学対策協議会を結成し、現状及び将来の見通しの上に立つて総合的にその対策を調査し検討して参りました。

その結果、当地区の要望事項を一本にまとめ次の各項に挙げられるような解決策の結論を得ましたので、関係御当局の格別の御配慮をいただき早急にこれが実現を期せられるよう善処方をお願いする次第であります。

これらの各要望事項の実現にあつては種々困難な事情もあられることと思いますが、次代を荷う青少年の将来のため又地域父兄の教育に対する熱情に応えるべく格段の御配意と御措置を強く重ねてお願いするものであります。

要 望 事 項

一	昭和三十五年度より県立平塚江南高等学校及び県立平塚高等学校普通科の各
二	五〇名の臨時入学定員を正規定員とする。
三	本学区に普通課程の高等学校を一新設し、更に各県立普通高等学校の学年定員を三〇〇乃至四〇〇名の規模とする。
四	県立夜間定時制の設置を期する。
五	県立平塚農業高等学校の定時制を全日制に切替える。
六	昭和三十四年十二月十五日
七	平塚市議会議長 長戸川貞雄
八	平塚市教育委員会委員長 金子吉蔵
九	大磯町議会議長 曾根田恭男
一〇	大磯町教育委員会委員長 二挺木久二（加藤富蔵）
一一	二宮町議会議長 西山喜八郎
一二	二宮町教育委員会委員長 杉崎芳郎（高木貞雄）
一三	平塚大磯学区高校入学対策協議会長 橘川喜一郎
一四	大磯中学校PTA会長 赤星猪一
一五	県議会議員 長
一六	県知事 長
一七	県教委 長

平塚・大磯学区高校入学対策協議会委員名簿

番号	代表地区	役職名	氏名
一	委教地	平塚市教育委員会教育長	加藤一太郎
二	大磯町教育委員会教育長	渡辺長吉	
三	二宮町教育委員会教育長	市川栄次郎	
四	平塚市立大野中学校長	中丸寿郎	
五	平塚市立春日野中学校長	千葉武治	
六	平塚市立大磯中学校長	曾我岩雄	
七	大磯町立大磯中学校長	加藤正	
八	二宮町立二宮中学校長	井上甚太郎	
九	県立平塚江南高等学校長	直井要	
一〇	県立平塚農業高等学校長	丸山玄吉	
一一	平塚市PTA連絡協議会長	野崎芳平	
一二	平塚市PTA連絡協議会（春日野中PTA会長）	大谷政雄	
一三	大磯中PTA会長（会長）	赤星猪一	
一四	二宮中PTA会長	野谷真太郎	
一五	平塚地区教組連絡協議会（平教組委員長）	伊藤義雄	
一六	平塚地区教組連絡協議会（平塚高校教組）	佐々木章雄	
一七	大磯・二宮教組（国府中学校長）	池田彦三郎	

資料1 昭和34年度平塚・大磯学区公立高等学校生徒入学定員表

学 校 名	学 科	入学定員	
県立平塚江南高校	普 通 科	350 (50)	計 1,000
// 大磯高校	普 通 科	200	
// 高浜高校	普 通 科	300	
// 平塚高校	普 通 科	150 (50)	
	電 気 科	50	
	工業化学科	50	
	機 械 科	40	
// 平塚農業高校	農 芸 科	100	
	食品化学科	40	
	農村家庭科	50	
	農業科（昼間定時制）	50	
平塚市立商業高校 （夜間定時制〔1〕）	普 通 科	50	
	商 業 科	100	

備考 （ ）内は昭和34年度に限り募集する臨時入学定員を示す。

資料2 昭和35年度～40年度平塚・大磯学区における高校志願者推定数

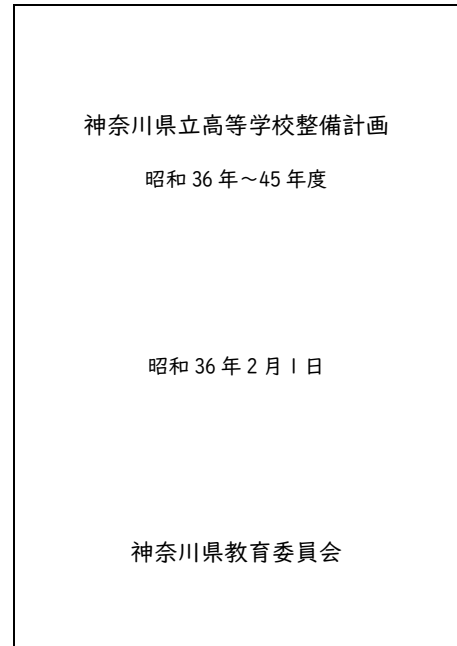
年 度	35 年	36 年	37 年	38 年	39 年	40 年
中学校卒業予定者数	2546	2174	2798	3823	3489	3478
高校志願者推定数	1859	1587	2043	2791	2547	2539
普通科志願者推定数	1553	1326	1707	2332	2128	2122
普通科志願者の現収容定員 （1000名）に対する超過数	553	326	707	1332	1128	1122

備考

- (1)高校志願者推定数は卒業予定者数の73%（最近四ヶ年平均比率）で算出した。
 (2)普通科志願者推定数は卒業予定者数の61%（最近四ヶ年平均比率）で算出した。

注 平塚市博物館市史編さん担当所蔵の簿冊「昭和三十四年八月起 高校入学対策協議会綴 学校教育課」に収録されている。一九四七年から四九年に出生した第一次ベビーブーム世代は前後の世代よりも二割程度人口が多い。これに加えて、高等学校への進学率が年々上昇する状況の中で、高等学校への進学難が予想された。本資料は、五九年の時点で、第一次ベビーブーム世代が高校進学を迎える六三年度を見通して、高等学校の定員増を求めている。

六 『神奈川県立高等学校整備計画』



〔目次略〕

総説

1. 計画立案の基本的な態度

(1) 計画の目的

近い将来における高等学校進学希望者数の急激な変化に対応し、かつ進展しつつある社会の要請に応じて、県立高等学校の整備を図ることを目的とする。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、昭和36年度から同45年度に至る十ヶ年とし、基準年次は昭和34年度とした。

この期間を便宜的に次の2期に分けた。

(a) 前期（昭和36～40）

主として量的な急増に対する計画の段階で、その目標年次を昭和40年度とした。

(b) 後期（昭和41～45）

主として質的な充実を図るための計画の段階で、その目標年次は昭和45年度とした。

(3) 計画立案の方針

(a) 今後、県民の生活水準が向上するにつれて、高等学校教育はますます一般化するものと予想されるので、できるかぎり広く高等学校の門戸を開放する。

(b) 高等学校の収容力は、今後急激な増減の過程をたどるが、現在県・市・私立間に保たれている均衡は、将来にわたって維持できるものとした。

(c) 高等学校への進学希望の現状と産業界の要請に応じて、工業科および商業科を拡充し、通常課程における普通課程と職業課程の生徒数の比率を現在の8・2から7・3の線に近づける。

(d) 現在の高等学校通学区域を維持するものとしては、今後の生徒数の急増期に対処できないので、現在の通学区域は統合されなければならないものとした。

2. 計画の内容

この計画の立案過程において取り扱った主な事項は以下のとおりである。

(1) 前期における計画

(a) 既設高等学校の施設の整備拡充を図る。

(b) 普通高等学校3校、工業高等学校4校、商業高等学校1校（未定）を新設する。

(c) 新設高等学校との関連において、既設高等学校の課程の分離統合を行なう。

(d) 生徒数の急増に対する臨時的な措置として、特別教室の一部を普通教室に転用し、学級の一部の規模を約1割増として、収容力の増加を図る。

(e) 現在の高等学校通学区域について再検討を行ない、小学区、中学区の統合を行なう。

(2) 後期における計画

(a) 教育の質的向上を図るため学級規模を縮小（ママ）する。

(b) 設備の充実を図る。

(c) 学校環境の整備を図る。

(d) 分校の再検討を行なう。

(注) 以上のうち、(1)―(e)、(2)―(b) (c) (d)の事項については、現在具体的な結

論をえていないので、以下の各章においては取りあげないことにした。なお(1)―(e)のいわゆる学区制については昭和36年度間において再検討を行なう予定となっている。また教職員需給計画については必要数の算出にとどめた。

3. 目標年次における指標

この長期計画は、以上に記した基本的態度にもとず「つ」いて以下の各章にみるように立案したが、目標年次(昭40、昭45)における主な指標を拾ってみると次のようになる。

目標年次における指標(編制)

項 目	基準年次 (昭34) P	目標年次(40年度)		目標年次(45年度)		備 考
		Q	Q/P(%)	R	R/P(%)	
総収容力(総定員)	39,250	60,697	155	49,861	127	通常定時の合計
総 学 級 数	925	1,236	134	1,183	128	
学 級 の 最 大 規 模	50 (40)	55 (42)	110 (105)	45 (40)	90 (100)	()は 職業課程
通常課程の学年定員	11,910	16,741	141	13,373	112	
〃 学 級 数	248	340	137	317	128	
〃 普通科の定員(A)	9,500	12,175	128	9,159	96	
〃 職業科の定員(B)	2,410	4,566	189	4,214	175	
〃 $\frac{A}{A+B}$ (%)	79.8%	72.7%	—	68.5%	—	
〃 工業科の定員	1,240	2,940	237	2,800	226	
定時制課程の学年定員	2,090	2,726	130	2,320	111	
〃 学 級 数	42	58	138	58	138	

(1) 学年学級の編制

目標年次における指標（施設の使用状況） 通常課程

項 目	基準年次 (昭 34)	前期目標年次 (昭 40)	後期目標年次 (昭 45)	備 考
総 数	710 学級 33,429	1,020 学級 50,476	951 学級 40,581	
既設校の 現有設備	普 通 教 室 697 学級 33,429	765 学級 36,720	765 学級 32,844	
	特別教室転用	60 学級 3,000	— —	
新 設 校	普 通 教 室	186 学級 8,250	186 学級 7,737	
	特別教室転用	9 学級 450	—	
学級定員の増加（すし詰め）	2,056	—		

〔正誤表によれば「基準年次」の「特別教室転用」「学級実員の増加（すし詰め）」の数字は 1960（昭和 35）年のもの〕

(2) 施設の使用状況
既設高等学校と新設高等学校の施設の使用状況は次のとおりとなる

1. 第一章 公立高等学校入学人数の推計
推計の時点と期間

この推計は、昭和 35 年 7 月 15 日現在において行なったが、その後 12 月 1 日現在において、その一部を補正した。

推計の期間

中学校の卒業生数 進学者数……昭 35—昭 44

高等学校入学人数……昭 36—昭 45

推計の詳細については省略し、その要点と推計結果について記す。

2. 公立中学校卒業生数、進学者数の推計

(1) 公立中学校卒業生数

別におこなった「近い将来における公立小中学校児童生徒数の推計」（別表第 1 表）の結果を用いて、その第 3 学年生徒数に卒業期までの減少（転出入の差、原級留置等による減少）を考慮して、99.2% を乗ずることによって算出した。

(2) 高等学校進学者数

ここでいう進学者とは、中学校卒業生のうち、高等学校（通常・定時・別科）へ進学した者の割合を百分比で示したものである。

この進学者率は年々上昇をたどって、昭和 34 年度には 60.14% となっているが、卒業生数の多少と高等学校の入学定員との関係から必ずしも一様の伸びをしていない。そこでこの推計では、進学者数（2 月 1 日の調査）を基礎として進学者率を推定し、これを用いて進学者数を算出した。

昭和 n 年度の進学者率 = $61,505 + 1,395(n-33)$ $32 \times n < 45$ 進学者希望者のうち進学できない者の比率を 3.345% [正誤表によれば 3.335%] と仮定して昭和 n 年度の進学者率 = $58,170 + 1,395(n-33)$ $32 \times n < 45$ とした。

このようにして求めた進学者率は、前期の目標年次（昭 39）には、66.54%、最終年次（昭 44）には 73.53% となる。なお昭 36—37 年度の進学者率はこの式により算出した値を若干補正した。

(3) 高等学校進学者数

(1) により求めた卒業生数に (2) で推定した進学者率を乗ずることにより算出した。

第1表 公立中学校卒業生数、進学率、進学者数（推計）（昭35～44）

卒業年次	卒業生数	進学率 %	進学者数	課程別進学者数	
				通常課程	定時制課程
(30)	49,183	54.22	26,668	23,149	3,519
(31)	54,457	54.66	*29,768	25,969	3,800
(32)	52,787	57.08	30,130	27,134	2,996
(33)	58,394	[58.46] 58.45	34,136	31,022	3,114
(34)	49,213	60.14	29,597	27,325	2,272
35	40,890	62.17	25,420	23,400	2,020
36	54,450	[62.99] 63.00	34,300	31,200	3,100
37	76,020	63.75	*48,460	44,100	4,670
38	68,470	[68.07] 65.15	*46,610 〔正誤表によれば 44,610〕	40,600	4,010
39	70,010	[66.55] 66.54	46,590	42,400	4,190
40	62,250	67.94	42,290	38,480	3,810
41	56,620	[69.29] 69.33	39,230	35,700	3,530
42	53,520	[70.72] 70.73	37,850	34,440	3,410
43	50,530	72.12	36,440	33,160	3,280
44	50,200	[73.51] 73.52	36,900	33,590	3,310

（注）昭30～34年度は実数 〔*は「通常課程」と「定時制課程」の合計と一致しない〕

以上の過程をえて推計された結果は第1表のとおりである。

3. 公立高等学校入学人数の推計

(1) 通常定時制課程別入学人数

通常課程入学人数は前節2―(3)の通常課程進学者数に、公立高等学校で収容すべき割合53.5～53.9%（私立・県外中学校からの入学者の割合を含む）を乗ずることにより求めた。

定時制課程入学人数については2―(3)の定時制課程進学者数に135～128%（私立、県外、前年度卒業生からの入学を含む）を乗ずることにより求めた。

(2) これらの入学人数は何れも最少値を示すものである。

(a) 通常課程の普通・職業課程別入学人数、通常課程入学人数を基礎として、普通課程にはその約75.3%相当を配分した。

(b) 県・市立別については、現行通学区域別の入学人数の分布から算出した。職業課程については、約24.7%を配分し、その75.3%を県立分とした。なお通常課程の入学人数の算出過程は別表第2表に掲げた。このようにして推計された結果は第2表のとおりである。

第2表 公立高等学校課程別入学者数（推計）－通常課程

入学年度	総数	普通課程			職業課程		
		計	県立	市立	計	県立	市立
(34)	16,186	12,210	9,541	2,669	3,976	2,463	1,513
(35)	15,861	12,003	9,327	2,676	3,858	2,364	1,494
36	12,680	9,500	7,320	2,180	3,180	1,990	1,190
37	16,920	12,680	9,790	2,890	4,240	2,630	1,610
38	23,690	17,840	13,650	4,190	5,850	3,660	2,190
39	21,790	16,400	12,480	3,920	5,390	3,370	2,020
40	22,730	17,110	12,970	4,140	5,620	3,520	2,100
41	20,630	15,520	11,740	3,780	5,110	3,190	1,920
42	19,120	14,400	10,910	3,490	4,720	2,960	1,760
43	18,400	13,860	10,490	3,370	4,540	2,850	1,690
44	17,700	13,330	10,090	3,240	4,370	2,730	1,640
45	17,910	13,500	10,240	3,260	*4,410	2,760	1,640

（注）昭34-35は実数値 入学率は普通75.4% 職業64.0%

〔*は「通常課程」と「定時制課程」の合計と一致しない〕

(3) 定時制課程の県市立別入学者数
定時制課程入学者数を基礎数として、その約47.5%を県立で收容するものとした。また県立における普通・職業の割合は53.5:46.5とした。

第3表 公立高等学校県・市立別入学者数（推計）－定時制課程

入学年度	総数	県立			市立
		計	普通	職業	
(34)	3,966	1,846	939	907	2,120
(35)	3,533	1,665	920	745	1,868
36	3,730 〔正誤表によれば2,730〕	1,320	710	610	1,410
37	4,200	2,000	1,070	930	2,200
38	6,080	2,890	1,550	1,340	3,190
39	5,420 〔正誤表によれば5,440〕	2,570	1,370	1,200	2,870
40	5,650	2,680	1,430	1,250	2,970
41	5,110	2,430	1,300	1,130	2,680
42	4,770	2,260	1,210	1,050	2,510
43	4,570	2,170	1,160	1,010	2,400
44	4,230	2,010	1,080	930	2,220
45	4,250	2,020	1,080	940	2,230

（注）昭34-35は実数値

4. 県立高等学校入学者数（推計）からみた現有施設の不足数
以上の推計値は何れも最小値を求めたものであるため、これを考慮に入れて県立高等学校の入学者数に現有施設との関係を求めてみる。

①最大の圧力を示す昭和40年度の在籍者数
〔普通（39,100）＋職業（10,550）〕×1.02＝50,640人

②現有施設の整備による收容可能数
a. 普通教室（普通576＋職業189）……………36,800人
b. 特別教室の転用（60教室）……………3,000人
c. 圧縮（約1割）……………1,600人
42又は55
a＋b＋c……………41,400人
③不足数……………9,240人

第4表 公立高校における通常・定時制課程の生徒数の割合

区 分	昭和30年度		昭和34年度	
	通常	定時制	通常	定時制
全 国	77.9	22.1	79.9	20.1
東 京	69.4	30.6	85.0	15.0
愛 知	81.3	18.7	87.2	12.8
京 都	80.0	20.0	88.5	11.5
大 阪	76.9	23.1	86.6	13.4
兵 庫	76.6	23.4	81.7	18.3
神奈川	77.5	22.5	87.8	12.2

この収容不能数9,240人は、一学級(40人+50人)×21145人とすれば、約206学級となり、一校24学級編制とすれば約8校を必要とすることになる。

第2章 課程の再配置計画

1. 配置計画の根拠

高等学校における課程の再配置計画は、大きく次の三つに分けることができる。

① 通常課程と定時制課程への入学者数の配分

② 通常および定時制課程における学科課程(普通・農業・水産・工業・商業・家庭)の構成

③ 各学科課程内の小課程の構成

ところで、このような課程の再配置を行なうに当つては、現在における課程の配置とその問題点、課程別進学希望者の現状と見通し、求人求職の需給関係等から総合的に考察しなければならない。

そこで、この計画ではいくつかの観点から調査研究を行ったが、その要点を記すと次のようである。

(1) 通常と定時制への入学者数の配分

まず通常、定時別の在籍生徒数の比について、本県の場合と全国平均値および五大都府県の状況をみると次のようになっている。

この表でみるかぎり、本県をはじめとする六大都府県の通常課程はいずれも全国平均の伸びを上回つて増加している。

すなわち、本県の通常課程は、5年間に10%ほどその比がたかまり、全国で通常課程が占める比の最も高い県の一つである。逆にいえば定時制課程の比重が非常に小さい県だといえる。

そこでこれらの事情を勘案するとともに、勤労青少年の主要な教育機関としての定時制の意義、あるいは予想されるピーク時等を考慮に入れ、本計画では、現在維持されている通常と定時制の生徒数の比88..12を大きく変えないことにした。

(2) 通常課程における学科課程別の進学希望の状況

父兄生徒の希望が比較的素直に反映されていると思われる11月1日現在の進学希望調査の結果からみると、入学定員に対する進学希望者数の比率は、普通145%、農業82%、水産67%、工業243%、商業227%、家庭110%、平均160%(以上は昭30~昭34平均)となつている。

そこで、仮りに、各課程の競争率を一様に160%程度に均一化するとすれば、学科課程別の入学定員の構成比は次のようになる。

普通	67.9%
農業	1.9%
水産	0.2%
工業	16.9%
商業	12.1%
家庭	1.0%
計	100.0%

もしこの構成比を現在における望ましい学科課程の配分比とするならば、公立高校の現在と将来(目標年次昭45)の学科課程の配置は次表のとおりとなる。

課程別の構成比を求めてみると第6表のとおりである。

(4) 全国のおよび五大都府県における昭和34年度の通常課程入学者について、学科課程別の構成比を求めてみると第6表のとおりである。

第5表 公立高等学校および県立高等学校の望ましい学科課程の配置

学 科	昭 34 の現状		昭 34 の望ましい配置		昭 40 の定員	昭 45 の定員	県立高校の定員	
	定員	比率	比率	定員			昭 40	昭 45
普 通	12,100	75.9%	67.9%	10,840	15,500	12,300	12,290	9,670
農 業	540	3.4	1.9	300	430	340	430	340
水 産	80	0.4	0.2	30	40	40	40	40
工 業	1,710	10.7	16.9	2,700	3,850	3,050	2,800	2,210
商 業	1,300	8.2	12.1	1,940	2,760	2,180	850	670
家 庭	230	1.4	1.0	150	220	170	140	110
計	15,960	100.0%	100.0%	15,960	22,800	18,080	16,550	13,040

(注) 通常課程の場合についてである。県立高校は再掲である。

この結果からみると、県立高等学校の工業科は280、商業科は850の学年定員を必要とすることになる。

(3) 就職者の需給関係
本県高等学校卒業者の就職についての需給関係を見ると、過去および将来にわたって、絶体「対」的に供給が過少となつてい

昭和32年度の高等学校就職状況調査(1/7抽出)の結果によれば、本県出身者で県下に就職した工業高等学校卒業者は、それに対する県内需要の、55%を充足するに過ぎず、残りの45%は県外から供給されている。また県内卒業生で県外に就職したものは県内卒業生の17%を占めるにすぎなかった。かりに県内卒業生が全員県内に就職したとしても、それは需要の66%を充たすにすぎない。

このような工業高等学校卒業者の不足は、今後も緩和されな

第6表 学科課程別の生徒数の構成比 (昭和34年)

府 県	普 通	農・水	工 業	商 業	家 庭	備 考 (大学進学率(昭34))
全 国	60.2%	9.4%	9.3%	13.9%	6.9%	17.2
東 京	71.0	2.6	12.0	13.4	0.9	24.8%(全国第1位)
愛 知	50.5	6.7	10.6	23.8	7.8	19.8
京 都	67.2	5.2	7.2	16.2	3.1	16.6
大 阪	69.0	1.6	15.5	12.5	1.4	20.4
兵 庫	62.8	6.2	10.8	12.9	7.3	21.1
神奈川 (県 立)	74.4 (79.5)	4.0 (5.2)	11.3 (10.6)	8.8 (3.4)	1.6 (1.3)	23.1(全国第2位)

(注) 公立高等学校についての構成比である。

(2) 通常課程における学科課程の構成

以上のような考察から、この計画における課程の再配置は次のようにした。

(1) 通常課程と定時制課程への入学者の配分
これは第七表のとおりである。

すなわち、通常と定時制の配分については現状の配分比約85...15を維持するようにした。

2. 配置計画の内容

これによると、本県の公立高等学校では普通課程の占める比重は74.4%で著しく大きく、全国第一位(別表資料参照)となつて

いる。このことは本県高等学校卒業者の大学への進学率の高いことと関連をもつ(大学進学には普通課程を履修するほうが有利)ものと考えられる。しかし高等学校が今後職業教育化の傾向をたどるものとするならば再検討を要する問題であろう。

以上に記した総合的な考察に基づいて、本計画では、職業課程（とくに工業科、商業科）の拡大に重点をおいた。
第8表には通常課程における学科課程の構成を示した。
この結果、普通と職業課程の比は現在の79.7対20.3から、最終年次（昭和45年）には68.5対31.5となる。

第7表 通常・定時制課程の入学者の配分

	昭									
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
通 常	11,180	12,800 〔正誤表 によれば 12,840〕	17,537	16,198	16,741	15,320	14,297	13,835	13,373	13,373
(配分比)	(84.9)	(86.1)	(86.2)	(86.1)	(86.0)	(86.1)	(86.0)	(85.6)	(85.2)	(85.2)
定 時	1,990	2,072	2,813	2,610	2,726	2,465	2,320	2,320	2,320	2,320
(配分比)	(15.1)	(13.9)	(13.8)	(13.9)	(14.0)	(13.9)	(14.0)	(14.4)	(14.8)	(14.8)

① 既設の工業高校の整備拡充では、神奈川工業高校、川崎工業高校および横須

工業科は既設工業高校の整備拡充に加え、4校の工業高等学校を新設して収容力を現在の2倍に増大させることとした。

(a) 工業科 次に職業課程における学科課程別の配置計画は以下のとおりである。

第8表 通常課程に於ける学科課程の構成

入学 年度	総 数 普 通 職業課程			職業課程の内訳				
				農 業	水 産	工 業	商 業	家 庭
昭 (34)	11,961 (100)	9,535 (79.7)	2,426 (20.3)	522 (100)	71 (100)	1,270 (100)	407 (100)	156 (100)
36	11,180 (100)	8,750 (78.4)	2,430 (21.6)	490 (92)	120 (169)	1,320 (104)	400 (98)	100 (64)
37	12,840 (100)	10,300 (80.2)	2,540 (19.8)	480 (92)	160 (169)	1,400 (110)	400 (98)	100 (64)
38	15,737 [17,537] (100)	12,935 (74.3)	4,602 (25.7)	504 (97)	168 (237)	2,940 (232)	880 (216)	110 (71)
39	16,198 (100)	11,650 (71.9)	4,548 (28.1)	504 (97)	168 (237)	2,940 (232)	832 (204)	104 (67)
40	16,741 (100)	12,175 (72.7)	4,566 (27.3)	504 (92)	168 (237)	2,940 (232)	848 (208)	106 (68)
41	15,320 (100)	10,790 (70.4)	4,530 (29.6)	504 (92)	168 (237)	2,940 (232)	816 (200)	102 (65)
42	14,297 (100)	10,011 (70.0)	4,286 (30.0)	480 (92)	160 (226)	2,800 (220)	752 (185)	94 (60)
43	13,835 (100)	9,585 (69.3)	4,250 (30.7)	480 (92)	160 (226)	2,800 (220)	720 (177)	90 (58)
44	13,373 (100)	9,159 (68.5)	4,214 (31.5)	480 (92)	160 (226)	2,800 (220)	688 (169)	86 (55)
45	13,373 (100)	9,159 (68.5)	4,214 (31.5)	480 (92)	160 (226)	2,800 (220)	688 (169)	86 (55)

(注) 1 入学定員を示す。 2 () は、普通職業課程については構成比を示し、職業課程の内訳については指数を示す

- ② 次いで平塚高校の普通科を分離し、独立の工高校として定員の増加をはかる。
- ③ 更に小田原城東高校、相原高校の工業科は新設工業高校に、松田分校は本校にそれぞれ吸収する。
- 新設工業高校の小課程は次のことを基礎にして、配置を計画した。
- 小課程の種類はできるだけ少なくし、1校については4〜5とし、各小課程ごとの学級数は1〜4とした。
 - 機械および電気関係は各校に設置する。
 - 新設4校はそれぞれ特色をもつようにする。
 - 既設工業高校総合的な配置を考慮する。
 - 機械、電気等の課程において、2学級以上をおく場合は類型コース等を考慮して施設設備の利用度の向上をはかる。
- 以上のことから、工業科の現在と将来の規模は第9表のとおりとなる。これによると、工業科の将来規模(単学年)は70学級280名となっているが、産業教育審議会の答申のように、商工高校の工業科を(分離)拡充することになれば、72学級280名となる。

第9表 小課程別にみた工業高等学校の現在と将来

	学 校 名	現 在											
		課 程 名 . 学 級 数											
		機械	電気	電子 工業	電気 通信	工業 化学	化学 工業	造船	建築	土木	工業 図案	木材 工芸	合計
既 設	神奈川工業高校	2 (80)	1 (40)	1 (40)	1 (40)				1 (40)		1 (25)	1 (25)	8 (290)
	川 崎 工 業 //	2 (90)	1 (40)		1 (40)	1 (40)	1 (40)		1 (20)	1 (20)			8 (290)
	商 工 //	2 (80)	2 (80)			1 (40)							5 (200)
	横須賀工業 //	2 (85)	2 (85)				1 (40)	1 (30)					6 (240)
	平 塚 //	1 (40)	1 (50)			1 (50)							3 (140)
	小田原城東 //	1 (40)											1 (40)
	相 原 //					1 (40)							1 (40)
	神奈川工業 // 松 田 分 校								1 (40)				1 (40)
	小 計	10 (415)	7 (295)	1 (40)	2 (80)	4 (170)	2 (80)	1 (30)	3 (100)	1 (20)	1 (25)	1 (25)	33 (1,280)
新 設	川崎第二工業高校												
	横 浜 工 業 //												
	足 柄 工 業 //												
	相 武 工 業 //												
	小 計												
合 計													

(注) 数字は学級数、() は入学定員

第5章 高等学校

	学 校 名	将 来											
		課 程 名 . 学 級 数											
		機械	電気	電子 工業	電気 通信	工業 化学	化学 工業	造船	建築	土木	デザ イン	工芸	合計
既 設	神奈川工業高校	3 (120)	1 (40)	1 (40)	1 (40)				1 (40)		1 (40)	1 (40)	9 (360)
	川 崎 工 業 //	3 (120)	1 (40)		1 (40)	2 (80)	1 (40)						8 (320)
	商 工 //	2 (80)	2 (80)			1 (40)							5 (200)
	横須賀工業 //	2 (80)	2 (80)				2 (80)	1 (40)					7 (280)
	平 塚 //	2 (80)	2 (80)			2 (80)							6 (240)
	小田原城東 //												
	相 原 //												
	神奈川工業// 松 田 分 校												
新 設	小 計	12 (520) [480]	8 (320)	1 (40)	2 (80)	6 [5] (240) [200]	3 (120)	1 (40)	1 (40)		1 (40)	1 (40)	35 (1,400)
	川崎第二工業高校	4 (160)	1 (40)	2 (80)					1 (40)	1 (40)			9 (360)
	横浜工業 //	4 (160)	1 (40)	1 (40)			2 (80)			1 (40)			9 (360)
	足柄工業 //	3 (120)	1 (40)	2 (80)					1 (40)		1 (40)		8 (320)
	相武工業 //	3 (120)	2 (80)	2 (80)			2 (80)						9 (360)
合 計		26 (1,080) [1,040]	13 (520)	8 (320)	2 (80)	6 [5] (240) [200]	7 (280)	1 (40)	3 (120)	2 (80)	2 (80)	1 (40)	70 (2,800)

※「既設」の「機械」の入学定員、「工業化学」の学級数と入学定員の合計値が各校の数値を合計した数値と合致しない。

(b) 商業科

現在県立商業高校の定員は400名であり、既設商業高校の整備拡充を行っても430名である。しかし前述した理由から、商業の門戸も拡大しなければならない。そこで将来新設が一校できるという前提にたつて配置を計画すれば第10表のようになる。(商業高校の新設については、現在未定であるが、将来確定の上は、産業教育審議会の答申にそつて、商工高校の商業科は新設校に吸収する予定である。)

第10表 商業高等学校の現在と将来

校名	現在規模	将来規模
商工	2 (100)	2 (100)
城東	5 (250)	7 (350)
上溝	1 (50)	1 (50)
新設	—	6 (300)
合計	8 (400)	16 (800)

(注) 学級数 () は定員

(c) 水産科

現在水産科を置くのは三崎水産高校であり、その小課程定員は、漁業40、製造40、漁業機関40計120名である。

この計画では3コース120名の他に、昭和37年度から通信40名を加え160名とする。

(d) 農業科

この計画では農業科は一応現在の規模のまゝとした。現在の学科別的小課程は次のようである。

第11表 農業高等学校の現在規模と将来規模

校名	現在規模								将来規模
	計	農業	農芸	園芸	畜産	農林土木	食品化学	農村家庭	
平塚農	210		80				80	50	200
相原	80		40		40				80
愛甲農	80	40		40					80
吉田島農林	120	40		40		40			120
合計	490	80	120	80	40	40	80	50	480

しかし農業科の課程配置は、現在における入学希望の状況と将来における諸条件の変化を考慮して、早急に体質の改善を図る必要がある。なおこのことについては次年度において総合的な研究が行われることになっている。

(e) 家庭科

家庭科は茅ヶ崎高と大秦野高に各々50名の定員で1課程ずつ設置してある。この計画では将来も一応この程度にとどめることにした。

(3) 定時制課程における学科課程の構成

定時制課程における普通・職業課程の構成比は現在55・45で通常課程における普通80対職業20に比較して、職業課程の比が高い。

このことは、定時制の性格から当然のことであり、今回の計画においても職業科とくに工業科の充実、拡充に重点をおき、第12表のように定時制課程における学科課程の配置を計画した。(一部未決定を含む)

すなわち、工業科において、新設4校に1校当たり4学級ずつ新たに工業科を設置すればよい。

これにより、工業科は現在の11学級520人から、将来26学級1040名となる。

第12表 定時制課程における学科課程の構成

課 程	現 在			将 来		
	学級数	生徒数	構成比	学級数	生徒数	構成比
総 数	42	1697	100%	58	2320	100%
普 通	23	939	55	23	920	40
農 業	3	49	3	3	120	5
工 業	11	520	31	26	1040	45
商 業	5	189	11	6	240	10

(注) 生徒数は入学定員を示す。

商業科は、城東高校の工業科の分離により、
1 学級増加となり、普通科、農業科は現在規
模をそのまゝ持続するものと仮定した。
この結果、将来の定時制における学科課程
の構成は、現在の普通 55 対 45 から、普通 40
対 職業 60 となる。

し、目標年次（昭 40）までに総規模 773 教室、37,070 名とする。その学校
別の計画は次のとおりである。

第3章 施設の整備計画

第1章に記した入学者数の推計結果からみた県立高等学校の必要規模と、第2
章において計画された課程の再配置を実施するために県立高等学校の施設を次の
ように整備する。

このうち、既設高等学校の整備については昭和 35 年度においてその一部が実
施になっている。

1. 既設高等学校の施設整備

既設 41 校の整備は、現有用地の広狭とその立地状況から昭和 35 ～ 37 年度
において ① 普通教室の増設 ② 特別教室の増設 ③ 老朽校舎の改築

④ 体育館、プール等の建設を行う。

(1) 普通教室の増設

現在規模（昭 36・2・1 現在）普通課程 520 教室、26,000 名、職業課程 170
教室、7,380 名（内 8 教室 320 名は専攻科および別科）であるが、これに普
通課程において 56 教室、2,800 名、職業課程において 27 教室 890 名を増設

第13表 既設高等学校の現在規模と増加計画

昭36. 2. 1調

番号	学 校 名	現在の学級数と生徒数 (臨時増は除く)				増加計画の学級数と生徒数				計画後の学級数と生徒数			
		普 通 科		職 業 科		普 通 科		職 業 科		普 通 科		職 業 科	
1	鶴 見 高	24	1,200							24	1,200		
2	神奈川工業 //			24	870			3	90 120			27	1,080
3	横浜翠嵐 //	24	1,200							24	1,200		
4	// 平沼 //	24	1,200							24	1,200		
5	// 緑ヶ丘 //	18	900			3	150			21	1,050		
6	// 立野 //	15	750							15	750		
7	商 工 //			21	900							21	900
8	希望ヶ丘 //	18	900			6	300			24	1,200		
9	横 須 賀 //	24	1,200							24	1,200		
10	横須賀大津 //	21	1,050							21	1,050		
11	// 工業 //			18	720			3	120			21	840
12	川 崎 //	24	1,200							24	1,200		
13	川崎工業 //			21	870			3	90			24	960
14	多 摩 //	18	900			6	300			24	1,200		
15	平塚江南 //	18	900			6	300			24	1,200		
16	// 農業 //			13	610			2	20			15	630
17	平 塚 //	7	350	8	380	△ 7	△ 350	9	△60 400	—	—	18	720
18	高 浜 //	16	800			2	100			18	900		
19	鎌 倉 //	18	900			3	150			21	1,050		
20	湘 南 //	24	1,200							24	1,200		

第5章 高等学校

21	藤 沢 高	15	750			3	150			18	900		
22	小 田 原 //	24	1,200							24	1,200		
23	小田原城内 //	25	1,250			△ 4	△ 200			21	1,050		
24	// 城東 //			18	870			3	150			21	1,050
25	西 湘 //	13	650			8	400			21	1,050		
26	茅ヶ崎 //	12	600	3	150	3	150			15	750	3	150
27	逗 子 //	8	400			7	350			15	750		
28	相 原 //	9	450	(4) 6	(200) 270				△ 30	9	450	(4) 6	(200) 240
29	上 溝 //	12	600	3	50	3	150			15	750	3	150
30	三崎水産 //			(2) 7	(20) 280			5	200			(2) 12	(20) 480
31	三 崎 //	9	450			3	150			12	600		
32	秦 野 //	12	600			6	300			18	900		
33	大 秦 野 //	9	450	3	150					9	450	3	150
34	厚 木 //	15	750			3	150			18	900		
35	厚 木 東 //	16	800	2	100	2	100	△2	△100	18	900		
36	愛甲農業 //			(2) 6	(100) 300				△ 60			(2) 6	(100) 240
37	大 磯 //	12	600			3	150			15	750		
38	伊 勢 原 //	9	450							9	450		
39	山 北 //	12	600							12	600		
40	吉田島農林 //	6	300	9	440			—	△ 80	6	300	9	360
41	津 久 井 //	9	450							9	450		
計		520	26,000	(8) 162 [156]	(320) 7,060 [6,960]	56 [66]	2,800 [3,350]	27 [26]	890 [860]	576	28,800	(8) 189	(320) 7,950

第14表 昭和37年度に建築を要する普通教室数

昭36. 2. 1調

	学 校 名	普通教室 所要数	普通教室の現況						普通教室 の 現有数	差引 過不足数	昭和37 年 度 建築数	
			現在	建築中	改造	36年度	計	建築計画によ る取こわし				
1	鶴 見 高	24	24				24		24	0		
2	神奈川工業〃	27	24				24		24	△ 3		△ 3は講義室の転用で可
3	横浜翠嵐〃	24	18	4	2		24		24	0		改造は現在の社会科と書道をCRに
4	〃 平沼〃	24	24				24		24	0		
5	〃 緑ヶ丘〃	21	21				21		21	0		
6	〃 立野〃	15	15				15		15	0		
7	商 工 〃	21	21				21		21	0		
8	希望ヶ丘〃	24	18			6	24		24	0		
9	横 須 賀 〃	24	9	15			24		24	0		
10	横須賀大津〃	21	20		1		21		21	0		改造は現在の生物をCRに
11	〃 工業〃	21	17				17		17	△ 4		△4は転用で
12	川 崎 〃	24	24				24		24	0		
13	川崎工業〃	24	23				23		23	△ 1		△1は転用で
14	多 摩 〃	24	18			6	24		24	0		
15	平塚江南〃	24	19	15		9	43	△ 19	24	0		全面改築
16	〃 農業〃	15	13				13		13	△ 2		△2は転用で
17	平 塚 〃	18	16			2	18		18	0		
18	高 浜 〃	18	18				18		18	0		
19	鎌 倉 〃	21	21				21		21	0		
20	湘 南 〃	24	21			16	37	△ 13	24	0		全面改築

21	藤 沢 高	18	15			3	18		18	0		
22	小 田 原 //	24	24			9	33	△ 4	29	5		ピーク後全面改築
23	小田原城内 //	21	30			9	39	△ 18	21	0		全面移転
24	// 城東 //	21	18	3			21		21	0		
25	西 湘 //	21	21				21		21	0		
26	茅ヶ崎 //	18	15	2			17		17	△ 1		図書館をすることにより△1解消
27	逗 子 //	15	11			4	15		15	0		
28	相 原 //	19	18				18		18	△ 1		△1は転用で
29	上 溝 //	18	12	9	△3		18		18	0		改造△3はCRを美術音楽生物に
30	三崎水産 //	14	8			10	18	△ 8	10	△ 4	4	全面移転
31	三 崎 //	12	8		4		12		12	0		改造は現在の音楽、社会、生物、物理をCRに
32	秦 野 //	18	10	12		6	28	△ 10	18	0		全面改築
33	大秦野 //	12	12				12		12	0		
34	厚 木 //	18	17				17		17	△ 1		△1は転用で
35	厚木東 //	18	18				18		18	0		
36	愛甲農業 //	8	7				7		7	△ 1	—	△1は転用で
37	大 磯 //	15	9	3	3		15		15	0		改造は現在の美術、音楽、社会をCRに
38	伊勢原 //	9	8	1			9		9	0		
39	山 北 //	12	12				12		12	0		
40	吉田島農林 //	15	15				15		15	0		
41	津久井 //	9	9				9		9	0		
計		773	681	64	7	80	832	80 [△72]	832 [760]	△ 13	4	

第15表 既設高等学校の特別教室の現有と新設数

名称	物理	化学	生物	社会	音楽	美術	調理	せんたく	被服	作法	保体	地学	書道	合併室	その他	計
既設	36	36	35	29	30	30	25	12	31	15	8	5	6	1	12	311
新設	6	7	9	6	5	5	4	2	5	4	6	3	5	3	4	74
合計	42	43	44	35	35	35	29	14	36	19	14	8	11	4	16	385

(2) 特別教室の増設
高等学校設置基準に基づいて、不足している特別教室を増設することにした。特別教室の現有数と新設数は第15表のとおりである。

第16表 特別教室現況と整備計画

35 10. 1 現在

番号	学 校 名	増加計画後の		物理	化学	生物	社会	音楽	美術	調理	せんたく	被服	作法	保体	地学	書道	合併 教室	その他	計
		学級数	生徒数																
1	鶴 見 高	24	1,200	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2						12
2	神奈川工業高	27	990	1	1	1												講義 5	8
3	横浜翠嵐高	24	1,200	1	1	1	2	1	1	1		1			1	1			11
4	横浜平沼高	24	1,200	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1		1		職業 1	14
5	横浜緑ヶ丘高	21	1,050	1	2	1	2	1	1	1	1	1						工芸 1	12
⑥	横浜立野高	18	900	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①					11
7	商 工 高	21	900	1	1			1											3
8	希望ヶ丘高	24	1,200	1	1	1		1	1	1		1							7
⑨	横 須 賀 高	24	1,200	①	②	①	1	1	1			①			①		1		10
10	横須賀大津高	21	1,050	1	1	1	1	1	1	2	1	4	1					旧理 2	16
11	横須賀工業高	21	840	1	1	1		1	1										5
12	川 崎 高	24	1,200	2	1	1	1	1	1	1	1								9
13	川崎工業高	27	990	1	1			1											3
14	多 摩 高	24	1,200	1	1	1	1	1	1	1		1		1	1				10
⑮	平塚江南高	24	1,200	①	①	①	①	1	1	①		①	①	①		①	①	産業理 2	14
16	平塚農業高	15	690	1	1	1	1		1	1		1		1					8
17	平 塚 高	18	780	1	1	1		1	1										5
18	高 浜 高	18	900	1	1	2	1	1	2	1		1			2	1			13
19	鎌 倉 高	21	1,050	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1				13
⑳	湘 南 高	24	1,200	①	①	①	2	①	①					①	①	①		職業 ①	11

第5章 高等学校

㉑	藤 沢 高	18	900	1	1	1	1	①	①	①	①	①	①	①		①			12
㉒	小 田 原 高	24	1,200	2	1	2	①	①	①					①	①	①	①		12
㉓	小田原城内高	21	1,050	1	1	2	①	1	1	①		①	①	①		①		職業 ①	13
24	小田原城東高	21	990	1	1	1	1	1	1	1				1					8
25	西 湘 高	21	1,050	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2		1	1			15
26	茅ヶ崎高	18	900	1	1	兼地 1	1	1	1	1	1	2	1						11
27	逗 子 高	15	750	1	1	1	1	1		1		1	1						8
28	相 原 高	19	890		1	兼書 1													2
㉔	上 溝 高	18	900	1	1	① 1	1	改造 1	改造 1	1		2							9
㉕	三崎水産高	14	500	①	①	①	①												4
31	三 崎 高	12	600	1	1	1	1	1	1	1		1	1						9
㉖	秦 野 高	18	900	①	①	②	1	1	1					1		1	①	職業 1	11
33	大 秦 野 高	12	600	1	兼生 1			1	1	1	1	2	1						9
34	厚 木 高	18	900	2	1	1	1	1	1										7
35	厚 木 東 高	18	900	1	1	1		1	1	1	1	2	1						10
36	愛甲農業高	8	400	兼物	1	1			兼音 1	1									4
37	大 磯 高	15	750	兼生 1	1		1	1	1	1	1	2	1						10
38	伊 勢 原 高	12	600	1	1	1	1	1	1	1		1		1		1			10
39	山 北 高	15	750	1	1	1	2	1	1	1		2	1					旧美 1 旧音 1	13
40	吉田島農林高	15	720	1	1	1													3
㉗	津 久 井 高	12	600	1	1	①	1	①	1	1	1	1	1						10
		788	37,790	42	43	44	35	35	35	29	14	36	19	14 [13]	8 [9]	11	4	16	385

○印は昭和 36, 37 年度に建築を要する特別教室

2. 新設高等学校の名称と計画規模

新設高等学校は普通高等学校3校、工業高等学校4校、商業高等学校1校（未決定）とし、その名称（仮称）と計画規模は次のとおりとする。

①	港北高等学校	（普通）	15 学級	750
②	大和	（普通）	24	1,200
③	追浜	（普通）	24	1,200
④	川崎第二工業	（工業）	27	1,080
⑤	相武工業	（工業）	27	1,080
⑥	足柄工業	（工業）	24	960
⑦	横浜工業	（工業）	27	1,080
⑧	未定	（商業）	18	900

合 計 186 8,250

第4章 新設校の立地計画

1. 新設高等学校予定地

この計画では、前述したとおり普通高等学校3校、工業高等学校4校（商業高等学校1校 未定）を新設することにした。これらの校名（仮称）と予定地は次のとおりである。

普通高等学校

(1) 港北高等学校（5学級編制 750名）

横浜市港北区川和町

(2) 追浜高等学校（8学級編制 1,200名）

横須賀市追浜

(3) 大和高等学校（8学級編制 1,200名）

大和市内

工業高等学校

(1) 横浜工業高等学校（9学級編制 1,080名）

横浜市磯子区内

(2) 川崎第二工業高等学校（9学級編制 1,080名）

川崎市内

(3) 相武工業高等学校（9学級編制 1,080名）

相模原市内

(4) 足柄工業高等学校（8学級編制 960名）

小田原市内

2. 立地条件

以上のごとく新設校の位置を予定した。その主なる理由は次のような立地条件の分析によった。

(1) 都市における既設高等学校の分布

本県における公立高等学校の市区町村別の分布状況は 別表 に詳細に掲げたが、これによつて、都市における状況をみると

① 横浜市10区内には公立高等学校17校（内県立8校）が分布しているが、公立高等学校を有しない区は港北区と磯子区のみである。

② 14市のうちには公立高等学校38校（内県立28校）が分布しているが、公立高等学校を有しない市は大和市のみである。

(2) 人口の増加率
③ 10万台の人口を有する、藤沢市（25万人） 小田原市（25万人） 平塚市（20.8万人） 相模原市（20.2万人）について公立高等学校の学校数をみると、小田原、平塚の両市はそれぞれ4校を有するが、藤沢、相模原市は2校ずつで、人口に比して著しく少ない。

本県の人口は、昨年の国勢調査によると、約344万人であつて、10年前の昭和25年の国勢調査時の人口（249万人）に比較し38.1%の増加を示している。いまこれを区市町村別にみると、（別表11参照）

川崎市、大和市、保土ヶ谷区……………約2倍
戸塚区、港北区、神奈川区……………6割増
相模原市……………4割増

等が著しい人口の増加地域である。このような人口増加の傾向は今後も続くものと思われるので、これらの地域には人口増加に対応した高等学校施設の拡充が必要となる。

(3) 教育的環境

都市の高等学校進学率が他地域に比して高かったことや、文化施設が都市に集中したことなどから、従来高等学校は都市中央部に建設される例が多かったが、最近における人口の都市集中の結果もたらされている弊害（交通難、騒音、煤煙等）を考慮するとこのことは必ずしも適切でなくなっている。そこで今度は都市部をさけて、その周辺地帯に建設することが教育的にもまた財政的にみても適切であること。

(4) 工業高等学校の分布

この計画では前述したように、城東および相模原高等学校の工業科は、それぞれ新設高等学校に分離統合することになっており、平塚高等学校の普通科は他に分離し、単独制の工業高等学校にすることになっている。したがってこのような立場から既設の工業高等学校の分布をみると、横浜市東部に2校、川崎市南部に1校、横須賀市、平塚市に各1校が配置されていることになる。

そこで新設校は、このような既設校の分布と、工業都市の将来の発展を予想すると、川崎市北部、横浜市南西部、県北部、県西部地域が適当と思われる。

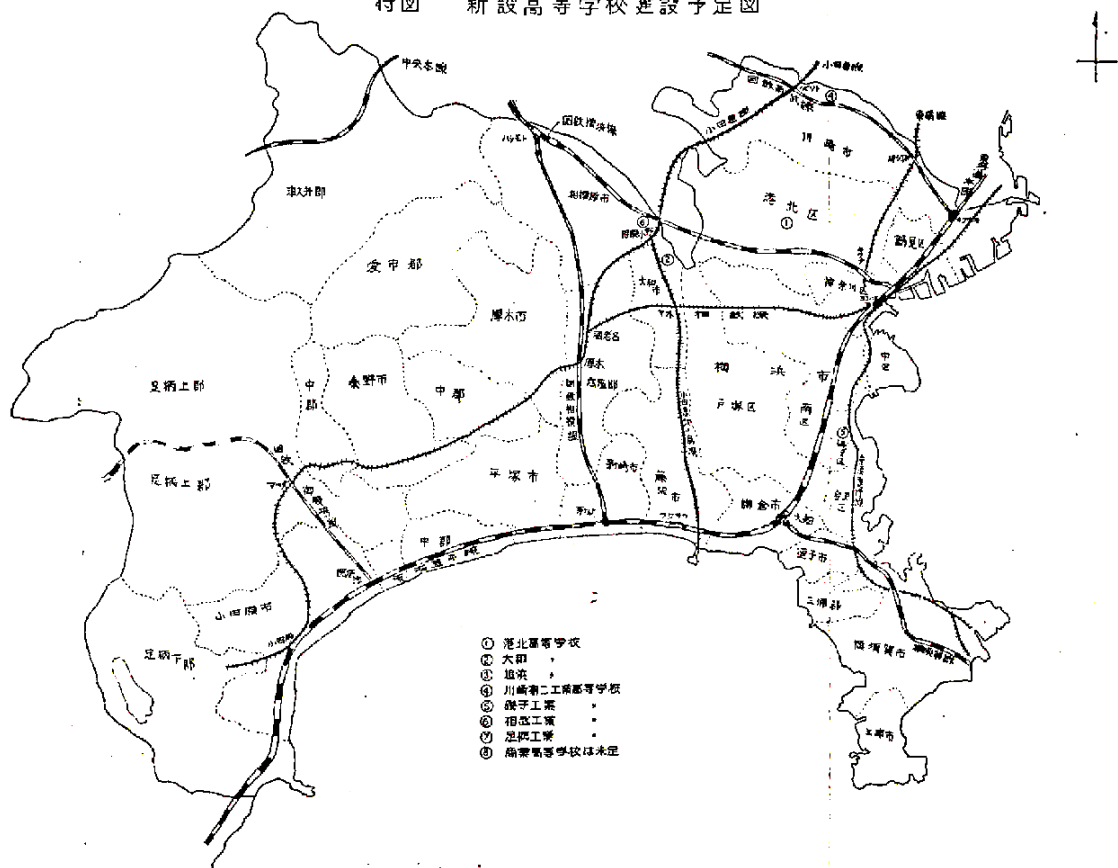
(5) 交通機関

次に生徒の通学上の観点からみると、国鉄線、私鉄線等の駅から甚だしく遠いところは不適當と考えられる。

本県には東部から南部の海岸線にそつて東海道線がとおり、県中央部をほぼ東西に小田原急行線が貫らぬ「ママ」にている。これら2線を結んで南武線、横浜線、相鉄線、江の島線、相模線等が走っている。

このような交通機関の事情と、(1)～(4)の理由等を総合的に配慮して新設校の位置は上記のとおりにした。

付図 新設高等学校建設予定図



第5章 課程別学年別編制
Ⅰ・通常課程の編制

(Ⅰ) 入学者数(推計)と第1学年の入学定員
第1章において推計した入学者数は、最小値を示しているので、第1学年の入学定員は、推計値を2～3%上回る「ママ」つた数とした。
年度別の入学者数(推計)と入学定員との比較を示すと第17表のとおりである。

第17表 入学者数(推計)と入学定員の比較

区分	35年度	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
入学者数 (推計) a	11,691	9,310	12,420	17,310	15,850	16,490	14,930	13,870	13,340	12,820	13,000
定員 b	11,691	11,180	12,840	17,537	16,198	16,741	15,320	14,297	13,835	13,373	13,373
(b - a)	—	△1,870	△420	△227	△348	△251	△390	△427	△495	△553	△373

(注) 通常課程

(a) 普通課程における入学定員
次に普通課程においては入学者数(推計)に対して入学定員を次のようにした。
ここで昭和36年度においては、入学定員が推計を著しく上回り、実数で「85」となっているが、これは昭和35年度の公立中学校卒業生数の著しい減少に伴う推計数の減少にかかわらず、昭和35年度の入学定員から臨時増分を除いた数としたためである。

第18表 入学者数（推計）と入学定員の比較（普通課程）

区分	35年度	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
入学者数 （推計） a	9,327	7,320	9,790	13,650	12,480	12,970	11,740	10,910	10,490	10,090	10,240
定 員 b	9,327	8,750	10,300	12,935	11,650	12,175	10,790	10,011	9,585	9,159	9,159
(b - a)	—	△1,430	△510	-715	-830	-795	-950	-899	-905	-931	-1,081

すなわち、昭和36、37年度は入学定員が推計値を上回っているが、昭和38年度以降は定員は推計数を相当下回わ「ママ」っている。これは、従来の進学希望からすれば普通課程に入学すべき者の一部を職業課程において吸収しようとする立場からとられた措置である。

高等学校の普通課程が異常に高い比重をもっていることに対する緩和のための方策である。

(b) 職業課程における入学定員

職業課程においては、入学者数（推計）に対して相当上回った数を入学者数と定めたが、これは「が」普通課程より「への」入学者の一部を吸収するための措置である。〔正誤表による修正〕

第19表 入学者数（推計）と入学定員の比較（職業課程）

区分	35年度	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
入学者数 （推計） a	2,364	1,990	2,630	3,660	3,370	3,520	3,190	2,960	2,850	2,730	2,760
定員 b	2,364	2,430	2,540	4,604	4,548	4,566	4,530	4,286	4,250	4,214	4,214
(b - a)	—	△440	-90	△942 [△944]	△1,178	△1,046	△1,340	△1,326	△1,400	△1,484	△1,454

(2)

第1学年の学級編制

以上のとおり定めた入学定員と施設の収容力とを勘案して学級規模を次のように定めた。

普通課程 基準50 急増期は約1割増 昭和41年以降は漸減する。

職業課程

○ 商業および家庭科 基準50 急増期は約1割増 昭和41年以降は漸減する。

○ 工業および農水産科 基準40 急増期は約5割増 昭和41年以降は40とする。

このように定めた場合の年度別の学級規模と学級数は次のとおりである。

第20表 課程別学級数と学級規模

(通常課程)

区 分	35年度	36	37	38	39	40
総 数	245	233	267	348	332	340
普 通 課 程	187 (50)	175 (50)	206 (55)	244 (55)	228 (52)	236 (53)
職 業 課 程	58 (40)(50)	58 (40)(50)	61 (40)(50)	104 (42)(55)	104 (42)(52)	104 (42)(53)
区 分	41	42	43	44	45	
総 数	317	317	317	317	317	
普 通 課 程	213 (51)	213 (47)	213 (45)	213 (43)	213 (43)	
職 業 課 程	104 (42)(51)	104 (40)(47)	104 (40)(45)	104 (40)(43)	104 (40)(45)	

(注) ()内は学級規模

このようにして定めた職業課程の入学定員を学科課程別に配置すると次のようになる。

第21表 学科課程別学級数と定員

(通常、職業課程)

区 分	35年度	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
農 業 科	⑫ 520	⑫ 490	⑫ 480	⑫ 504	⑫ 504	⑫ 504	⑫ 504	⑫ 480	⑫ 480	⑫ 480	⑫ 480
水 産 科	③ 107	③ 120	④ 160	④ 168	④ 168	④ 168	④ 168	④ 160	④ 160	④ 160	④ 160
工 業 科	③③ 1,235	③③ 1,320	③⑤ 1,400	⑦⑦ 2,940	⑦⑦ 2,940	⑦⑦ 2,940	⑦⑦ 2,940	⑦⑦ 2,800	⑦⑦ 2,800	⑦⑦ 2,800	⑦⑦ 2,800
商 業 科	⑧ 402	⑧ 400	⑧ 400	⑪⑥ 880	⑪⑥ 832	⑪⑥ 848	⑪⑥ 816	⑪⑥ 752	⑪⑥ 720	⑪⑥ 688	⑪⑥ 688
家 庭 科	② 100	② 100	② 100	② 110	② 104	② 106	② 102	② 94	② 90	② 86	② 86

注 本表中○印は学級数を示す

次にこの計画の基準年次(昭34)と目標年次(昭40、45)における各課程別、学級数および定員を示せば第22表のとおりである。

第22表 課程別学級数および入学定員

区分	35年度		40		45	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
農業科	12	520	12	504	12	480
水産科	3	107	4	168	4	160
工業科	33	1,235	70	2,940	70	2,800
商業科	8	402	16	848	16	688
家庭科	2	100	2	106	2	86
計	58	2,364	104	4,566	104	4,214

以上のようにこの計画では普通、職業課程ともピーク時（昭40年度）以後においても学級数は、最終年次までそのまま維持する。

(3) 第1学年～第3学年の在籍者数と編制

この計画においては、前述した第1学年の定員と学級数を次年度の第2学年の生徒数と学級数に、またその翌年度において第3学年の生徒数と学級数にそのまま移行させ、それぞれの年度における学年在籍者数、学級数とみなした。別表3にはその結果を示した。

(4) 施設の使用状況

以上のように課程別の学級編制を行った結果、第3章に記した施設との関係を見ると第23表のようになる。

第23表 課程別学級編制と施設の使用状況

区 分			35 年度			36		37		38		39				
			学級	生徒	%	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒			
普通課程	計		548	27,318	100	552	27,612	568	28,377	625	31,985	678	34,885			
	既設	一般教室	538	26,818	98.2	544	27,212	550	27,477	569	28,450	579	28,950			
		特別教室の転用	10	500	2.8 [1.8]	8	400	18	900	32	1,600	51	2,550			
		学級圧縮									630		838			
	新設	一般教室								21	1,050	42	2,100			
		特別教室の転用								3	150	6	300			
		学級圧縮									105		147			
職業課程	計		172	7,131	100	174	7,220	177	7,294	223	9,532	269	11,650			
	既設	一般教室	172	7,131	100	174	7,220	177	7,294	182	7,570	187	7,780			
		学級圧縮									162		288			
	新設	一般教室								41	1,700	82	3,400			
		学級圧縮									100		182			
区 分			40			41		42		43		44		45		
			学級	生徒	%	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	%
普通課程	計		708	36,760	100	677	34,615	662	32,976	639	30,386	639	28,755	639	27,903	100
	既設	一般教室	576	28,800	78.3	576	28,800	576	28,224	576	27,264	576	25,920	576	25,152	90.1
		特別教室の転用	60	3,000	8.2	32	1,600	20	1,000							
		学級圧縮		1,150	3.1		639		431		119					
	新設	一般教室	63	3,150	8.6	63	3,150	63	3,087	63	2,982	63	2,835	63	2,751	99
		特別教室の転用	9	450	1.2	6	300	3	150							
		学級圧縮		210	0.6		126		84		21					
職業課程	計		312	13,716	100	312	13,644	312	13,382	312	13,066	312	12,750	312	12,678	100
	既設	一般教室	189	7,920	57.7	189	7,920	189	7,884	189	7,824	189	7,740	189	7,692	60.7
		学級圧縮		426	3.1		378		252		114					
	新設	一般教室	123	5,100	37.2	123	5,100	123	5,082	123	5,052	120 [123]	5,010	123	4,986	39.3
		学級圧縮		270	2.0		246		164		76					

この表から前期の目標
 年次（昭40）と後期の目標
 年次（昭45）における施設
 の利用状況を見「る」と次頁
 のようになる。

第24表 県立高等学校入学者数とその編制 (通常課程)

入学年度	編 成															
	合計		課 程 別 内 訳													
			普通課程		職業課程		職業課程の内訳									
							農業科		水産科		工業科		商業科		家庭科	
33	10,797	224 [225]	8,456	169	2,341	56	515	12	57	2	1,211	31	411	8	147	3
34	11,961	248 [249]	9,535	191	2,426	58	522	12	71	2	1,270	33	407	8	156	3
35	11,691	245	9,327	187	2,364	58	520	12	107	3	1,235	33	402	8	100	2
36	11,180	233	8,750	175	2,430	58	490	12	120	3	1,320	33	400	8	100	2
37	12,840	267	10,300	206	2,540	61	480	12	160	4	1,400	35	400	8	100	2
38	17,537	348	12,935	244	4,602	104	504	12	168	4	2,940	70	880	16	110	2
39	16,198	332	11,650	228	4,548	104	504	12	168	4	2,940	70	832	16	104	2
40	16,741	340	12,175	236	4,566	104	504	12	168	4	2,940	70	848	16	106	2
41	15,320	317	10,790	213	4,530	104	504	12	168	4	2,940	70	816	16	102	2
42	14,297	317	10,011	213	4,286	104	480	12	160	4	2,800	70	752	16	94	2
43	13,835	317	9,585	213	4,250	104	480	12	160	4	2,800	70	720	16	90	2
44	13,373	317	9,159	213	4,214	104	480	12	160	4	2,800	70	688	16	86	2
45	13,373	317	9,159	213	4,214	104	480	12	160	4	2,800	70	688	16	86	2

⑥ 昭和40年度

普通課程においては既設の一般教室が、576学級で78.3%、同特別教室が60学級で8.2%、圧縮学級は1,150人(55人編制)3.1%となっている。また新設校では、一般教室63学級8.6%、特別教室の転用9教室1.2%で圧縮学級は210人、0.6%である。

職業課程においては既設の一般教室が189学級57.7%、同圧縮学級426人3.1%、新設123学級37.2%、同圧縮学級270人(42人(55人)編制)2%となっている。

昭和41年度以降においては、特別教室の転用あるいは圧縮学級等は徐々に解消せしめ、前者では42年、後者では43年度をもつてなくなることになる。

⑥ 昭和45年度

最終年次たる昭和45年度における普通課程の既設校では576学級25,152人で90.1%、新設校63学級2,751人で9.9%となり、また職業課程では、同じく前者で189学級7,692人60.7%、後者では123学級4,986人39.3%となっている。

第25表

県立高校普通科の現在規模と必要規模と新增築計画規模

年度

昭36.2.1調整

	500教室	550教室	600教室	650教室	700教室	学級数	生徒数	編成基準
33								
34								
35	28教室					548	27,318	
36	32教室(但し年度適用で逐次解消)					552	27,612	
37	18教室					568	28,377	
38	21教室	35教室				625	31,985	1年55人 編成
39	42教室	60教室				678	34,885	1年52人 編成
40	63教室	69教室				708	36,760	1年53人 編成
41	36教室					677	34,615	1年51人 編成
42	23教室					662	32,976	1年47人 編成
43						639	30,386	1年45人 編成
44						639	28,755	1年43人 編成
45						639	27,903	1年43人 編成
	既設規模 520教室	56教室 既設高校整備3ヶ年計画	教室 整備 576教室	63教室 新設高校	新設 高校 639教室	特別教室の転用		

33					学級数	生徒数	
34							
35					97	3,716	
36					99	3,825	
37					101	3,955	1年42人 編成
38					138	5,660	1年42人 編成
39					175	7,280	1年42人 編成
40					210	8,820	1年42人 編成
41					210	8,820	1年40人 編成
42					210	8,680	"
43					210	8,540	"
44					210	8,400	"
45					210	8,400	"

2. 定時制課程の編制

定時制課程における編制をどのようにするかについては、現在明確なる結論を得ていないので、第1章において推計された入学者数をどのようにすれば収容できるかについて見通しを記すにとどめる。

- (1) 定時制課程においては、普通課程の増設は行わず、既設により学級数を維持する。
- (2) 昭和36年度の入学定員は過去の定員をそのまま維持し、普通課程1,100人、職業課程890人とする。
- (3) 昭和37、38、40年度の急増においては学級編制は、普通課程において52人、55人、また職業課程においては42人編制とする。
- (4) 昭和38年度において新設される「9学級編制の」工業高校4校にそれぞれ4学級編制の定時制課程を併設する。〔正誤表による修正〕
- (5) 昭和41年度以降においては、1学級当り生徒数を徐々に軽減し、普通、職業両課程とも40人編制とする。
- (6) 定時制課程におけるピーク時(昭和41年度)の学年別編成を示せば次のとおりである。

第28表 入学者数(推計)と定員の比較(昭和41年度)

区分	合計		普通課程					職業課程				
	計	1年	計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年
推計数	10,470	2,430	5,590	1,300	1,430	1,370	1,490	4,880	1,130	1,250	1,200	1,300
収容数	232 10,632	58 2,465	92 4,646	23 1,035	23 1,196	23 1,150	23 1,265	140 5,986	35 1,430	35 1,548	35 1,460	35 1,548
過(△)不足(ー)数	△162	△35	－944	－265	－234	－220	－225	△1,106	△300	△298	△260	△248

注 本表中○印は学級数を示す。

第29表 学科課程別学級数と入学定員（定時制課程）

入学 年度	合 計		普通課程		職業課程		職業課程の内訳					
							農業科		工業科		商業科	
		学級		学級		学級		学級		学級		学級
36	1,990	42	1,100	23	890	19	150	3	490	11	250	5
37	2,072	42	1,219	23	853	19	126	3	462	11	265	5
38	2,813	58	1,265	23	1,548	35	126	3	1,092	26	330	6
39	2,610	58	1,150	23	1,460	35	120	3	1,040	26	300	6
40	2,726	58	1,196	23	1,530	35	126	3	1,092	26	312	6
41	2,465	58	1,035	23	1,430	35	120	3	1,040	26	270	6
42	2,320	58	920	23	1,400	35	120	3	1,040	26	240	6
43	2,320	58	920	23	1,400	35	120	3	1,040	26	240	6
44	2,320	58	920	23	1,400	35	120	3	1,040	26	240	6
45	2,320	58	920	23	1,400	35	120	3	1,040	26	240	6

〔1965（昭和40）年度の職業課程の入学定員は、農業・工業・商業科の数字を合算すると1,490となる〕

第6章 教職員の需給計画

教職員の需給計画は、まず年次別の学級編制に従って必要な教員数、職員数を算定すること―需要数の算定―である。

計画としては、次に、必要な教員数、職員数―需要数に応じた供給の方途を立案することである。

以上、二つの問題について種々、研究を行なつて来たが、供給の方途については未確定な部分を多く含んでいるので、ここでは年次別の必要教職員数を算定することだけにとどめた。

第30表

年次別 高等学校教職員必要数推計

区分 \ 年次別		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	備考
推計生徒数		34,449	32,962	33,421	39,040	45,580	49,650	47,270	45,290	42,140	40,030	39,160	
推計編成学級数		720	726	747	850	949	1,020	990	975	952	951	951	
推計編成生徒数		34,449	34,822	35,661	41,507	46,535	50,476	48,309	46,408	43,502	41,505	40,581	
内訳	既設校編成	(720)	(726)	(725)	(763)	(797)	(825)	(798)	(786)	(766)	(765)	(765)	
	学級数、生徒数	34,449	34,822	34,681	37,422	39,426	41,296	39,387	37,841	35,371	33,660	32,844	
	新設校編成	—	—	(22)	(87)	(152)	(195)	(192)	(189)	(186)	(186)	(186)	
学級数、生徒数		—	—	980	4,085	7,109	9,180	8,922	8,567	8,131	7,845	7,737	
教員必要数		1,566	1,588	1,682	1,941	2,118	2,235	2,175	2,146	2,099	2,097	2,097	
内訳	既設分	1,566	1,580	1,578	1,660	1,733	1,792	1,735	1,710	1,668	1,666	1,660	
	新設分	—	8	104	281	385	443	440	436	431	431	431	
	増減(△)員	—	22	94	259	177	117	△60	△29	△47	△2	—	
実習助手必要数		132	135	170	221	250	267	265	263	262	262	262	
内訳	既設分	132	135	136	141	145	148	146	145	144	144	144	
	新設分	—	—	34	80	105	119	119	118	118	118	118	
	増減(△)員	—	3	35	51	29	17	△2	△2	△1	—	—	
事務職員必要数		194	200	215	240	265	278	269	266	261	261	261	
内訳	既設分	194	196	197	206	215	222	215	212	207	207	207	
	新設分	—	4	18	34	50	56	54	54	54	54	54	
	増減(△)員	—	6	15	25	25	13	△9	△3	△5	—	—	
作業員必要数		172	174	188	219	238	247	242	239	235	235	235	
内訳	既設分	172	174	174	183	190	196	191	188	184	184	184	
	新設分	—	—	14	36	48	51	51	51	51	51	51	
	増減(△)員	—	2	14	31	19	9	△5	△3	△4	—	—	
職員必要数計		2,064	2,097	2,255	2,621	2,871	3,027	2,951	2,914	2,857	2,855	2,855	
内訳	既設分	2,064	2,085	2,085	2,190	2,283	2,358	2,287	2,255	2,203	2,201	2,201	
	新設分	—	12	170	431	588	669	664	659	654	654	654	
	増減(△)員	—	33	158	366	250	156	△76	△37	△57	△2	—	

第31表

年次別 普通課程教職員必要数推計

年次別 区分		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	備考
推計生徒数		27,318	26,182	26,437	30,760	35,920	39,100	37,190	35,620	33,140	31,490	30,820	
推計編成学級数		548	552	559	616	669	708	678	663	640	639	639	
推計編成生徒数		27,318	27,612	27,927	31,535	34,435	36,760	34,665	33,026	30,436	28,755	27,903	
内訳	既設校編成 学級数、生徒数	(548)	(552) 27,612	(549) 27,427	(582) 29,730	(611) 31,388	(636) 32,950	(609) 31,089	(597) 29,705	(577) 27,433	(576) 25,920	(576) 25,152	
	新設校編成 学級数、生徒数	—	—	(10) 500	(34) 1,805	(58) 3,047	(72) 3,810	(69) 3,576	(66) 3,321	(63) 3,003	(63) 2,835	(63) 2,751	
教員必要数		1,152	1,164	1,189	1,307	1,405	1,480	1,420	1,391	1,344	1,342	1,342	
内訳	既設分	(21) 1,152											
	新設分	—	4	36	84	121	144	141	137	132	132	132	
	増減(△)員	—	12	25	118	98	75	△60	△29	△47	△2	—	
実習助手必要数		31	32	40	52	64	70	68	66	65	65	65	
内訳	既設分	(0.057) 31											
	新設分	—	—	8	18	29	33	33	32	32	32	32	
	増減(△)員	—	1	8	12	12	6	62	△2	△1	—	—	
事務職員必要数		136	139	144	158	171	180	171	168	163	163	163	
内訳	既設分	(0.248) 136											
	新設分	—	2	7	13	19	22	20	20	20	20	20	
	増減(△)員	—	3	5	14	13	9	△9	△3	△5	—	—	
作業員必要数		112	113	118	132	142	147	142	139	135	135	135	
内訳	既設分	(0.204) 112											
	新設分	—	—	6	13	17	17	17	17	17	17	17	
	増減(△)員	—	1	5	14	10	5	△5	△3	△4	—	—	
職員必要数計		1,431	1,448	1,491	1,649	1,782	1,877	1,801	1,764	1,707	1,705	1,705	
内訳	既設分	1,431	1,442	1,434	1,521	1,596	1,661	1,590	1,558	1,506	1,504	1,504	
	新設分	—	6	57	128	186	216	211	206	201	201	201	
	増減(△)員	—	17	43	158	133	95	△76	△37	△57	△2	—	

第32表

年 次 別 職 業 課 程 教 職 員 必 要 数 推 計

年次別 区分		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	備 考
推 計 生 徒 数		7,131	6,780	6,984	8,280	9,660	10,550	10,080	9,670	9,000	8,540	8,340	
推 計 編 成 学 級 数		172	174	188	234	280	312	312	312	312	312	312	
推 計 編 成 生 徒 数		7,131	7,210	7,734	9,972	12,100	13,716	13,644	13,382	13,066	12,750	12,678	
内 訳	既 設 校 編 成	(172)	(174)	(176)	(181)	(186)	(189)	(189)	(189)	(189)	(189)	(189)	
	学級数、生徒数	7,131	7,210	7,254	7,692	8,038	8,346	8,298	8,136	7,938	7,740	7,692	
	新 設 校 編 成	—	—	(12)	(53)	(94)	(123)	(123)	(123)	(123)	(123)	(123)	
学級数、生徒数		—	—	480	2,280	4,062	5,370	5,346	5,246	5,128	5,010	4,986	
教 員 必 要 数		414	424	493	634	713	755	755	755	755	755	755	
内 訳	既 設 分	(2.41) 414											
	新 設 分	—	4	68	197	264	299	299	299	299	299	299	
	増 減 (△) 員	—	10	69	141	79	42	—	—	—	—	—	
実 習 助 手 必 要 数		101	103	130	169	186	197	197	197	197	197	197	
内 訳	既 設 分	(0.587) 101											
	新 設 分	—	—	26	62	76	86	86	86	86	86	86	
	増 減 (△) 員	—	2	27	39	17	11	—	—	—	—	—	
事 務 職 員 必 要 数		58	61	71	82	94	98	98	98	98	98	98	
内 訳	既 設 分	(0.337) 58											
	新 設 分	—	2	11	21	31	34	34	34	34	34	34	
	増 減 (△) 員	—	3	10	11	12	4	—	—	—	—	—	
作 業 員 必 要 数		60	61	70	87	96	100	100	100	100	100	100	
内 訳	既 設 分	(0.349) 60											
	新 設 分	—	—	8	23	31	34	34	34	34	34	34	
	増 減 (△) 員	—	1	9	17	9	4	—	—	—	—	—	
職 員 必 要 数 計		633	649	764	972	1,089	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	
内 訳	既 設 分	633	643	651	699	687	697	697	697	697	697	697	
	新 設 分	—	6	113	303	402	453	453	453	453	453	453	
	増 減 (△) 員	—	16	115	208	117	61	—	—	—	—	—	

県立高等学校施設整備3ヶ年計画

年次執行予定表

計画総額 2,012,617,000 円

昭和 35 年度		昭和 36 年度		昭和 37 年度	
当初計上単年度分 (15 件)	256,640,000	35 年当初計上 35 ～36 継続分の 36 年度分	175,700,000	36 当初計上 36 ～37 継続分の 37 年度分	57,932,000
当初計上 35～36 継続分の 35 年度 分 (6 件)	175,700,000	35 年 9 月計上 35 ～36 継続分の 36 年度分	67,400,000	当初計上予定 分 (26 件)	476,435,000
9 月計上単年度分 (5 件)	36,260,000	当初計上単年度 予定分 (19 件)	533,750,000	プール 20 ケ所 @4,500,000	90,000,000
9 月計上 35～36 継続分の 35 年度 分 (3 件)	52,800,000	当初計上 36～37 継続分の 36 年度 分 (1 件)	90,000,000		
計 (29 件)	521,400,000	計 (25 件)	866,850,000	計 (46 件)	624,367,000

(注) さきに計画の 2,130,548,000 円と、今回修正計画 2,012,617,000 円の差、
117,931,000 円は、小田原高校の全面改築をピーク後まで見送ったことによる。

第7章 施設整備費の概算
 1. 既設高等学校の施設整備費
 第3章において記した既設高等学校の施設整備を行うための経費は次のとおりである。

2. 新設高等学校の建設費
 新設高等学校 7 校の建設に伴う経費の概算は第35表のとおりである。

第34表

昭和 36
37 年度既設高校整備計画

昭36. 2. 1 調

区分	昭和 3 6 年 度			
	事業名	予算見積書	財 源 内 訳	
			特 定 財 源	一 般 財 源
教室整備	希望ヶ丘高校校舎 CR 6	8,900,000	—	8,900,000
	多摩 // // CR 6	14,884,000	—	14,884,000
	平塚 // // CR 2	2,000,000	—	2,000,000
	逗子 // // CR 4	6,120,000	—	6,120,000
校舎改築	横須賀高校 特別教室	38,776,000	—	38,776,000
	平塚江南高校 本館 その他	68,000,000	—	68,000,000
	湘南高校校舎 CR 16	70,836,000	—	70,836,000
	藤沢高校 本館 その他	59,000,000	—	59,000,000
	小田原高校校舎 CR 9	27,038,000	—	27,038,000
	秦野高校 本館 その他	56,486,000	—	56,486,000
学移校転	小田原城内高校本館と(CR9)	81,910,000	—	81,910,000
	三崎水産高校校舎他(CR10)	(57,932,000) 90,000,000	—	(57,932,000) 90,000,000
産振施設				
体育館兼講堂	高 浜 高	16,643,000	3,480,000	13,163,000
	西 湘 高	17,849,000	3,408,000	14,441,000
	逗 子 高	18,000,000	3,466,000	14,534,000
	相 原 高	17,042,000	3,545,000	13,497,000
	大 秦 野 高	16,866,000	3,492,000	13,374,000
図書館	茅 ヶ 崎 高	5,400,000	1,800,000	3,600,000
その他	外 棚	5,000,000	—	5,000,000
	自 転 車 置 場	3,000,000	—	3,000,000
計	2 0 件	(57,932,000) 623,750,000	19,191,000	(57,932,000) 604,559,000

区分	昭和37年度			
	事業名	概算額	財源内訳	
			特定財源	一般財源
教室整備				
校舎改築	平塚江南高校 特別教室 CR 9	48,000,000	—	48,000,000
	湘南高橋〔校〕 // CR 7	57,400,000	—	57,400,000
	藤沢 // // CR 2	18,000,000	—	18,000,000
	秦野〔//〕 // CR 4	20,320,000	—	20,320,000
学移校転	小田原城内高橋〔校〕 諸室と体育室	43,200,000	—	43,200,000
	三崎水産高校本館 その他	70,900,000	—	70,900,000
産振施設	川崎工業機械工場	38,414,000	3,080,000	35,334,000
	// 製造工場	3,300,000	600,000	2,700,000
	平塚農業 畜舎 木工 倉庫	7,000,000	1,400,000	5,600,000
	三崎水産高校漁労実習 その他	10,500,000	不明	10,500,000
	横須賀工業原動機実験室	2,960,000	540,000	2,420,000
	平塚高校 機械分析室	1,290,000	232,000	1,058,000
	吉田島農林 農具室	3,451,000	688,000	2,763,000
体育館兼講堂	横須賀高	17,500,000	3,500,000	14,000,000
	平塚江南高	17,500,000	3,500,000	14,000,000
	藤沢高	17,500,000	3,500,000	14,000,000
	小田原城東高	17,500,000	3,500,000	14,000,000
	三崎水産高	15,500,000	3,200,000	12,300,000
	愛甲農業高	15,500,000	3,200,000	12,300,000
	秦野高	17,500,000	3,500,000	14,000,000
	湘南高体育館附属室	3,600,000	800,000	2,800,000
図書館	緑ヶ丘高	5,400,000	1,800,000	3,600,000
	多摩高	5,400,000	1,800,000	3,600,000
	平塚高	5,400,000	1,800,000	3,600,000
	逗子高	5,400,000	1,800,000	3,600,000
その他	外 棚	5,000,000	—	5,000,000
	自転車置場	3,000,000	—	3,000,000
計	26件	476,435,000	38,440,000	437,995,000
プール計画20ヶ所				

第35表 県立高等学校新設年次別計画

科別	高校名（仮称）	規模		予算額	年次別計画			備考
		延面積	（学級数） 生徒数		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	
普通科	港北高校	m ² 5,794	人 (15) 750	円 130,140,000	一期工事 52,520,000 基本設計委託料 580,000	二期工事 28,200,000	三期工事 48,840,000	
	大和高校	8,089	(24) 1,200	176,560,000	一期工事 72,330,000 基本設計委託料 710,000	二期工事 39,560,000	三期工事 63,960,000	
	追浜高校	8,089	(24) 1,200	176,560,000	一期工事 72,330,000 基本設計委託料 710,000	二期工事 39,560,000	三期工事 63,960,000	
	計	21,972	(63) 3,150	483,260,000	一期工事 197,180,000 基本設計委託料 2,000,000	二期工事 107,320,000	三期工事 176,760,000	

工 業 科	川崎第二工業高校	15,608	(27) 1,080	349,230,000	一期工事 92,320,000 基本設計委託料 1,190,000	二期工事の 2／3 140,000,000	三期工事 45,880,000 二期工事の 1／3 69,840,000	
	相武工業高校	15,608	(27) 1,080	349,230,000	一期工事 92,320,000 基本設計委託料 1,190,000	二期工事の 2／3 140,000,000	三期工事 45,880,000 二期工事の 1／3 69,840,000	
	足柄工業高校	13,770	(24) 960	308,600,000	一期工事 83,060,000 基本設計委託料 840,000	二期工事の 2／3 123,300,000	三期工事 39,750,000 二期工事の 1／3 61,650,000	
	横浜工業高校	15,608	(27) 1,080	349,230,000	一期工事 9,232,000 基本設計委託料 1,190,000	二期工事の 2／3 140,000,000	三期工事 45,880,000 二期工事の 1／3 69,840,000	
	計	60,594	(105) 4,200	1,356,290,000	一期工事 360,020,000 基本設計委託料 4,410,000	二期工事の 2／3 543,300,000	三期工事 177,390,000 二期工事の 1／3 271,170,000	
合 計		82,566	(168) 7,350	1,839,550,000	563,610,000	650,620,000	625,320,000	

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和36年（度）学区制関係綴 総務課」に収録されている。1961年度から70年度の10ヶ年にわたる高等学校整備計画である。本計画は、後掲の資料七「遠藤レポート」や第五章第六節に掲載した資料二の神奈川県産業教育審議会答申「神奈川県における工業教育の振興策について」を踏まえて作成された。

七 遠藤リポート「県財政に占める教育費の限界調査」

8 高校新設が必要 遠藤リポート「県財政に占める教育費の限界調査」またとる

県教委が遠藤湘吉東大教授に委託していた「県財政に占める教育費の限界について」の調査は昨年末提出された。ここに掲載したのはこの報告書を要約した中間報告書の全文である。内容は、神奈川県の特種立地条件と県財政を考慮しながら、県内高校の現状及び将来を展望し、高校在籍者急増に備え普通商業両課程で4校、工業課程で4校程度の新設は避けられないこと、学校差の検討と学区の根本的改正の必要、大学進学への問題を含みながらも高校教育が就職を前提とする教育へとその性格を変えて行く傾向にあることなど示唆に富んだ分析と見解を中心としている。

県教委では、この遠藤リポートと県産業教育審議会の工業高校新設3校、分離・拡充2校、分離・統合・拡充1校の答申（No.11既載）及び事務局案の3案を検討し、県立高校整備案を作成し、2月1日に予定される知事査定に臨む方針である。

.....

はしがき

周知のように、近い将来において、高校進学者数は飛躍的に激増するが、この増加した生徒をいかにして収容するかは、都道府県にとつてきわめて重要な問題であり、本県もまた例外ではない。限りある財政力のもとで、学級の新増設を行なうことに限度があり、またそのことにもなつて、さまざまな問題が継起してくるからである。

ところで、この新増設問題を考察するにあたり、われわれは、本県の高校教育に対する視点をきめておかなければならない。現実の傾向として、①今や高校教育は事実上義務教育化の方向を辿りつつあること。②高校教育は職業教育化しつつあること、が指摘される。

それは、たんなる観念的希望をこえた現実の動きである。すなわち、産業技術の高度化、経済構造の複雑化、それに対応する消費の近代化に加うるに、特に戦後の日本にあつては農地改革後の農家人口の都市流入、女子の経済的、社会的地位の変化などが加わつて生じた現象がこれであつて、是非の価値判断とは別の動向であるといつてよい。

第一章 高校進学者数の推計と県内高校の現状

第1節 高校進学者数の推計

今後数年間にわたる高校進学者希望者の激増に対して、適切な対策を立てるためには、先づ本県における高校進学者希望者数の推移について、より正確な推計を行なう必要がある。

第1表によれば、高校進学者希望者数は、37年度卒業生において（入学年度38年度）6万人でピークに達し、以後38年度（39年度）5万6千人、39年度（40年度）5万8千人と3力年にわたつて高水準を続けた後、40年度（41年度）以降急速に減少傾向をたどることとなる。

高校在籍者総数という点からみると、最も進学者数の多い3力年が高校に在籍する昭和40年度（入学年度）が最も大きい圧力となつて表われることとなる。

次にこの進学者希望者数は地域的分布をみると、いくつかの類型に分けることができる。

1. 都市部A型

進学者希望者数の伸びが大きくピーク時を過ぎても減少の割合が小さく、相当長期にわたつて、進学者数が高水準を保つとみられる地域

横浜市保土ヶ谷区、港北区、戸塚区、川崎市、大和市、茅ヶ崎市、相模原市、高座郡、三浦市

2. 都市部B型

ピーク時に至るまでの伸びは全県平均に匹敵するが、その後は急速に減少傾向をたどる地域

1. 年度別高校進学者希望者数の推計

卒業年度		34	35	36	37	38	39	40	41
公立	卒業予定者	49,332	40,884	54,400	76,000	68,500	70,000	62,200	56,600
	進学希望率	62.5	64.3	65.7	67.1	68.5	69.9	71.3	72.7
	進学希望者（A）	30,826	26,286	35,800	51,000	46,900	48,900	44,400	41,100
私立	進学希望者（B）	5,821	5,394	6,600	8,700	8,800	9,000	8,000	7,400
総数（A+B）		36,647	31,690 [31,680]	42,400	59,700	55,700	57,900	52,400	48,500

適切な対策を立てるため

3. 郡 部 型

全体としての伸びが全県平均を下回る地域

中郡、葉山町、小田原市、秦野市、厚木市、足柄上郡、津久井郡

この3つの類型の分け方はきわめて機械的な操作からの結論であるが、これからみると、本県の工業化、市街地化、団地造成等の面から最も大きな将来性をもつ地帯はほぼ都市部A型の地域に重なっている。

このような地域別の進学希望者数の伸び増減のアンバランスは、本県の学区制の問題と関連してきわめて複雑な問題をはらむこととなる。

第2節 県内高等学校の現状と問題点

次に本県における高校の現状について、学科課程ごとの学校数、生徒数の上から概観してみよう。第2表は昭和35年5月1日現在の数値である。

2. 高校課程別学校数・生徒数

課 程		公 立 高 校				私 立 高 校			
		学校数	生徒数			学校数	生徒数		
			総 数	男	女		総 数	男	女
通 常 課 程	計	68	46,600	25,863	20,737	64 [90]	52,532	23,976	28,556
	普 通	42	34,999	16,920	18,079	56	36,021	17,315	18,706
	農 業	4	1,557	1,392	165	-	-	-	-
	工 業	10	5,159	5,106	53	5	1,931	1,929	2
	商 業	6	3,975	2,210	1,765	21	11,524	4,732	6,792
	水 産	1	235	235	-	-	-	-	-
	家 庭	5	675	-	675	8	3,056	-	3,056
定 時 制 課 程	計	37 [43]	12,596	9,094	3,502	11 [17]	2,956 [2,865]	2,662	294
	普 通	22	5,272	3,278	1,994	11	1,341	1,138	203
	農 業	4	348	310	38		-	-	-
	工 業	9	3,802	3,792	10	2	1,352	1,352	-
	商 業	7	2,988	1,714	1,274	4	172	172	91
	家 庭	1	186	-	186		-	-	-
専 攻 科		2	90	80	10	-	-	-	-
別 科		3	435	196	239	1	56	18	38
総 計		110 [116]	59,721	35,233	24,737 [24,488]	66 [108]	55,544 [55,453]	26,656	28,888

1. この表から本県の特徴を要約してみると、私立高校の割合が著しく高い。

学校数でみると、公立66校に対して、私立66校で同数であり、生徒数からみても公立6万人に対して、私立5万6千人ではほぼ同数の状態にある。これは全国的にみても、本県を上回る「ママ」の比重をもっているのは東京都だけで、他の大阪、京都、愛知等の大府県においてもはるかに低い。

これは、本県が東京の近郊都市としての地域を多くもっているためであるが、このような私立高校の異常なウエイトは今後における高校対策に困難な問題を負わせている。

2. 通常制課程の比重が著しく高い。

学校数でみると通常課程設置校120校に対して定時制課程設置校48校で約1/3に当るが、生徒数では前者の9万9千人に対して1万5千人で約1/6に過ぎない。なおこれは昭和35年度のみ静態的な観察であるが、ここ数年間の推移をみても通常課程の生徒数は公私立とも相当の増加を示しているのに、定時制課程の生徒数は増加していない。これは通常と定時制ではその進学について異なった要因が存在することを示すもので、高校対策の上からも両者を明確に区別してあつかわなければならないことを示唆するものである。

3. 職業課程の占める割合が著しく小さい。

本県の高校の通常課程の設置でとくに著しい特色は、普通課程の比重が高いことである。普通課程の生徒数の割合は、全生徒数の71.8%を占めている。これは全国的にみても高知県に次ぐ第2位にある。このことは、反面職業課程の比重の著しく低いことを示している。特に、農業、工業、家庭課程が著しく低率である。このうち農業課程は生徒数で1.7%（全国6.1%）であるが、これは県の立地条件等からみて当然であろう。家庭の4%（全国8%）は①家庭生活の近代化・簡便化を通じて女性が家庭から解放され、家庭課程としての持味の生活技術の体得の必要度が減少したこと②女性の就職、進学率の上昇していること、等から家庭課程の独自の存在意義が弱められ、普通課程のうちに吸収されて行く傾向の反映である。

工業については、5.8%（全国8.1%）は京浜工業地帯の中核をなす本県としては奇異の感をもつ。全国的にみても本県と同様な立地条件をもつ東京8.4%、大阪12.9%、愛知11.1%、福岡9.4%等は全国平均を上回っている。このような本県の低率を規定する条件は、①私立高校の比重の高いこと。（私立のみ3%

3. 年度別入学希望者と募集定員の比率

卒業年度	30	31	32	33	34	平均
普通	14,354 9,860 1.46	15,714 10,270 1.53	15,825 10,870 1.46	17,915 12,100 1.48	16,147 12,060 1.34	1.45
農業	434 500 0.87	472 540 0.87	462 540 [0.86]	446 540 0.83	392 560 0.70	0.82 [0.83]
水産	43 80 0.54	72 80 0.90	61 80 0.76	57 80 0.71	61 120 0.51	0.68
工業	3,419 1,550 2.21	4,003 1,550 2.58	4,312 1,670 2.58	4,602 1,710 2.69	3,668 1,750 [2.10]	2.43
商業	2,775 1,200 2.31	3,083 1,200 2.57	2,875 1,300 2.21	3,188 1,300 2.45	2,355 1,300 1.81	2.27
家庭	207 230 0.90	248 230 1.08	248 230 1.08	267 230 1.16	240 180 [1.33]	1.11

（注） 入学希望者は11月1日現在調。上段は入学希望者。下段は募集定員。

公立のみでは20.8%）②京浜工業地帯の中核をなす本県は恵まれた立地条件から、良質の新規労働力の流入を容易に確保できることであつた。しかし、このような事情は今後大きく変化しつつある。

以上の一般的考察を前提として高校対策の上から若干の問題点をとりあげれば
(1) 公立と私立

すでにみたごとく、本県においては私立高校の比重が著しいことから、量的な面からは私立が公立と同程度の収容人員を増加させうるかどうか疑問であるし、質的な面からは収容人員の増加は現在維持されている公私立間のバランスを狂わせる可能性をもっていることである。

(2) 通常と定時制

公立高校では比較的定時制の比重が高いが、新卒者に関する限り通常課程の入学難のクツシヨンとして利用することは容易には期待できないことである。

(3) 通常課程の課程配置

進学希望者の課程別の分布を見ると、第3表のごとくで、総数では定員の1.6倍となつていますが、普通課程では1.4倍、工業2.4倍、商業2.3倍となつている。そこでこの競争率をほぼ同程度にすることを以て一応の機会均等と見なすならば、工業課程の定員は現在の約1.6倍、商業課程は約1.5倍に増加させる必要がある。他の職業課程及び普通課程は若干削減する必要がある。

(4) 学区制問題

現在本県は横浜市内が10のいわゆる小学区に分かれており、他の地域は9の中学区に分かれている。しかしこの制度はかなり大きく崩れつつある。本年度の実情を調査したものとすると、全県において入学者の約10%程度が越境入学者となつている。このうちには、一部に合法的な手続きをえているものもあるが(6校81件)、大部分は一時的な偽装移転等による学区外入学者である。この越境入学者の多いのは、学区別では、平沼、湘南、翠嵐、桜ヶ丘高校等であり、地域別にみると、藤沢市の一部、大和市、中井、城山等の諸地域が特に高率を示している。

このような事情を招来した要因として

① 現在の区域別制が学区制定当時では妥当であつたかもしれないが、人口増加の地域的アンバランス、社会情勢の変化、工業地帯の進出等から現在では、当該区域内の高校募集定員と進学希望者数との地域差が大きくなつたこと。

(例えば、平沼地区、戸塚地区)

② 学校差の問題が第二に挙げられる。いわゆる有名校への集中化傾向である。

その典型として湘南高校が挙げられる。またこうした状態は、翠嵐、希望ヶ丘、江南、厚木、平沼等においてもみうけられる現象である。こうした学校差なるものの内容については、そうとう立ち入った検討を必要とする。更にこの学区制は、高校進学者数の急増と対応して考察してみる必要がある。こころみにピーク時の昭和40年度(入学年度)の公立高校在籍者数の現行学区別の分布と現有施設の最大限収容力とを比較してみると第4表のとおりである。

4. 昭和40年度における学区別在籍者数
(推計)と最大収容力との比較

学 区	在籍者数 (A)	最大収容力 (B)	不足数 (A-B)
翠 嵐	1,860	1,400	460
緑 ケ 丘	1,640	1,320	320
平 沼	2,090	1,360	730
立 野	990	990	-
鶴 見	1,980	1,480	500
希 望 ケ 丘	2,110	1,320	790
鎌 倉 湘 南	5,260	4,740	520
平 塚 大 磯	3,590	3,020	570
秦 野 伊 勢 原	1,480	2,460	△ 980
足 柄 上 下	5,190	5,280	△ 90
相 模 原	1,540	1,440	100
愛甲高座中部	2,010	1,950	60
津 久 井	470	450	20

(注) 横浜市内学区の一部、川崎地区、横須賀三浦地区は除いてある。

これによると、増設や特別教室の転用、さらに約1割程度の詰め込みを行なつたとしても、なお大部分の学区が新設校を必要とすることを示している。このことは好むと好まざるとにかかわらず、学区の統合を行なう動因として「として」作用することであろう。

ともあれ、このような現状と近い将来の見通しの上に立つて本県の学区制については根本的な改正を必要とするであろう。

第3節 将来の対策についてのコメント

以上の推論の結果からみちびかれる結論を抽象的に述べれば、

1. 高校在籍者数がピークになると予想される昭和40年度においては、高校の収容力は17万人を必要とする。

2. この収容力を現在の公私立間に維持されている比率を変えないという前提に立てば、次のごとく配分される。

総数 170,000
公立 87,000
通 常 69,000
定 時 制 18,000
私 立 83,000
通 常 76,000
定 時 制 7,000

3. 公立高校の通常課程は、工業及び商業課程の拡充を考慮すれば、次のとおりとなる。

総数 69,000
普通 46,900
職 業 22,100
工 業 11,700
商 業 7,900
そ の 他 2,500

4. 更に県立市立間の均衡を現在のそれと変えないことが可能であるとすれば、県立高校の課程配置は次のようになる。

総数 50,500
普通 36,800
職 業 13,700
工 業 8,800
商 業 2,600
そ の 他 2,300

5. 県立高校の収容力を以上のとおりとすれば、現有施設に対して不足分は次の

とおりとなる。

総数 14,900 (323学級)
普通 8,600 (172)
職 業 6,300 (151)
工 業 5,000 (125)
商 業 1,400 (28)
そ の 他 余り 100 (2)

第2章 新規学卒者の雇用問題

第1節 新規学卒就職者の動向

1. 中卒者の需給関係は、第5表によると供給率は男子では77%、女子では86%、47%とともに絶対的な供給過少を示し、かつその度合は年々激化の傾向にある。

これは急激なる進学率の上昇にともなう相対的な就職率の低下であつて、将来ますます就職比率の低下はまぬがれない状態にある。

2. 高卒者の需給関係において男子の供給率は、80%、65%で、ほぼ中卒男子のそれと同様な傾向がみられるが、本質的には次のような相違点がみられる。

5. 新規学卒者職業紹介状況

職業安定課調

区 分			33年4月		34年4月		35年4月	
			実数	%	実数	%	実数	%
中 卒 者	男	求 人 数	12,262	100	12,398	100	14,721	100
		求 職 者 数	9,411	77	9,396	76	8,764	60
	女	求 人 数	9,585	100	10,568	100	16,564	100
		求 職 者 数	8,235	86	8,784	83	7,808	47
高 卒 者	男	求 人 数	6,330	100	6,427	100	8,687	100
		求 職 者 数	5,039	80	5,233	81	5,614	65
	女	求 人 数	6,876	100	8,310	100	9,627	100
		求 職 者 数	6,884	100	8,067	97	9,462	98

6. 新規学卒者の進路区分

区分 年	男					女					
	総数 人 (100%)	進学者 %	就職者 %	無業者 %	その他 %	総数 人 (100%)	進学者 %	就職者 %	無業者 %	その他 %	
中卒者	30	27,985	55.0	41.0	3.1	0.9	27,243	55.3	32.9	10.7	1.1
	31	30,856	54.9	41.7	2.7	0.7	29,918	56.8	34.5	8.0	0.7
	32	29,526	58.4	38.2	2.8	0.6	29,041	58.8	33.4	7.1	0.7
	33	32,641	58.8	38.4	2.2	0.6	31,790	60.3	34.1	5.0	0.6
	34	27,940	60.6	37.4	1.7	0.3	27,086	62.4	33.4	3.9	0.3
高卒者	30	11,431	32.7	40.2	19.8	7.3	10,338	22.8	46.5	27.7	3.0
	31	11,016	31.4	45.7	18.5	4.4	10,031	13.4	56.9	24.3	5.4
	32	12,421	32.2	43.3	20.5	4.0	11,694	14.8	55.8	23.4	6.0
	33	13,459	32.4	43.4	19.8	4.4	13,586	14.7	60.7	21.2	3.4
	34	14,617	33.7	44.4	18.9	3.0	15,523	15.3	66.3	16.5	1.9

第6表によつて高卒者の進路区分をみると、無業者の占める割合が年々約20%で保持されているのが目立つ。

これは、高卒者のうち、大学等への進学志願者が53%、54%あり、このうち進学しうるものが33%、34%、その残約20%と見合う数で、また一応浪人と目される数でもある。

もし大学等の定員が現状維持で不変と仮定すれば、いずれの時期には就職せざるを得ないものと考えられるので、これを現在の就職者に加える場合を考慮に入れば、求人求職の関係はほぼ見合うか、あるいは供給が上回ることになる。

したがつて男子高卒者の需給関係は一応供給不足をみせてはいるが、中卒者のそれとは異なり、適切な進学指導によりほぼ需要に見合う供給能力を持っているものと考えられる。

一方高卒女子の進学者は、男子のほぼ半数で、ごく限られた少数に止まり、70%近い者は就職者となつてゐる。

以上のことから新規学卒者の職場における学歴構成は、中学校卒業者から高等学校卒業者へと大きく変り、昭和40年を境として、両者の比は逆転するものと推測される。

第2節 新規学卒者の就職分野

1. 中卒者の産業別就職分野の特徴は10%前後を占める第一次産業、特に農業の就職者がますます減少して、反面第二次産業、特に製造業の就職者が激増し、第三次産業就職者は漸減傾向にある。

一方就職者の職業別分野をみると、中卒者の雇用分野は第7表にみられるように直接労働に従事する分野がほとんどで、なかでも工業労働の分野が大半を占め、反面管理的職業、技術的、専門的職業部門はほとんど完全に閉ざされている。

2. 高卒者の産業別就職分野をみると、ほぼ中卒者のそれと類似の変動をみせている。

しかし第8表によつても分るとおり、中卒者は第一次、第二次産業の就職者が高率を占め、高卒者は第三次産業が相対的に高率を占めており、この傾向は上述のごとき変動にもかかわらず、基本的には変化していない。

一方高卒就職者の職業分野を第8表によつてみると、製造修理従事者が36.1％で高率を占め、事務、売買、サービス等各従事者をはるかに上回っている。

女子においてはやはり事務従業者が65.7％で大半を占めてはいるものの男子高卒就職者の生産分野への拡大は大いに注目される現象で、最近の我が国産業構造の変動と関連して、高校教育の在り方に重要な影響をもたらすものと考えられる。

7. 昭和34年度就職者職業別配分比 (%)

区 分	中卒者		高卒者	
	男	女	男	女
農 林 業 従 事 者	2.4	1.7	3.5	0.5
漁 業 従 事 者	0.7	0.1	0.4	-
採 鉱 ・ 採 石 従 事 者	0.1	-	-	-
運 輸 従 事 者	0.7	-	2.7	-
製 造 修 理 従 事 者	80.0	71.5	36.1	9.1
そ の 他 の 生 産 従 事 者	6.9	7.8	8.7	2.3
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	-	-	8.9	1.3
管 理 的 職 業 従 事 者	-	-	0.2	-
事 務 従 事 者	0.7	4.8	23.9	65.7
売 買 従 事 者	4.7	4.7	9.5	14.4
サ ー ビ ス 従 事 者	2.2	7.9	3.2	4.7
そ の 他	1.6	1.5	2.6	2.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

〔「高卒者」の「男」の各数値を合計すると99.7となる。〕

8. 昭和35年度就職者の産業別配分比 (%)

区 分		中 卒 者		高 卒 者	
		男	女	男	女
第一次産業	農 業	2.4	1.7	3.7	0.5
	林 業	-	-	0.1	-
	水 産 業	0.7	0.1	0.5	0.4
第二次産業	鉱 業	-	-	0.1	-
	建 設 業	1.2	-	3.6	1.1
	製 造 業	85.1	80.5	56.6	46.5
第三次産業	卸 ・ 小 売 業	4.9	4.8	11.0	21.1
	金 融 ・ 保 険 業	-	0.1	3.5	9.9
	不 動 産 業	-	-	0.2	0.7
	運 輸 通 信 業	1.3	3.6	6.8	4.6
	電気・ガス・水道業	0.4	0.1	2.1	0.8
	サ ー ビ ス 業	2.6	7.2	4.5	8.3
	公 務	0.1	0.3	4.6	3.3
	そ の 他	1.3	1.6	2.7	2.6
計		100.0	100.0	100.0	100.0

〔「高卒者」の「女」の各数値を合計すると99.8となる。〕

9. 昭和34年度課程別出身者の就職分野配分比

(%)

職業分野 出身課程	男								女							
	計	農業従事	生産従事	専門技術従事	事務従事	販売従事	サービス従事	その他	計	農業従事	生産従事	専門技術従事	事務従事	販売従事	サービス従事	その他
普通課程	100	2.2	26.0	1.1	26.5	8.3	5.6	10.3	100	0.6	10.7	1.2	67.4	13.5	4.3	2.3
農業課程	100	46.2	30.6					23.2	100							
工業課程	100		65.0	28.3				6.7	100							
商業課程	100	0.4	25.1	0.5	45.5	22.2	2.8	3.5	100	0.2	9.4	1.1	71.6	12.7	4.3	0.7
家庭課程	100								100		23.8		31.3	27.3	10.1	7.8

〔「普通課程」の「男」の各分野の数値を合計すると80.0、「家庭課程」の「女」の各分野の数値を合計すると100.3となる。〕

第3節 課程別にみた高卒就職者の職業的特徴

1. 普通課程

男子は生産従事者、事務従事者、販売従事者の順で多く、この傾向はこの3年間にみる限り実数、比率ともに生産従事者の増加が目立ち、女子では事務従事者が大半を占めている。

2. 農業課程

農業に従事するものは約50%で残りの50%のものは他の職業分野に広く就職するが、中でも多いのは生産従事者である。

3. 工業課程

生産従事者と技術的専門的職業従事者とを合わせると就職者の90%以上を占め、ほとんどが広い意味の生産活動に従事しているのが、他の課程出身者に見られない特色である。

4. 商業課程

男子は事務、生産、販売従事者の順で多く、普通課程男子就職者に比べて事務従事者がはるかに多いが、それでも生産従事者に増加の傾向がみられる。

5. 家庭課程

事務、販売、生産の順で多い点では他の課程の女子就職者とことにならないが、他に比べて生産従事者の比率が著しく高く、事務従事者の比率が低いことが特徴である。

これらのことから男子では生産従事者と事務従事者、女子では事務、販売従事者が多く、男女とも生産従事者が増加してきているという一般的傾向は、どの課程をみても類似している。

ただ工業課程では技術的職業、生産従事者が圧倒的に多く商業課程では事務、販売従事者が、また農業課程では農業従事者が多いという特徴はある。

10. 神奈川県における学卒者の総需給

職業安定課調

区 分		総需要 A	県出身就職者 B		県外への流出者 C		県外からの流入者 D		総供給 E	
			実 数	Aを100とする%	実 数	Bを100とする%	実 数	Eを100とする%	実 数	Aを100とする%
中卒者	33年3月	22,152	17,367	78	1,082	6	2,127	12	18,405	83
	34年3月	23,697	18,718	79	2,132	11	3,142	16	19,728	83
	35年3月	32,071	16,759	52	1,690	10	4,544	23	19,613	61
高卒者	33年3月	13,593	11,958	88	1,640	14	1,813	15	12,131	89
	34年3月	15,254	13,464	88	2,942	22	1,876	15	12,398	81
	35年3月	18,314	15,003	82	2,403	16	1,562	11	14,162	77

第4節 学卒者の流出入状況

1. 中卒就職者の県外流出は6～10%でそれ程大きくないが、流入率は12～23%に達しており、この流入超過が本県中卒者の労働力不足をカバーしている現状である。

この流入者は製造業に就職するものが多数を占めるが、県内出身者の比率よりみると第三次産業に従事するものが多く、県内出身者による第三次産業の労働力不足を補充するのに役立つている。

2. 高卒の就職者は増大してきているが、近年流入者より県外に流出するものが多くなってきた。

この流出者の多数は普通課程卒業生で、第二、第三次産業の事務従事者として東京に就職し、地方流入者は工業課程出身者で技術的、専門的職業従事者あるいは生産従事者として就職しているものと考えられる。

第5節 コメント

以上を総合的に考察すれば、次のごとくである。

1. 新規学卒の労働市場は高卒による就職が一般化されつつある。

2. 就職分野は、ホワイトカラーの分野より生産従事者としての分野へと拡充しつつある。

3. 本県労働力の不足、特に工業部門のそれは他県の労働力によって補充されている現状である。したがってこの部門での拡充は目下の急務といえよう。

4. 職場の学歴構成は徐々に向上し、昭和40年には現在の中卒者に代り、高卒者によってその占有比を逆転せしめる勢いにある。

5. 将来における高校教育の在り方は、大学等への問題を残すとはいえ、就職を前提とする教育へと、その性格を変えねばならない時代になりつつあるようである。

第三章 神奈川県における高校教育費

本章において解くべき課題は、生徒数がピークに達し、数校の新築が要請される場合に、県財政がどの程度その負担に耐えうるかを推定することにある。

以上の課題に答えるために ① 県財政の概要と教育費との関係を分析し、更に相互の今後の伸びを算出し、② その構成と内容を検討し、ピーク時点において想定せざるを得ない「い」数校の学校新築のための財源が可能かどうかを推論し

た。

本章は三つの節からなっているが、ここでは結論を先に提示し、以後本章全体をサム・アップしながら、結に至る過程を簡単に記すことにする。

まず校舎新築のために使用し得る「高校臨時費」を教育費を含めて県予算全体のバランスを十分考慮しながら推算すると、

昭和36年に10.12億、昭和37年に11.71億、昭和38年に11.43億、昭和39年10.53億、合計43.79億となる。

しかし、現在昭和35年度を第一年度とし、3カ年計画で進行中の「増改築計画」が昭和36、37の両年度ダブルことになるので、そのための費用14億円を控除すれば29.79億となる。

ここで、第一章で算出した、新設しなければならない普通、商業両課程で約10校、工業課程6校のための建築費用を計算すると、約40億となる。

29.76億ー40億＝10.21億 すなわち約10億の不足を生ずる。

この不足を解消するためには、まず起債が考えられる。従来起債引受先が資金準用部、簡易保険局に限られていたが、文部、大蔵両省を中心に政府がこの問題に積極的な対策を示し、高校新設のための特別融資をもうけるとすれば、起債の枠が拡大される可能性がある。そして償還資金には、ピーク時以降の高校臨時費を充当すれば、県財政に大きな負担をかけることはなく新設が可能であろう。

次に考えられることは、現在進行中の「高校増改築計画」によって増設される特別教室の一部をピーク時に転用することによって新設学校数を減らす案である。もしそれが可能ならば、普通、商業両課程で4～5校、工業課程で4校、その費用は23億となる。とすれば昭和36年～昭和39年までの高校臨時費の合計額2.979億をもつて十分賄ない得る。

以上述べたことはすべて高校臨時費を出し得るという前提の上での事であつて、本章の主なねらいは、この高校臨時費を推算することにあつた。勿論この高校臨時費は、その推算に当り、高校臨時費をとりだしてあげ、それだけを県予算全体からきり離して推算するという方法を採用したのではない。常に高校費を考え、学校教育費を考え、教育費を考え、県予算を考え、県民所得を考えながら、それらと同一のテンポとタイプをもつて、現県財政のバランスを崩すことなく、その枠の中で推計の作業を進めてきた。従つて、そこには生徒数の増加に伴う教職員増

等すなわち経常費も十分織りこんで、その上で先述した諸数値を推算し、適用したのである。

む す び

以上われわれは、二、三の角度から高校進学者の増加にもなつて生ずる問題を考察してみた。その結論はおよそ次のとおりである。

(1) 昭和40年度における課程別推定生徒数は次のように配分されることが望ましいと考える。

普通	36,800名
職業	13,700名
合計	50,500名
(うち 工業 8,800名)	

この数は現有施設でとうてい賄ないきれるものではなく、特別教室の転用、学級規模の拡大等を図つても、なお、普業〔通〕商業両課程で4校、工業課程で4校程度の新設は避けることができないであろう。

その〔し〕てその財源については第三章のとおりである。

(2) 新設校の位置は、機会均等の理解からして、できるだけ進学率の伸びの著るしいところに配置すべきであろう。将来の減少が明白な地域における新増設は、経費の効率的支出という点から、また、将来の余裕校舎の転用の便という点から極力避けなければならないであろうと同時に、教育効果の上で、あるいは学校経営の上で問題の多い併設課程は、できる限り整理統合の行なわれることが望ましい。

(3) 新設校の位置と関連して、当然問題となつてくるのは、現行学区制との関係である。現行学区制が、どのような弊害を生み、あるいは真の意味での機会均等を妨た「マ」げているかについては既述したとおりである。そこで現行学区制を統合して、中もしくは大学区制にするとした場合、予想されるのは有名校への集中ということであろう。

しかしこの事実、現に在るのである。ところで有名校とは、というより学校格差を生じさせないためには、県の行政措置が大きな影響を及ぼすことはいうまでもない。その点で県は新設校の職員の任命や施設の拡充に十分意を用い、外的条件において格差を生ぜしめないよう、深甚の考慮を払うべき

である。そのうえでの格差は、職員、父兄、生徒がみずから作り出すものといわねばならない。

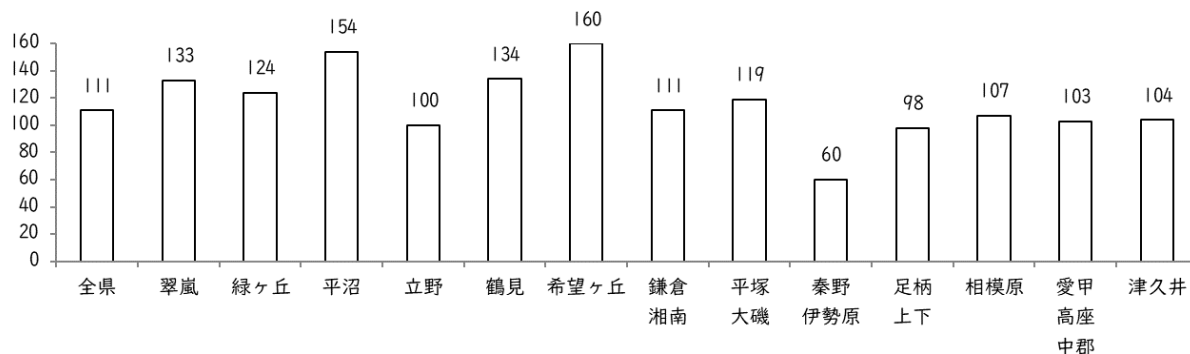
(4) 学科課程については三つの章を通じて述べてあるのでここではくり返さない。

(5) 高等学校は、県、市及び私の三者により設置されている。そこで予想されるピークを迎えるに当り、県は市及び私法人（私立学校）と共に緊密な連絡を保ちながらその対策の樹立に向かわなければならないであろう。その際、県教委が私学の教育方針に口をはさむことは、もちろん、厳に避けなければならないが、同時にあくまで対等の立場で、双方が協力を深めることが望ましい。

(6) 最後に、将来、高校の余裕校舎、教室等が生じることが疑い得ないが、その一部は学級規模の縮小に、また一部は、義務教育化する高校教育の充実のため特別教室等の利用に、残りの一部は、高校教育終了後就職した者のための補充教育ないしは再教育機関として、民間の協力または支持を受けて活用されることが望ましいであろう。

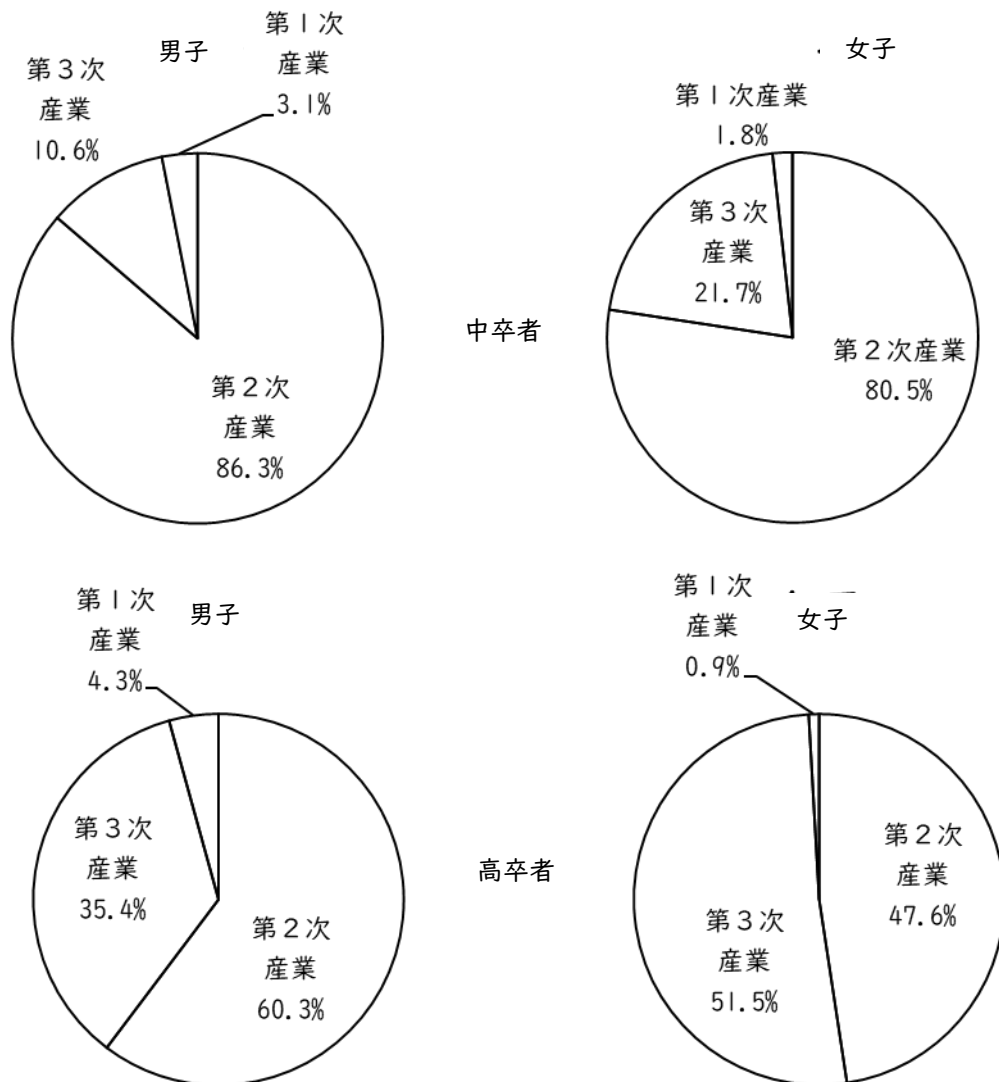
参 考 図 表

最大収容力を100とした場合の昭和40年度学区別在籍者数（推計）



（注）横浜市内学区の一部、川崎地区、横須賀、三浦地区は除いてある。

昭和35年度就職者の産業別配分比



注 『教委時報』第15号（1961年2月1日）。前掲資料七「神奈川県立高等学校整備計画」を立案する際の資料となったものである。執筆者の遠藤湘吉（1916～75年）は財政学を専門とする経済学者。本レポートが提出された60年末には東京大学社会科学研究所の教授であり、63年からは東京大学経済学部教授を務めた。

八 横浜市南部学区からの高校増設の「陳情書」(一九六四年)

陳情書

現下の中学校生徒数は一般的には漸時減少しつつあると言われておりますが、高校への進学希望者はむしろ年々増加しつつある現状で、いずれの学区でもその収容対策には苦心しているところであります。

特に当横浜市南部学区は人口の急激な増加にともない教育人口もまた増加の一途をたどることは火をみるより明らかであります。当学区には公立普通高校(全日制)として市立2校(金沢、南) 県立2校(立野、緑ヶ丘) 計4校が設置されていますが、現在においても多数の公立進学希望者を収容するのはとうてい十分とは言いがたく、例年相当多数の生徒が他校への進学を余儀なくされていると共にすでに高校自体がマンモス化しつつあるのが実情であります。

私共P・T・Aは当学区内の現状を眺め、将来を考えると、今後更に激増を予想される多数の公立普通高校希望者の処置について一層困難性が加わることを憂慮して、ここに下記事項については非関係当局の深い御理解のもと格別の御高配を賜りますよう陳情申し上げます。

記

南部学区内の急激な社会増に対処し、高校のマンモス化を防ぐため、南区方面に早急に普通課程の公立高校(全日制) 1校を増設していただきたい。

陳情書

公立高校増設についての陳情

年毎に激増する高校進学希望者を迎え関係御当局にはその対策に格段の御考慮を払われ市民子弟の教育の為に常に御尽瘁くださいます事を深く感謝申しあげます。現下の中学校生徒数は一般的には漸次減少しつつあるといわれていますが、高校への進学希望はむしろ年と共に急増しつつある現状でいずれの学区にありましてもその収容対策に苦心している次第であります。

なかんずく当南部学区は人口二十万余、横浜第二の大地区である南区を包含しており、しかも現今南区は上大岡・永田を始めとしその南部各方面にわたり大規模な宅地造成が営まれ急激な社会増を招来しつつあり当地域の発展は真に目を見張るものがあります。これに加え隣接磯子区の発展も看過しがたく今後における当南部学区の社会増はおびただしいものが予想され将来の発展は推して知るべき

であります。

当学区には公立普通高校(全日制)として市立二校(金沢・南) 県立二校(立野・緑ヶ丘) が設置されておりますが現在におきましても多数の公立希望者を収容するにはとうてい十分とは云い難く例年相当数の生徒が他校に進むことを余儀なくされておると共にすでに高校自体がマンモス化しつつあるのが実状であります。わたくしどもは常々すべての子弟が進学に迷うことなく安心して学ぶことができ、ますよう学区内の高校の拡充発展を念願し及ばずながら力をいたして参ったものであります。当学区の現状を眺め将来を考えます時今後更に激増するであろう多数の公立希望者の処置は一層困難を加えるであろう事を憂慮しぜひ普通課程の公立高校(全日制)を1校増設して頂きたく熱望してやまぬものであります。なにとぞ関係御当局におかれましては当学区の実情を御賢察くださる次第につき深い御理解のもと格別の御高配を賜りますようここに陳情申しあげる次第であります。

一、南部学区内の急激な社会増に対処し、高校のマンモス化を防ぐ為、南区方面に早急に普通課程の公立高校(全日制)を増設していただきたい。

昭和三十九年一月十日

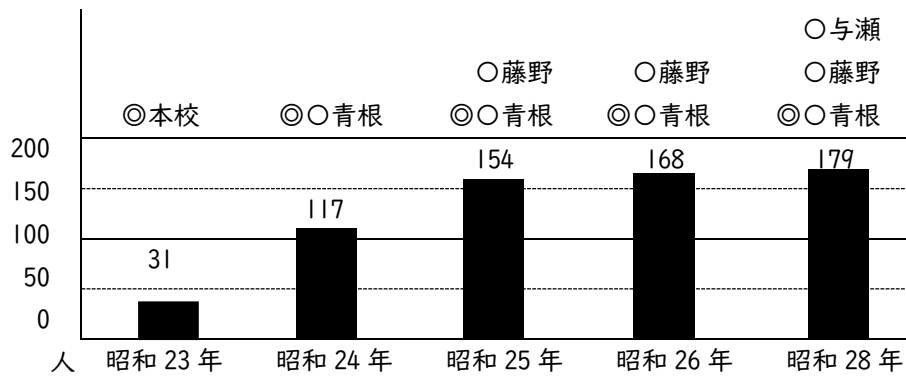
横浜市南区PTA連絡協議会長	本田安市
横浜市立港南中学校PTA会長	比留川久雄
南ヶ丘中学校PTA会長	成井政義
南 中学校PTA会長	川井正数
横浜市立蒔田中学校PTA会長	大森清一郎
共進中学校PTA会長	関野三郎
平楽中学校PTA会長	

神奈川県議会議員

小川 要 殿

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和三十九年(度) 文教常任委員会陳情書」冊の「議事録」に収録されている。ところどころに手書きの書き込みがある。一九五〇年に九二万人であった横浜市の人口は、五二年に一〇〇万人に達し、この陳情書が作成された六三年度には一五〇万人を超えた。また、五五年に四六・七%で

あつた横浜市の高等学校への進学率は、五八年には五〇%を超え、六三年度には六八%に達している。この陳情の背景には、このような人口の急激な増加と高等学校進学率の急激な上昇があつた。



第三節 定時制課程・通信教育

① 定時制課程

一 津久井高等学校定時制課程の概要

五、定時制課程の概要

生徒数の増加と分校の発展

一 本校定時制の概要

(一) 沿革

昭和二十五(三)年六月一日 本校に定時制課程併置の件認可さる

昭和二十三年六月十日 一年生入学式を行う

昭和二十三年十一月一日 神奈川県に移管さる

昭和二十四年六月一日 定時制青根分校開校認可(津久井郡青根村昼間課程)

昭和二十五年四月一日 定時制藤野分校開校認可(津久井郡吉野町昼間課程)

昭和二十六年四月一日 定時制与瀬分校開校認可(津久井郡与瀬町夜間課程)

昭和二十六年四月一日 本校定時制昼間課程を地域社会の要望に応へ、夜間課程に変更する件認可され、本年度入学生より実施、女子昼間二年課程は存続することにする

(二) 本校併設定時制(夜間、昼間)の概要

(一) 名称及び所在地(本校に全じ)

(二) 校舎と校地 (全日制に全じ)

(三) 沿革

昭和二十三年三月二十日 津久井高等学校に併設認可

全年 五月 第一回入学年二十五名収容す

昭和二十六年四月一日 本校夜間課程認可さる。女子のため昼間二年課程を存続する。

昭和二十八年三月十四日 第一回卒業生八名を出す。

(四) 生徒数

(学年) (生徒数)

一 年 十三名

二 年 六名

三 年 十五名

計 三十四名

(五) 職員一覧表

職名	氏名	担任学科	備考
校長	兼任	社会	
副校長	小沢貞治	社会	
主事	落合 渉	国語漢文	
教諭	吉川良治	社会	
	浅野長夫	社会英語	三年主任
	高城治平	農業生物	
	平本宜子	家庭	
	斉藤アキ	//	
	長田 彰	国語漢文	
	山田孝純	数学物理	
	大場好治	生物体育	
	角田秀雄	社会体育	
	山口卓良	数学英語	一、二年主任
	松本尚子	国語社会	
	大場マスエ	被服	昼間課程

(六) 教科課程表

年次		I	II	III	IV	単位計
課目						
必修	国 語	3	3	3		9
	一般社会	5				5
	世 界 史		5			5
	理科（物理）	3	2			5
	一般数学	5				5
	保健体育		3	3	3	9
選択	国 語		2	2	2	6
	漢 文		② 選1	1	2	
	日 本 史			} 5		
	人文地理					
	時事問題					
	解析 Ⅰ		② 選1			
必修	英 語	3	④ 選2	4	④ 選	
	生 物				5	
	幾何解析2					
合計	職業農家	2	④ 選2		④ 選	
		21	21	21	21	
合計	ホームプロジェクト	1	1	1	1	88

(七) 日課表

第一校時	四月―十一月	第一校時	十二月―三月
5.45～6.30		5.30～6.10	
第二校時		第二校時	
6.35～7.20		6.15～6.55	
第三校時		第三校時	
7.25～8.10		7.00～7.40	
第四校時		第四校時	
8.15～9.00		7.45～8.25	

(八) 生徒実態調査
1. 町村別生徒数

計	3	2	1	学年 村別
10	2	4	4	中野
14	8	1	5	串川
4	0	1	3	内郷
1	1	0	0	鳥屋
1	0 [1]	0	0	三澤
2	2	0	0	川尻
32	14	6	12	計

2. 職業別生徒数

計	3	2	1	学年 職業
22	10	1	1 [11]	農業
2	0	0 [2]	0	商業
0	0	0	0	工業
7	3	3	1	公務員
1	1	0	0	その他
32	14	6	12	計

三 青根分校の概要

(一) 名称及び所在地

名 称 神奈川県立津久井高等学校 青根分校

所在地 神奈川県 津久井郡青根村一三三

(二) 校舎と校地

教員室 八坪

教室 五十五坪

(三) 沿革

昭和二十四年二月 従来青根村より本校定時制に通学したる生徒が分校設置の機運を作り学校並村当局を動かし県当局に陳情を

なし、その実現を計る

昭和二十四年六月十日 定時制青根分校（昼間制）設立認可さる

本県における最初の分校なり、青根中学校と併設、分

校主任、内藤庸教諭

昭和二十四年六月十八日 全校開校式 第一回入学式挙行

なおこの日を開校記念日と定む

昭和二十五年四月二十日 第二回入学式

昭和二十六年四月十九日 第三回入学式

昭和二十六年六月十九日 分校設立三周年祭を催す

昭和二十七年三月十六日 第一回分校卒業式 卒業生六名

全 年四月十六日 第四回入学式

全 年六月 (僻地分校の経営について) 文部省実験校に指定

さる

昭和二十七年九月一日 青根中学落成移転し、ここに待望の教室確保さる

全 二十八年三月十七日 第二回分校卒業式（卒業生二十名）

全 年四月十五日 第五回入学式

全 年六月十二日 (僻地分校の経営について) の研究法をまとめ、文

部省にてその結果を発表し高く評価さる

(四) 生徒数

一 年 十 名

掃除	七〃	六〃	五〃		四〃	三〃	二〃	一校時
三、五五―四、二〇	三、〇〇―三、五〇	二、〇〇―二、五〇	一、〇〇―一、五〇	昼食	一、一五―一、二〇五	一〇、二〇―一、一〇	九、二五―一〇、一五	八、三〇―九、二〇

(七) 教科課程表
本校定時制に準ずる
日課表

職名	氏名	担任学科	備考
校長	兼任	国語	
主事	落合 渉	数学理科	四年主任
教諭	末木 幹夫	国語漢文	二年主任
全教諭	進藤 光正	生物社会	一、三年主任
全教諭	藤川 四郎	社会	
全教諭	浅野 長夫	家庭	
全講師	斉藤 アキ	国語	
講師	横山 一郎	家庭	
全	平本 宜子	家庭	

(五) 職員一覽表
計
四年 三年 二年
四十名 十二名 八名 十名

三五	農
一	商
二	工

(十二) 父兄職業別

三五	青根中
二	青野原中
一	牧野中
一	道志中
一	秋山中

(十) 出身校別生徒数

二五	青根
五	牧野
九	道志
一	秋山

(九) 町村別生徒数

計	女	男	
九	二	七	一
一一	八	三	二
八	三	五	三
一二	三	九	四
四〇	一六	二四	計

(八) 学年別生徒数

(三) 藤野分校の概要

(一) 名称及所在地

名称 神奈川県立津久井高等学校藤野分校
所在地 神奈川県 津久井郡吉野町七百八拾番地

(二) 校舎及校地

(藤野中学校併用)

三. 沿革

昭和廿五年四月一日 藤野分校設立認可
昭和廿五年五月四日 第一回入学式挙行 分校主任 山口教諭

昭和廿六年四月廿二日 第二回

昭和廿七年四月廿日 第三回

昭和廿八年四月十六日 第四回

昭和廿九年四月十六日

昭和三十年四月十六日

昭和三十一年四月十六日

昭和三十二年四月十六日

昭和三十三年四月十六日

昭和三十四年四月十六日

昭和三十五年四月十六日

昭和三十六年四月十六日

昭和三十七年四月十六日

昭和三十八年四月十六日

昭和三十九年四月十六日

昭和四十年四月十六日

昭和四十一年四月十六日

昭和四十二年四月十六日

昭和四十三年四月十六日

昭和四十四年四月十六日

昭和四十五年四月十六日

昭和四十六年四月十六日

昭和四十七年四月十六日

昭和四十八年四月十六日

昭和四十九年四月十六日

昭和五十年四月十六日

昭和五十一年四月十六日

昭和五十二年四月十六日

職名	氏名	担任学科	備考
校長	落合 渉	国語	
主事	吉川 治良	社会英語	
教諭	足立 武雄	英語社会	四年主任
〃	金子 光雄	生物農業	一年主任
〃	浅見 博	国語社会	二、三年主任
講師	中村 澄子	家庭	

六. 日課表

掃除打合	ホームルーム	第一校時	第二校時	第三校時	第四校時	昼食	第五校時	第六校時	第七校時	掃除	下校
八・三〇―八・四〇	八・四〇―八・四五	八・五〇―九・四〇	九・四五―一〇・三〇	一〇・四〇―一一・三〇	一一・三五―一二・二五		一・〇〇―一・五〇	一・五五―二・四五	二・五〇―三・四〇	三・四五―四・一〇	五

七. 町村別生徒数

学年	1	2	3	4	計
牧野村	1	0	0	6	7
小淵村	1	1		1	3
日連村	1	1	2	1	5
名倉村	2	3	0	3	8
吉野村〔町〕	0	0	1	2	3
佐野川村	2	1	1	1	5
上野原村〔町〕	0	0	0	1	1
秋山村	3	5	0	9	9
与瀬町	0	1	0	0	1

八. 〔八〕父兄の職業

学年	農業	公務員	商業	工業	自由業
1	八	一			
2	六	一	一		
3	八			一	
4	一〇	二	一		一
計	三二	四	二	一	一

九. 〔九〕生徒通学距離

学年	三料以下	四料以下	五料以下	六料以下	七料以上 十五料以下
1	四	一	二	一	二
2	五	一	一	〇	一
3	二	一	一	〇	五
4	四	六	二	〇	〇
計	一五	九	六	一	八

一. 〔一〇〕〔十一〕出身学校種別

学校	学年	1	2	3	4	計
秋川中学		三	四	二	一	一〇
牧野中学		一			六	七
秋山中学		二		五		七
藤野中学			一	一	四	六
佐野川中学		二	一			四
上野原中学					一	一
桜井中学		一				一
太田中学		一				一
青年学校					一	一
八王子女子中			一			一
中野中学						一

〔四〕〔五〕与瀬分校の概要

一. 〔一〕名称及び所在地

名称 神奈川県津久井高等学校 与瀬分校
所在地 神奈川県津久井郡与瀬町

二. 〔二〕校舎と校地

校舎 北相中学校と併用

三. 〔三〕沿革

昭和二十六年四月一日 与瀬分校設立認可
昭和二十六年四月二十五日 第一回入学式挙行 分校主任 滝沢教諭
昭和二十八年二月十日 与瀬分校歌を作る

四. 〔四〕生徒数

計	3	2	1	学年	
				内 郷 村	村 別
6	3	2	1	与 瀬 村	
12	6	4	2	千 木 良 村	
6	3	2	1	小 原 村	
6		3	3	沢 井 村	
2		2		佐 野 川 村	
3	3			日 連 村	
5		3	2	小 沢 村	
4	1	2	1	山 梨 県	
1			1	島 田	

七、
(七) 生徒実態調査
(1) 町村別生徒数

六、
(六) 日課表
本校定時制に同じ

職 名	氏 名	担任学科	備 考
校 長	兼 任		
主 事	落 合 涉	国 語	
教 諭	滝 沢 精 一 郎	国 語 英 語	
〃	奥 田 永 勇	社 会 職 業	二 年 主 任
〃	森 下 光 蔵	数 学 理 科	一 年 主 任

五、
(五) 職員一覧表
計 四十一名
一 年 八 名
二 年 十 七 名
三 年 十 六 名

km	名
～1	10
1～2	5
2～3	3
3～4	11
4～5	6
5～6	4
6～7.15	2
計	41

5
(5) 通学距離

無 職	其 の 他	会 社 員	公 務 員	工 業	商 業	農 業
一 名	四 名	二 名	三 名	四 名	四 名	二 三 名

3
(3) 父兄職業別

19 名	農 業
4	工 員
1	商店員
5	公務員
1	発電所
4	会社員
7	其の他

(2) 職業別生徒数

計	両 親 な し	母	父	両 親 健 在
四 一 名	一 名	一 〇 名	三 名	二 七 名

4
(4) 両親の状況

汽 車	自 転 車	徒 歩
一 二 名	一 二 名	一 七 名

6
(6) 通学方法

7 〔7〕 生徒出身校別

高小卒	二名
新制中学	三七名
併設新中学	二名
計	四一名

8 〔8〕 生徒生年別

大正年間	一名
昭和 一、五	〇名
〃 六、一〔〇〕	一六名
〃 一、一	一二名
〃 一、二	一〇名
〃 一、三	二名

注 横須賀市教育研究所蔵の簿冊「県立学校沿革誌要覧等 横須賀市教育研究所」に綴じ込まれている神奈川県立津久井高等学校『学校要覧（昭和）』の「五、定時制課程の概要」。一九五三年度には、五校の県立高等学校に八校の分校が、六校の市立高等学校に八校の分校が設置されていた。県立津久井高等学校には、最も多い三校の分校（与瀬分校、藤野分校、青根分校）が設置されている。

二 小田原城内高等学校宮城野分校

(一) 箱根地域から定時制課程設置を求める「陳情書」

高等学校設置に関する陳情書

学校は郷土社会に於ける文化の中心であり将来健全なる国民を養成する温床であります。

民主主義社会に於ける教育は如何なる場所、境遇に在つても機会均等でなければならぬと思います。

然るに当箱根地区の子弟は此の恩恵を蒙つて居りません。小田原地区の高等学校に通学させるためには交通の点よりする時間の浪費と他地区には見られない多額の通学費を要し経済的にも極めて困難な状況下において折角向学の意欲に燃ゆる多数勤労青年子女の勉学の途を妨げて居りますことは世上周知の事実であります。

今将に国家は挙げて再建の途上にあり近き将来に国際関係の復帰を見んとするこの秋に当り心身共に健全なる次代の日本国民を養成せられる学校教育の機会均等という事に対し吾人は重大関心を払うものであります。

何卒吾々の要望を受入れられて当箱根地区に高等学校の設置され得るよう陳情する次第であります。

昭和 年 月 日

(二) 入学案内

昭和二十五年四月十一日

神奈川県足柄下郡仙石村役場

各 位

県立小田原城内高等学校宮城野分校に就而

今月から神奈川県立小田原城内高等学校(定時制)分校が宮城野村小学校内に設立されますのでこの分校に入学希望の方は左記に依つて入学願書を御提出下さい。

記

一、入学願書提出期日及場所 昭和二十五年四月十九日

仙石原中学校

二、入学の資格 新制中学校又は高等小学校及青年学校の卒業者 但し試験

が有ります

三、授業 午後四時より全七時三十分迄

四、卒業

満四ヶ年で新制高等学校卒業資格が得られます

尚詳細は仙石原中学校まで御問合せ下さい。

○

○

受付番号(※) 神奈川県立小田原城内高等学校定時制

入学願書(甲)

志願者	氏名 フリガナ	男女	昭和 年 月 日生			
	学歴	昭和 年 月 学校卒業				
	住所					
保護者	氏名			本と続人の柄		
	住所					
	職業					
受付	※ 月 日	取 扱	※			

入学志願票(乙)

氏名	昭和 年 月 日生
受付番号	※
昭和25年度選抜料 金50円納入済み 昭和25年4月 日 神奈川県立 小田原城内高等学校 定時制分校	
注意 ※印には記入しないこと	

- 510 -

定 時 制 教 科 課 程 の Ⅰ 例

教 科	年度 科目	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
国 語	国 語	3	3 (2)	3 (2)	(2)	一つを選択必修
	漢 文		(2)	(2)	(2)	
社 会	一 般 社 会	5				家庭と組合せ 二つを選択必修
	日 本 史			(2)	(3)	
	世 界 史		3	2		
	人 文 地 理			(2)	(3)	
	時 事 問 題			(2)	(3)	
数 学	一 般 数 学			(3)	(2)	一つを選択必修
	解 析 Ⅰ	2	3			
	幾 何			(3)	(2)	
	解 析 Ⅱ			(3)	(2)	
理 科	物 理			(2)	(3)	職業と組合せ 一つを選択必修 家庭と組合せ 選択必修
	化 学	(2)	(3)			
	生 物	2	3			
	地 学			(2)	(3)	
芸 能	図 画	(1)	(1)	(1)	(1)	一つを選択必修
	音 楽	(1)	(1)	(1)	(1)	
	書 道	(1)	(1)	(1)	(1)	
保 健 体 育		2	2	2	3	
職 業		②	②	(2)	(3)	理科と組合せる
家 庭		(2)	(3)	(2)	(3)	社会と組合せる
外 国 語		3	2	5	5	
必 修 時 数 計		17	16	12	8	53
選択必修教科にあてると数		3	6	12	14	35
自由選択教科に充てると数		2	2	0	0	4
週 時 数		22	24	24	22	92

2, 3, . . . 必修科目の単位

(2) (3) . . . 選択必修科目の単位

② . . . 自由選択科目の単位

注 箱根町教育委員会蔵の簿冊「昭和二十五年度 学事書類 仙石原村役場」に収録されている。小田原城内高等学校宮城野分校は、1950年4月に足柄下郡宮城野村（現箱根町）に設置された普通科を置く夜間課程の分校である。『全国定時制通信教育高等学校名簿（昭和二十八年度）』によれば、53年度には男子30人、女子7人の生徒が在籍していた。

三 定時制高等学校分校視察報告（一九五〇年）

昭和二五年七月二八日

定時制高等学校分校視察報告

交通に恵まれない山間僻地に教育の機会を与えるため昭和二十四年度より定時制高等学校分校を設置したのでその実施状況を視察し将来の指針とするため左記日程により県下の分校七校を参観調査しました。
右報告を別記の通りいたします。

記

一、視察日程及び視察者

一、	六月二十八日	青根分校	山本房・山本盛指導主事
二、	六月三十日	藤野分校	〃 〃
三、	七月七日	宮城野分校	山本盛枝指導主事
四、	七月十三日	三浦分校	大谷課長・石原指導主事
五、	七月十四日	愛川分校	望月部長・坂本課長
			石原指導主事
六、	七月十八日	松田分校	松川部長・坂本課長
		清水分校	石原指導主事

二、視察概況報告

一、地方の要求に分校の運営が合致しているか

分校の設置は地方の人々に非常な歓迎をうけている。
今迄全く教育の門戸を閉ざれていた地域であるのでその使命は重大であり地方民の一般教養の向上に役立つことが多い。
従いてその運営も特色をもつことが重要であるが今の状況では愛川分校に出色をみている。

二、生徒数 二五九名。 内夜間四六名。

三、生徒の学習状況

学習に対する態度極めて良い状態にある従いて出席状況も極めて良好である。（但し農繁期は低下す。）昼間は週三日（一日八時間）夜間は六日（一日四時間）位が普通である。

四、教員は専任として一―二名おかれているが他は本校よりの援助によつて
いる。分校の爲少くとも四・五名位の専任がほしい。（国・社・数・理・職業）

五、施設備品

教室は各校とも明年より二教室程度の増築が必要である。
各学校とも完成年度までに四―八教室が必要である。

現況は小学校を利用せるもの三、中学校を利用中のもの二、其他二、の状況である。

教材・教具等は殆どない。備品施設等の関係よりなるべく中学校に併設するのが望ましいと考える但し職業課程は独立を望むが現状ではその施設を有する試験場、組合等に併置するが望ましい。

六、明年度教室を至急準備せねばならぬものは松田（四）愛川（四）宮城野（二）初声（二）清水（四）青根（三）藤野（二）
清水分校に於ては地方より一部の寄付金計画あり。

結尾

定時制分校設立は中学校卒業後進学を助ける機会を得ない者を救ふため、県に於て地方の要望に沿ふてこれを設立し、このために要する経費は、人件費については県に於て負担し施設その他は地方に於て負担の立前をとつたのであるが経済界不況その他事情により目下の状況では県に於て大乗的見地よりこの積極的支援をせねばたちゆかぬ実状にある。

第5章 高等学校

分校名(本校名)	所在地	所在地	建物	課程(昼夜)	定員(実入学者数)
愛川分校 (神奈川工業)	愛川町半原 4,408番地	県立織物 指導所内	教室2(24坪) 職員室1(9坪) 実習室1(50坪) 実習工場1(240坪)	織染科(昼) 織染科(夜間)	50 昼〔26〕 夜〔22〕 計 48
松田分校 (神奈川工業)	松田町庶子 谷津104	松田小学校	教室1(20坪) 職員室1(20坪) 実習室1(25坪)	建築科(昼、夜) 木材工芸科(昼、夜)	50 昼〔33〕 夜〔24〕 計 57
初声分校 (平塚農業)		初声小学校	教室1(18坪)	農業課程	50 (32)
清水分校 (吉田島農林)	上郡清水村 川西1065	村立清水 裁縫学院内	教室 { 1 (10坪) 1 (5坪)	農業課程 農村女子課程	50 男〔7〕 女〔17〕 計 24
青根分校 (津久井高校)	津久井郡 青根村	村立青根 中学校内	教室1(40坪)	農業課程	50 男〔40〕 女〔12〕 計 52
藤野分校 (津久井高校)	津久井郡 吉野町780番地	町立藤野 中学校内	専用のものなし 〔() 土、日のみ1教室〕 (約20坪)	普通課程	50 男〔18〕 女〔5〕 計 23
宮城野分校 (城内高校) 定時制	足柄下郡 宮城野村 宮城野102番地	村立 宮城野小学校内	専用のものなし 教室2(35坪) 屋内体操場1(55坪) 職員控室1 運動場(485坪) 特別教室 理科実験室 割烹室 事務室	小学校 のもの 使用。 本校の もの兼用	50 男〔20〕 女〔3〕 計 23
					合計 259

職員 ……主事	学習状況	生徒出席	学費	施設 机、椅子 備品	
。齊藤亮文 } 専任 他教員2 講師2 }	昼間週3日 (1日8時間) 夜間 6日 (1日4時間)	昼 91% 夜間 90~65%	月 280 円	10万9000円 (生徒用50) (職員 5)	間切り 3万3562円 照明 6300円 下駄箱 1500円
。内藤光平 他専任1 実習教師2	昼間 3日 (1日8時間) 夜間 6日 (1日4時間)	95~97%	月 285 円	7万0000円 (町支出)	なし
。志村長蔵 本校より5人	昼間 3日 (大体年間140日) 1日7時間	5月 34% 6月 46%	月 150 円	小学校用を 併用す。	なし
。曾我秀 他本任1 本校より4	昼間 週4日 1日(7時間)	96~97%	月 200 円	地元で整備	ミシン等あり
。落合涉 専任2 本校との兼任10	昼間第一学年3日 第二学年3日 第三学年1日 夜 第三学年2日	85~90%	月 120 円 授業料 50 PTA会費 30 生徒会費 30 図書費 10	机、椅子の外 皆無	ミシン1台
。山口卓良 専任2 本校との兼任3	昼間 〔土曜日 2日のみ 日曜日〕	96%	月 200 円 授業料 50 PTA会費 50 図書費 20 生徒会費 30 施設費 50	中学校用を 併用す。	なし
。辻満定良 本校との兼任9 他校より兼任2	夜間週6日 4.30~7.50	96%	月 150 円 授業料 50 其他 100 PTA 生徒会費	専用のもの 皆無 (小学校用) (を併用)	なし

第5章 高等学校

地方の協力	地方の要望	備 考
施設に要した費用と現在町に於て立換へ払いをしている。	独立校舎として元青年学校建物を購入願いたい	実習施設との関係上現位置を余り遠くならぬこと。青年学校建物は腐朽甚しく好ましからず。
全 上	独立校舎として中学校に隣接せる吉田製鋼を買収したらとの意向強し。	現在の小学校は狭隘であるので明年は何れかに移転せねばならない。
PTAより旅費補助として1万8000円支出	新制中学校を他にうつてその跡へ分校を移したい。	実現困難なり。 本校よりの出張旅費の増額必要 (県旅費計算 181円、実費 200円)
積極的 分校舎設立の予定地を設定し之に 対し約50万円位を補助する。	右に同じ	清水、三保両村の中間地帯に設立計画あり。
教員室を廊下に間切し造る予定。	中学校を利用する。	小学校舎に中学校、高校分校と間借りの状態で教室狭隘のため、日曜も無休で授業、但し3学年あるため教室の1つを2日置きに使用、夜間も行うため甚だ好ましからぬ運営の現情、照明不備。
中学校増築と併せ考える。	依存の傾向	中学校舎予定の進捗がないため中学校教室狭隘ために分校は中学校の教室の空いている土、日、2日に授業を行う。四ヶ年間で所定の単位修得、現在は不可能の状況。
積極的ではあるが 現在中学校舎建設に追われている のが実情。	中学校をまず小学校から独立させようと意気込んではいるが温泉村との組合立にするか単独にするかの去就つかぬ現情。	まづ一時も早く中学校舎を解決して然る後に高校分校をも之と同時に考慮する必要あらん。

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和25年(度) 教育委員会々議録 教、総務課／秘書室」に収録されている。1950年8月15日定例会の資料。

四 清水村・三保村による吉田島農林高校清水分校協定会規約

県立吉田島農林高校清水分校協定会規約

第一条 本會は県立吉田島農林高校清水分校協定会と称し清水村三保村を以て組織する

第二条 本會は当該分校の建設整備等の促進並に之に協力することを目的とし其の為に要する経費及夫役は三保清水兩村の平等負担とする

第三条 本会に協議会を設け協議委員には両村長並両村議会の議長及教育に関する常任委員を以て充てる

第四条 本会に理事を置き両村長を以て之に充てる

第五条 本会の事業遂行についての事務分掌は左の通り定める

一 庶務 清水村長である理事

一 会計 三保村長である理事

附 則

この規約は昭和二十六年五月一日より実施する

昭和二十六年六月一日協定

清水村長 細 谷 力 蔵

三保村長 湯 川 亀 太 郎

注 山北町教育委員会所蔵の簿冊「農林分校設置書類」に収録されている。県立吉田島農林高等学校清水分校は、一九五〇年五月に、足柄上郡清水村（現山北町）に設置された夜間課程の分校である。『全国定時制通信教育高等学校名簿（昭和二八年度）』によれば、五三年度には農業科に男子二三人、家庭科に女子二三人の生徒が在籍していた。

五 定時制入学者新入生に対するアンケート調査の結果

新入生に聞く 教養のための入学 家庭の賛成が圧倒的

本校に定時制制度が、設置されて以来早や八年の月日が流れ。新教育に基づくところの生徒会も次第に発展したが、もつともつと発展させなければと、会員の熱望により、その手段として、規約の改正が行なわれ様としている。このおり県下一（いや全国一）と語る図書館も、去る五月二十一日に盛大な落成式が行なわれ、我々にとつて、一番待ち遠しかった食堂も、二十五円と二十円のうどんと、それだけの小さな規模ではあるが完成し、前途には明るいものがさしている。今年入学した一年生は、今後四年間、これらの諸設備を利用し本校の生徒会及びクラブ活動の面で、活躍することを、期待されているのだが、どのような心構えを持っているのか、どのような眼で本校を見ているのか、簡単ではあるが、新聞部として調査してみた。我湘南高校定時制発展の、一助となれば、幸いである。

今年の一年生を男女別に見てみると 男九十七名、女四十三名

右の数字でもわかる様に、上級生にくらべ、女子の率がぐんと多くなっている。職業で主なものは、工員 四十四名 店員 二十名 事務 七名 等でその他に家の手伝いしているものが九名 定時制に来るのに少し時間的に、大変だろうと思われる様な変った、職業には女中、看護婦等があり、又補導生や保母さんも居る。

問一 高校進学の原因

- A 教養のため 八十一名
- B 大学進学のため 二十五名
- C 真理の探求 十八名
- D その他 二名

Aに解答した者が半数以上居る他Dの所に於いては、良い職場に入りたいためと云っている者もいた。

問二 本校を選んだ理由

- A 家に近い 四十一名
- B 職場に近い 十四名
- C 有名だから 十六名

D 人にすゝめられた 二十一名

E その他 十二名

E項の説明をくわえると昼間の他校を落ちたゝめとか、職業安定所で職を探す様な気持から、本校を選び進学している等と云う人もある。

問三 クラブ活動に参加する意志

- A ある 八十四名
- B ない 二十三名
- C 参加している 十二名

参加する意志の有るものが一番希望しているクラブ及び、その順序は次の通りである。

- 卓球部 二十一名
- 音楽部 十六名
- 野球部 十三名
- バトミントン部 十一名
- 柔道部 八名
- 文芸部 七名
- 新聞部 六名
- 弁論部 六名
- 陸上競技部 五名
- 演劇部 五名
- バレーボール部 五名
- バスケット部 三名

一人で文化系統、体育系統合せて二つ入りたいと思つて居る人も有る。

問四 この前の総会をどう思うか

- A 良かった 四十四名
- B 悪かった 九十一名

この質問に於いては良くもあり、悪くもあり、という見方をしている者もあるが、大部分が悪かったと解答している。悪いと云う理由は、発言者が一定の人に限られ、皆んなの気持が全部そろつて、協力しようとしていない、という見方をしている者が実に多い。良いと解答して居る者の理由は活発である、と云う位である。

問五 職場ではあなたが通学する事をどう考えているか？

A 賛成 五十一名

B 反対 八名

C 無関心 二十七名

問六 家庭では通学する事をどう考えているか？

A 賛成 一一三名

B 反対 七名

C 無関心 三名

家庭に於いては、大部分が賛成であるが、職場と同じ率位で反対されていて、自己の強い意志で通学している者もある。

問七 本校の第一印象について

A きたない 一九名

B 明るく楽しい 十一名

C 設備が良い 八名

D 利己的 五名

E 活発 五名

F 入学して良かった 六名

又特別に希望として、図書館の、開館日や開館時間が少ないとか、総会を早く終了して下さい、等と云うのがあつた。先生方に対しては、一般的に字が小さいとか、クラス担任と接する機会が少なすぎるとか、又他に、いはつて、親切にしてもらいすぎて、申しわけがない様だという見方をしている者もあり、生徒も先生も、多種多様であるという事を、思わせる様な解答ぶりであつた。以上、七つの問に対して答えてもらったがこれで、一年生の大体のようすがわかりと思う。ゆつくりとお考えいただきたい。

注 『湘高定時制新聞』第二号（一九五五年六月六日）。この新聞は神奈川県立湘南高等学校歴史館に所蔵されている（湘友会資料）。

六 産業教育審議会答申「定時制課程の学科の再編成について」

神奈川県における職業教育を行なう
高等学校の設置学科について

(第2次答申)

〔定時制課程の学科の再編成について〕
〔女子職業教育を行なう学科の編成について〕

昭和43年2月10日

神奈川県産業教育審議会

昭和43年2月10日

神奈川県教育委員会殿

神奈川県産業教育審議会
会長 中村 康 治

神奈川県における職業教育を行なう高等学校の設置学科について(答申)
本審議会は昭和41年7月27日付で諮問のあった標記事項のうち、諮問事項2の「定時制課程の学科の再編成について」ならびに、諮問事項3の「女子職業教育を行なう学科の編成について」に対し、慎重に審議した結果、次のように答申します。

定時制課程の再構成について

Ⅰ. 現 状 等

(Ⅰ) 志願状況

中学校卒業者の急増期後における絶対数の減少のうえに、本県においては高等学校進学率の上昇、特に全日制課程への進学率ののびが著しいので、中学校卒業だけで就職し、勉強しようとする青少年の絶対数が減ってきている。そのような県内中学校卒業者に、県外の中学校を卒業して本県などに就職したものが加わって、定時制課程の志願者を構成している。県外の中学校を卒

業してくるものの数は、全国的な高等学校進学率の上昇、ならびに、地方の新産業都市建設などの影響を受けて減少している。このような状況から定時制課程の競争率は、昭和36年3月～40年3月の平均1.3倍から、昭和41年3月の0.96倍、昭和42年3月の0.83倍と漸減の傾向を示している。

(2) 入学者の状況

ア 県外からの流入

本県では、多くの若年労働力を県外の中学校卒業者に求めている。それらの青少年は、高等学校卒業資格の取得を望んでおり、企業の経営者もその希望をかなえるように努めているので、県外からの流入青少年群が定時制課程に相当数入学している。

その状況は、全県的にみると、県外出身者が定時制課程在籍者の約40%を占めており、特に、川崎地区では、約60%になっている。

このようなことは、本県の定時制課程の特徴と考えられる。

イ 入学者の学力

入学者の能力・適性などについて検討した場合学力は、一般的に高い水準にあるとはいえない。

(3) 中学校卒業で就職するものの就業状況

中学校卒業者の就業傾向は、就職者の約80%が技能工・生産工程の職業に従事者であり、そのおもなものには、電気機械器具の組立・修理の職業、金属加工の職業、輸送機械の組立・修理の職業などがある。

さらに、技能工・生産工程の職業以外では、サービスの職業、販売および類似の職業、事務的職業などについている。

2. 定時制課程の編成の方向

定時制課程についての状況は、以上のようである。しかし、勤労青少年教育のなかで大きな役割りを果たしている定時制課程では、生徒の職業生活の実態を考慮しつつ、生徒の能力・適性・進路・環境に適應できるような多様化された教育を行ない、勤労青少年教育の充実をはかるようにする。特に、勤労青少年の複雑な実態を考慮し、教育内容や方法・形態(通信教育を含む。)などを、これら青少年のものとするように改善すべきであろう。そのため、定時制課程の独立校を、たとえば、県東部地区、県中央地区、湘南地区等に設置すること

も必要である。また、高等学校進学率の推移、中学校卒業者の就業の実態などを考慮して、定時制課程の入学定員・学校の配置等も検討するとともに、学科の編成については、次のように措置することが望ましい。

(1) 専門教育を主とする学科

職業教育を行なう分野においては、生徒の職業生活にも適応し、専門の基礎教養を身につけさせることができるようなコースを既設の学科の中に設けるように特に留意する。その内容としては、生徒の職場における実技経験などをいかし、技術の向上をはかることができるようにするとともに、社会人として豊かな教養を身につけさせるように配慮する必要がある。

ア 工業

中学校・高等学校卒業者についての本県の求人・求職の状況をみても、技能工・生産工程の職業（電気機械器具の組立・修理、金属加工、輸送機械の組立・修理、計器・光学機械器具の組立・修理などがおもなもの）についているものは、相当の人数になっているので、コースの設定にあたっては、これらのことをじゅうぶんに考慮する。

イ 商業

工業の場合と同様に、中学校・高等学校の卒業者の求人・求職状況を検討すると、事務的職業、販売および類似の職業が圧倒的に多いので、これらのことをじゅうぶんに考慮してコース、類型などを考える。

ウ その他

サービスの職業、裁断・縫製の職業、その他専門的・技術的職業に相当数が従事し、また、就業しようとしている。したがって、これらのものを対象とする教育についても考究する必要がある。

(2) 普通科

普通科の分野においては、生徒の能力・適性・進路・環境などを考慮し、豊かな人間性の育成とあわせて、職業に関する科目を履修させるコースを設けるように努める必要がある。

3. 勤労青少年教育の形態

(1) 授業形態

週あたり6日通学の夜間定時制課程では、勤労のあとに行なわれる授業と

いうことで疲労のことが問題になったり、また、二交替勤務などにより通学困難になるものがある。したがって、勤労青少年の勉学条件の改善をはかる必要があり、その方策と考えられる定・通併修、および昼間授業を可能とする研究を積極的に進めるようにする。

(2) 連携教育

学校教育法第45条の2に基づく「技能教育施設との連携教育」は、勤労青少年の勉学の二重負担の軽減と産学連携の立場から、今後、いっそう拡大される傾向にあるので、この面の対策について研究するようにする。

4. 留意事項

(1) 教職員の確保

定時制課程を多様化して、専門の教育を幅広く行なうためには、それぞれ専門の分野を担当する教職員が必要になるので、それについて特別の措置をとることが望ましい。

(2) 独立校の設置

勤労青少年教育の充実・向上をはかるための定時制課程独立校の設置については、県内の実情をじゅうぶんに検討して措置することが望ましい。

(3) 学校規模

定時制課程の学校規模については、地域の実情・志願者の状況等を考慮して、適正化をはかることが望ましい。

女子職業教育を行なう学科の編成について [略]

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。一九六六年七月に本審議会に諮問されたのは「①新設する高等学校の学科の構成について」「②定時制課程の学科の再編成について」「③女子職業教育を行なう学科の編成について」で、本答申は②に対するもの。①・③に対する答申は本章第六節に収録した。

② 通信教育（通信制課程）

一 通信教育入学案内（湘南高等学校）

通信教育入学案内

神奈川県立湘南高等学校

神奈川県藤澤市鵠沼八一九
(電話・藤澤三一四〇)

一、目的

通信教育は勉学の志をいいただきながらも種々の理由で通学できない者に広く勉学の機会を与えようとするもので中等教育の一環として学校教育法並びに文部省令にもとづいて設けられたものである。

二、学習の方法

通信教育は学科のコース別に入学し通信によって勉強を進め、コース別に単位つまり資格を修めて行く個人指導の学習であるから、自分の都合の良い時、場所でも勉強できるという利点のある反面、種々の困難が伴う。これを克服して立派な成果をあげるためには絶えざる熱意努力が必要である。したがって修める期間も自分の努力次第で全く違ってくる。そのために通常の学校のように入学及び修了の時期は特別にきめられていない。

学習の方法は先生のかわりとして各科目ごとに通信教育用の学習書（文部省が発行し又は検定したもので解り易くその学科の方法や研究すべき問題が一課ごとに記されている）があつてそれにより各自の能力に応じて教科書を勉強し、その結果を一課ごとに報告して添削指導をうけるのである。分らない点はやはり通信により質問し、こうして学習を進め終った時に学校に来て終末試験をうけてその成績と前に何回か提出した学習報告の成績とによって、その学科の修了が認定され修了証書が与えられる。たゞ通信教育をうける大多数の人は、昼間には職場において勤務に励んで居り一時に所定の全科目を学習するのは無理な点があるのでまず二科目を勉強して、それが終った時に次の科目へ進むということになっている。なお必要に応じて生徒を集めて面接指導を行うがその出欠の有無は単位認定の条件にはならない。

三、学習の結果

正規の学習報告書を提出し終末試験に合格したものはそのコース修了の証明があ

たえられる。

修了によって得られる単位は現在、国語、解析(I)、人文地理、地学、一般社会の二十九単位でそれは通常の高等学校における同じ課程を修了した場合に得られる単位と全く同等であり、高等学校卒業資格の一部となる。また大学入学資格検定試験からは、通信教育によって単位を得た学科は免除される。なお現在、実施考慮中の科目も近く近く数科目実施出来るようになり、通信教育によって得られる単位数も次第に拡充されつゝある。

高等学校卒業資格としては八十五単位であり、通信教育によって得た単位の残りの単位を定時制高等学校で取そ「れ」ば卒業資格をえることが出来る。中学校通信教育では卒業資格を得ることが出来ないが履修した学科の修了証書が与えられる。

四、必要経費

高等学校																中学校			
芸能		保健体育	英語	理科	数学			社会				国語			理科	数学（一・二・三年）	国語（一・二・三年）	コース	
※図書道	図画	保健	英語	※生地学物何	幾何	解析Ⅱ	※解析Ⅰ	一般数学	時事問題	※人文地理	世界史	日本史	※一般社会	※漢文	国語（乙）	※国語（一・二・三年）	の 一 部		
二単位	二単位	二単位	五 十 五 単位	五単位	五単位	五単位	五単位	五単位	五単位	五単位	五単位	五単位	五単位	三 十 六 単位	二 十 六 単位	各学年三単位			授 与 単 位
各科目終了まで																年額 四〇〇円	受講料		
三単位教科百五拾円																			
五単位教科二百円																			

二 通信教育の案内（一九五五年）

高等学校 通信教育の案内

神奈川県立

平沼高等学校
湘南

高等学校通信教育とは、勉学の意志もながら、家庭や職場の事情で進学できない人たちに、高等学校教育を受けさせるための学校教育で、その学習内容や程度また修得した資格は、普通の高等学校と全く同じです。ただ通信教育は科目毎に修了の資格を得て、それをつみかさ「ママ」ねることにより卒業資格を得るしくみになっています。昭和二十九年までは通信教育で修得できる単位数は、七十五単位まででしたが、昭和三十年度には物理、化学などが実施科目になり、通信教育だけで卒業に必要な八十五単位以上が与えられることになっています。

通信教育で実施している科目の単位数と学費の概算

教科	科 目	単位数	学費の概算	備 考
国語	◎国語甲1年	3	約 360 円	
	◎2年	3	360 円	
	◎3年	3	370 円	
	漢文1年	2	330 円	
	2年	2	330 円	学習書近刊
	3年	2	330 円	//
社会	◎一般社会	5	470 円	
	人文地理	5	400 円	
	日本史	5	480 円	
	世界史	5	480 円	
数学	一般数学	5	560 円	
	解析Ⅰ	5	500 円	
	解析Ⅱ	5	620 円	
	幾何	5	520 円	学習書近刊
理科	地学	5	480 円	
	生物	5	—	学習書近刊 実施準備中
	物理	5	—	実施準備中
	化学	5	—	実施準備中
保健体育	◎保健	2	310 円	
	◎体育	7	700 円	学習書近刊
外国語	英語1年	5	530 円	
	2年	5	530 円	学習書近刊
	3年	5	540 円	学習書近刊
芸能	図画1.2.3年	2.2.2	—	実施準備中
	書道1.2.3年	2.2.2	各年 250 円	
職業	商業簿記	3	—	実施準備中
	農業経済	2	—	実施準備中
家庭	一般家庭	7	—	実施準備中

高等学校で修得する単位について
高等学校の卒業資格を得るためには、85単位以上を修得しなければなりません。右「左」の頁の表で◎印のついた科目は必修科目で、この23単位のほかに、社会、理科、数学の各教科から1科目ずつ15単位、計38単位は必ず修得しなくてはなりません。あとの47単位は残りの科目のうちからどれを選んでよいのです。

学費について

☆学費は右の頁のとおりです。但し、これは概算ですので、多少の変動があるかもしれません。この学費の中には、その科目が終了するまでの受講料と、教科書、学習指導書の代金、および諸雑費等が含まれています。

☆備考欄に、学習書近刊とあるのは、目下学習指導書を作成中のもので、近く出版されますので、その代金の予定価を学費の中に含ましてあります。実施科目について

☆実施準備中の科目は、通信教育としてはできるのであるが、本県としては未だ実施していないものであります。

入学から卒業まで

入学を志願する人は、生徒募集要項の四にあげられている書類をそろえて、提出します。実施校では、出願書類によって詮衡し、出願者に通知します。出願者は指定日に必ず学校に出頭して面接を受け、その上で入学が許可になります。入学を許可された者は受講科目の選び方その他学習上の諸注意を受け、受講科目を決定し必要な学費を納入して始めて通信教育部生徒としての資格が与えられます。

○単位のとりかた

通信教育は科目別に履修しなければなりませんから、希望の科目を一つ四科目選んで受講します。教養のために勉強するので単位はいらないという人は、自分の好きな科目を好きなだけ選んでもよいのですが、卒業資格の得たい人は、なるべく入学当初から体育を受講することをお勧めします。

どのように学習するか

○学習指導書

通信教育の学習には、教科書と学習指導書が必要です。この学習指導書は、文部省検定済の本で、みなさんの先生のかわりをします。学習はすべてこの本の指示によってなされます。指示どおり学習すれば、学校で授業をうけるのと同じ効果をあげるように作られています。

○報告書（リポート）の提出について

学習指導書に報告課題が書かれていますから、それをリポートにして学校に送らねばなりません。わからないところは、面接指導やNHK高等学校講座のラジカ放送をできるだけ利用し、なおわからないところは手紙で指導の先生に質問します。

○添削指導

提出されたリポートは、指導の先生が添削したり、批評したりして返送されますが、学習不十分の時はもう一度提出することになります。

○面接指導スクーリング

学習を補うために面接指導が行われています。この面接指導には本校で行う場合と、県内の便利なところで行われる巡回面接指導とがあります。ここでは先生に直接面接して、学科の質問やその指導を受けることができます。その他、読書会を開いたり、スポーツをやったりして、特別教育活動も行います。

○単位の認定

単位はリポートを提出し終って試験に合格した場合、認定されます。これは決められたリポートを出しさえすればいつでも受けることができます。その時には所定の終末試験願を学校に提出し、指定日に登校して試験および指導をうけ、合格した人はその科目が終了したことになり所定の単位が与えられ、修了証書が送られます。

○生徒会

顔を合わせる機会の少いところから、疎遠になりがちな通信生の親睦を図り、学習を効果的にするために、部報の発行、リクリエーション、（旅行やピクニック、スポーツ）などを行っています。またレコード・コンサートや、読書会を企画しています。

○定時制課程との連けいについて

1. 通信教育から定時制課程に編入を希望する場合、おおむね左の表のように科目を履修していれば、相当学年に編入できます。
2. いろいろな事情のために、定時制の課程で単位に不足の生じた場合は、その科目を通信教育で補うこともできます。
3. 通信教育で何科目かに合格した人は、残りの科目を大学入学資格検定試験で合格すれば大学入学資格を得ることができます。
4. 湘南高校には通信教育と定時制の連けい組があります。詳しくは学校にお問い合わせ下さい。

教科 科	科 目		単位	二年編入	三年編入	四年編入
国 語	国語甲Ⅰ		3	(3)		
	Ⅱ 2		3		(3)	
	Ⅲ 3		3			(3)
	漢 文		2～6			
社 会	一般社会		5	(5)		
	世 界 史		5	}	(5)～(10)	}
	日 本 史		5			
	人文地理		5			
数 学	一般数学		5			
	解 析 Ⅰ		5			
	解 析 Ⅱ		5			
	幾 何		5			
理 科	地 学		5			
	生 物		5			
保 健 体 育	保 健		2	}	(2)	}
	体 育		7			
芸 能	図 画					
	書 道		2～6			
外国語	英 語 Ⅰ		5			
	Ⅱ 2		5			
	Ⅲ 3		5			
計	小計	必修		10	10～16	10
		選択		10～12	6～10	12
		累計			20～22	42～44

〔() 印は必修科目〕

生徒募集要項 1955

1 入学資格 中学卒業者、またそれと同等の学力があると認められたもので、男女を問いません。

2 応募の期間 定期の募集は4月末日で締切りますが、その後も入学できます。

3 科目の履修 通信教育は科目別履習で何科目でも履習できます。(別表参照)

4 提出書類 入学願書、環境調査書、出身学校の卒業または修了証明書ならびに報告書。写真三葉(脱帽上半身名刺半裁型)

5 詮衡方法 提出された書類によって詮衡し、支障のない限りその都度入学が許可されます。

6 学費 受講料は科目毎に納め、入学金は不要、その他教材費等が必要です。(別紙参照)

7 特典 イ、通信教育のための郵便物は100グラムまで4円です。

ロ、所得税の勤労学生控除が認められています。

8 願書の提出先 神奈川県立横浜平沼高等学校通信教育部

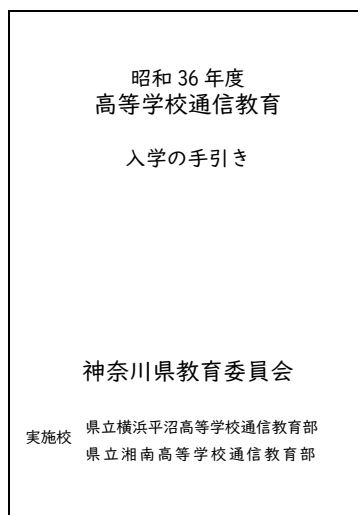
横浜市西区岡野町1番地

神奈川県立湘南高等学校通信教育部

藤沢市鵜沼819番地

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「学事書類」に収録されている。一九五五年度から、通信教育だけで高等学校の卒業に必要な八五単位を修得することが可能になった。

三 高等学校通信教育の入学の手引



〔中央の挿絵は省略〕

高等学校通信教育

入学の手引き

I 通信教育の特色

高等学校の通信教育は、どんな所でどんな仕事をしていても、働きながら学んで高校を卒業できる制度です。高校卒業を希望する人、あるいは高校程度の知識を得たい人は、入学資格さえあれば誰でも高等学校通信教育に入学できます。そこで通信教育制度の特色をあげてみますと、次のようなものです。

- (1) 通信教育だけで全日制、定時制両課程と同様に高等学校を卒業することができます。
- (2) 定時制高校に在学していて勤務その他の止むを得ない事情で定時制課程全部を履修できない者は、通信教育と併習して高等学校を卒業することができます。
- (3) 旧制度の学校を卒業または中退した者、新制高校の全日制または定時制課程を中退した者でも、編入学することができます。
- (4) 高校の卒業を目的としない者でも、希望科目を勉強履修することができます。
- (5) 大学入学資格検定試験科目のうち、高校通信教育で修得した科目は免除されます。

- (6) 学費が極めて低廉であり、郵送料100gまで開封4円となっています。
- (7) 勤労学生として所得税控除の特典があります。
- (8) 学習上の特徴としては、生徒の自学自習をもとし、各人の学力や生徒の環境に応じて学習をすすめることができます。

II 学 習

通信教育では、生徒は学習書の手引きによって、自分の力で教科書の学習を進め、定められた「リポート」(学習報告書)を学校に提出し、試験を受けなければなりません。これだけでは高等学校教育としては不足な点が多々ありますので、このほかに、定められた時間数の面接授業を受け、特別教育活動を行わなければなりません。また、学習を効果的に進めるために、ラジオ・テレビを利用しています。

学習活動の説明

- (1) テキスト学習 文部省検定の教科書と学習書を使用します。
教科者は全日制、定時制で用いているのと同じものであり、学習書は、いわば先生の役割をするもので、教科書について各課ごとの解説、語句の説明、学習上必要な注意事項および問題点などが詳しく述べられています。生徒は学習書の指示に従って、教科書の学習を進めます。
 - (2) リポート提出と添削 生徒は学習書に指示されている順序で教科書を1課ごとに学習し、その間、報告課題をリポートとして提出します。提出されたりポートは、各科目の先生から誤っている箇所を訂正され、批評と評価がなされて提出者に返送されます。
 - (3) 面接指導 通信教育では、教師の直接指導のもとに面接指導を行っており、面接指導では、平素の学習中に疑問となった点を直接先生に尋ねたり、また各科目の重要な点について授業を受けたりします。なお各科目にはそれぞれ必要面接時間数が定められており所定の面接時間数にみたない場合は、単位は認定されません。
- 面接指導には、本校面接と巡回面接とがあります。
- イ 本校面接 毎月決められた日曜日(1〜2回)に、本校の教室を利用して、各科目の指導を行います。
- ロ 巡回面接 本校から遠距離にあるため、または勤務上の都合のため、

めに本校面接に出席できない生徒に対しては、本校の先生が巡回して面接指導を行います。

- (4) 放送及び図書館の利用、グループ学習 ラジオ・テレビでは、通信教育の教材を中心として、高等学校の講座を毎日放送しております。この放送をつけてきている人には面接時間数が免除されます。

また近くの図書館を利用し、生徒でグループをつくって学習を効果的に進めます。

- (5) 試験（テスト） 科目の試験には、中間試験と終末試験とがあり、中間試験は各科目とも一回以上行います。また終末試験は科目の修了を認定してよいかどうかを調べるもので、その科目のレポートを全部提出し終らなければ、受験することができません。

- (6) 特別教育活動 教育課程の一部として、教科の指導以外に通信教育では50時間以上の特別教育活動に参加しなければなりません。特別教育活動には、ホームルーム活動、生徒会活動、クラブ活動、遠足、運動会、座談会、読書会や、その他のグループ活動があります。

III 教育課程

- (1) 必修科目と選択科目 高等学校で修得する教科、科目には、必修科目と選択科目があります。次にあげるもの以外は選択科目になります。

- (イ) 国語甲、数学Ⅰ、体育および保健
(ロ) 社会科のうち社会を含めて3科目
(ハ) 理科のうち2科目

- (2) 横浜平沼高校の教育課程（別表Ⅰ） 本校では学習期間を5年を標準と定め、生徒の個性や希望に応じ、つぎの3つの類型を設けています。

- (イ) A 類型 文科系科目に重点（国語、社会）
(ロ) B 類型 理科系科目に重点（理科、数学）
(ハ) C 類型 職業科目に重点

- (3) 湘南高校の教育課程（別表Ⅱ） 入学時に、新入生を本科生、別科生、特別科生に分けます。

本科生：…通信教育だけで高等学校を卒業しようとする者

別科生：…一部の科目だけを勉強しようとする者、すなわち大学入学資

格検定受験を目標とする者、定時制高校に在学中で、通信教育との併修によって定時制高校を卒業しようとする者、および特定の科目のみ履修しようとする者

特科生：…入学資格はないが、高等学校程度の教養を身につけたいと希望する者

以上の各科生のうち、本科生の学習期間は5年を標準として教育課程が定められ、別科生と特科生は、各人の事情によってそれぞれの希望科目を選ぶことができます。

IV 単位認定

- 各科目の単位認定は、次の諸点を総合考慮して行われます。
- (1) 定められた時間数以上の面接授業に出席していること。
 - (2) 定められたレポートを提出し、それに合格していること。
 - (3) 試験に合格していること。

（各科目の単位数は 別表Ⅲを参照）

V 卒業

学習が進んで、次の三つの条件が満たされ、学校長が適当と認めた場合には、それぞれ入学した学校（平沼、湘南）において卒業証書が与えられます。

- (1) 4年以上在学していること。
- (2) 必修科目の単位数を含めて85単位以上修得していること。
- (3) 特別教育活動に50時間以上出席していること。

注 神奈川県立横浜平沼高等学校に所蔵されている（真澄会資料）。別表は省略した。

第四節 公立高等学校の通学区域

※ 本項に収録した法令はいずれも『神奈川県公報』に掲載されている。抄録の場合、省略した条項の改廃も省略した。

一 一九五〇年三月二日神奈川県教育委員会告示第五号

一 普通科

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	学区 番号	学 校 名	学校所在地	通学区域	備考
横浜商業高等学校	横浜市中立 櫻ヶ丘高等学校	横浜市中立 戸塚高等学校	県立 鶴見高等学校	横浜市中立 鶴見工業高等学校	県立 同 第二女子高等学校	県立 同 第一女子高等学校	県立 同 第三高等学校	県立 同 第二高等学校	県立 横浜第一高等学校			横浜市南区	同 田、共進中学校区域	
	横浜市中立 谷区	横浜市中立 戸塚区	横浜市鶴見区	横浜市鶴見区	横浜市中区	横浜市西区	横浜市中区	横浜市神奈川 区	横浜市金沢区			横浜市保土ヶ 瀬谷、宮田中学校区域	横浜市内 六浦、金沢、浜中学校区域	
		同 中和田、原中学校区域	同 市、末吉、寺尾、生麦中 学校区域及び豊岡中学校の一部区 域	同 豊岡、潮田中学校及び生麦 中学校の一部区域	同 平楽、港吉田中学校区域	同 岡野、西、浦島ヶ丘、老松、 神奈川中学校及び吉田中学校の一 部区域	同 根岸、岡村、大島中学校区 域	同 日吉台、城郷、新田、中川、 都岡、山内、田奈、谷本、中山、大 綱、六角橋、栗田谷中学校区域						

13				12						11			
茅ヶ崎市立 茅ヶ崎高等学校	藤沢市立 藤沢高等学校	鎌倉市立 鎌倉高等学校	県立 湘南高等学校	三崎町立 三崎高等学校	横須賀市立 第三高等学校	横須賀市立 第二高等学校	横須賀市立 第一高等学校	県立 横須賀女子高等学校	県立 横須賀高等学校	川崎市立 商業高等学校	川崎市立 高津高等学校	川崎市立 橋高等学校	県立 川崎高等学校
茅ヶ崎市	藤沢市	鎌倉市	藤沢市	同	同	同	同	同	横須賀市	同	同	同	川崎市
藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡寒川町、小出村、大和町、渋谷町内中学校区域				横須賀市、三浦郡内中学校区域						川崎市内中学校区域			

17			16				15		14	
伊勢原高等学校 県立	秦野女子高等学校 県立	秦野高等学校 県立	大磯町立 大磯高等学校	平塚市立 高浜女子高等学校	平塚女子高等学校 県立	平塚高等学校 県立	相模原農蚕高等学校 県立	上溝女子高等学校 県立	厚木女子高等学校 県立	厚木高等学校 県立
中郡伊勢原町	中郡秦野町	中郡大根村	中郡大磯町	同	同	平塚市	同	高座郡相模原町	同	愛甲郡厚木町
中郡伊勢原町、成瀬村、高部屋村、比々多村、大山町、秦野町、東秦野村、西秦野村、南秦野町、北秦野村、大根村、足柄上郡中井村、上秦野村、寄村内中学校区域			平塚市、中郡金目村、金田村、旭村、土沢村、神田村、大野町、大磯町、国府村、二宮町内中学校区域				高座郡相模原町内中学校区域		愛甲郡、高座郡座間町、綾瀬町、海老名町、有馬村、御所見村、中郡相川村内中学校区域	

19	18				
津久井高等学校 県立	吉田島農林高等学校 県立	山北女子高等学校 県立	小田原市立高等学校	小田原女子高等学校 県立	小田原高等学校 県立
津久井郡中野町	足柄上郡吉田島村	足柄上郡山北町	同	同	小田原市
津久井郡内中学校区域	小田原市、足柄上郡（中井村、上秦野村、寄村を除く。〔 〕足柄下郡内中学校区域				

- 二 農業に関する学科 神奈川県内中学校区域
- 三 工業に関する学年〔科〕 同
- 四 商業に関する学年〔科〕 同
- 五 水産に関する学科 同

注 一九五一年三月一六日神奈川県教育委員会告示第五号により廃止。横浜市教育委員会会の要望に応え、横浜市内には小学区制（一校一学区）が採用されている。なお、高等学校通学区区域実施要項によれば、入学志望者志望者は実際に居住する区域の高等学校に志望するものとし、入学後に学区外に転住した場合には、転居区域の学校へ転校するものとされた。また、地理や交通などの理由により、他学区の高等学校への入学が適当であると教育委員会が認めた場合には、他学区の高等学校に志望することが可能であった。このほか、志望者が学区内の学校に入学できなかった場合には、欠員のある他の学区の学校に志望することが認められている。

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号	学区
県立希望ヶ丘高等学校	同 横浜商業高等学校	同 桜ヶ丘高等学校	横浜市立戸塚高等学校	県立鶴見高等学校	横浜市立鶴見工業高等学校	県立横浜立野高等学校	県立横浜平沼高等学校	県立横浜緑ヶ丘高等学校	県立横浜翠嵐高等学校	横浜市立金沢高等学校 (仮称)	学 校 名	
同保土ヶ谷区	同南 区	同保土ヶ谷区	同戸塚区	同鶴見区	同鶴見区	同中区	同西区	同中区	同神奈川区	横浜市金沢区	学校所在地	
同 瀬谷、鶴ヶ峰、保土ヶ谷及び 原中学校区域	同 南、港南、蒔田及び共進中 学区域	同 岩崎、宮田中学校区域及び岡 野、西、保土ヶ谷、蒔田、南 中学校区域の各一部	同 戸塚、本郷、岡津、大正及び 中和田中学校区域	同 市場、末吉、寺尾、生麦中 学及び豊岡中学校区域の一 部	同 豊岡、汐田中学校区域及び生 麦中学校区域の一部	同 平楽、港及び吉田中学校区域	同 浦島ヶ丘、神奈川、岡野、西、 老松中学校及び吉田中学校 区域の一部	同 根岸、岡村、大島中学校区域 及び港中学校区域の一部	同 日吉台、城郷、新田、中川、 都田、山内、田奈、谷本、中 山、大綱、六角橋及び栗田谷 中学校区域	横浜市六浦、金沢及び浜中学校区 域	通学区 区域	

- 529 -

20	19
県立津久井高等学校	県立小田原高等学校 同 小田原城内高等学校 同 小田原女子高等学校 同 山北高等学校 同 吉田島農林高等学校
津久井郡中野町	小田原市 同 同 足柄上郡山北町 同 吉田島村
津久井郡内中学校区域	小田原市、足柄上郡（中井村、寄村、上秦野村を除く。）及び足柄下郡内中学校区域

- 二 農業に関する学科
- 三 工業に関する学科
- 四 商業に関する学科
- 五 水産に関する学科
- 六 家庭技芸に関する学科
- 神奈川県内中学校区域

注 一九五三年二月二四日神奈川県教育委員会告示第二号により廃止。横浜市立金沢高等学校の新設に伴い、従来一九学区であった普通科の学区が二〇学区に変更されている。

三 一九五三年教育委員会規則「神奈川県公立高等学校通学区区域規則」
一九五三年二月二四日神奈川県教育委員会規則第二号

神奈川県公立高等学校通学区区域規則

(この規則の目的及び効力)

第一条 この規則は、教育委員会法（昭和二十三年七月法律第百七十号）第五十四条の規定に基き、県立及び市町村立の高等学校（以下「下」高等学校という。）の通学区区域を定め、もつて神奈川県における高等学校の教育の普及及びその機会の均等を図ることを目的とする。

2 この規則は、高等学校の夜間その他特別な時間又は時期において授業を行う課程については、適用しない。

(通学区区域)

第二条 通学区区域は、別表第一から第六までに掲げるとおりとする。

(就学の規整)

第三条 高等学校（専門教育を主とする学科を除く。以下本条及び次条において同じ。）への就学（入学及び転学をいう。以下同じ。）は、その者が未成年者であるときは保護者（子供に対して親権を行う者。親権を行う者がいないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）の住所、住民登録法（昭和二十六年六月法律第二百十八号）の定めるところにより市町村に届出した住所をいう。以下同じ。）、その者が成年者であるときは本人の住所を通学区とする高等学校のいずれか一でなければならぬ。但し、次の各号の一に該当する事由があるものは、神奈川県教育委員会（以下県教育委員会という。）の許可を受けて、他の通学区区域の高等学校に就学することができる。

一 住所が就学しようとする高等学校に著しく接近し、これに通学することが特に適当と認められる場合。

二 前項の外、特別の事情のため他の通学区区域の高等学校へ通学することが特に適当と認められる場合。

2 前項但書の規定により他の通学区区域の高等学校に就学しようとする者は、区域外就学許可願（第一号様式。正副二通とする。）に次に掲げる書類（正副二通とする。）を添えて、就学すべき高等学校の長に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事由にあつては、通学の順路、距離、所要時間、利用

交通機関及び所要経費について就学すべき高等学校の場合と就学しようとする高等学校の場合との比較説明書

二 前項第二号に掲げる事由にあつては、その説明書

3 高等学校の長は、前項の区域外就学許可願を受理したときは、すみやかに県教育委員会に進達しなければならない。

(入学許可の取消)

第四条 高等学校の長は、前条の規定に違反し、事実をいつわつて入学し又は転入学した生徒に対しては、入学許可を取り消し又は退学を命ずることができる。

(通学区区域に関する意見書)

第五条 通学区区域の変更又は廃止について意見があるときは、市町村の教育委員会は、関係市町村の教育委員会及び関係高等学校の長と協議して県教育委員会に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 地方図（市町村、字、地番、学校（学校教育法（昭和二十二年三月法律第二十六号）第一条の学校をいう。）の位置、通学区区域の境界、部落の散在状況、戸数及び通学距離、文化施設、交通、地勢を明らかにしたもの。）

二 変更又は廃止を必要と認める通学区区域ごとの人口、中学校卒業見込生徒及び高等学校進学見込者の数を記載した書類

三 市町村別の高等学校の学科別及び学年別の生徒数を記載した書類（教育長への委任）

第六条 この規則の施行に際し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 別表第一に掲げる県立津久井高等学校の通学区区域中、津久井郡川尻村及び湘南村は、同表の定にかかわらず、当分の間、県立上溝高等学校及び県立相原農蚕高等学校とし、県立湘南高等学校、県立藤沢高等学校、県立鎌倉高等学校及び県立茅ヶ崎高等学校の通学区区域中、高座郡大和町は、同表の定にかかわらず、当分の間、県立希望ヶ丘高等学校の通学区区域とし、横浜市立鶴見工業高等学校、県立鶴見高等学校並びに横浜市立桜ヶ丘高等学校、県立希望ヶ丘高等学校の通学区区域は、同表の定にかかわらず、昭和二十八年度に就学する者については、

横浜市立鶴見工業高等学校の通学区域は、県立鶴見高等学校の通学区域を並びに横浜市立桜ヶ丘高等学校の通学区域を、県立希望ヶ丘高等学校の通学区域を、それぞれ相互に包括して適用するものとする。

別表
第一普通科

高等学校の名称	位置	通学区域	
		名称	地域
横浜市立金沢高等学校	横浜市金沢区六浦四、六四六	金沢地区通学区域	横浜市磯子区のうち磯子町三六七から一、六八六まで、森町、中原町、杉田町、栗木町、上中里町、氷取沢町 横浜市金沢区
神奈川県立横浜翠嵐高等学校	横浜市神奈川区三ツ沢南町一	翠嵐地区通学区域	横浜市神奈川区のうち菅田町、羽沢町、三枚町、六角橋町、片倉町、神大寺町、斎藤分町、西神奈川町、幸ヶ谷町、栄町、金町、大野町、山内町、青木通、宮前町、綿花町、浜町、橋本町、星野町、神奈川通一丁目から四丁目まで、御殿町、飯田町、東神奈川町、旭ヶ丘町、二本榎町、白楽一から八九まで、二ツ谷町、平川町、広台、大田、中丸、三ツ沢上町、三ツ沢中町、三ツ沢下町、三ツ沢西町、三ツ沢東町、三ツ沢南町、松本町、松ヶ丘、沢渡、泉町、高島台、上反町、桐畑、台町、鶴屋町、栗田谷町、反町 横浜市港北区のうち元石川町、荏田町、下谷本町、市ヶ尾町、上谷本町、鴨志田町、大場町、寺谷町、成合町、黒須田町、鉄町、北八朔町、西八朔町、青砥町、小山町、恩田町、奈良町、長津田町、十日市場町、三保町、新治町、上菅田町六三から六九九まで、新井町、東本郷町、鴨居町、白山町、寺山町、台村町、上山町、中山町、岸根町、小町机〔机町〕、烏山町、篠原町一かう〔ら〕一七九まで、九五二から一、五八一まで、一、八三一から一、八四一まで、一、八四六、菊名町二五七から一、一〇八まで、大豆戸町、新吉田町、新羽町、高田町、南山田町、北山田町、東山田町、勝田町、牛久保町、大棚町、中川町、茅ヶ崎町、川和町、池辺町、佐江戸町、川向町、東方町、折本町、大熊町

神奈川県立 横浜緑ヶ丘 高等学校		
横浜市 中牧緑 ヶ丘三七		
緑ヶ丘地区 通学区域		
横浜市鶴見区のうち 北寺尾町、上宮（一、三一二から一、六四〇を 除く。）師岡町、大倉根町、太尾町、樽町、北 網島町、南網島町、日吉本町、日吉町、下田町、 箕輪町 横浜市保土ヶ谷区のうち 峰沢町、岡沢町（二二六から二七九を除く。） 常盤台町 横浜市西区のうち 北軽井沢四 横浜市磯子区のうち 磯子町（三六七から一、六八六を除く。）滝頭 町、西根岸馬場町、上町、丸山町、岡村町、中 根岸町、原町、西根岸下町、西根岸坂下町 横浜市中区のうち 根岸町、本郷町、小港町、本牧町、本牧緑ヶ丘、 本牧満坂、本牧元町、豆口台、仲尾台、間門町、 本牧三の谷、矢口台、本牧大里、本牧荒井、滝 の上、池袋、本牧和田、本牧十二天、根岸加曾 台、妙香台、北方町、立野町、諏訪町、大和町、 西谷町、山手、千代崎町、新山下町、上野町		

神奈川県立 横浜平沼高 等学校		
横浜市西 区岡野町 一		
平沼地区 通学区域		
横浜市西区（北軽井沢四を除く。） 横浜市保土ヶ谷区のうち 鎌谷町一から二五二（二二二を除く。）まで、 西久保町（東海道本線東側）、岩井町（東海道 本線東側） 横浜市中区のうち 伊勢佐木町五丁目から七丁目まで、初音町、英 町、日の出町二丁目、赤門、末吉町、黄金町、 曙町三丁目三二、四〇、四一、四丁目四五から 四六でま（まで）、五〇から五三まで、五八、 睦町五丁目六三、六八から七一まで、若葉町二 丁目三丁目五丁目六三、六八から七一まで 横浜市神奈川区のうち 立町、鳥越、浦島ヶ丘、富家町、神明町、守屋 町、神奈川通五丁目から九丁目まで、稻荷町、 子安通、亀住町、七島町、白幡町、千若町、浦 島町、新浦島町、出田町、入江町、子安台、新 子安、中浜、東浜、恵比須町、室町、大口通、 神ノ木、神ノ木台、神ノ木通、西寺尾町、白幡 上町、向町、仲町、白楽九〇、西大口、大口仲 町、大口通本町 横浜市港北区のうち 篠原町一八〇から九五一まで、一、五八二から 一、八一七まで、菊名町一から二五六まで、 一、一〇九		

神奈川県立 鶴見高等学校	横浜市立 鶴見工業高等学校	神奈川県立 横浜立野高等学校
横浜市鶴見区下末吉町三池一三〇	横浜市鶴見区下野谷町四の一四八	横浜市中区立野町六四
鶴見西部地区 通学区域	鶴見東部地区 通学区域	立野地区 通学区域
横浜市鶴見区のうち 鶴見町、東寺尾町、生麦町、大黒町、菅沢町、栄町通四丁目、五丁目、平安町、市場町、矢向町、江ヶ崎町、北寺尾町一、三一二から一、六四〇まで、馬場町、獅子ヶ谷町、駒岡町、下末吉町、上末吉町	横浜市鶴見区のうち 本町通、下野谷町、仲通、汐入町、汐田、小野町、末広町、朝日町、弁天町、浜町、寛政町、安善町、向井町、栄町通一丁目から三丁目まで、大東町	横浜市中区のうち 花咲町、桜木町一丁目から三丁目まで、日の出町一丁目、宮崎町、宮川町、長者町、羽衣町、末広町、吉田町、野毛町、曙町一丁目、二丁目、弥生町、伊勢佐木町一丁目から四丁目まで、日本大通、本町、蓬萊町、弁天通、常盤町、太田町、尼上町、若葉町一丁目、海岸通、吉浜町、山吹町、北仲通、真砂町、南仲通、住吉町、福富町、港町、相生町、新港町、元浜町、麦田町、元町、石川町、山下町、鷺山、柏葉、竹之丸、曙町三丁目一から三一まで、三三から三九まで、四二、四丁目一から四四まで、四七から四九まで、五四から五七まで、五九、五丁目一から六四まで、六五から六七まで、七二 横浜市南区のうち 高根町、白妙町、浦舟町、永楽町、万世町、真金町、千歳町、三吉町、松影町、不老町、富士見町、寿町、山田町、万大町、翁町、長者町、中村町、山谷町、八幡町、平楽、唐沢、石川町、打越町、山手町、大平町、大芝台、塚越、根岸台、旭台、寺久保、西竹之丸、山元町、箕沢

横浜市立 戸塚高等学校	横浜市立 鶴見商業高等学校
横浜市戸塚区矢部町一三六	横浜市南区南太田二の一八
戸塚区 通学区域	横浜市南区 地区 通学区域
横浜市戸塚区のうち 戸塚町、富塚町、宮ヶ谷町、和田町、下郷町、旭町、矢沢町、踊場町、東明町、汲沢町、吉田元町、吉田町、矢部町、上矢部町、鳥谷、谷矢部町、柏尾町、舞岡町、上柏尾町、品濃町、川上町、平戸町、秋葉町、前田町、上倉田町、下倉田町、長沼町、飯島町、田谷町、金井町、長尾台町、小菅谷町、笠間町、桂町、中野町、鍛冶ヶ谷町、上郷町、公田町、原宿町、深谷町、小雀町、保野町、東保野町、影取町、和泉町、飯田町、中田町、名瀬町、岡津町、新橋町	横浜市南区のうち 日枝町、南吉田町、山王町、吉野町、新川町、高砂町、睦町、東蒔田町、共進町、宮元町、二葉町、庚台、三春台、前里町、西仲町、伏見町、白金町、清水ヶ丘、南太田町、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、井土ヶ谷上町、永田町、六ツ川町、宮元町、堀内、榎町、蒔田町、花ノ木町、宿町、大橋町、中島町、通町、弘明寺町、若宮町、宮前町、大岡町、日野町、笹下町、上永町、下永町、野庭町、大久保町、上大岡町、最戸町、別所、中里町 横浜市磯子区のうち 峰町、田中町、谷部野町

神奈川県立 希望ヶ丘高 等学校	横浜市保 土ヶ谷区 二俣川中 野原六五 四	希望ヶ丘地 区 通学区域	横浜市保土ヶ谷区のうち 星川町、明神台、花見台、和田町、仏向町、常 盤台、峰岡町三丁目、釜台町、坂本町、上星川 町、川島町、市沢町、小高町、三反田町、二俣 川町、今宿町、白根町、上白根町、川井町、下 川井町、上川井町 横浜市港北区のうち 上菅田町一から六二まで、七〇〇から八三〇 まで 横浜市戸塚区のうち 阿久和町、宮沢町、下瀬谷町、北村新道町、橋 戸町、本郷町、相沢町、二ツ橋町、上瀬谷町、 中屋敷、竹村町
横浜市立 桜ヶ丘高等 学校	横浜市保 土ヶ谷区 桜ヶ丘一 二七	桜ヶ丘地区 通学区域	横浜市保土ヶ谷区のうち 今井町、岩井町（東海道線東側を除く。）帷子 町、岩間町、神戸町、月見台、桜ヶ丘、西久保 町（東海道線東側を除く。）天王町、宮田町、 瀬戸ヶ谷町、狩野町、藤塚町、岩崎町、法泉町、 霞台、境木町、初音ヶ丘、権太坂、保土ヶ谷町、 峰岡町一丁目、二丁目、川辺町、鎌谷町二二 二、岡沢町二二六から二七九まで
神奈川県立 川崎高等学 校	川崎市渡 田山王町 一、〇〇〇	川崎地区 通学区域	川崎市
川崎市立 橋高等学校	川崎市 丸子五六 二		
川崎市立 高津高等学 校	川崎市 〔末〕長二 八二		
川崎市立 川崎高等学 校	川崎市 島町一の 三〇六		

神奈川県立 横須賀高等 学校 神奈川県立 横須賀大津 高等学校 神奈川県立 三崎高等学 校 横須賀市立 第一高等学 校 横須賀市立 第二高等学 校 返子町立 返子高等学 校	横須賀市 公郷町三 の三四 横須賀市 大津一、三 四六 三浦郡三 崎町日の 出二 横須賀市 佐野町三 の三五 横須賀市 船越町七 の四六 三浦郡返 子町一、〇 七四	横須賀三浦地区 通学区	横須賀市 三浦郡のうち 返子町、葉山町、初声村、三崎町、南下 浦町
神奈川県立 湘南高等学 校 神奈川県立 藤沢高等学 校 神奈川県立 鎌倉高等学 校 神奈川県立 茅ヶ崎高等 学校	藤沢市鵜 沼八一九 藤沢市藤 沢一、四九 二 鎌倉市津 日坂四八 六 茅ヶ崎市 六本松六、 七五〇	鎌倉湘南地区 通学区	藤沢市 鎌倉市 茅ヶ崎市 高座郡のうち 寒川町、小出村、大和町、渋谷町

神奈川県立 厚木高等学 校 神奈川県立 大秦野高等 学校 神奈川県立 伊勢原高等 学校	愛甲郡南 毛利村戸 室五〇二 愛甲郡厚 木町三四 七	愛甲高座中 部地区 通学区 域	愛甲郡のうち 厚木町、南毛利村、睦合村、依知村、小鮎村、 荻野村、中津村、高峰村、玉川村、煤ヶ谷村、 愛川町、宮ヶ瀬村 高座郡のうち 座間町、綾瀬町、海老名町、有馬村、御所見村 中郡のうち 相川村
神奈川県立 上溝高等学 校 神奈川県立 相模原農蚕 高等学校	高座郡相 模原町上 溝二、七一 四 高座郡相 模原町橋 本三五六	相模原地区 通学区 域	高座郡のうち 相模原町
神奈川県立 平塚高等学 校 神奈川県立 平塚江南高 等学校 神奈川県立 大磯高等学 校 平塚市立 高浜高等学 校	平塚市平 塚二四四 の一 平塚市平 塚 一、五五一 中郡大磯 町北浜岳 二、〇一八 平塚市須 賀 一、八四〇	平塚大磯地 区 通学区 域	平塚市 中郡のうち 大野町、神田村、豊田村、金田村、金目村、旭 村、大磯町、土沢村、国府町、二宮町
神奈川県立 秦野高等学 校 神奈川県立 大秦野高等 学校 神奈川県立 伊勢原高等 学校	中郡大根 村下大槻 一〇三 中郡秦野 町曾屋一、 四〇二 中郡伊勢 原町田中 一、〇〇八	秦野伊勢原 地区 通学区 域	中郡のうち 伊勢原町、大田村、城島村、成瀬村、岡崎村、 高部屋村、比々多村、大山町、大根村、秦野 町、東秦野村、西秦野村、南秦野町、北秦野 村 足柄上郡のうち 寄村、上秦野村、中井村

神奈川県立 小田原高等 学校 神奈川県立 小田原城内 高等学校 神奈川県立 小田原城東 高等学校 神奈川県立 山北高等学 校 神奈川県立 吉田島農林 高等学校	小田原市 緑町四の 七九六 小田原市 幸町一の 九〇〇 小田原市 網一色二 九五 足柄上郡 山北町山 北三、三一 三 足柄上郡 吉田島村 柳ノ内二 八一	足柄上下地 区 通学区 域	小田原市 足柄上郡のうち 相和村、曾我村、金田村、松田町、山北町、共 和村、清水村、三保村、北足柄村、南足柄町、 福沢村、吉田島村、酒田村、岡本村 足柄下郡
神奈川県立 津久井高等 学校 第二農業に関する学科 第三工業に関する学科 第四商業に関する学科 第五水産に関する学科 第六家庭に関する学科	津久井郡 中野町三 ツ木二七 五	津久井地区 通学区 域	津久井郡

第一号様式〔略〕

一九五四年二月一九日神奈川県教育委員会規則第一号
別表第一 普通科の部高等学校の名称欄中「神奈川県立相原農蚕高等学校」を
「神奈川県立相原高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年二月一日から適用する。

一九五四年三月二三日神奈川県教育委員会規則第二号

第一条第一項中「県立及び市町村立」を「県立並びに市町村立」に改める。

第二条中「通学区域」を「高等学校の通学区域」に改める。

第三条を次のように改める。

(就学の規程)

第三条 高等学校(専門教育を主とする学科を除く。本条及び次条において以下同じ。)への就学は、その者の住所を通学区域とする高等学校(当該区域内に二以上の高等学校のあるときはそのいずれか一とする。)でなければならぬ。但し、他の通学区域の高等学校へ通学することが特に適当と認められる事由があるものは、教育長の許可を受けて、他の通学区域の高等学校に就学することができる。

第四条中「高等学校の長」を「高等学校の校長」に改める。

第五条を次のように改める。

(改廃に関する意見の申出)

第五条 市町村が通学区域の変更又は廃止に関し意見があるときは、市町村の教育委員会は、関係市町村の教育委員会並びに関係高等学校の校長と協議して、神奈川県教育委員会にその旨を申し出ることができる。

2 意見の申出は、意見書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 地方図 市町村、字、地番、市街又は部落の所在並びにその戸数及び人口、地勢、気候、産業及び交通の状況、高等学校の位置並びにその通学区域の境界及び通学距離、小学校及び中学校の位置並びにその通学圏及び通学距離、官公署その他公共施設の位置を記載した図面

二 通学区域ごとの最近三年間並びに将来三年間における人口、中学校卒業生徒又は卒業見込生徒及び高等学校就学者又は就学見込者の数を記載した書類

三 通学区域の市町村ごとの高等学校の学科別及び学年別の在学生数の数を記載した書類

四 関係市町村の教育委員会並びに関係高等学校の校長との協議の状況及びそれらの意見を記載した書類
附則第二項を次のように改める。

2 別表第一に掲げる県立津久井高等学校の通学区域中、津久井郡川尻村及び湘

南村は、同表の定にかかわらず、当分の間、県立上溝高等学校及び県立相原高等学校の通学区域とし、県立湘南高等学校、県立藤沢高等学校、県立鎌倉高等学校及び県立茅ヶ崎高等学校の通学区域中、高座郡大和町は、同表の定にかかわらず、当分の間、県立希望ヶ丘高等学校の通学区域とする。

別表中「別表」を削り、「第一普通科」を「別表第一普通科」に改める。

別表第一普通科の部横浜市立金沢高等学校の項通学区域の欄中「磯子町三六七から一、六八六まで」を「磯子町(字山田谷、山王谷、入谷、浜西北及び浜西南の区域とする。)」に、「峯町、矢部野町」を「峯町及び矢部野町」に改める。

同表同部神奈川県立横浜翠嵐高等学校の項通学区域の欄横浜市神奈川区のうちの部分中「羽沢町」を「羽沢町(一から三一七までとする。)」に、「金町」を「金港町」に、「白楽一から八九まで」を「白楽(一から八九までとする。)」に、「栗田谷町、反町」を「栗田谷町及び反町」に改め、横浜市港北区のうちの部分中「上菅田町六三から六九九まで」及び「新井町」を削り、「篠原町一から一七

九まで、九五二から一、五八一まで、一、八三一から一、八四一まで、一、八四六から三、八八八まで、菊名町二五七から一、一〇八まで」を「篠原町(一から一七九まで、九五二から一、五八一まで、一、八三一から一、八四一まで及び一、八四六から三、八八八までとする。)、菊名町(八五の一、八六から九八まで、一一から一、一〇八までとする。)」に改め、「大熊町」の下に「師岡町、大曾根町、太尾町、樽町、北綱島町、南綱島町、日吉本町、日吉町、下田町及び箕輪町」を加え、横浜市鶴見区のうちの部分中「北寺尾町、上宮(一、三一二から一、六四〇を除く。)」を「北寺尾町字上宮(四一〇から四二二まで及び五一六から五八一までを除く。)」に改め、「師岡町、大曾根町、太尾町、樽町、北綱島町、南綱島町、日吉本町、日吉町、下田町、箕輪町」を削り、横浜市保土ヶ谷区のうちの部分中「岡沢町(二二六から一七九を除く。)、常盤台町」を「岡沢町及び常盤台町(一四のみとする。)」に改める。

同表同部神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校の項通学区域の欄横浜磯子区のうちの部分中「磯子町(三六七から一、六八六を除く。)」を「磯子町(字禅馬、広地、腰越及び浜(浜東)の区域とする。)」に改め、「上町」を削り、「原町」の下に「西根岸上町」を加え、横浜市中区のうちの部分中「西谷町」の下に「山

手町（二〇三から二二三までを除く。）」を加え、「新山下町、」を「新山下町及び」に改める。

同表同部神奈川県立平沼高等学校の項通学区域の地域の欄横浜市西区の部分中「（北軽井沢四を除く。）」を「（北軽井沢（四以外の区域とする。）」に改め、横浜市保土ヶ谷区のうちの部分中「鎌谷町一から二五二（二二二を除く。）」まで、西久保町（東海道本線東側）、岩井町（東海道本線東側）」を「鎌谷町（一から二五二（二二二を除く。）」までとする。）、西久保町（東海道本線東側とする。）」及び岩井町（東海道本線東側とする。）」に改め、横浜市中区のうちの部分中「伊勢佐木町五丁目から七丁目まで」を「伊勢佐木町（五丁目から七丁目までの区域とする。）」に、「日の出町二丁目」を「日の出町（二丁目の区域のみとする。）」に、「曙町三丁目三二、四〇、四一、四丁目四五から四六まで、五〇から五三まで、五八、睦町五丁目六三、六八から七一まで、若葉町二丁目、三丁目、五丁目六三、六八から七一まで」を「曙町（三丁目（三二、四〇及び四一とする。）、四丁目（四五及び四六、五〇から五三まで及び五八とする。）及び五丁目（六八から七一までとする。）、睦町（五丁目（六三及び六八から七一までとする。）の区域とする。）」及び若葉町（二丁目、三丁目及び五丁目（六三とする。）の区域とする。）」に改め、横浜市神奈川区のうちの部分中「神奈川通五丁目から九丁目まで」を「神奈川通（五丁目から九丁目までの区域とする。）」に、「大口仲町、」を「大口仲町及び」に、横浜市港北区のうちの部分中「篠原町一八〇から九五一まで、一、五八二から一、八一七まで、菊名町一から二五六まで、一、一〇九から一、一一九まで」を「篠原町（一八〇から九五一まで、一、五八二から一、八三〇まで及び一、八四二から一、八四五までとする。）」及び菊名町（一から八四まで、八五の三、九九から一一〇まで及び一、一〇九から一、一一九までとする。）」に改める。

同表同部神奈川県立横浜立野高等学校の項通学区域の地域の欄横浜市中区のうちの部分中「桜木町一丁目から三丁目まで」を「桜木町（一丁目から三丁目までの区域とする。）」に改め、「宮崎町」を削り、「曙町一丁目、二丁目、」を「曙町（一丁目、二丁目、三丁目（一から三一まで、三三から三九まで及び四二とする。）、四丁目（一から四四まで、四七から六九まで、五四から五七まで及び五九とする。）及び五丁目（一から六七まで及び七二とする。）の区域とする。）」に、「伊勢佐木町一丁目から四丁目まで」を「伊勢佐木町（一丁目から四丁目までの区域とする。）」

に、「若葉町一丁目」を「若葉町（一丁目の区域とする。）」に改め、「曙町三丁目（三二、四〇、四一を除く。）、四丁目（四五、四六、五〇から五三まで、五八を除く。）、五丁目（六八から七一までを除く。）」を削り、「打越町、山手町、」を「打越町及び山手町（二〇三から二二三までとする。）」に改め、「大平町、大芝台、塚越、根岸台、旭台、寺久保、西竹之丸、山元町、箕沢」を削り、横浜市内南区のうちの部分中「高根町一丁目、二丁目、白妙町一丁目、二丁目、浦舟町一丁目、二丁目」を「高根町（一丁目及び二丁目の区域とする。）、白妙町（一丁目及び二丁目の区域とする。）、浦舟町（一丁目及び二丁目の区域とする。）」に改め、「唐沢」の次に「石川町、大平町、大芝台、塚越、根岸台、旭台、寺久保、西竹之丸、山元町及び箕沢」を加える。

同表同部横浜市立鶴見工業高等学校の項を削る。

同表同部神奈川県立鶴見高等学校の項通学区域の地域の欄を次のように改める。
横浜市鶴見区（北寺尾町字上宮（四一〇から四二二まで及び五一六から五八一まで以外とする。）」を除く。）

同表同部横浜市戸塚高等学校の項通学区域の地域の欄中「飯田町、」を「上飯田町、下飯田町、」に、「岡津町、」を「岡津町及び」に改める。

同表同部横浜市立横浜商業高等学校の項を次のように改める。

横浜市立 横浜港高 等学校	横浜市中 区山下町 二三一	横浜市 港地区 通学区	横浜市内南区のうち 日枝町、南吉田町、山王町、吉野町、新川町、高砂町、睦町、東蒔田町、共進町、二葉町、庚町、三春台、前里町、西仲町、伏見町、白金町、清水ヶ丘（一から五〇までとする。）、南太田、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、宮元町、堀内、榎町、蒔田町、花ノ木町、宿町、大橋町、中島町、通町、弘明寺町、若宮町、大岡町、日野町、笹下町、上永谷町、下永谷町、野庭町、大久保町、上大岡町、最戸町、別所、中里町、高根町（三丁目及び四丁目の区域とする。）、白妙町（三丁目から五丁目までの区域とする。）及び浦舟町（三丁目から五丁目までの区域とする。）」
---------------------	---------------------	-------------------	--

同表同部神奈川県立希望ヶ丘高等学校の項通学区の地域の欄横浜市保土ヶ谷区の中の部分中「仏向町」の下に「常盤台町（一四を除く。）」を加え、「峰岡町三丁目」を「峰岡町（三丁目の区域とする。）」に改め、「上川井町」の下に「及び桐ヶ作」を加え、横浜市港北区の中の部分中「上菅田町一から六二まで、七〇〇から八三〇まで」を「上菅田町及び新井町」に改め、横浜市戸塚区の中の部分中「北村新道町、橋戸町、本郷町、相沢町」を削り、「ニッ橋町」を「及びニッ橋町」に改め、「上瀬谷町、中屋敷、竹村町」を削り、同区の次に「横浜市神奈川区のうち羽沢町（三一八から六三〇までとする。）」を加える。

同表同部横浜市立桜ヶ丘高等学校の項通学区の地域の欄中「岩井町（東海道本線東側を除く。）」を「岩井町（東海道本線西側とする。）」に、「西久保町（東海道本線東側を除く。）」を「西久保町（東海道本線西側とする。）」に、「狩野町」を「狩場町」に、「峰岡町一丁目、二丁目」を「峰岡町（一丁目及び二丁目とする。）」に、「鎌谷町二二二」を「釜谷町（二二二とする。）及び」に、「岡沢町二二六から二七九まで」を「岡沢町（二二六から二七九までとする。）」に改め、同区の次に「横浜市南区のうち清水ヶ丘（五一以上とする。）／井土ヶ谷上町、永田町及び六津川町」を加える。

同表同部鎌倉湘南地区通学区の項地域の欄中「渋谷町」を「及び渋谷町」に改める。

同表同部愛甲高座中部地区通学区の項地域の欄高座郡の部分中「御所見村」を「及び御所見村」に改める。

同表同部平塚大磯地区通学区の項地域の欄中「二宮町」を「及び二宮町」に改める。

同表同部秦野伊勢原地区通学区の項地域の欄の中郡のうちの部分中「北秦野村」を「及び北秦野村」に、足柄上郡のうちの部分中「中井村」を「及び中井村」に改める。

同表同部足柄上下地区通学区の項地域の欄足柄上郡のうちの部分中「岡本村」を「及び岡本村」に改める。

同表中「第二農業に関する学科」を「別表第二農業に関する学科」に、「第三工業に関する学科」を「別表第三工業に関する学科」に、「第四商業に関する学科」を「別表第四商業に関する学科」に、「第五水産に関する学科」を「別表第五水産

に関する学科」に、「第六家庭に関する学科」を「別表第六家庭に関する学科」に改める。

第一号様式を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年三月一日から適用する。

2 この規則施行の際、現に高等学校に在学している生徒の通学区域については、改正後の神奈川県公立高等学校通学区規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

一九五五年一月七日神奈川県教育委員会規則第一号

〔第一条 略〕

第二条 神奈川県公立高等学校通学区規則（昭和二十八年二月神奈川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一横須賀三浦地区通学区の項位置の欄中「三浦郡三崎町」を「三浦市」に、「三浦郡逗子町」を「逗子市」に改め、同項地域の欄中「横須賀市／三浦郡」を「横須賀市／逗子市／三浦市／三浦郡」に改め、愛甲高座中部地区通学区の項位置の欄中「愛甲郡南毛利村」及び「愛甲郡厚木町」を「厚木市」に改め、同項地域の欄中「愛甲郡」を「厚木市／愛甲郡」に改め、相模原地区通学区の項、位置の欄中「高座郡相模原町」を「相模原市」に改め、同項の欄中「高座郡のうち／相模原町」を「相模原市」に改め、平塚大磯地区通学区の項地域の欄中「旭村」を削り、秦野伊勢原地区通学区の項位置の欄中「中郡秦野町」を「秦野市」に改め、同項地域の欄中「中郡のうち／伊勢原町、大田村、城島村、成瀬村、岡崎村、高部屋村、比々多村、大山町、大根村、秦野町、東秦野町、西秦野村、南秦野町及び北秦野村」を「秦野市／中郡のうち／伊勢原町、城島村、岡崎村、大根村及び西秦野村」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、逗子市の設置に係るものについては昭和二十九年四月十五日から、旭村の廃止に係るものについては昭和二十九年七月十五日から、相模原市の設置に係るものについては昭和二十九年十一月二十日から、三浦市及び秦野市の設置に係るものについては昭和三十年一月一日から

それぞれ適用する。但し、厚木市の設置に係るものについては昭和三十年二月一日から施行する。

一九五五年三月一五日神奈川県教育委員会規則第二号

別表第一中神奈川県立鶴見高等学校の項中の通学区域の名称の欄を「鶴見地区通学区域」に、横浜市立横浜港高等学校の名称を「横浜市立南高等学校」に、同項位置の欄中「山下町二三一」を「羽衣町三丁目八四」に、同項通学区域の名称を「横浜市南地区通学区域」に、愛甲高座中部地区通学区域の項位置の欄中「厚木市三四七」を「厚木市厚木三四七」に改め、平塚大磯地区通学区域の地域の欄中「国府町」を削り、足柄上下地区通学区域の項位置の欄中「吉田島村」を「開成町」に改め、同項地域の欄中「共和村、清水村、三保村」を削り、「吉田島村、酒田村」を「開成町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年二月一日から適用する。

一九五六年一月三一日神奈川県教育委員会規則第二号

別表第一普通科の部横須賀三浦地区通学区域の項高等学校の名称の欄中「逗子町立逗子高等学校」を「神奈川県立逗子高等学校」に、同位置の欄中「逗子市一、〇七四」を「逗子市池子一、〇二五」に改める。

同表同部鎌倉湘南地区通学区域の項地域の欄中「藤沢市」を「藤沢市（用田、葛原、菖蒲沢、瀬郷、打戻及び宮原を除く。）」に、「渋谷町」を「渋谷村」に改め、「小出村」を削る。

同表同部愛甲高座中部地区通学区域の項地域の欄中「厚木市」の前に

「藤沢市のうち
用田、葛原、菖蒲沢、瀬郷、打戻及び宮原」

を加え、「海老名町、有馬村及び御所見村」を「及び海老名町」に改め、

「中郡のうち
相川 村」

を削る。

同表同部平塚大磯地区通学区域の項地域の欄中「金目村」を「金目村（真田を除く。）」に改める。

同表同部秦野伊勢原地区通学区域の項位置の欄中「中郡大根村下大槻一〇三」を「秦野市下大槻一〇三」に改め、同地域の欄中「大根村」を「金目村真田」に、「西秦野村」を「西秦野町」に、「寄村、上秦野町」を「松田町寄」に改める。

同表同部足柄上下地区通学区域の項地域の欄中「松田町」を「松田町（寄を除く。）」に、「北足柄村、南足柄町、福沢村、開成町及び岡本村」を「南足柄町及び開成町」に改める。

同表同部津久井地区通学区域の項位置の欄中「津久井郡中野町三ケ木二六五」を「津久井郡津久井町三ケ木二六五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、逗子高等学校の名称変更に係るものについては昭和三十年十一月一日から、その他のものについては、当該町村の廃置分合のあつた日から、それぞれ適用する。

一九五六年三月六日神奈川県教育委員会規則第三号

第一条 神奈川県公立高等学校通学区域規則（昭和二十八年二月神奈川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「川尻村及び湘南村」を「城山町（川尻、小倉及び葉山島）」に改める。

別表第一普通科の部、川崎地区通学区域の項、高等学校の名称及び位置の欄中「神奈川県立川崎高等学校」の次に次の一項を加える。

神奈川県立多摩高等学校 — 川崎市久本七二

〔第二条 略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年二月一日から適用する。

一九五六年一〇月一五日神奈川県教育委員会規則第十九号

〔第一条 略〕

第二条 神奈川県公立高等学校通学区域規則（昭和二十八年二月神奈川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育委員会法（昭和二十三年七月法律第百七十号）第五十四条」

を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月法律第百六十二号）第五十条」に改める。

別表第一鎌倉湘南地区通学区区域の項中「大和町及び渋谷村」を「及び大和町」に、平塚大磯地区通学区区域の項中「平塚市」を「平塚市（下島、小鍋島、城所、大島及び岡崎を除く。）」に改め、「大野町、神田村、豊田村、金田村」及び「土沢村」を削り、秦野伊勢原地区通学区区域の項中「秦野市」を「平塚市のうち／下島、小鍋島、城所、大島及び岡崎／秦野市」に改め、「城島村、岡崎村」を削り、足柄上下地区通学区区域の項中「相和村、曾我村、金田村」を「大井町」に改める。

〔第三十条 略〕

附 則

一 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。ただし、「中略 第二条中大井町の設置に係るものについては、昭和三十一年四月一日から、渋谷村の廃止に係るものについては、昭和三十一年九月一日から、それぞれ適用する。

〔24 略〕

一九五七年二月一日神奈川県教育委員会規則第一号

第一条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和二十八年十二月神奈川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一川崎地区通学区区域の項中「川崎市久本七二」を「川崎市宿河原二、三一五」に、足柄上下地区通学区区域の項中

「神奈川県立小田原城東高等学校 神奈川県立西湘高等学校	小田原市網一色二九五 小田原市酒匂一七九
--------------------------------	-------------------------

」に改める。

〔第二条 略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一九五八年三月二八日神奈川県教育委員会規則第二号

別表第一川崎市立高津高等学校の項位置の欄中「川崎市末長二八二」を「川崎市久本一八〇」に、神奈川県立西湘高等学校の項位置の欄中「小田原市酒匂一七九」を「小田原市酒匂一、二三四」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一九五九年一月二七日神奈川県教育委員会規則第二号

〔第一条 略〕

第二条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和二十八年神奈川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「高座郡大和町」を「大和市」に改める。

別表第一鎌倉湘南地区通学区区域の項中

「高座郡のうち
寒川町及び大和町」を「大和市
高座郡寒川町」

に改め、平塚大磯地区通学区区域の項中「及び岡崎」を「岡崎及び真田」に改め「金目村（真田を除く。）」を削り、秦野伊勢原地区通学区区域の項中「及び岡崎」を「岡崎及び真田」に改め、「金目村真田」を削り、「中井村」を「中井町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、金目村の廃止に係るものについては昭和三十三年十月一日から、中井町の設置に係るものについては昭和三十三年十二月一日からそれぞれ適用する。ただし、大和市の設置に係るものについては昭和三十四年二月一日から施行する。

一九五九年三月二七日神奈川県教育委員会規則第三号

〔第一条 略〕

第二条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和二十八年神奈川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一平塚大磯地区通学区の項中「平塚市立高浜高等学校」を「神奈川県立高浜高等学校」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

一九六〇年一〇月一八日神奈川県教育委員会規則第十五号

別表第一横浜市立戸塚高等学校の項位置の欄中「矢部町一三六」を「汲沢町一、七〇六」に改め、同表横浜市立南高等学校の項位置の欄中「中区羽衣町三丁目八四」を「南区下永谷町一、四三二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一九六一年二月三日神奈川県教育委員会規則第三号

別表第一高等学校の名称の欄中「神奈川県立小田原城東高等学校」を削り、同表位置の欄中「小田原市網一色二九五」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一九六一年六月二〇日神奈川県教育委員会規則第七号

〔第一条 略〕

第二条 神奈川県公立高等学校通学区規則（昭和二十八年神奈川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一神奈川県立希望ヶ丘高等学校の項位置の欄中「二俣川中野原六、五四」を「南希望が丘七九」に改め、同表中

「神奈川県立平塚市平塚」を
「平塚高等学校 二四四の一」を

「神奈川県立平塚市黒部丘」
「平塚高等学校 二四六」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一九六二年六月二三日神奈川県教育委員会規則第七号

別表第一

神奈川県立小田原高等学校

神奈川県立小田原城内高等学校

神奈川県立西湘高等学校

神奈川県立山北高等学校

神奈川県立吉田島農林高等学校

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年六月十五日から適用する。

注 一九六二年一月一三日神奈川県教育委員会規則第十七号「神奈川県公立高等学校通学区規則」（公布の日から施行）により廃止。教育委員会の告示として公示されていた高等学校の学区は、五三年二月から教育委員会の規則として定められるようになった。

四 学区再編成（一九六二年）

（一）神奈川県公立高等学校学区制調査会答申

神奈川県公立高等学校の学区制について（答申）

本調査会は、小委員会、起草委員会を含め、十五回にわたる審議の結果、本県公立高等学校の学区は、次のように改めることを適当と認め、ここに答申をいたします。

昭和三十七年十月十六日

神奈川県公立高等学校学区制調査会

会長 田中二郎

神奈川県教育委員会委員長 神保勝世 殿

一 学区について

（一）横浜地区 横浜市を区域とする学区は、三ないし四の数学区を適当とする。その具体的な区分けについては、県及び市当局において、設置者別高等学校の学区毎の配置状況、入学率等を考慮して決定する。

（二）川崎地区 現行どおりとする。

（三）横須賀三浦地区 現行どおりとする。

（四）鎌倉湘南地区 現行どおりとする。

（五）県北地区 愛甲高座中部、相模原、大和及び津久井の各地区をもつて一学区とする。

（六）平塚秦野地区 現行の平塚大磯地区と秦野伊勢原地区をもつて一学区とする。

（七）足柄上下地区 現行どおりとする。

二 特に調整を必要とする地域について
新設の追浜高校に係る地区、大和地区その他やむをえぬ理由のある地区については、特別調整区域とし、その調整の方法は県教委の適正な判断にまづものとする。

三 附帯条件

（一）特殊な地域に対する適切な措置を講ずること。

（二）とくに人口増の著しい地域に対しては、高校新設、定員増等の措置をできるだけ速「や」かに講ずること。

（三）男女の入学に関する不均衡を助長しないように留意すること。

なお、本案に対しては、小学区制維持の立場からの少数反対意見及び現行学区統合の仕方についての少数異見があつた。

小委員会案の区画作成の理由

Ⅰ 秦野伊勢原地区と平塚大磯地区とを一学区とした理由

（Ⅰ）入学予定率

両地区の入学予定率をみると、秦野学区は60.7%、平塚学区は46.5%となつており、隣接学区にもかかわらず入学の難易の差が著しい。従つて全県的な見地からこれを一学区とすると51.2%となり、県平均入学予定率53.4%に比べ、おおむね妥当な結果を得る。

（2）流出流入

秦野学区及び平塚学区間の流出流入状況についてみると、過去3箇年で延223人となつており、一学区とすることによつてこの点は是正される。

（3）地区の特殊事情

ア 当地区は歴史的にみても一つの教育区を形成している事情が認められる。
（例 伊勢原町平塚市教育組合が存在する等）

イ 同地区は、過去において同一の行政単位を形成していた事情が認められる。

（この地区は両者とも、旧中郡に属する。）

ウ 秦野伊勢原地区の交通は、平塚を中心に形成されている。

エ 経済圏として、また都市的形態において、秦野伊勢原地区は、平塚地区との間に一体性を有し、かつ両地区の平塚に対する依存度は高い。

（4）両学区を合わせることににより、学校選択の自由の範囲が比較的拡大される。

2 鎌倉湘南学区を改正しなかつた理由

当学区の定員率は、川崎、県北の各学区と相似の比率を有し県平均に近く、やゝ門戸は安定している。男女の比率、学校選択の自由度等の観点から比較

的問題は少ない。入学率は、県下でも低い、横浜地区に次いで私立高校¹⁴が当地区に集中していることは、考慮すべきであり、更に、平塚を含む湘南地区が、県下でも横浜、川崎に次いで工場数が多く、かつ企業の進出予定の多い地域であることを考えると、現在、この学区を拡げておくことよりは、現状通りとしておくの方が将来の見透しから云つて妥当であると思われる。

3 県北学区を形成した理由

(1) 津久井郡城山町の区域が現行も相模原学区とされていることからいつて、津久井、相模原学区を分ける実質的理由は乏しい。

(2) 相模原学区は極度に入学定員が少ない地区であるにもかかわらず人口増が激しい。従つて、隣接の地区（大和、愛甲高座中部学区）と合わせることにし、その矛盾を多少とも解消しておく必要を認める。

(3) 大和高校が新設されるが、この地区のみをもつて一学区とすることは、他の学区との関連から妥当でなく、又希望ヶ丘との調整をも考慮に入れるとすると、他の学区と合わせるほかはない。

(4) 相模原地区については、交通事情を考慮するとき、愛甲高座中部と合わせるのが妥当であり、又入学定員を考慮するときは大和と合わせるのが妥当である。

更に、学校選択の自由も考慮するとき、津久井、相模原、大和、愛甲高座中部は一学区とすることが妥当である。これにより当地区の学校数は、他の学区と略均衡化される。

(5) 県北の各学区を合わせて一学区とすることにより、入学率の著しい不均衡、男女の比率及び学校選択の自由等から生ずる矛盾点は、多少とも解消されることになる。（例えば、入学率は相模原 50.3% 、愛甲高座中部 55.9% 、津久井 72.5% であつたのが、一区とした場合 53.8% となり、おおよそ県平均 53.4% と略同じ比率になるという結果を得る。）

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。神奈川県公立高等学校学区調査会は、一九六二年八月から審議を開始し、特に地区別人口の不均衡や学区外への通学等を踏まえた検討が行われた。この答申に基づいて同年一月一三日に制定されたのが、後掲の資料五「神奈川県公立高等学校通学区区域規則」である。

(二) 教育委員会談話

教育委員会談話

このたび、県教育委員会は、これまでの公立高校の通学区区域を改め、全県を九学区とすることに決定いたしました。すなわち、昭和二十五年学区が制定された当時と今日とでは、社会経済情勢も大きく変り、加うるに来年度からの高校生急増期を迎えるために十一校の県、市立の公立高校が発足しますが、それらの所属学区をも決める必要があつたわけであります。しかしながら、学区の改正は、その影響するところが大きいことから、県としては、学区制調査会を設け、専門家及び各層を代表される方々により御審議をいただき、その結果を去る十月十六日答申として受けました。

この答申に基づき、かつまた公立高校を有する関係各市の意見を聴取し、横浜市内三学区（北部、中部、南部）、横須賀、三浦、川崎、鎌倉湘南、平塚秦野、県央、県西の九学区とすることにいたしましたのであります。この改正により、学区別入学卒の均衡化、学区間流入出入の解消あるいは学校選択の自由等現行の問題点の解決に資するところが大きいと思ひます。更に、今回の改正の特色は、寄留等による越境入学をなくすため、志望校の定員の割までは他学区から「へ」の入学を認めることによつて、守り易い学区を作つたということであり、

今後、この改正に伴ない、人口の増加の著しい地域への配慮、志願変更制度（志願した学校から、一定の期間内に志願を変更して他の学校へ志願を変更できる）の採用等について検討を行ない、高校教育の向上を図る所存であります。県民各位におかれても、今回の学区改正の趣旨を理解されて御協力下さることを期待して止まない次第であります。

昭和三十七年十一月二日

神奈川県教育委員会

委員長 神保勝世

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和37年（度）学区制関係綴 4冊の3 総務課」に収録されている。

(三) 公立中学校長会からの「要望書」

要 望 書

貴委員会が本県教育の向上進展のため常に深い御理解を示されて居ることに對し深く敬意を表します。

扱て学区制調査会の答申に基づき近く新神奈川県公立高等学校通学規則が公示されようとして居ます。

申すまでもなく高等学校の学区制は父兄はもとより教育の現場をあずかる私ども中学校長として最大の関心事であり、中学校の正常なる教育推進のため重大なる関連をもつものと考えます。本校長会は調査会発足以来慎重に協議検討の上、学区制を堅持する精神を保持活用しつつしかも現行学区制定後の情勢の変化に即応した必要なる調査を考慮し、適正なる学区の制定をはかるという立場に立つて調査会代表委員を通じその見解を表明して参りました。

然るに今回公示されようとしている新規則は十五回に亘る調査会委員会の審議過程に於てさえも取上げられたことのない学区制を破壊に導く内容を含んでいると考えられます。このことは問題の適正なる解決のため積極的に努力し来つた本校長会として真に遺憾とするところであります。本校長会はこの新規則が施行されることにより予想される混乱及び中学校教育に及ぼす悪影響を深憂するものであります。今日、事態は真に切迫して居りますが、貴委員会が事情御賢察の上、この際更にご検討の上、左記事項の実現のため善処されるよう特に要望いたします。

記

一、就学の特例(一)については削除又は保留されたい。

この特例により学区制堅持の立場は破壊され、全県一学区の性格を帯び、著しく安定性を欠くことになり、中学校の進路指導は非常に困難となる。尚、父兄の立場よりすれば、高校入学の安全を期するため、従来に比し極めて多数の父兄はやむを得ず私立高校を兼ねて受験させることになり、物心両面に亘り無用莫大なる負担を課せられることとなる。

二、就学の規制及び就学の特例(二)については地区進路指導協議会を設置し適切な処置を講ずるよう取りはかられたい。

学区域外の高等学校に通学することの方が適当と認められる場合の条件その他

については、中学校長は最もよく実情に通じているので、この規則が適正に運用されるようにするため、公式且つ強力なる地区進路指導協議会を構成し、その協議を経て決定、許可すべきである。

昭和三十七年十一月十二日

神奈川県教育委員会殿
神奈川県公立中学校長会会長 山田 六郎

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和37年度 学区制関係綴(4冊の3)」に収録されている。資料四(一)「神奈川県公立高等学校学区制調査会答申」及び(二)「教育委員会談話」の内容に對する神奈川県公立中学校長会からの要望である。

(四) 神奈川県教職員組合からの「公開質問書」

学区改訂に對する公開質問書

十一月七日
神奈川県教職員組合執行委員長 三好 新次

神奈川県教育委員会
委員長 神保勝也 殿

十一月一日県教委開催に當つて、私どもは、口頭によつて六項目にわたる申入れを行つたのであるが、翌二日、県教委は全県を九学区とする通学区区域規則の改訂を行つた。

この事は、私どもの申入れ事項を全く無視し一方的におしきつたと断ぜざるを得ない。

調査会の答申といい、今回の最終決定といいこのようなやり方に対して極めて遺憾とするところである。しかしながら直接生徒の進路指導に當る教師として、今回の学区改訂の考へ方について、十分理解し、納得した上で実践しなければならぬと考える。ここに左記事項につき公開質問の形で提出するので十一月十三日までに回答されるよう申し入れする次第です。

記

一、今回の学区決定に当たり、調査会答申内容の分析、検討の結果による県教委としての教育的見解について明らかにされたい。

特に、

1. 学校選択の自由を主要要因とした理由。

2. 現行十九を九としたのは、極めて抜本的改訂と考えられるが、現行学区の全面検討という態度で行はれたのか。

3. イ、準備教育を誘発しない。ロ、男女共学を現行以上にこなわない。ハ、一人でも多く入れるように。という条件は、今回の改訂によつて十分期待し得ると判断されているか。

4. 守りやすい学区という考〔え〕方が相当強く取りいれられたもようであるが、今回拡大された学区の改訂によつて従来の学区における規則外行動をむしろ推しよした影響を与えないか、もしそういう事が結果としてはあり得るとすれば、今回の改訂が更に拡大されることもまた可能であろうという極めて重大な問題となり、全県無学区と同様な結果すら生れないとは限らないと判断する。この点についての見解を明らかにされたい。

二、学区別入学率の均衡化をはかったということについて、

1. 現行学区の入学率のアンバラの解決を学区拡大によつたことは、数字上の均衡はとれたとしても、真の意味の入学率の均衡とはならないのではないか。

特に最近における進学希望率の向上の傾向よりみて。

2. 入学率の高低の実態に対する県教委のとらえ方について、

例えば、津久井、秦野等の高い地区、相模原、翠嵐、鶴見等の低い地区等が、その学区の範囲が拡大されたというのみで、均こうにならないばかりか、むしろある特定高には従来以上にその率が低下することすら考えられるがこの点についての見解

三、学区間の流出入の解消をはかったということについて、

1. 現行ある流出入の原因をどう判断しているか。

2. 横浜にある流出入は、今回の三学区にすることによつて何が解消したのか。従来の所謂越境現象が肯定されたとすれば、横浜以外より横浜への流出入を何故認める上での学区としなかつたのか。

四、学校選択の自由について、

1. この事を形式的に満度に行えば、全県一区となろう。今回全県を九学区と

したのは、これでは広過ぎる、「まあこのへんで」という理由から決定されたと判断してよい。

2. 現行の十九学区中、横浜の小学区制については選択の自由がなく、他の中学区制下の地区では選択の自由があつたと考えているのか。

3. 学校選択の自由という場合、公立高校の性格を質的に夫々特色をもたせる指導を行うことを前提としているのか。即ち、

進路による区分（大学進学、就職等）

性別による区分

4. 今回の改訂学区中、例えば横浜において、中部学区で男子は希望ヶ丘、南部の女子は立野高にという形になることは好ましいと判断しているか。

更に全市的には男子は希望ヶ丘、翠嵐に、女子は平沼に志願が集中することは、選択の自由という観点からむしろすすめるべき現象と判断しているか。その場合の問題点と指導についての見解は。

五、高校の定員一割まで、他学区からの入学を認めるという点について、

1. この事は、例えば横浜の生徒は横浜市内は勿論全県他学区高校へも入学し得るという意味に解せられるが、この場合学区設定の意味は消失しないか。

2. どの高校にどの中学から志願するかは、一割五分まで認めるという規制だけでは、現状の入学方式のままで、一体どうやって選抜するのか。

県教委は今回の学区改訂の実施に当つて現行の入学方式を改めようという意図をもっているのか。

3. 又志願先変更制度を設けたというが、最後の総合検査前にこの事が可能だと判断しているとすれば、その場合の指導をどうすることによつて可能かを説明されたい。

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和37年（度）学区制関係綴 4冊の3 総務課」に収録されている。資料四（一）「神奈川県公立高等学校学区制調査会答申」及び（二）「教育委員会談話」の内容に対する神奈川県教職員組合からの公開質問書である。

(五) 公開質問書に対する県教育委員会の回答

37 総第 408 号

昭和 37 年 11 月 17 日

神奈川県教職員組合

執行委員長 三好新次 殿

神奈川県教育委員会

委員長 神保勝世

学区改訂に対する公開質問書の回答について

さる 11 月 7 日づけをもつて照会のあつた標記質問書に対し、下記のとおり回答する。

記

1

(1) 学校選択の自由は、教育上重視されるべきものであるが、今回の学区改正は、これのみを主要な理由としたものではない。

(2) 抜本的改正とは考えていない。

(3) ある程度期待し得る。

(4) 時代の推移、県民、父母、生徒の意向の尊重とともに、現状に沿わない規則にかえて、守れる規則という観点によつたものである。

2

(1) 及び (2) 入学率を更正する要素はいくつかあるが、学区もその一つである。

学区の改正と併行して、他の方法も考慮することにより均衡を図る。

3

(1) 父母、生徒の教育上の要望である。

(2) 横浜 3 学区によつて、かなり無理が解消する。

4

(1) 父母、生徒の学校選択の自由のみで、学区を決定し得るものではない。

(2) 本来、小学区の場合は選択の自由はなく、中学区以上の場合、その自由は増大するものである。

(3) 必ずしも指導することを前提としない。

(4) お申越しのような判断はしていない。

5

(1) 学区設定の意味は消失しない。

(2) 入学選抜の方式については従前のとおり。

(3) 志願変更のできる措置を考慮し、その手続きについてはおつて発表する。

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和 37 年(度) 学区制関係綴 4 冊の 3 総務課」に収録されている。資料四(四)「神奈川県教職員組合からの公開質問書」に対する神奈川県教育委員会の回答である。

五 神奈川県公立高等学校通学区区域規則

一九六二年一月一三日神奈川県教育委員会規則第十七号

神奈川県公立高等学校通学区区域規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十条の規定に基づき、神奈川県における公立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定める。

(学区)

第二条 全日制の課程のうち普通科に係る高等学校の学区は、別表に定めるところによる。

2 全日制の課程のうち普通科を除く学科、定時制の課程及び通信制の課程に係る高等学校の学区は、県内全域とする。

(就学の規制)

第三条 全日制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、本人及び保護者（親権者又は後見人その他親権を行なう者をいう。）の住所の属する学区内の高等学校を志願しなければならない。

2 全日制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 定時制の課程及び通信制の課程へ就学しようとする者は、県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

(就学の特例)

第四条 前条第一項の規定にかかわらず、現に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得た者は、毎年度の高等学校第一学年入学者選抜の場合に限り、学区外の高等学校へ志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第一学年生徒の定員の二割以内とする。

第五条 第三条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、志願しようとする学区外の高等学校の校長の許可を受けて、当該高等学校を志願することができる。

一 学区内の高等学校よりも学区外の高等学校に就学することのほうが、通学

距離、通学時間等において適当と認められる場合

二 学区内の高等学校よりも学区外の高等学校に就学することのほうが、身体状況その他特別の理由により適当と認められる場合

2 前項の規定により志願しようとする者は、あらかじめ、高等学校の校長に対し許可申請書を提出しなければならない。

(入学許可の取消し)

第六条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実をいつわつて入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取り消し、又は退学を命ずることができる。

(改廃に関する意見の申出)

第七条 市町村の教育委員会は、学区の改廃に関して意見があるときは、意見書にその意見を証明するに足りる書類を添えて、神奈川県教育委員会に申し出ることができる。

(委任)

第八条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

一 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和二十八年神奈川県教育委員会規則第二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(在学生徒に関する経過措置)

3 この規則施行の際、現に高等学校に在学している生徒に係る学区については、なお、従前の例による。

(横浜南部学区に関する特例)

4 別表に定める横浜南部学区のうち神奈川県教育委員会が指定する区域内に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立追浜高等学校にも志願することができる。

(大和市に関する特例)

5 大和市に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立希望ヶ丘高等学校にも志願することができる。

(昭和三十八年度第一学年入学者選抜の場合の特例)

6 昭和三十八年度高等学校第一学年入学者選抜の場合における志願者の学区(大和市を除く。)については、この規則に基づく学区によるほか、旧規則に基づく学区によることができる。

別表

学区名	学区内の高等学校	学区に含まれる地域
横浜北部学区	神奈川県立鶴見高等学校 同 横浜翠嵐高等学校 同 川和高等学校	横浜市鶴見区 横浜市神奈川区(三ツ沢西町のうち一三六並びに羽沢町のうち三一八から三二三まで、三四一から三四三まで、三八三、三八六、四一〇、四九五、五二五、五八〇、五八三及び六三〇を除く。) 横浜市保土ヶ谷区(峰沢町、岡沢町のうち一六から二一五まで及び二八六以上並びに常盤台のうち一四) 横浜市港北区(上菅田町及び新井町を除く。)
		横浜市神奈川区(三ツ沢西町のうち一三六並びに羽沢町のうち三一八から三二三まで、三四一から三四三まで、三八三、三八六、四一〇、四九五、五二五、五八〇、五八三及び六三〇) 横浜市区 横浜市中区(伊勢佐木町(一丁目から七丁目まで)、初音町(一丁目から三丁目まで)、赤門町(一丁目)、英町、黄金町(一丁目及び二丁目)、日ノ出町(一丁目及び二丁目)、末吉町(一丁目から四丁目まで)、曙町(一丁目から五丁目まで)、若葉町(一丁目から三丁目まで)、桜木町(一丁目から三丁目まで)、宮川町(一丁目から三丁目)、長者町(一丁目から九丁目まで)、羽衣町(一丁目から三丁目ま

横浜中部学区	神奈川県立横浜平沼高等学校 同 希望ヶ丘高等学校 同 横浜市立 桜ヶ丘高等学校 同 戸塚高等学校	で、末広町(一丁目から三丁目まで)、花咲町(一丁目から三丁目まで)、吉田町、野毛町(一丁目から四丁目まで)、弥生町(一丁目から五丁目まで)、日本大通、本町(一丁目から六丁目まで)、蓬萊町(一丁目から三丁目まで)、弁天通(一丁目から六丁目まで)、常盤町(一丁目から六丁目まで)、太田町(一丁目から六丁目まで)、尾上町(一丁目から六丁目まで)、海岸通(一丁目から五丁目まで)、北仲通(一丁目から六丁目まで)、南仲通(一丁目から五丁目まで)、真砂町(一丁目から四丁目まで)、住吉町(一丁目から六丁目まで)、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、港町(一丁目から六丁目まで)、相生町(一丁目から六丁目まで)、新港町、元浜町(一丁目から四丁目まで)、内田町(一丁目から五丁目まで)、松影町(一丁目から四丁目まで)、寿町(一丁目から四丁目)、扇町(一丁目から四丁目まで)、翁町(一丁目から四丁目まで)、不老町(一丁目から三丁目まで)、万代町(一丁目から三丁目まで)、三吉町(一丁目から三丁目まで)、千歳町(一丁目及び二丁目)、山田町(一丁目及び二丁目)、富士見町(一丁目及び二丁目)、吉浜町、山吹町(一丁目及び二丁目)、石川町のうち三丁目から五丁目まで、打越並びに山手町のうち二〇三から二二三まで)
--------	---	--

横浜南部学区	
神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校 同 横浜立野高等学校 横浜市立 南高等学校 同 金沢高等学校	
横浜市中区(伊勢佐木町(一丁目から七丁目まで)、初音町(一丁目から三丁目まで)、赤門町(二丁目)、英町、黄金町(一丁目及び二丁目)、日ノ出町(一丁目及び二丁目)、末吉町(一丁目から四丁目まで)、曙町(一丁目から五丁目まで)、若葉町(一丁目から三丁目まで)、桜木町(一丁目から三丁目まで)、宮川町(一丁目から三丁目まで)、長者町(一丁目から九丁目まで)、羽衣町(一丁目から三丁目まで)、末広町(一丁目から三丁目まで)、花咲町(一丁目から三丁目まで)、吉田町、野毛町(一丁目から四丁目まで)、弥生町(一丁目から五丁目まで)、日本大通、本町(一丁目から六丁目まで)、蓬萊町(一丁目から三丁目まで)、弁天通(一丁目から六丁目まで)、常盤町(一丁目から六丁目まで)、太田町(一丁目から六丁目まで)、尾上町(一丁目から六丁目まで)、海岸通(一丁目から五丁目まで)、北仲通(一丁目から六丁目まで)、南仲通(一丁目から五丁目まで)	横浜市南区(永楽町(一丁目及び二丁目)、万世町(一丁目及び二丁目)、真金町(一丁目及び二丁目)、浦舟町のうち一丁目及び二丁目、白妙町のうち一丁目及び二丁目、高根町のうち一丁目及び二丁目並びに中村町のうち一丁目) 横浜市保土ヶ谷区(峰沢町、岡沢町のうち一六から二一五まで及び二八六以上並びに常盤台のうち一四を除く。) 横浜市港北区(上菅田町及び新井町) 横浜市戸塚区

川崎学区	
神奈川県立川崎高等学校 同 多摩高等学校 同 新城高等学校 川崎市立 橘高等学校 同 高津高等学校 同 川崎高等学校	
川崎市	横浜市中区(永楽町(一丁目及び二丁目)、万世町(一丁目及び二丁目)、真金町(一丁目及び二丁目)、浦舟町のうち一丁目及び二丁目、白妙町のうち一丁目及び二丁目、高根町のうち一丁目及び二丁目、並びに中村町のうち一丁目を除く。) 横浜磯子区 横浜市金沢区

横須賀三浦学区	神奈川県立横須賀高等学校 同 横須賀大津高等学校 同 追浜高等学校 同 逗子高等学校 同 三崎高等学校 同 横須賀市立第一高等学校 同 第二高等学校	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡
鎌倉湘南区	神奈川県立鎌倉高等学校 同 湘南高等学校 同 藤沢高等学校 同 茅ヶ崎高等学校	鎌倉市 藤沢市（用田、葛原、菖蒲沢、獺郷、打 戻及び宮原を除く。） 茅ヶ崎市 高座郡寒川町
平塚秦野学区	神奈川県立平塚高等学校 同 平塚江南高等学校 同 高浜高等学校 同 秦野高等学校 同 大秦野高等学校 同 大磯高等学校 同 伊勢原高等学校	平塚市 秦野市 中郡 足柄上郡のうち松田町（寄）及び中井町
県西学区	神奈川県立小田原高等学校 同 小田原城内高等学校 同 西湘高等学校 同 山北高等学校 同 吉田島農林高等学校	小田原市 足柄上郡のうち大井町、松田町（寄を除 く。）、山北町、南足柄町及び開成町 足柄下郡
県央学区	神奈川県立相原高等学校 同 上溝高等学校 同 厚木高等学校 同 厚木東高等学校 同 大和高等学校 同 津久井高等学校	藤沢市（用田、葛原、菖蒲沢、獺郷、打 戻及び宮原） 相模原市 厚木市 大和市 高座郡のうち海老名町、座間町及び綾 瀬町 愛甲郡 津久井郡

一九六三年一月一八日神奈川県教育委員会告示第一号

神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和37年神奈川県教育委員会規則第17

号。以下「規則」という。）附則第4項の規定により指定する区域は、規則別表に定める横浜南部学区に含まれる全地域とする。

一九六三年二月一五日神奈川県教育委員会規則第五号

神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和三十七年神奈川県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表横浜北部学区の項中「一同 川和高等学校」を

「一同 川和高等学校
——横浜市立東高等学校——」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年二月一日から適用する。

一九六三年二月二〇日神奈川県教育委員会規則第二十二号

別表学区内の高等学校の欄中「同 茅ヶ崎高等学校」を

「同 茅ヶ崎高等学校
同 茅ヶ崎北陵高等学校」に、「同 上溝高等学校」を

「同 上溝高等学校
同 相模原高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一九六四年五月一九日神奈川県教育委員会規則第11号

別表平塚秦野学区の項中「神奈川県立平塚高等学校
同 平塚江南高等学校」を

「神奈川県立平塚江南高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

一九六五年一月八日神奈川県教育委員会規則第1号

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

別表横浜南部学区の項中「同 横浜立野高等学校」を

「同 横浜立野高等学校
横浜日野高等学校」に改める。
附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に神奈川県立希望ヶ丘高等学校に在学している生徒に係る学区については、なお、従前の例による。
- 3 横浜北部学区又は横浜中部学区の地域内に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立横浜日野高等学校にも志願することができる。

一九六五年二月二十八日神奈川県教育委員会規則第12号
附則中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- (横浜立野高等学校山手分校に関する特例)
- 5 横浜北部学区の地域内に住所を有する者又は横浜南部学区に隣接する学区の地域内に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立横浜立野高等学校山手分校にも志願することができる。

附 則
この規則は、昭和41年1月1日から施行する。

一九六六年二月二七日神奈川県教育委員会規則第14号
別表横浜中部学区の項中

「同 希望ヶ丘高等学校」を
「同 希望ヶ丘高等学校
同 柏陽高等学校」に改める。

- 附 則
- 1 この規則は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 横浜北部学区又は横浜南部学区の地域内に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立柏陽高等学校にも志願することができる。

一九六七年三月三十一日神奈川県教育委員会規則第13号
別表県央学区の項中「神奈川県立相原高等学校
同 上溝高等学校」を
「神奈川県立上溝高等学校」に改める。

附 則
この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

一九六七年二月二七日神奈川県教育委員会規則第27号
附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- (県西学区に関する特例)
- 6 県西学区の地域内に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立大磯高等学校にも志願することができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

一九六八年三月三〇日神奈川県教育委員会規則第7号
附則第5項（見出しを含む。）中「横浜立野高等学校山手分校」を「光陵高等学校」に改める。

別表横浜南部学区の項中「同 横浜立野高等学校」を
「同 横濱立野高等学校
同 光陵高等学校」に改める。

附 則
この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

一九六八年二月二七日神奈川県教育委員会規則第27号
附則第6項を次のように改める。
(鎌倉湘南学区に関する特例)

- 6 鎌倉湘南学区の地域内に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立柏陽高等学校にも志願することができる。
- 別表横浜北部学区の項中「同 川和高等学校」を「同 川和高等学校
同 港北高等学校」に

改め、同表川崎学区の項中「同 新城高等学校」を「同 新城高等学校
同 生田高等学校」に改める。

附 則

この規則は、昭和44年1月1日から施行する。

一九六九年二月二六日神奈川県教育委員会規則第22号

第1条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和37年神奈川県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表横浜北部学区の項学区に含まれる地域の欄中「318から323まで、341から343まで、383、386、410、495、525、580、583、630」を「179、180、224から475まで、491から588まで、628から642まで及び650から658まで」に改め、「215まで」の次に「257から268まで」を加え、「横浜市港北区（上菅田町及び新井町を除く。）」を

「横浜市港北区
横浜市緑区」に改め、

同表横浜中部学区の項学区に含まれる地域の欄中「318から323まで、341から343まで、383、386、410、495、525、580、583及び630」を「179、180、224から475まで、491から588まで、628から642まで及び650から658まで」に改め、「岡沢町のうち16から215まで」の次に「257から268まで」を加え、

「横浜市港北区（上菅田町及び新井町）
横浜市戸塚区」を

「横浜市旭区
横浜市戸塚区
横浜市瀬谷区」に改め、

同表横浜南部学区の項学区に含まれる地域の欄中「横浜市磯子区」を

「横浜市港南区
横浜市磯子区」に改める。

第2条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則の一部を改正する規則（昭和40年神奈川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「横浜北部学区又は」を削る。

第3条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則の一部を改正する規則（昭和41年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「横浜北部学区又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一九七〇年二月二五日神奈川県教育委員会規則第7号

第1条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和37年神奈川県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表横浜中部学区の項中「神奈川県立横浜平沼高等学校」を

「神奈川県立横浜平沼高等学校
同 光陵高等学校」に改め、

同表横浜南部学区の項中「同 光陵高等学校」を削る。

附則第5項中「の地域内に住所を有する者又は横浜南部学区に隣接する学区」を「、横浜南部学区、横須賀三浦学区又は鎌倉湘南学区」に改める。

第2条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則の一部を改正する規則（昭和41年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規則は、昭和46年2月1日から施行する。

一九七〇年二月一九日神奈川県教育委員会規則第1号

〔第1条 略〕

第2条 神奈川県公立高等学校通学区区域規則（昭和37年神奈川県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表平塚秦野学区の項中「同 大磯高等学校
同 伊勢原高等学校」を

「同 伊勢原高等学校
同 大磯高等学校」に、

「秦野市」を

「秦野市
伊勢原市」に改める。

〔第3・4条 略〕

附 則

この規則は、昭和46年3月1日から施行する。

一九七一年一〇月一五日神奈川県教育委員会規則第10号

〔第1条 略〕

第2条 神奈川公立高等学校通学区区域規則（昭和37年神奈川県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表県央学区の項中「大和市」を

「大和市
海老名市
座間市」に改め、「のうち海老名町、座間町及び」を削る。

附 則

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

一九七一年二月二四日神奈川県教育委員会規則第14号

第1条 神奈川公立高等学校通学区区域規則（昭和37年神奈川県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表横浜中部学区の項中「同 柏陽高等学校」を

「同 柏陽高等学校」

同 松陽高等学校」に改め、同表県央学区の項中「同 大和高等学校」を

「同 大和高等学校」

同 座間高等学校」に改める。

第2条 神奈川公立高等学校通学区区域規則の一部を改正する規則（昭和40年神奈川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

一九七二年一月二五日神奈川県教育委員会規則第1号

別表横須賀三浦学区の項中

「横須賀市立第一高等学校」

同 第二高等学校」を「横須賀市立横須賀高等学校」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に横須賀市立第一高等学校及び横須賀市立第二高等学校に在学している生徒に係る学区については、なお従前の例による。

一九七二年三月二八日神奈川県教育委員会規則第5号

〔第1・2条 略〕

第3条 神奈川公立高等学校通学区区域規則（昭和37年神奈川県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表川崎学区の項中

「同 多摩高等学校」

同 新城高等学校」

同 生田高等学校」

同 川崎市立橘高等学校」

同 高津高等学校」

同 川崎高等学校」を

「同 新城高等学校」

同 多摩高等学校」

同 生田高等学校」

同 川崎市立橘高等学校」

同 高津高等学校」

同 川崎高等学校」に改め、同表県西学区の項中「小田原市」を

「小田原市
南足柄市」に改め、「南足柄町」を削る。

〔第4・6条 略〕

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

一九七二年二月二七日神奈川県教育委員会規則第29号

附則中第7項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

（県央学区に関する特例）

8 県央学区の地域内に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立伊勢原高等学校にも志願することができる。

附則第6項中「神奈川県立柏陽高等学校」の次に「又は神奈川県立逗子高等学校」を加え、同項を附則第7項とし、附則第5項中「横須賀三浦学区」を削り、

同項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

（横浜北部学区に関する特例）

4 横浜北部学区の地域内に住所を有する者は、当分の間、神奈川県立旭高等学校又は神奈川県立柏陽高等学校にも志願することができる。

別表横浜北部学区の項中「同
同 港北高等学校
同 港北高等学校」を
同 川和高等学校に改め、
同表横浜中部学区の項中「同
同 希望ヶ丘高等学校」を
同 旭高等学校に、
同 横浜市立桜ヶ丘高等学校を「横浜市立桜ヶ丘高等学校」に改め、同表横浜南
部学区の項中「同 横浜日野高等学校」を
同 横浜日野高等学校
同 港南台高等学校」に改める。
附 則
この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

第五節 入学者選抜

一 一九四八年度入学者選抜についての教育部長通知

昭和二十三年三月十一日

教育部長

中等学校長
三 市 長
地方事務所長 殿

昭和二十三年新制高等学校入学者選抜について

標記の件については新学制の精神に基き選抜を行はず希望者を出来得る限り収容入学せしめたいので新制中学校並に青年学校関係者の希望者に対する適切な進学指導と入学せんとする新制高等学校との密接なる打合連絡の下に左の要領によつて実施されたい

三市及び地方事務所に於ては、この完全なる実施が新制中学校並青年学校関係者の適切な進学指導に俟つ所多きに鑑み管下学校に対しこれが充分なる徹底方御取計い願ひたい。

一、願書及び出身学校よりの報告書提出期日 三月二十五日～三十日

報告書は次の事項を含む

1. 知能検査の結果（今迄実施したものがあればこれを用いる）
2. 教科学習成績
3. 個人的並社会的の性格、態度の発達の記録
4. 職業的見地よりする性格態度の発達及び職業的適性の記録
5. 身体の発達記録

二、発表 四月二日

備考 1. 定時制については提出期日及び発表期日はこの要項によらず出来得る限り入学せしめられたい。

2. 併設中学校及同一私立学校設置の新制中学校より進学の場合は当該高等学校へは優先的に入学せしめるからこの方法によらない。
3. 青年学校生徒の新制高等学校への入学許可はすべてその学校の校長及び教諭からなる委員会によつてこれを行ふこと。

- （新制高等学校実施の手引第十三参照）
4. 新制高等学校に於ては入学の結果を（出身学校氏名）報告された
い。

注 神奈川県立商工高等学校所蔵の簿冊「自昭和二十二年七月至昭和二十三年十月通牒綴」に収録されている。新制高等学校は旧制度の中等学校を移行して発足した。そのため、旧制の中等学校に入学し、新制中学校に編入された者は、入学者選抜を受けることなく移行した高等学校にそのまま進学することが認められていたため、一九四八年度と四九年度の入学者選抜は補欠募集としての性格が強かった。

二 神奈川県・横浜市教育委員会「声明書」

声 明 書

横浜市内の高等学校学区制については神奈川県教育委員会も横浜市教育委員会も齊しく小学区制を理想としてその速やかな実現を追求するものであることにおいて全然意見の一致を見ているのである。困難とされる事情に対しては県・市両委員会共に協力してその障碍を打破し一日も早く実現に努めることを申し合

せた。

共同の理想実現のために市民の理解と一段の御協力とを切に期待する。

神奈川県教育委員会

横浜市教育委員会

高等学校の小学区制とはどういうことか

横 浜 市 教 育 委 員 会

新しい憲法や教育基本法、学校教育法を一度調べてみて下さい。あなたは次のことに気付かれるでしょう。

1 すべて国民は、個人として尊重されること、法の下に平等であつて、差別されないこと。

2 幸福を求めようとすることに對して、公共の福祉に反しない限り、法によつて尊重されること。

3 すべての人が、教育を同じようにうけられること。

この三つの点は大切なことでありますが、この大切な点を誤りなく実現するにはやはり制度をどのように改めなければなりません。

あなた方も覚えておいて下さいが、あなた方の兄さん姉さん達は、中学校から高等学校へ進学しようとする場合、猛烈な試験勉強をし、親子共に永い間やせるような思いをし、ようやく望みを叶えたものでした。

それでも合格した人はよかつたのですが、不幸にして落ちた人は、再び試験地

獄を味わうねばならなかったのです。そのため、中学校在学中も進学のことを気にかけ、多くの人はもっぱら試験準備に没頭し、ひろく学び、楽しく研究しながら豊かな精神と丈夫な身体とを養い、社会に役立つ市民になるような生活はできませんでした。

このような欠点を改めるにはどうすればよいでしょうか。次の点が必要になるでしょう。

1 どの高等学校に進学した者は優秀である。どの高等学校に進学した者は優秀でない、という(学校差)考えを捨てること。

2 円満なる人格をみがいていくために、男女が共に仲よく学びあい、お互いの長所短所をよくしり、理解しあつていく(男女共学)

3 よりよい社会をつくりあげるために、先ず身近かの社会を足場に理想の実現に努力する。そのために、自分の住む土地にある上級学校に進学することの意義をよくしること。

このようなことを考えてみると、落着いて一日一日の勉強を続けながら、やがて近くの高等学校に進学し、いよいよ積極的に経験を積み、よき社会の創造に邁進するためには、市内を一区として従来通り入学試験を課し、特定の子供を入学させるという大学区制よりも、市内の公立普通高等学校をそれぞれ地域的に分けて、学区を定めその学区内の中学卒業生を六三制教育の線に沿い受験準備という過重な負担をかけず、のびのびと勉強して誰でもが進学できる小学区制が一番よい方法であるという結論ができるわけです。

勿論、そのためには、設備や指導の面で一層充実したものになければなりません。だからといって一年延ばし二年延ばしにしてみたら理想通りにいくものではありません。六三制の実施が時期尚早で反対意見があつたにもかかわらず、どうにか歩み続け小学生諸君を明るく伸び伸びと学ばせることができたように、高等学校の小学区制も多少の不満はあつても、学ぶ人の努力と教育委員会の努力と、更に加えるにあなた方の御両親の努力によつて、結果においては幸福になることを信じて疑いません。どうか、勇気をもつて進んでいただきたいと思ひます。

注 神奈川県教職員組合所蔵の簿冊「昭和二十七年七月 重要文書綴 神奈川県教職員

組合」に収録されている。一九四九年一月の文書であり、新制中学校第一回卒業生を迎える五〇年度の高等学校入学者を選抜を想定したものである。新制高等学校は、総合制、男女共学とともに、小学区制（一校一学区）を原則としていた。

三 神奈川県教職員組合「我々は何故高等学校の小学区制を希望するか」

我々は何故高等学校の小学区制を希望するか。

「我々は何故 高等学校の大学区制に反対し 小学区制を要求」するか。
此答は極めて簡単であります。即ち 新憲法との示す原則に従つて、正しい教育を完全に行い、よい国民を育成したい一心からであります。

我々はさきに新憲法を制定し、民主主義、自由主義、平和主義を標榜して新しい日本を誕生させた事は、まぎれもない事実である。更に又此憲法に則つて、教育基本法を定め、教育の在り方を規定した事も、忘れてならない事実であります。是等の大法の示すところに従つて、今次の教育改革がなされ、新学校教育制度が確立し、教科内容が検討されたのでありますから、六、三、三、四の学校の在り方は、忠実な遵法の下に運営されねばならないのであります。高等学校の学区の在り方なども当然此法規の示す処に従うべきであります。今次に法の明示する二三の事項を摘出してみますと、憲法の第二十六条と基本法の第三条とは、教育の機会均等の原則を規定し、すべての国民は、ひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられねばならない。人種や性別、社会的身分、経済的地位、門地等によつて差別してはならないと明示しております。要するに教育の特種性を否定して、教育は誰のものでもない。国民すべてが共有する。明日の幸福のためへの資産であると云うのであります。

更に、基本法第五条には男女共学の原則を規定し、第四条には国民として必要な九ヶ年の義務教育の完成を規定しており、第六条には教育の場所である学校は公の性質をもつものであつて、私有物でない公共性を規定しております。

是等の大法を中心として高等学校の学区制を考究してみますと、次の四点は学区制定の基準として、強く要求されるのであります。第一に教育の機会均等の原則を守ること、第二に義務教育の混乱をさけねばならぬこと、第三に男女共学の原則を守ること、第四に今日言う如き学校差を排除しなければならないこと、等であります。

第一の原則から言えば、高等学校はその地域社会と結びついたもので、希望すれば資質により誰でも入学し得るものであつて、地域的偏在や、一切の階級的、特権的存在や扱いを排除し、地域文化の中心的在り方が考えられるのであつて、当然小学区制と不離の關係が要求されるのであります。

第二の問題は当然第四の問題と関係するのでありますが、若し、大学区制がとられて、今日の如く不当なる学校差の觀念が許容されるならば、高等学校への進学には必ず、猛烈な入学競争が将来されるのでありまして、そのおもむくところは中学校教育の破壊と云うことになることは、曾つて、中学校入学競争のために、小学校六ヶ年の教育の後半が入学試験準備のために累はせられて、義務教育の完璧を期し得なかつた事を思うならば、思い半ばにすぎないものがあると思います。而も少年少女を再び試験地獄に追いやる危険を考える時、学区はどうしても小学区制でなければならぬと痛感致します。第三の男女共学は、憲法が男女の同権を認め、社会が男女共存の社会である以上、当然明白な事でありまして、時期尚早の如き議論は滑稽の到りであります。

一日遅れれば、女子の進歩は一日遅れ、過去の立ち遅れをとりもどす方法は、共学の早急な実施による外ないのであります。混乱した社会であればある程、一日も早く男女共学を実施して、男女生活の正常な在り方を指導し、お互いの理解と尊敬による美しい社会をつくる様にとめねばならないのであります。若し男女共学を否定する人があるとするれば、それは女性をいつでも過去の型の中にとどこめ、男女の間を今までの様に無理解の危険な状態のまゝ放置して、男尊女卑の生活を温存しようとする人たちであります。

第四の学校差排除の問題は極めて重要でありまして、此度に言う学校差は学校経営内容の特権性による学校差と言うのでなく、従来言いならはされた学校良否の序列を言うのでありますが、かくの如き、学校差はあつてはならないのであります。内容的に学校差をあげるならば、校舎設備の差異とか、学校の歴史的差とか、教師陣の充実差とか生徒の能力差と言う様なものが考えられますが、校舎設備の差や、教師陣の差の如きは、出来るだけなくさなければならぬのであります。而「ママ」し戦後今日の状況では此の点は極めて小さな問題で、むしろないと言うてもよい程度だと思います。たゞ今日存在する高等学校の差は、学校の歴史にひかれて、古い学校に良い生徒のみが集まつた事による学校差でありまして、それ以外には何もないと申すべきであります。是れ等の良き生徒等はどの学校へ入学しても優秀者としてのびる素質をもっているものであつて、必ずしもその古い学校に入学したことに原因するものではありません。即ち今日の学校差は、小学区制をとることによつて、是等の生徒が各地域の学校に分散入学することによつて

解消するのであります。

特定な良い生徒を集めて学校経営をし、それによつて其学校の特異性を誇示し、将来の優位性をとめるということは、民主主義の教育に反するものであり、社会生活を毒するものであります。又実際に於ても、かくの如き経営の学校に於て教育された者が、必ず社会人として有用な人材たり得たかと言うに必ずしも然らず、落伍者もあれば、非社会的人物もあり得たのでありまして、社会生活は決して能力の等しい者のみの集合体ではない事を承知して頂けるならば、過去の所謂優秀学校の存在が明確に批判されると思うのであります。歴史ある自分の学校を、そのまゝの形で残したいと言う思慕の心は尊いものだと思います。しかしそれが、新日本の教育に逆行するものであると考がついたなら、いさぎよくぬぎすてるべきではないでしょうか。新日本は千古不磨の大典とした明治憲法さえ捨て、歴史ある幾多の制度さえ袂「訣」別したではありませんか。自らの空なる優位性を温存するために、民主主義の原則を破るが如き行為は、人類の明日に光をともしんとする教育関係者のとらないところであります。

すべての人のために、より多くの人の幸福のために努力されるのが、民主主義政治の特色であるならば、その原則は教育行政の面にも亦かくあらねばならない。という観点から、小学区制を採用し、高等学校を其地域社会の中心として育てあげ、均等に地域社会の教育態を満足させるべく努力すべきと信じ、要路並びに市民各位に対し、絶大なる御賛同を希求するものであります。

注 神奈川県教職員組合所蔵の簿冊「昭和二十七年七月 重要文書綴 神奈川県教職員組合」に収録されている。

四 一九五一年度の公立高等学校入学者選抜基本方針および公立高等学校入学者選抜実施要項

二五教学第二二八号

昭和二十五年十二月二十五日

神奈川県教育委員会教育長

七出張所長

公立高等学校長

殿

私立中、高等学校長

昭和二十六年神奈川県公立高等学校入学者選抜基本方針並びに選抜実施要項について

今般標記の入学者選抜に関する方針並びに要項を決定いたしましたから管下中学校並びに公立高等学校においてはこれが実施にあたり万遺憾なきよう万全の措置を講ぜられたい。

昭和二十六年公立高等学校入学者選抜基本方針

1 高等学校においては選抜のための学力検査は行わない。

2 高等学校は中学校より提出される次の報告書に基いて総合的に審査し厳正公平に選抜する。

(1) 生徒指導要録の原本

(2) 新しい生徒身体検査証明書（学校身体検査規定による昭和二十六年一月以降実施したもの。）

(3) 選抜のための面接は行わない。

但し、夜間授業をする定時制高等学校においては特に必要があると認める場合は面接を行うことが出来る。

昭和二十六年神奈川県公立高等学校入学者選抜実施要項

1 昭和二十六年度における神奈川県公立高等学校の第一学年入学志望者の選抜は昭和二十五年十一月十六日教育委員会において決定された「昭和二十六年公立高等学校入学者選抜基本方針」に基いて実施する。

2 公立高等学校の生徒募集要領は次による。

(1) 全日制課程においては

同一期日に第一次募集を行い定員に満たない学校は次の同一期日に第二次募集を行う。第一次、第二次の応募は学区内居住者に限る。（特に教育委員会により学区外応募を許可された者を除く。）

第二次募集でも定員に満たない場合は第三次募集を行う。第三次募集に対しては他学区からの応募を認める。

(2) 定時制課程においては

生徒の就職決定等を考慮し全日制より期日を遅らせて第一次募集を行う。

定員に満たない学校は随時四月中に再募集を行う。

(3) 第一次募集に入学を許可された者は第二次募集に、第二次募集に入学を許可されたものは第三次募集に応ずることはできない。

(4) 各県立高等学校は全日制、定時制の第一次募集人員を一月三十一日（水）までに決定公表する。

市町村立高等学校の第一次募集人員は設置者で決定の上三月一日（木）までに県教育委員会事務局学校教育課あて御報告願いたい。

(5) 県立高等学校の収容定員は一学級五〇名を原則とし、やむを得ざる理由のある場合に限り五五名まで認める。

(6) 国、私立中学よりの入学志願者も高等学校通学区区域実施要項に基き実際に居住する学区区域の高等学校に志望すること。

(7) 県外よりの入学志望者は県内の入学志望者を収容してなお余裕がある場合に認めることを原則とするが高等学校所在地域の実情により収容を許可することが出来る。

なお一家転住の場合の県外よりの志望者は本県の中学校卒業者と同様の取扱をする。

3 応募手続

(1) 入学志望者は出身学校長に申出て所定の報告書類の提出方を依頼すると共に志望先高等学校所定の願書に入学考査料を添え志望先高等学校に提出する。

(2) 出願学校は第一次、第二次、第三次とも一校に限る。

(3) 納入した入学考査手数料は返戻しない。

(4) 出身中学校長は所定の日時までに報告書類を提出しなければならない。

- (5) 外地引揚その他止むを得ない事情で所定の報告書類提出不可能の場合はその事情を記しこれに代る参考資料を提出してもよい。
- (6) 入学志望者は神奈川県公立高等学校通学区域実施要項を遵守しなければならない。

4 報告書類

- (1) 指導要録の原簿に不許可の場合高等学校長は直ちに中学校長に返送する。
- (2) 身体検査証明書に昭和廿六年一月以後のできるだけ最新の校医の証明による証明書両者の記録については中学校長が責任をもって正確を期し中学校長の副申書を添えて提出する。

5 日程

(1) 全日制課程

第一次募集

願書及び報告書類受理期間 三月九日(金)から三月十九日(月)まで必着のこと。

選抜 入学許可発表 三月二十日(火)―三月廿四日(土)
(但し、日曜日は休み、土曜日は正午まで)

第二次募集

願書及び報告書類受理期間 三月廿七日(火)から三月廿九日(木)まで必着のこと。

選抜 入学許可発表 三月三十日(金)―四月二日(月)
(但し、日曜日は休み、土曜日は正午まで)

第三次募集

願書及び報告書類受理期間 四月三日(火)から四月十日(火)まで必着のこと。

選抜 入学許可発表 四月十一日(水)―四月十四日(土)
(但し、日曜日は休み、土曜日は正午まで)

(2) 定時制課程

第一次募集

願書及び報告書類受理期間 三月九日(金)から四月十日(火)まで必着のこと。

(但し、日曜日は休み、祝日は休み、土曜日は正午まで)

選抜 入学許可発表 四月十一日(水)―四月十四日(土)

6 選抜

- (1) 選抜は昭和二十六年公立高等学校入学選抜基本方針に基き各学区ごとに学区内の高等学校長、中学校長による高等学校進学指導委員会を設けて話合をする。

- (2) 高等学校に於ては選抜のための如何なる検査も行わず中学校からの報告書類に基いて選抜を行う。

- (3) 報告書類の審査に当つては各高等学校において校長を委員長とする委員会を設け総合的に審査を行う。

- (4) 志願者の家庭状況を考慮に入れてはならない。

- (5) 身体については一般学習に堪え得る者は身体障害者であってもそれだけを理由に不許可の決定をしてはならない。

7 県教育委員会への報告事項(指導部、学校教育課あて)

- (1) 第一次募集人員報告(全日制、定時制) 三月一日(木)まで

市町立高等学校のみ

- (2) 応募人員中間報告 三月十五日(木)

県市町立高等学校

- (3) 応募人員報告 三月二十日(火) 同

- (4) 入学許可人員報告 三月二十七日(火) 同

- (5) 第二次募集人員報告(全日制) 三月二十七日(火) 同

- (6) 応募人員報告 三月三十日(金) 同

- (7) 入学許可人員報告 四月三日(火) 同

- (8) 第三次募集人員報告 四月三日(火) 同

- (9) 応募人員報告 四月十一日(水) 同

(10) 入学者許可人員報告

四月十七日（火） 同

但し定時制については第2次募集人員報告以後は随時右に準じて報告のこと。右の各報告は期日を厳守して頂きたい。電話報告でも結構です。

8 各公立高等学校にあっては本実施要項に基き従来とおり募集要項及び入学規則書を二月二十日まで作製すること。

県立高等学校は二月二十日以前に募集要項案につき学校教育課と打合せられたい。

9 通学区域については決定し次第発表する。

注 『神奈川県公報』一九五一年一月五日「例規通達」欄に掲載されている。文部省は、高等学校では希望者全員を入学させることが理想であり、入学志願者が入学定員を超過した場合にのみ選抜を実施することができるとの立場にあった。しかも、入学者選抜の場合であっても、高等学校による入学試験は行わずに、知能検査やアチーブメント・テストの結果、教科学習成績、性格・態度の記録、職業的適性の記録、身体の発達記録からなる出身中学校からの報告書のみに基づいた選抜が求められていた。

五 「高等学校入学志願者選抜方法改善について要望」

昭和二十七年十月二十七日

神奈川県立高等学校長会

神奈川県市町立高等学校長会

神奈川県教育委員殿

高等学校入学志願者選抜方法改善について要望

右については本県は従来中学校側の生徒指導要録のみによる全国的にみて極めて、類例の少ない選抜方法を実施して来たのであるが、その実施経過に鑑みわれわれは次のような不合理不公平を認めるものである。すなわち現実的に見て学校差の極めて大なる実情にあつて指導要録のみによる選抜成績は入学直後高等学校側によつて実施する 綜合学力検査の結果および学期 学年成績との相関係数は極めて低く甚しいものはマイナスのものさえあり ために当然入学すべき生徒が選抜に洩れ或は入学を許可された者で高校側において いかん指導しても修学の見込なく中途退学の止むなきに至る者さえ生じている実情である。

なお生徒指導要録の記載についても諸記録の資料不足進学指導の不適正および成績ならびに社会性、公民性の評価の作為性等種々問題とすべきものがあり指導要録のみによる方法はこの点からいつても大いに改良の余地があると考えられる。さらに選抜に際しての地区懇談会等の入学者調整は、その多大な時間を要する点、および入学者の希望を阻害する結果となる点等からいつて軽視すべからざるものがある。

次に本年度実施の一部生徒に対するアチーブメント・テストの成績報告はそのテストが問題も実施期日も評価も県市まちまちであり、高校進学選抜の資料として不十分である。

これを要するに現行法は実質的に見て選抜の主体が中学校側にあり学校教育法施行規則第五十九条の精神を全く無視したものである。

よつてわれわれは前記の不合理を除くため、昭和二十八年以降においては入学志願者選抜方法を次のように改正されんことを要望するものである。

記

一、生徒指導要録

現行通り

二、学力検査の実施

教育委員会又は高等学校側において高校進学志願を対象とする全県一斉テストを実施し その内容はできるだけ全教科にわたり 中学校の教育をゆがめないよう十分留意する。

三、面接試験の実施

必要あるものについて実施することができる。

右の三者を綜合勘案して選抜する。

注 横浜市史資料室所蔵の簿冊「岡野の六年目 其の一」(長谷川雷助旧蔵資料)に収録されている。冒頭に「⑤ 高校入学方法に関する資料」と記載されている。

六 入学者選抜方法に関する公立中学校長会の「声明書」

声 明 書

神奈川県教育委員会が過去三ヶ年施行して来た高等学校入学者選抜方法は、新制中学の教育が支障なく正常に遂行され、民主主義国家の基盤たるべき国民教育の責務を果たす為には過去の入学試験地獄の再現を排除し、適正な高校入学者選抜方式をたてることが最良の解決策の一つであると云う確信のもとに研究樹立されたものであつて、全国教育界が注視してこれを範として居るところである。

然るに今日一部に此方法の改変を希望するかの如き声を聞くが其の言うところの現行方法の欠陥と称するものは、全く枝葉末節の特殊問題であつて、それ等は高等学校、中学校の双方が教育愛の誠意を以て懇談すれば解決するものであつて、現行方法の根幹を改変すべき何等の理由にならないものである。

若しその言う如く現行方法を変改するならば、必然的に義務教育の混乱を来し入学試験地獄を再現すると共に不当な学校差や地域差をつくりあげ、民主主義国家の施策に逆行する教育となることは明白であつて我々の絶対に納得し得ないところである。

我々神奈川県公立中学校長会は、そのあらゆる機関を動員し、数次の研究を重ねた結果、現行の高校入学者選抜法を最良のものとし、若し些少なりとも運用上の支障ありとすれば、これを各地区の高校入学者選抜委員会の解決にゆだねることが最適の方法であることを確信し神奈川県教育委員会の賢明な処置を切望するものである。

右声明する。

昭和二十七年十二月十日

神奈川県公立中学校長会

注 横浜市史資料室所蔵の簿冊「岡野の六年目 其の一」(長谷川雷助旧蔵資料)に収録されている。

七 入学者選抜方法に関する公立中学校長会・教職員組合の「要望書」

要 望 書

従来採られて来た本県高校入学選抜方式は全国に於ける最も進歩的な方式であったことは衆知の通りであり、この事は中学校、高等学校、教育委員会の当事者、並に父兄有識者の民主的且つ進歩的な教育への関心と協力の賜であつたことを我々は再確認するものであります。

然るに今回又入学選抜の事が論ぜられるに及んで前後二回に亘る審議会が開催され熱心に論議がなされましたが、結局のところ、論議の内容をつぶさに教育委員会に報告し当局に於て結論を出すという情勢のまゝに審議会がとざされたわけであります。

而し高校入学選抜方式には戦後営々と礎きあげて来た新学制の根本問題にふれる数々の問題を内包しておりますので広く内外の教育情勢の下に立ち新教育の大道に則つて解決されるべき問題ではないかと考えます。よつて六三三四の新学制の精神を堅持し憲法に保証〔障〕された学問の自由と教育の機会均等を計〔図〕る立場から基本方針として次の諸点を強く要望いたします。

基本方針

- 一、如何なる選抜試験（学力試験、身体検査、個別面接等）も行はない。
- 二、選抜は中学校長より提出される指導要録並に身体検査票による。
- 三、アチーブメントテストは選抜の場合の参考とは切り離して考える。
- 四、入学生徒の学校別の調整は、各地区毎に設けられた選抜調整委員会（仮称）が努力する。
- 五、学区制は小学区制を基本態度として従来の学区制を強化指導する。
- 六、中学校はその責任に於て進学指導する場合、高校教育の実態を知悉して十分なる指導を行い、選抜に関して高校側に協力する。
- 七、高校入学については全日制のみならず定時制や通信教育に就いての十分な考慮を払い、勤労青少年の教育を重視する。
- 八、高校は適当とみとめた希望者の全員を入学させるよう努力する。そのため当局は財政、施設、教員につき適切なる処置をとること。
- 九、組合が要求した選抜方式によつて行つた場合、即ち指導要録による入学につき意識的不正及び学区制の精神に反する行為の事実があれば教育委員会は

中学校、高等学校その他の責任者の懲戒を行うこと。

尚最後に去る十二月四日の審議会が閉会されるに当つてその席上当局に強く要望いたしました事項を改めて記し、これが実現のために特段の御努力を頻〔煩〕したいと存じます。

一、審議会に於ては、それぞれの立場からその主張が行はれたのみで何等理論的具体的討究審議が行はれなかつたのは明らかである。従つて単に審議会の状況を客観的に教委会に報告するのみでは何等解決の進展にはならぬことに留意し詳細に教育委員会当局に於て討究を加え結論を出すよう取計らはれたい。

二、事務当局は制度と法律の枠内で仕事を進めるというだけでなく過去に積み重ねた行政体験に立つてはつきりした方針と仕組みを考慮の上、強力なる指導力を発揮されたい。

三、前述の如く選抜方式の決定ということは、新学制の根本問題にふれる数々の問題を内包しているのです、現状が中学校対高等学校又は神教組対何々であるが故に相互の面子とが、或は両者の主張の中間をとるといつた安易な妥協的考え方によつて政治的に結論を出すことは教育の本道を誤り児童生徒に甚大な影響を与えるの（ママ）おそれもありとるべき態度でないと判断されるので厳に教育の基本に則つて新学制の健全な育成のための立場を堅持せられたい。

右要望する。

尚右要望事項が実現されない場合は県下中学校教育に一大混乱を生ずるおそれなしとせずよつて十分留意の上善処されることを切望いたします。

昭和二十七年十二月十日

神奈川県公立中学校長会

神奈川県教職員組合

殿

注 横浜市史資料室所蔵の簿冊「岡野の六年目 其の一」（長谷川雷助旧蔵資料）に収録されている。

八一九五三年度入学者選抜に関する県立高等学校校長会の「意志表示」

昭和二十八年年度高校入学者選抜について

高校長会として再度意志表示する件

神奈川県立高校長会

中村教育長殿

昭和二十七年十二月八日

右件について先般二回審議会が開催され、更に非公式に教育長から若干の校長に対し相談があつたが、審議会の空気も非公式相談も必ずしも、満足なものではなく、高校長会として先に提案した最低線が憂慮されるので、十二月八日関係学校長会合の上、左記の如く再び高校長会の決議事項として提案します。

一・前回提出した客観的な資料を得る為の高校側のテストは最低線として今年は是非実施願いたい事。問題の作成は県教委事務局及び高校側の作成するものでなければ真に客観的なものが出来ない実例が数多くうわさされてゐる、また今年は早くも一部アテストの実施について昨年通り各校別箇実施がうわさされてゐる。

かゝる重要な選抜について、いささかでも疑義のあることは公正妥当な選抜が不可能になつて、世の物議を醸す事になる。

二・既に両三年の現行法については、相当の不正が認められ、今年も一方的な決定で昨年と大同小異の方法が実施されるならば極めて憂慮すべき事態の発生が濃厚であること。

先般審議会において、ある意見に「選抜法の歴史的過程は、入試―内申―入試と繰返え「ママ」されてゐる」と述べたが、これは間違ひであつて内申だけによる選抜は昭和三年たゞ一回だけで、この時大阪では一二〇名の小学校長がその犠牲となつてゐる。

また戦争中に体位が憂慮されて筆頭試問を欠いた際も面接口頭が内申と共に用いられてゐる。

三・テスト問題の作成は未だ十分に時間的余裕があり間に合わないといふことは絶体になく経費の点も何とか工夫する事が出来ると思はれるので、この点はわれわれの提案不実行の理由にはならない。

四・入学選抜についての教育委員会の決定は決定前に一度高校長会に御相談なされるならば幸であること。

最低線

(1)内申書（指導要録）は完備したものを提出すること。

(2)教育委員会又は高校側あるいは両者の協同によりて高校入学選抜のためのテストを高校進学者を対象として全県一斉に実施すること。

この内容は、できるだけ全教科にわたり中学校の教育をゆがめないよう充分留意する事。

3.〔3〕面接試問は必要あるものについては実施することができ
右の三者を総合勘案して選抜すること

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の簿冊（第一号）県立高等学校校長会議録 自昭和二十六年一月至同三十一年十一月」に収録されている。

九 神奈川県教職員組合「入学選抜方式に関する申入書」

入学選抜方式に関する申入書

高校入学選抜の方式について前後二回に亘つて審議会が開催され、熱心に各々の主張が行われたが結論を得ず、会議の内容を詳細且つ客観的に教育委員会に報告がなされ、教育委員会が討論の後結論することになった、面して二回に亘る審議会に於てわれわれが痛感したことがらは、

一、教育委員会の事務当局は過去三年に亘る入学選抜方式について何ら責任ある検討研究せずに審議会を開催した。即ち二十八年度の方法に関し、何等かの態度をもつて諮問するという態度がなかったことは誠に行政的良心の欠除するものである

二、しかも時期的に差迫つて前後僅か二回の一応民主的な諮問の場を持つたといふにすぎない糊塗的な方策によつて処置しようとする考え方は、明らかに教育現場を攪乱し、生徒や父兄を徒らに混乱の中に追込んだものである

三、更にアテストに対する当局の態度に言及するなら、これが教育の効果を他との比較に於て判断し、個々の生徒の能力に於て適切な教育を積み重ねて行くために資料として活用すべきものであり、それがためにはアテストは標準化されたものであり、中学校が自主的に行うべきであることは、論をまたない。しからば事務当局が行つて来たアテストは果して標準化されたものであるか且つそれを現場に持ちかえられて、その学校なり個人なりの結果と比較検討され、現場の教育に役立てられたかについて、明確な把握がありや否や、之については全く非難さるべき処置であつたと言はなければならぬ

さて、今回国語、数学、社会、理科等のア、テストが実施されると言うが、果して委員会は十分なる準備をもつて、責任を持ち実施出来る自信があるかどうか反問したい。全県一斉にア、テストが実施されるならばその結果そこ引起的教育の混乱は計り知れぬものが惹起するであろうことは必至と考えられる。今回このような不幸な状態が起るとすれば、その責任は一切教育委員会の責任であると断ぜざるを得ない。教育委員会がその責任に於て、ア、テストを実施するというのであれば、われわれは次の事項を申入れ、これが実現のための強力なる措置を要望するものである

一、ア、テストを実施することは、如何に問題が平易であると言ひにせよ、その準備教育が行はれることは、全国的経緯より見ても必定であると考えられる。即ち中学校教育は高校入学（三〇％）の生徒のための教育と化し七〇％の生徒を犠牲にし、且つ又数科目のみの知育偏重のア、テスト練習教育が行われ今日の自主的の全人教育を破壊に導き、六三制の新学制の精神に逆行することは火をみるより明らかである、これらの現実が起きた場合の責任は一にかゝつて教育委員会の責任であるが故に、満天下に県委員会の自主的なる責任所在の態度を声明せられたい。

二、ア、テストが実施されるに際しても、一切の準備教育を認めることはできずそのための準備練習教育一掃のため、一切の参考書や問題書の購入を個人並に学校に一切停止し、練習の場の設定を不可能ならしむる行政措置を伴わしめることを要求する

戦後の教育改革の目的と意義を再び考えるならば、その一つは教育の機会均等と、六三制義務教育無償の法則とによつて貧富の差なしに国民大衆の広い基盤から教育を高めて行くこと、その二は憲法は勿論のこと、教育基本法、教育委員会法などの教育立法によつて国民の手による教育制度が確立されたこと、その三は知識とか学問というものは、それ自体に価値「ある」ものでなく、なんらかの意味で人間の生活と幸福に結ばれていなければならない。そういう知識観、学問観の上にたつて教育内容と、生活内容が直結せよとすることである。高校入学に際して練習による向上を伴う〇×方式のア、テストの実施が「意志なき人間」「自己なき人間の群れ」をつくりあげて行く教育につながることを思い、われわれは、生徒を愛し、教育を愛する熱情から右の二点について申入れ教育委員会当局の誠意ある処置について、文書をもつて一月十日までに回答されたい。

右申入れする

昭和二十七年十二月二十五日

神奈川県教職員組合執行委員長 三 好 新 次
神奈川県教育委員会 殿

注 神奈川県教職員組合所蔵の簿冊「昭和二十七年七月 重要文書綴 神奈川県教職員組合」に収録されている。

一〇 一九五三年度入学選抜に関する高等学校教職員組合の「声明書」

昭和二十八年高度高校入学選抜についての声明書

十二月二十六日の教育委員会は昭和二十八年高度高校入学選抜について、中学校側で作成した問題によって、国語「漢」、社会、数学、理科の四科目のアチーブメント・テストの結果を指導要録中に記入することを新たな事項として決定した。

これは相もかわらず中学側の一方的な立場を主張せしめて選抜者側に何らの介入をもさせぬ逆立ちした入学選抜であつて法的にも逆立ちしているばかりでなく他県よりの志願者および中学浪人に対する客観的な選抜の尺度を失わしめているものである。更にまた政治的勢力に押されて入学選抜方法研究運営審議会の討論の過程を尊重しない結果から生まれたものである。

わが組合は今回の選抜方法には全く不満であり、今後あらゆる力を傾けてかくの如きばかばかしいあり方を打破することを声明する。

一九五二年十二月二十六日

神奈川県高等学校教職員組合

注 神奈川県教職員組合所蔵の簿冊「昭和二十七年七月 重要文書綴 神奈川県教職員組合」に収録されている。文中行間に「他県よりの」を「1」、「中学浪人」を「2」と示しつつ、下の余白に「3 私立学校よりの志望者」を「2」の次に挿入する書き込みがなされている。

一一 準備教育自肅を求める通知（一九五三年）

二二 津教収第十八号

昭和二十八年一月十三日

神教委 津久井出張所長

教育委員会教育長殿

公立高等学校入学選抜を目標とする準備教育の停止について

昭和二十八年度公立高等学校入学選抜基本方針については、先般県教育委員会において決定され、この基本方針に基いて三月末高等学校入学選抜が実施されることになり、これが実施要項を近く発表する予定であります。つきましては各中学校は六・三制教育の健全な育成と現段階における学習検査（ア・テスト）の限界を充分考慮し、高校入学選抜を目標とする各種参考書類の購入、その他準備教育の如きおよそ中学校教育をそこなうようなことは厳に自戒、自肅し、かつ生徒の進学指導に一層適正を期するよう貴管内中学校に周知徹底方御願ひ致します。

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十八年 庶務書類 二種 青根村教育委員会」に収録されている。宛名の箇所に「青根村」の文字が印字されている。

二 一九五三年度の公立高等学校入学者選抜基本方針および公立高等学校入学
者選抜実施要項

昭和二十八年神奈川公立高等学校入学者選抜基本方針を昭和二十七年十月二十六日次のように決定した。

昭和二十八年一月二十七日

神奈川県教育委員会

- 一 高等学校においては選抜のための学力検査は行わない。
- 二 高等学校は、中学校から提出される次の報告書に基いて総合的に審査し、厳正公平に選抜する。
 - 1 生徒指導要録の原本
 - 2 新しい生徒身体検査証明書（学校身体検査規程に基き昭和二十八年一月以降実施したもの。）
- 三 選抜のための面接は行わない。
但し、夜間授業をする定時制高等学校において特に必要があると認める場合は、面接を行うことができる。

昭和二十八年神奈川公立高等学校の第一学年入学志願者の選抜は、昭和二十八年度公立高等学校入学者選抜基本方針に基いて次の要項で実施する。

昭和二十八年一月二十七日

神奈川県教育委員会

教育長 中村 新一

- 一 昭和二十八年神奈川公立高等学校入学者選抜実施要項
 - 1 公立高等学校の生徒募集は次の要領による。
 - 2 全日制課程においては
 - イ 各学校とも同一期日に第一次募集を行い、定員に満たない学校は、各学校とも次の同一期日に第二次募集を行う。この場合普通科においては、第一次、第二次の志願は学区内居住者に限る。（特に教育委員会から学区外志願を許可された者は除く。）
 - ロ 第二次募集で定員に満たない場合は第三次募集を行う。
- ハ 第三次募集に対しては他学区からの志願を認める。

2 定時制課程においては生徒の就職決定等を考慮し、全日制より募集期間を長くして第一次募集を行い、定員に満たない学校は随時四月中に再募集を行うこと。

3 第一次募集に入学を許可された者は第二次募集に、第一次及び第二次募集に入学を許可された者は第三次募集に応ずることはできないこと。

4 各県立高等学校は、全日制、定時制の第一次募集人員を二月十日（火）までに公表すること。

5 市町立高等学校の第一次募集人員は、設置者が決定の上二月二十日（金）までに神奈川県教育委員会事務局学校教育課あて報告すること。

6 国立及び私立中学校からの入学志願者も高等学校通学区域実施要項に基き自己の居住する学区域の高等学校に志願すること。

7 県外からの入学志願者は、県内居住の入学志願者を収容し、なお余裕がある場合には認めることを原則とする。但し、神奈川県教育委員会の許可を要する。

8 なお、一家転住の場合の県外からの志願者は、本県居住の中学校卒業生と同様の取扱をすること。

9 県外からの入学志願者は、本県で行う学習検査を受けることが必要である。但し、やむを得ない事由により本県の学習検査を受けることができない者で居住地の都道府県が行った学力検査を受けたものについては、その都道府県教育委員会の証明のある学力検査に限り、入学選抜の資料として取り扱うこと。

10 昭和二十六年以前の中学校卒業生（これに準ずる者を含む。）が高校進学を出身学校長に申し出た場合は、当該学校長は、卒業（修了）後の修学等につき意見書を作成しこれを報告書に添付して提出すること。

二 志願手続

1 入学志願者は、出身学校長に申し出て所定の報告書類の提出方を依頼するとともに、志願先の高等学校所定の願書に入学考査料を添えて高等学校長に提出する。

2 志願高等学校は、第一次、第二次及び第三次とも一校に限る。

3 納入した入学考査料は、還付しない。

4 中学校長は、所定の日時までに報告書類を生徒の志願先高等学校に提出しなければならない。

5 外地引揚者その他やむを得ない事情で所定の報告書類の提出ができない場合は、その事情を記入し、所定の報告書類の整わない者は、これに代る参考資料を提出することができる。

6 入学志願者は、神奈川県公立高等学校通学区域実施要項を遵守しなければならない。

三 報告書類

1 生徒指導要録の原本

イ 県下一斉に実施する四教科（国語、社会、数学、理科）の学習検査の結果を記入する。

ロ 入学不許可の場合、高等学校長は、直ちに中学校長に返送する。

2 身体検査証明書

昭和二十八年一月以降に行つた身体検査により記入する。（特に結核検診の結果を詳記すること。）

3 前各号の書類の記録については当該中学校長が責任をもつて正確を期し、これに副申書を添えて提出する。

四 日程

1 全日制課程

第一次募集

願書及び報告書類の受理期間

三月九日（月）から三月十八日（水）まで（但し、日曜日は休日、土曜日は正午まで。）

選 抜

三月十九日（木）から三月二十六日（木）まで

入学者許可発表

三月二十七日（金）

第二次募集

願書及び報告書類の受理期間

三月二十八日（土）から四月一日（水）まで（但し、日曜日は休日、土曜日は正午まで。）

曜日正午まで。）

選 抜

四月二日（木）から四月三日（金）まで。

入学者許可発表

四月四日（土）

第三次募集

願書及び報告書類の受理期間

四月六日（月）から四月十日（金）まで（但し、日曜日は休日、土曜日は正午まで。）

選 抜

四月十一日（土）から四月十四日（火）まで

入学者許可発表

四月十五日（水）

2 定時制課程

第一次募集

願書及び報告書類の受理期間

三月九日（月）から四月一日（水）まで（但し、日曜日及び祝日は休日、土曜日は正午まで。）

選 抜

四月二日（木）から四月四日（土）まで

入学者許可発表

四月五日（日）

五 選 抜

1 昭和二十八年度公立高等学校入学者選抜基本方針に基き、各学区にその学区内の高等学校長、中学校長をもつて組織する「高等学校進学指導委員会」を設け必要事項について協議する。

2 高等学校においては選抜のためのいかなる検査も行わず、中学校からの報告書類に基いて選抜を行う。

3 報告書類の審査に当つては、各高等学校において校長を委員長とする「選抜委員会」を設け総合的に審査を行う。

4 高等学校長は、中学校長から報告された生徒指導要録中の学習検査の成績については、現段階では、学習検査本来の限界と中学校教育の健全な育成を考慮して総合的審査の一資料にとどめ、選抜のための重要資料として扱わないようにする。

5 志願者の家庭状況を考慮に入れてはならない。

6 身体については、一般学習にたえうる者に対しては身体障害者であつてもそのみの理由により不許可の決定をしてはならない。

7 高等学校は、選抜についての総合的審査の方針、基準並びに実施概要を、入学許可発表後直ちに神奈川県教育委員会に報告すること。

六 神奈川県教育委員会への報告事項（指導部学校教育課あて）〔略〕

注 『神奈川県公報』一九五三年一月二七日「公告」欄に掲載されている。一九五二年度の入学試験では合否判定が困難な場合にはアチーブメント・テストの成績を中学校長に求めることができるとされていたが、五三年度の入学試験から、中学校で実施する四教科（国語、社会、数学、理科）のアチーブメント・テストの結果を生徒指導要録の原本に記入し、選抜の資料として加えられることになった。

一三 入学者選抜方法改善を求める高等学校長協会・高等学校教職員組合の意見書

高等学校入学者選抜について

一、高等学校の施設設備及教員定数から選抜は余儀なくされている。

本県高等学校の施設、設備、教員の定数から公立高校の募集定員は一二、七四〇名ですが、志願者は一六、三八六名もあり、止むを得ず定員を超過して一三、〇九八名を入学させて居り、之れ以上の収容は不可能です。現在でも高校教育が其の設備の上からも正常なる運営を阻まれて居りまして、志願者を全員入学せしめることは到底出来ません。どうしても施設の上から選抜をせねばならない実状にあります。

二、高等学校に学ぶ生徒は高校の教科課程を履修出来る最低限の学力をもつていなければ毎日の学習が出来ない。

例えば算術や代数の初歩を理解していないと、高等学校の解析Ⅰが全然理解出来ないで、却つて本人が苦しむのみで、時としては不良化の原因とさえなるのであります。かような者が多くなれば高校自体課せられた課程を教えることが不可能になります。従つて入学を許可する為には入学後、学習して行けるかどうかの力を見なければなりません。

三、内申だけでは公正妥当な選抜は出来ない。

内申書の中の学力の表現は各学校毎、学級毎の五段階法で其の級に於ける成績の位置を示すものでありますからAの学校のAクラスのAという生徒の算数が4であるのとB学校のBクラスB生徒の算数の3とをくらべて、必ず4が優れているということは断定出来ません。このことは種々の調査ではつきりしています。又其の他の記載も、書く先生に依つて表現がちがうので必ずしも優劣を決めかねます。この様に内申書はその個人のことは判つても他のものとは完全にくらべることが出来ませんので、同一問題、同一条件で実施する客観性のあるテストをやらなければ公正な選抜が出来ないのであります。

右の様な理由でどうしても客観性のある学力テストが必要であります。又中学校側では、①中学校教育を破壊する ②試験地獄を再現する といっておりますが、これも只一方的な考えで、決して妥当な意見とは思はれません。

一、学力テストは中学教育を破壊するどころかかえつて振興に役立つものである。

中学校教育を破壊するといいますが、普通能力のあるものが正常な中学校教育を受けて居れば誰にでも出来る基礎的な問題で、しかも各教科にわたる様にすれば、進学指導の為の受験勉強の必要はなく、ことさらに特別の教科のみに努力する必要はありません。却つて中学校教育が正常な姿に戻るとさえ考えられます。

又全国的に見ても、学力テストを実施していないのは昨年まで山梨と神奈川くらいで、山梨は二十九年度から学力テストを実施することに決定しましたから本年は神奈川のみとなりました。殆んど全国で実施しており、さしたる弊害もなく、着々教育水準が向上して居ることが何よりの実証であります。

二、学力テストは生徒の日常の学力に即したテストである。

進適や進学検査等のテストを実施している所もあります。テストを実施する以上、何等かの準備が行われておりますが、これ等のものは、いかに勉強したとしても少しも生徒の為になりません。却つて弊害が多いわけで、むしろ日常の勉強を確りすることが結局準備をすることになる学力テストの方がよいわけです。

三、学力テストは決してかつての試験地獄の再現を惹き起さない。

試験地獄の再現という考え方もありますが、戦前の中学校の様に、小学校六年のいたいけな子供が各中学校毎のむづかしい問題に備えて準備させたときと異り、現在の中学卒業生ともなれば、心身共に発育して相当の負担にも耐えられ、前述のような日常の学習を十分にすることを期待する簡単な学力テストに対しこの点の心配は全然なく、又毎年志願者の九十%近くが入学している現実から試験地獄など起るわけはありません。むしろ中学生の学問に対する意欲を増進することさえ考えられます。

四、学力テストによつて本県高校教育の水準も向上する。

神奈川県の高校卒業生は東京を目の前において実社会にも出て競争し、大学も受験しなければならぬのでありますから全国的視野による教育水準を維持せねばなりません。そのためには高校三年間を中学校の課程を補うようなことに使はないですむ基礎的学力を備えて高校に入学することが是非必要なのであります。

良識ある神奈川県の皆様、特に選ばれて各界の指導的立場に在られる皆様、中学

校教育、高校教育に関係ある方々におかれては以上の様な点が十分御理解頂けることと思います。

全国的な趨勢から見ても、現下の本県教育の実情から見ても、神奈川県だけが全国唯一つの内申（指導要録）のみの選抜形式をとつて居ることは無理であろうと思はれます。二十九年度から選抜方法として学力テストを加えることは是非必要でありますのでよろしく公正な世論を起して神奈川県の高等学校教育を振興していただく様お願申上げる次第であります。

昭和廿八年十一月十六日

神奈川県高等学校校長協会

神奈川県高等学校教職員組合

注 横浜市史資料室に所蔵されている。一枚の紙にチラシ状に印刷されている。

一四 一九五四学年度の神奈川県立高等学校入学選抜基本方針および神奈川県立高等学校入学選抜実施要領

神奈川県教育委員会告示第二号

昭和二十九学年度における神奈川県立高等学校入学者の選抜は、次の基本方針並びに実施要領により実施する。

昭和二十九年一月十九日

神奈川県教育委員会

昭和二十九学年度神奈川県立高等学校入学選抜基本方針

一 選抜のための学力検査は、行わない。

二 中学校長から送付される次の報告書に基いて総合的に評価し、厳正公平に選抜する。

1 生徒の指導要録の原本

2 第三学年の生徒の全員の学年末における学習成績一覧表

3 最近における生徒の身体検査証明書

三 選抜のための面接は、行わない。但し、夜間において授業を行う定時制の課程においては、校長が特に必要があると認める場合は、面接を行うことがあるものとする。

四 医師による身体検査は、行うことがあるものとする。

昭和二十九学年度神奈川県立高等学校入学選抜実施要領

一 方針

昭和二十九学年度の神奈川県立高等学校の第一年入学志願者の選抜は、「昭和二十九学年度神奈川県立高等学校入学選抜基本方針」に基いて実施する。

二 生徒の募集要領

1 各県立高等学校の通常の課程並びに定時制の課程の第一次募集の定員は、おおむね二月上旬までに神奈川県公報に告示し及び各県立高等学校ごとに掲示する。

2

(イ) 通常の課程については、同一期日に第一次募集を行うものとし、定員に満たない学校についてのみ、更に、同一期日に第二次募集を行う。この場

合においては、普通科については、第一次募集への志願は、神奈川県公立高等学校通学区規則（昭和二十八年神奈川県教育委員会規則第二号。以下規則という。）に定める当該高等学校に係る通学区域に含まれる市町村に居住する者に限る（国立及び私立の中学校からの入学志願者を含む。但し、規則第三条の但書の規定により、教育委員会から区域外就学を許可された者を除く。）。但し、第二次募集においては、他の通学区域に含まれる市町村に居住する者の志願を認める。

(ロ) 定時制の課程については、生徒の就職決定等を考慮し、通常の課程よりも募集期間を長期として第一次募集を行うものとし、定員に満たない学校

3 第一次募集に入学を許可された者は、第二次募集に志願することができない。

4

(イ) 県外からの入学志願者は、県内居住の入学志願者を収容し、なお、生徒

定員に欠員がある場合においてのみ認めることを原則とする。但し、一家転住の場合の県外からの志願者については、本県居住の者と同様の取扱いをする。

(ロ) 県外（県外からの一家転住の場合を含む。）からの入学志願者は、本県の中学校学習検査を受けることが必要である。但し、やむを得ない事甲（由

により本県の中学校学習検査を受けることができない者で、居住地の都道府県教育委員会の実施に係る学力検査を受けたものについては、当該都道府県教育委員会の証明した学力検査に限り、これを指導要録の資料として取り扱う。

5 昭和二十七学年度以前の中学校卒業（これに準ずる者を含む。）が出身学

校に高等学校進学を申し出た場合は、当該校長は、卒業（修了）後の修学等につき意見書を作成し、これを報告書に添えて提出する。

三 志願手続

1 志願する高等学校は、第一次募集及び第二次募集とも一校に限る。

2 入学志願者は、規則を遵守しなければならない。

3 入学志願者は、在学又は出身中学校長に申し出て所定の報告書類の送付方

を請求するとともに、志願先の高等学校所定の願書に入学査料を添えて当該高等学校長に提出すること。

4 志願者の在学又は出身中学校長は、所定の日時までに報告書類を志願先高等学校に送付すること。

5 外地引揚者その他やむを得ない事情で所定の報告書類を作成することができない者については、その事由を記し、これに代る参考資料を送付することができる。

6 既に納付した入学査料はいかなる事由があつても還付しない。

四 中学校長から県立高等学校長へ送付する書類

1 生徒指導要録（当該生徒の学習及び身体等の状況を記録した書類をいい、完備したもの。）の原本（指導要録の完備については、別に定める。）

2 第三学年学習成績一覧表、第三学年全員の学習成績一覧表は、学年末学習成績を記入すること。様式は別に定める。

3 身体検査証明書 身体検査は、昭和二十九年一月以降に実施したものに限り、これにより記入すること（特に結核検診の結果を記入すること。）。

以上の書類は、中学校長の責任のもとに作成し及びその真実であることを認証した書面を添えて提出すること。

五 生徒の募集の期日等

1 通常の課程

(イ) 第一次募集

A 願書及び報告書類受理期間—三月八日（月）から三月十六日（火）まで（但し日曜日は全日、土曜日は正午以後は取り扱わない。）

B 選 抜—三月十七日（水）から三月二十四日（水）まで

C 入学者許可発表—三月二十五日（木）

(ロ) 第二次募集

A 願書及び報告書類受理期間—三月二十六日（金）から三月三十日（火）まで（但し、日曜日は全日、土曜日は正午以後は取り扱わない。）

B 選 抜—三月三十一日（水）から四月一日（木）まで

C 入学者許可発表—四月二日（金）

2 定時制の課程

第一次募集

A 願書及び報告書類受理期間—三月九日（水）から四月一日（木）まで（但し、日曜日は全日、土曜日は正午以後は取り扱わない。）

B 選 抜—四月二日（金）から四月四日（日）まで

C 入学者許可発表—四月五日（月）

六 選 抜

1 昭和二十九年年度県立高等学校入学選抜基本方針に基き、各通学区域ごとに当該区域内の高等学校長並びに中学校長をもつて構成する「地区進路指導協議会」を設け、所要事項について協議する。

2 高等学校においては、選抜のための学力検査及び面接は行わないものとし、中学校からの報告書類に基いて選抜を行う。この場合においては、志願者の家庭状況を考慮に入れないものとし又身体障害者であっても、身体についてその状況が一般学習に堪えうる限り、それだけの理由により不許可の決定はしないものとする（医師の身体検査は、職業課程の高等学校及び地区進路指導協議会が必要と認める場合においてのみ高等学校で行うことがある。）。

3 報告書類の審査に当たっては、各高等学校において校長の責任のもとに校長の指名する職員をもつて、臨時に、選抜協議会を構成し、総合的に審査を行う。

注 『神奈川県公報』一九五四年一月一九日。五四年度の入学選抜からは、従来の生徒指導要録の原本と身体検査証明書に加えて、「第三学年の生徒全員の学年末における学習成績一覧表」が求められることになった。また、アチーブメント・テストの成績の記入も、必修科目八教科に増加した。

一五 足柄下教育事務所長「昭和二十九学年度神奈川県立高等学校入学者選抜実施要領の運用について（通達）」

二八教下五六号

昭和二十九年二月十一日

足柄下教育事務所長

渡辺 凉作

教育長 殿

昭和二十九学年度神奈川県立高等学校入学者選抜実施要領の運用について（通達）

このことについて、昭和二十九年一月十五日付「昭和二十九学年度神奈川県立高等学校入学者選抜について」教育長通達中の「昭和二十九学年度神奈川県立立高騰学校入学者選抜実施要領」の運用に当つては、別紙に留意するよう通達します。

昭和二十九学年度神奈川県立高等学校入学者選抜実施要領の運用について
一、一、実施要領四、報告書類のⅡに掲げる「生徒指導要録の完備」とは、少なくとも昭和二十九年二月に県下一斉に同一問題で実施する「神奈川県中学校学習検査」の成績を学力検査の欄に八教科を記入したものをいうこと。

その記入方法は左の様式による

名 称	科 目	年月日	満点	得点	品等段階
神奈川県 53A.T.	国 語		100	95	5
	社 会				
	数 学				
	理 科				
	音 楽				
	図、工				
	保、体				
	職、家				

2. 「神奈川県中学校学習検査」の成績は現段階において、学習検査本来の限界と中学校教育の健全な育成を考慮して、高等学校が生徒の学習成績を評価する場合、生徒指導要録中の学習成績の発達記録の評価成績と学習検査の評価成績との比重を各教科ごとに八〇対二〇として総合的審査の一資料とすること。

二、実施要領四報告書類 2. 第三学年学習成績一覧表は別紙様式一のとおりとする

三、実施要領六選抜 1. の地区進路指導協議会について別紙により処理する。

別紙 地区進路指導協議会

- 一、この協議会は神奈川県立高等学校通学区区域規則（昭和二十八年県教委規則第二号）別表第一第三欄の上欄に掲げる地区（以下、地区という）ごとに設けるものとする
- 二、この協議会は、構成員の自主的な組織とする
- 三、この協議会は地区名を冠し「何々地区進路指導協議会」とする
- 四、この協議会と「を」構成する者は、地区内の県立又は市町村立若しくは私立の中学校並びに高等学校の長とする（全県区の学区をもつ高等学校は学校所在地の協議会に加わるものとする）
- 別に学習検査の運営については右の外に更に中学校、高等学校同数の運営委員を置くものとし、運営委員の構成は各地区の実情により当該協議会が決定する。
- 五、この協議会は速かに結成することが必要であるからそのための便宜措置として次の表の上欄に掲げる区分により同表下欄に掲げる校長は世話人として左の要領によりこの協議会の結成をとり運ぶものとする
 - 一、世話人校長は速かに日を定めて関係校長の参集を求めること この場合市町村立の中学校並びに高等学校の長の参集を求めることについて当該市町村の教育委員会に対しあらかじめこの趣旨を説明し了解を求めると共に将来の協力を得るよう要請する
 - 二、会合が成立したときは世話人校長は参集を「に」求めるに至った経過を説明し以後は参集者の全員の選択する方法によりこの協議会の結成を進行させるものとする

（別表）

地区の区分	世話人校長
金沢 地区	横浜市立金沢高校長 今井 行雄
翠嵐 //	県立横浜翠嵐 //
緑ヶ丘 //	県立横浜翠嵐 //
平沼 //	平沼 佐藤秀三郎
立野 //	立野 三河 幸信
鶴見東部 //	横浜市立鶴見工業 //
// 西部 //	県立 鶴見 //
戸塚 //	横浜市立戸塚 //
横浜市南区 //	// 横浜商業 //
希望ヶ丘 //	県立希望ヶ丘 //
桜ヶ丘 //	横浜市立桜ヶ丘 //
川崎 //	県立 川崎 //
横須賀三浦 //	横須賀 //
愛甲高座中部 //	厚木 //
相模原 //	上溝 //
平塚大磯 //	平塚江南 //
秦野伊勢原 //	秦野 //
足柄上下 //	小田原 //
津久井 //	津久井 //
鎌倉湘南 //	湘南 //

六、この協議会においては各中学校に在学する生徒について県下一斉に同一問題で行われる学習検査の運営については厳正公平を期すると共に中学校を卒業したものの上級学校への進学に関するあらゆる必要とされる問題に関し相互に資料を提供し教育の円滑な運営を期することを任務とする この任務には中学校学習検査の公正な運営、県外よりの中学校学習検査の受検者の取扱い「」区域内の高等学校入学志願者の調整「」区域外通学を許可する場合の条件「」認めるべき事由の基準を設定する等も含まれるものとする

上級学校への進路に関し、協議会の任務を遂行するために隣接地区と関連する

ときは、当該隣接地区進路指導協議会と合同して協議会を開催するの措置を講ずること

七、この協議会の内部組織、議事の運営等については、協議会において定めること

八、左の事項と「を」決定したときは、直ちに当該事項に係る報告書を教育長に提出すること。

1. 結成の経過について
2. 構成（運営委員を含む）について
3. 学習検査の運営計画について
4. 高等学校入学志願者の調整について
5. 区域外通学を許可する場合の条件、認めるべき事由の基準についての話し合い状況について
6. その他について

様式1 () 中学校 第三学年学年末学習成績一覽表 (昭和29年3月)

[illegible]

一六 一九五七年度公立高等学校入学者選抜要綱

昭和三十三年度神奈川県公立高等学校入学者選抜要綱（昭和三十三年一月十一日づけ県公報第二千七百九十六号公告）を、次のように変更した。

昭和三十三年二月十五日

神奈川県教育委員会

昭和三十三年度神奈川県（公）立高等学校入学者選抜要綱

一 基本方針

昭和三十三年度神奈川県（公）立高等学校（以下「高等学校」という。）入学者の選抜については、高等学校長は、中学校長から送付された調査書その他の書類と神奈川県教育委員会が作成した昭和三十三年度学力検査（以下「学力検査」という。）の成績とを資料とし、これを総合的に評価して選考するものとする。

二 入学資格

高等学校入学志願者（以下「志願者」という。）は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 中学校卒業業者又はこれに準ずる学校の卒業業者
- (2) 昭和三十三年三月に中学校卒業見込の者
- (3) 学校教育法施行規則第六十三条各号の一に該当する者

三 募集定員

昭和三十三年度高等学校第一学年の入学生徒の募集定員は、別に定める。

四 出願期間、手続等

入学願書の受付期間、手続等は、別に定める。

五 学力検査

- (1) 学力検査の教科目は、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育及び職業・家庭の八教科とする。
- (2) 検査会場は、県（市各々の）教育委員会が定める。
- (3) 学力検査の期日は、昭和三十三年三月十日（日曜日）とする。
- (4) 学力検査に従事する者は、県（市各々の）教育委員会が命ずる。

六 選抜のための面接

選抜のための面接は行わない。ただし、定時制課程においては、学校長がと

くに必要と認めた場合は、これを行うことができる。

七 選抜のための身体検査

選抜のための身体検査は行わない。ただし、職業課程の高等学校においては、学校長が必要と認めた場合に限り、身体検査を医師に行わせることができる。

八 中学校長の送付書類

高等学校長に対して中学校長が送付する必要な書類は、次のとおりである。志願者の調査書、身体検査票及び学習成績一覧表（様式その他については、別に定める。）

九 選考資料及び用紙の作成

- (1) 調査書、身体検査票及び学習成績一覧表は、志願者の属する中学校の校長が作成する。
- (2) 学力検査の問題は、神奈川県教育委員会において作成する。

注 『神奈川県公報』一九五七年二月一日「公告」欄に掲載されている。五六年九月の学校教育法施行規則の改正によって、高等学校の入学者選抜方法が新たに規定された。これにより、高等学校への入学は中学校長から送付された調査書や選抜のための学力検査の成績などを資料として行う入学者の選抜に基づいて許可するものとし、入学志願者が入学定員を超過した場合に実施する選抜にあたっては、特別の事情がある場合を除き、選抜のための学力検査を実施することとされた。また、選抜のための学力検査は教育委員会がこれを実施することも定められている。

一七 高等学校入学者選抜方法に関する高等学校長会からの要望
昭和三十二年八月二十九日

神奈川県立高等学校校長会理事長 梶山 威郎

神奈川県教育委員会 殿

高等学校入学者選抜方法について

この事について本会はその改善方に関し連年陳情を続けて来たのでありますが、それにも拘らず正常恒久的な選抜方法が、諸種の事情に制約され今以て確定されていないことは、本県教育のためにわれわれの深く遺憾としてるところであります。よつてわれわれは明年度以降の選抜方法について、われわれがこれまで多年要望し続けて来たところの

中学校で履修した全教科について、同一問題を以て、全県一斉に、志願先高等学校において簡易な学力検査を実施する

という基本方針を、この際是非共確定して戴けますよう、本会の総意に基いてこゝに改めて御願ひ申し上げる次第であります。

なお、後記の具体的事項についても十分御検討の上速かに御明断を下されますよう併せて御願ひ致します。

記

入学者選抜学力検査実施上の具体的要望事項

- 一、学力検査の問題量は、従来のア・テストの問題量を下回らざること
- 二、各教科に対する配点は事務的に便宜なようにすること
- 三、学力検査の検査場を志願先高等学校とすることについては特に留意すること
- 四、学力検査の期日は、東京都と一致するようにすること
- 五、ア・テストの成績を選抜資料とする場合はその信憑性に留意せられたきこと
- 六、定時制については全日制と同一方針により三月下旬以降に行うこと
- 七、職業課程については従来通り必要に応じ身体検査を行い得るようにすること
- 八、志願票には本人の写真を添付すること
- 九、募集要項は教育庁に於て印刷すること

以上

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の簿冊「32年1月起 校長会 理事長用2号」

に収録されている。

一八 一九五八年度神奈川県（公）立高等学校入学者選抜要綱
昭和三十三年度神奈川県（公）立高等学校入学者選抜要綱を次「の」ように定めた。

昭和三十三年二月十四日

神奈川県教育委員会

委員長 白山源三郎

一 基本方針
昭和三十三年度神奈川県（公）立高等学校入学者選抜要綱

昭和三十三年度神奈川県（公）立高等学校（以下「高等学校」という。）入学者の選抜については、志願者の調査書その他の書類と神奈川県教育委員会が作成した選抜のための総合検査の成績とを資料として、高等学校長が選考するものとする。

二 入学資格

高等学校入学志願者（以下「志願者」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

1 昭和三十三年三月中学校卒業見込の者

2 中学校卒業業者又はこれに準ずる学校の卒業業者

3 学校教育法施行規則第六十三各号の一に該当する者

三 募集定員

第一学年入学生徒の募集定員は、別に定める。

四 出願期間、手続等

入学願書の受付期間、手続は、別に定める。

五 総合検査

1 選抜のための総合検査の実施期日は、昭和三十三年三月二日（日）とする。

2 検査会場は、原則として県（市各々）の教育委員会が指定する高等学校とする。ただし、高等学校までの距離が遠隔な受検者については、別に会場を指定する。

3 検査に従事する者は、高等学校の教員の中から県（市各々）の教育委員会が命ずる。

六 選抜のための面接

選抜のための面接は、行わない。ただし、定時制課程においては学校長が必要と認めた場合はこれを行うことができる。

七 選抜のための身体検査

選抜のための身体検査は行わない。ただし、職業課程の高等学校においては学校長が必要と認めた場合に限り身体検査を医師に行わせることができる。

八 中学校長の送付書類

中学校長が作成して高等学校長に送付する書類は、次のとおりである。
志願者の調査書、身体検査証明書及び学習成績一覧表（様式その他については別に定める。）

注 『神奈川県公報』一九五八年二月一四日「公告」欄に掲載されている。五八年度の高等学校入学選抜では、教科ごとの学力検査ではなく、「総合検査」が実施された。この総合検査方式は六〇年度の入学選抜まで続いた。

一九 公立高等学校入学者選抜協議会答申および県教育委員会の「基本方針」

(一) 答申および「基本方針」

昭和35年7月20日

神奈川県教育委員会 殿

公立高等学校入学者選抜協議会

会長 鈴木 清

神奈川県公立高等学校入学者選抜方法をどのようにすべきか(答申)

「従来の高校入学選抜要領における問題点の分析と改善すべき点」について協議を重ねた結果つぎのような結論に達したのでこれを答申する。

Ⅰ 従来の本県公立高等学校入学選抜についてはいくつかの長所も認められるが、諸般の事情を考慮すると改善すべき点もなしとしない。本協議会は従来の方式の長所と短所を検討し、基本的方針としてつぎのように改善することを適当と認める。

(1) 基本的には、選抜によつて中学教育をゆがめないようにすること。および入学選抜ができるだけ客観的公正に行なわれるようにすること。

(2) 従来の内申書については、中学教育をゆがめないという意味で十分これを尊重すること。

(3) ア・テストは、本来教育指導、教育研究のため行なうものであるから、その意味を生かすようにすること。したがって、中学の全教科にわたり、時期的にも早めに行なうことが望ましい。しかし同時に、それは中学教育の成果でもあるから選抜においても資料として十分これを尊重すること。

(4) 従来の総合テストはそのままでは必ずしも入学選抜のために適当でない。その内容を高校における選抜の客観的資料として役立てるために教科にわたって測りうるように改めること。実施については県教委が責任をもつてこれにあたり、中学教育に悪影響を及ぼさないように出題の内容、方法実施について十分に配慮すること。

附記 総合テストは選抜の識別性を高めること、中学の教育をゆがめないことを要件とし、そのための具体的方法については別に機関を設けて研究されたい。

公立高等学校入学者選抜協議会委員名簿

会長	東京教育大学教授	鈴木 清
会長代理	横浜国立大学助教授	間宮 武
委員	神奈川県公立小学校長会代表 鎌倉市御成小学校長	三浦郷親
委員	神奈川県公立小学校長会代表 川崎市高津小学校長	霜島雄三
委員	神奈川県公立中学校長会代表 横浜市栗田谷中学校長	大島昌静
委員	神奈川県公立中学校長会代表 横浜市南中学校長	野川義蔵
委員	神奈川県立高等学校長会代表 県立商工高等学校長	梶山威郎
委員	神奈川県立高等学校長会代表 県立希望ヶ丘高等学校長	石井 透
委員	神奈川県教職員組合代表 執行委員長	三好新次
委員	神奈川県教職員組合代表	関野安夫
委員	神奈川県高等学校教職員組合代表	小室 実
委員	神奈川県小中学校PTA連合会代表	尾崎 正
委員	神奈川県高等学校PTA連合会代表	黒沢 一郎
委員	神奈川県地方教育委員会代表 川崎市教育委員会教育長	千葉清治
委員	神奈川県地方教育委員会代表 横浜市教育委員会指導室長	倉沢晟哉
委員	神奈川県地方教育委員会代表 高座郡座間町教育委員会教育長	大矢雄次

委員	東京教育大学教授	橋本重治
委員	神奈川県立高等学校長代表 横浜市立戸塚高等学校長	葛野重雄
委員	横浜市立高等学校教職員組合代表 横浜市立鶴見工業高等学校教諭	渋谷佳道
委員	横浜市P・T・A連絡協議会代表	本田安市

神奈川県立高等学校入学選抜について

1. 学校教育法施行規則第59条によると

(1) 中学校長より送付する調査書その他必要書類

(2) 選抜のための学力検査の成績 (教育委員会が作成する問題)

を資料として高等学校長が選考する。

2. 協議会長よりの答申の内容を検討すると、次の通りである。

「中学教育をゆがめないこと」を前提として

a. 中学校長より送付する調査書をじゅうぶん尊重すること

ア・テストは教育指導、教育研究等のために行なうものであるからその本来の意味を生かすこと、全教科にわたり早目に行うこと、選抜の資料としても生かすこと。

b. 従来の総合検査について

改めること。教科にわたって学力を測れるようにすること。

実施については県教委が責任をもつこと。

具体的方法は別に研究すること。

神奈川県立高等学校入学選抜に関する基本事項(案)

(1) 内申書(調査書その他必要書類)について

(イ) 内申書は選抜の資料としてじゅうぶんに尊重する。

(ロ) ア・テストは教育指導、教育研究等のために行なう、そのため中学3年のはじめに実施する。ただし本年は11月に行なう。教科は英語を含めた全教科とする。成績は選抜の資料の一つとする。

(2) 選抜のための総合検査について

(イ) 従来の内容を改めて、問題は全教科にわたる。

(ロ) 問題作成は県教育委員会があたる。

(ハ) 検査は三月上旬に志願先高等学校を会場として同一問題、同一時間で行なう。

(3) その他

(イ) 通信教育、別科、および専攻科については選抜のための総合検査を行なわない。

(ロ) 選抜のための面接は通常の課程では行なわない。

(ハ) 選抜のための身体検査は行なわない。ただし 職業課程において必要と認めた場合には、医師に行なわせる。

昭和35年7月23日

神奈川県教育委員会

神奈川県立高等学校入学選抜に関する基本方針について

本委員会は公立高等学校入学選抜協議会々長の答申を尊重して、次のように「神奈川県立高等学校入学選抜に関する基本方針」を定める。

1 基本的には、選抜によつて中学教育をゆがめないようにするとともに入学選抜が公正に行なわれるようにする。

2 内申書については、中学教育をゆがめないという意味でじゅうぶんこれを尊重する。

3 ア、テストについては、

(1) 本来の教育指導、教育研究のために行なう。

(2) 中学の全教科にわたり、時期的にも早目に行なう。

(3) 選抜の資料としてもこれを尊重する。

4 従来の総合検査は、教科に関係のない知能検査であつたため、入学選抜のためには適当でないので、全教科にわたつての検査に改める。

5 総合検査の具体的方法その他については別途研究することとする。

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和卅五年 教育委員会会議録 総務課」に収

録されている。七月二三日の臨時会の資料。同日の会議で公立高等学校入学者選抜協議会答申および「神奈川県立高等学校入学者選抜に関する基本方針について」が承認された。答申と「基本方針」は『教委時報』第四号（一九六〇年七月一日）に収録されている。

（二）教育長談話

談話

県立高等学校入学者選抜方法については、従来その実施期日が真近にせまつてから決定されたため、高校入学を志願する生徒やその父兄の方々に心配をかけることが多く、これは決して好ましいことではありませんでした。県教育委員会は、この点を考慮して、今年ではできるだけ夏休み前に選抜の基本方針をきめたいと考え、改善については関係者の意見をお聞きするため、公立高等学校入学者選抜協議会を設置し、「選抜方法をどのようにすべきか」について諮問いたしました。協議会は、市町村教委、小・中・高校校長会、PTA、教職員団体、学識経験者等の代表者によつて構成され、委員各位は、この猛暑にも拘らず熱心に協議され、時には10時間にも及んで検討を加えられ、7月20日協議会会長より改善の方途について答申をいただきました。

県教育委員会は、この答申に基づいて、ここに別紙のとおり基本方針を定めるに至りました。その要点は、まず選抜方法が中学校教育をゆがめず、公正に選抜を行なうという基本的配慮の上に、中学校長の内申書を尊重し、本来教育指導に必要なア・テストについては、それを目的通りの姿にもどし、かつまた進路指導や選抜資料にも役立てるため、できるだけ早い機会に、全教科について行なうことにしました。次に過去三年間実施してきた総合検査は、いわゆる知能検査でその内容は、選抜資料としてはいくつかの欠陥がみられますので、今回から全教科にわたつての検査に改め、さらにその作問その他具体的方法については別途研究することになりました。

これは高等学校を志願する生徒に無理を強いて、いわゆる試験準備のため、中学校教育全体を傷つけるものではありません。従つて中学校の教育課程を正常に修業しておれば、無用な不安や、特別の準備対策を必要としないものでありますから、関係の生徒や父兄、先生各位には、過去の入試復活というような御心配のないよう特に希望する次第であります。

昭和35年7月25日

神奈川県教育委員会

教育長 鈴木重信

注 『教委時報』第四号（一九六〇年八月一日）

（三）「総合検査」の実施方針

公立高等学校入学者選抜について

県教育委員会は10月18日昭和36年度高等学校入学者選抜について次の発表を行なつた。

1 経過

県教育委員会は、公立高等学校入学者選抜について、入学者選抜協議会の答申に基づいて、さる7月23日その基本方針を決定したが、そのうち総合検査の内容については、関係者の意見を聞き検討することになつていた。この趣旨により、今日まで中・高校長の代表、先生方の代表と話し合いを続け次の通り基本的な意見の一致をみるに至つた。

2 総合検査について

（1）選抜は指導要録、学習検査の成績、総合検査の成績等を資料として判定するが、このうち指導要録は中学校3年間の累積記録であるから最も重視する。学習検査の成績と総合検査の成績は同等に評価する。

（2）総合検査は全教科にわたる。

（3）総合検査は一日とし、検査時間は30分以内で行なう。

（4）総合検査の問題は、県教育委員会の責任において作るが、作問の原則的なことについては中・高校側の意見も聞き慎重に進める。

3 作問の原則について

作問の原則については中・高校長及び先生方の代表と話し合い10月17日次のような点について意見の一致をみた。

（1）出題の範囲は第3学年を中心とする。（平常の学習にのつとつて出題されることはいうまでもない。）

（2）選択教科である英語科、職業・家庭科については取り扱い上の差別はしな

い。

(3) 問題の性質は、ひねくれたクイズのようなものでなく、またある分野にかたよるようなこともなく、単なる記憶や知識の分量をはかるような出題は避ける。むずかしさは、ア・テスト程度をこえない。したがって特別な補習が必要とは思わない。

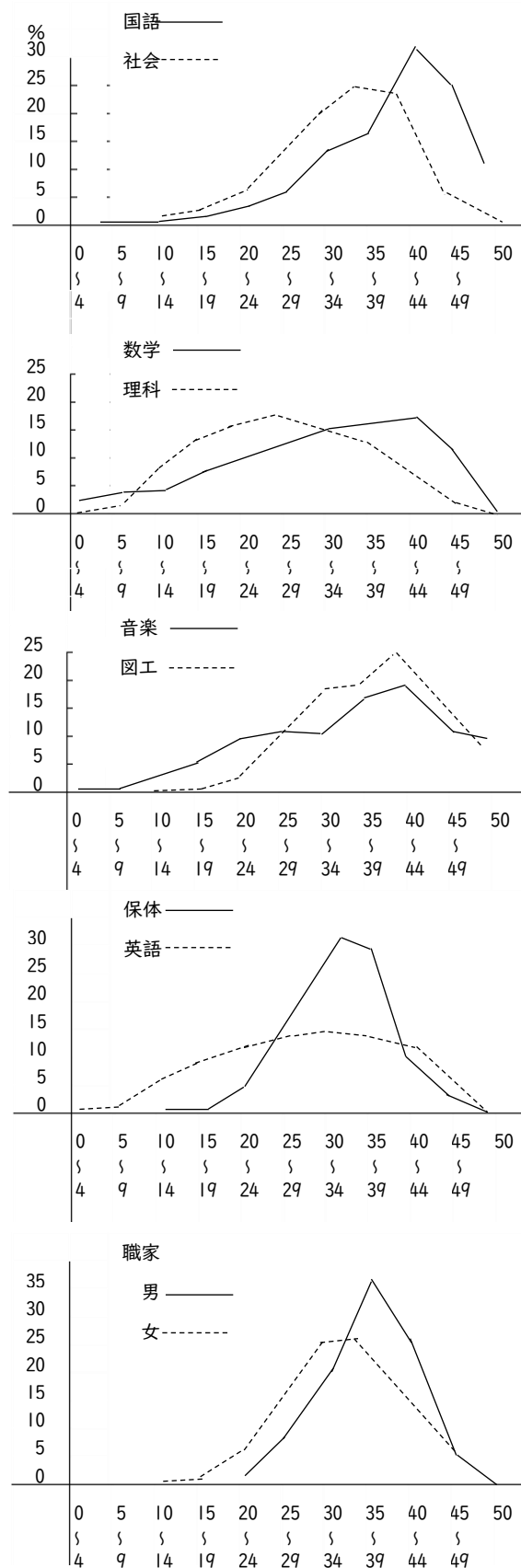
(4) 時間配当は、国・社・数・理・英についてはそれぞれ30分、音・図・保体・職家はそれぞれ20分程度とする。この時間の差異はペーパー・テストの限界を考慮したものである。

4 その他

検査会場は、原則的には一致をみているが、なお特別の措置を必要とすることも考えられるので、それらについて進路協議会の意向を聞いて具体的に決める。

注 『教委時報』第一〇号（一九六〇年一月一日）。

度数分布のグラフ



二〇 一九六一年度入学選抜検査の成績

昭和三十六年度神奈川県公立高等学校入学選抜検査の成績についてこの学力検査の内容は中学校第三学年の履修内容を中心とした。出題の方針は次の通り。

- 1 難題は避け、出来る限り基礎的な内容のものとした。
- 2 実験・観察・技能・鑑賞・応用分析する力もみる問題を入れた。
- 3 教科書による差、学校による差がないようにした。
- 4 出題の量は、時間的に無理がないようにした。
- 5 客観テストの形式がとく陥りやすい点を是正するため、平易な記述もとり入れた。

テストの時間は国語・社会・数学・理科・英語は三〇分、音楽・図工・保体・職家は二〇分とした。この時間の差は、ペーパーテストという性質上当然考えねばならなかった。

検査の結果は全般を通じてかなり易しかったようである。各教科の平均点と得点の分布を示すと左のグラフになる。

統計は受検者全員（定員を超えない学校の受検者も含めて）について行った。

平均点も得点の分布も、教科によりそれぞれ異なっているが、全般的にはほぼ予期したものに近い結果となった。国語の平均点が四〇・七でもっとも高く、技能教科の図工・音楽・職家の平均点がこれに次いで高い。理科・数学・英語の平均点は低い方であるが、満点が五〇であることからすれば、何れも五割以上の成績である。

また、満点と〇～4点の人数を示すと右表となっている。

この表により、満点をとった人は、国語・音楽・図工に非常に多く、理科・社会には少ない。また、〇～4点という低い者が、数学では五一三人の多数だが、理科・英語・音楽では0.1～0.2%程度であり、その他の教科では10点以下は殆どない。

各教科の中で正答率が50%以下の問題が若干ずつあるが、国語にはこれがなく、全般に易しかったようである。社会では、歴史上著名な人びとと家系図について考える問題等が50%以下である。数学・理科・英語では、従来客観テストのため、考えて解く問題が少なかったため、理解・計算・実験・観察や発音・読解力等について〇×式でなく、考えさせる問題も多くした。結果は予想していた通りである。例えば数学では特に図形の中の三平方の定理と相似を応用した問題、

使用や浮力の問題、英語の発音や文中に一語を入れて完成させる問題等、何れも50%より相当低い。また数学で0～4点の段階が五一三人もいること、英語で地域性を考え学校による差のないように二年終了程度の内容として出題したのに対して、平均点30.8は考えさせられる点である。

音楽・図工・保体・職家についてはペーパーテストとして評価できる分野が少なく、この内容を極度に重視することがかえってこれらの教科の指導上にゆがみを引きおこすことを考慮し、特別の才能あるものに得点が片寄ることをさけて、

理科の実験を土台とした顕微鏡の

教科	満点の人数	0～4点の人数
国語	2,122 (11.4%)	0
社会	36	1
数学	155	513
理科	17	33
音楽	1,828 (9.9%)	14
図工	1,471 (7.9%)	1
保体	44	0
職家	33	0
女	46	0
英語	138	18

教科	平均点	標準偏差
国語	40.7	8.1
社会	34.9	4.3
数学	30.0	12.2
理科	26.8	9.6
音楽	35.7	11.4
図工	38.5	8.1
保体	33.8	5.7
職家	36.7	5.9
女	34.3	3.2
英語	30.8	12.5

極めて基礎的で、しかも、受検者の得点に大中のひらきを起し、これらが選抜にあたって他教科の得点のひらきを抹殺することのないように留意した。したがって、得点も平均点の近くに分布し、正答率が50%以下に下がる問題も少ない。音楽の移調の問題、図工の見取図、保体の器械運動・伝染病、職家の男子のガソリン機関・女子の染色の問題等が50%を少し下がる程度である。

注 神奈川県教育委員会『教育月報』一九六一年七月号。

二 公立高等学校入学選抜に関する申合せ（一九六五年）

県内公立高等学校の入学選抜について

高等学校の入学選抜については、進学者をはじめ父兄、学校関係者などの関心が高く、心配も多いことであるが、去る8月26日、神奈川県、神奈川県私立中学高等学校協会、神奈川県教育委員会及び神奈川県公立中学校長会が次のような共同声明を発表した。

県内公立高等学校の入学選抜について

公立高等学校の入学選抜については、進学者やその父母に無用の不安を与えないようにするため、一昨年から中学校をはじめ高等学校や関係行政機関の各代表者により、鋭意、この改善のための努力がなされてきたところであり、また決定事項の実施についても関係者各位の協力により相当の成果を収めてきたことも周知のところである。

我々は、昭和41年度の基本方針を決定するに際し、過去における経験と実績とを基礎とし、更には中学校教育の正常化の問題等をも考慮して、なお一層の慎重な協議を重ねた結果、基本的には昨年度とほぼ同趣旨のものとすることが現状において肯定できる改善の策であるとの結論に達し、次の諸点について、その実現を期するよう更に一段の努力をすることを申し合わせた。

1 各中学校においては、高等学校進学希望者が、それぞれ本人に最も適する学校に進学できるよう、より一層強力な進路指導をするとともに、多くの学校を併願することを極力避けるよう指導する。

2 公立高等学校の入学選抜が長期にわたることがないようにするため

(1) 公立高等学校の入学選抜期日を2月10日（木）以降とし、

(2) 公立高等学校の入学選抜期日を2月22日（火）前とする。

3 私立高等学校においては、入学選抜にまぎらわしいすべての行為を2月9日（水）前には行なわない。

4 公立高等学校における合格者の発表は、2月28日（日）以前とする。

5 私立高等学校においては、入学金の額を適正なものとするほか入学金以外のもの（例えば、寄附金、授業料、服装代、教科書代等）の納入締切日を3月1日以降とする。

以上のことについては、学校関係者のみならず、特に高等学校進学希望者をもつ父母の理解と協力を得なければ実現しうるものではない。ここに、昭和41年度公立高等学校入学選抜に関する申し合わせの内容を明らかにし、関係者各位の協力をお願いする次第である。

昭和40年8月26日

神奈川県

総務部長 佐々井 典比古

神奈川県私立中学高等学校協会

理事長 松本 武雄

神奈川県教育委員会

教育長 菅井 栄一郎

神奈川県公立中学校長会

会長 小泉 作三

注 『教委時報』第一一七号（一九六五年一〇月一五日）。一九六三年八月、学校教育法施行規則が改正され、入学志願者が入学定員を超過するか否かに関わらず、選抜のための学力検査を原則として実施することが求められるようになった。また、これと同時に発せられた文部省の通知では、高等学校の入学選抜は、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行うものであると、適格者主義が明確化された。

二二 調査書の様式

公立高校入学選抜のための調査書の様式きまる

　　p・qの値はいずれも〇・六

昭和四十三年年度選抜から使用される本県の公立高等学校入学選抜のための「調査書の様式」及び「調査書作成上の注意」が決定された。

高等学校の入学選抜は、新制中学校の第一回卒業生が高等学校に進学した昭和二十五年年度選抜にはじまるが、それ以後昭和四十二年年度選抜までの十八か年間にわたって、本県の公立高等学校入学選抜のための調査書は、受検者の中学校における指導要録が用いられてきた。

この間、昭和二十五年年度選抜から昭和三十二年年度選抜までは、指導要録の原本を選抜のための調査書として高等学校に提出していた。これは当時の指導要録がセカンドリースクールとしての中学校と高等学校六か年にわたって同一のものに記入するようになっていたためである。昭和三十三年年度選抜からは、法の改正に伴って指導要録が中学校と高等学校に分離され、中学校の指導要録は卒業後二十一年間は出身中学校に保管しなければならないことになったので、受検者の中学校における「指導要録の写し」を調査書として高等学校に提出するようになった。

いっぽう、県教育委員会は、近年の急激な高等学校進学率の上昇に対処して、入学選抜の改善の必要性を痛感し、昭和四十一年六月二十八日神奈川県公立高等学校入学選抜制度調査会（会長中村康治横浜国大学長）に対して本県公立高等学校の入学選抜について調査研究を依頼した。翌四十二年三月、同調査会は報告書の中で、高等学校入学選抜制度についての基本的な考えとして、「中学校における観察指導の結果を重視し、それを記入した調査書によってできるだけ選別することがよい。」という考え方を示し、この考え方に基づいて、調査書のあるべき姿として、次のように報告した。

「公正と正確とは、調査書の欠くべからざる要件である。このために中学校には、調査書作成委員会を設ける等の措置を、また高等学校においては、これを信頼してじゅうぶん活用するような措置をそれぞれ講ずる必要がある。

また、完全な選別へという理想を達成するために、調査書は学習の記録にとどまることなく生徒の資質と能力との全領域にわたって発達の、総合的には握ることができるものであることが望ましい。このため調査書の様式、評価の方法、記載の方法

等についてさらに改善する必要がある。」

県教育委員会はこの報告を尊重して、関係教育委員会とも協議を重ねた結果、昭和四十二年五月二日神奈川県公立高等学校入学選抜に関する基本方針を「入学者の決定にあたっては、高等学校教育を受けるにふさわしい資質と能力のあるものであれば、その資質と能力に応じて適正に入学させるという考え方にたつてその実現に努める。」とし、これに基づいて調査書については、「調査書は、中学校における観察指導の結果が正しく反映されるように改め、その作成にあたっては公平と正確とを確保し、選抜に際しては、これをもっとも重要な資料として扱う。」また「選抜の結果は、常に追跡的に調査研究を行ない、調査書及び選抜方法の改善に努める。」ことを決定した。

新しい調査書の様式及び調査書作成上の注意は、中学校生徒指導要録の記載事項を中心とし、このたびの本県公立高等学校入学選抜制度改善の趣旨をできるだけ生かすことのできるようにするため、県教育委員会をはじめ関係教育委員会、中・高等学校教育関係者の協議、協力によって作成されたものであるが、このたびの改善の成否は調査書にかかる比重が極めて大きいので、作成にあたる中学校においても、これを使用する高等学校においてもじゅうぶんな研究と検討を重ねて、よりよい調査書を作成し、よりよく調査書を活用するよう県教育委員会では期待している。

また、選抜に際して総合順位を定めるための係数p及びqの値については、昭和四十二年十一月二十一日、県教育委員会から発表されたが、p及びqの値は、それぞれ〇・六と定められた。この値の決定にあたっては、県教育委員会は、新しい選抜方法の趣旨にのっとり、じゅうぶんな調査と研究を行なうとともに、関係教育委員会との協議を重ね、この間、公立中学校、公立高等学校等の関係者の意見も参考とした。

県教育委員会では、今後とも関係者の理解と協力により、中学校教育の正常化は一段と進められ、進路指導の適正化と相まって公立高等学校入学選抜が、公正かつ円滑に行なわれることを望んでいる。

「昭和四十三年年度調査書」作成上の注意

一、作成にあたっては所定の用紙を用いること。

二、複写により明瞭に記載すること。

三、誤記訂正の場合は記載者の認印で訂正すること。

四、※印の付している欄は、中学校においては記入しないこと。

五、次の各号に掲げる欄の記入は、当該各号に定めるところによる。

(一) 学習成績一覧表の番号欄

第三学年学習成績一覧表における当該生徒の番号と同一の番号を記入する。

(二) 学籍の記録欄

ア 氏名及び生年月日の欄は戸籍面の通りに記入し、男女いずれかの字句を○印でかこむ。

イ 入学、編入学、卒業見込及び卒業の字句は、それぞれ該当するものを○印でかこむ。ただし、編入学の場合は、欄外に編入学前の学歴を略記する。また、

二回以上にわたって転校した者については、転入学欄を分割して使用する。

ウ 中学校卒業後の状況の欄は、過年度卒業者についてのみ記入する。

(三) 学習の記録欄

ア 第一学年及び第二学年の欄は、各教科とも五段階評定による評点を生徒指導要録から転記する。

イ 第三学年の欄は、各教科とも一〇段階評定による評点を記入する。ただし、第二学期終了時までの成績として評定するものとする。

一〇段階評定による配分率は別表のとおりとする。ただし過年度卒業者については五段階評定による評点を生徒指導要録から転記する。

ウ 第三学年において選択の数学を履修している生徒については、選択の範囲を含めた評定を行ない、数学の欄に記入する。外国語を一〇五単位時間を越えて履修している生徒についても同様とする。

エ 数学及び外国語以外の選択教科を履修している生徒については、選択教科の空欄にその教科名を記入し、該当欄に評点を記入する。このさいは、この生徒が履修している選択教科及び数学の評定欄の()内に、当該教科の週当たり

の授業時数を併記する。

(四) 標準検査の記録欄

ア 学習検査の第三学年の欄には、昭和四十二年神奈川県公立中学校第三学年学習検査の評点を記入する。ただし、検査を欠いた教科は斜線を入れる。なお、

第二学年の欄は空欄とする。

イ 知能検査等の欄は、生徒指導要録に記入された知能検査及び記入すべき知能検査について検査学年、検査年月日、検査の名称及びその結果を記入する。また性格検査、適性検査等を実施している場合についても同様とする。

(五) 教科学習についての所見欄

ア 音楽、美術、保健体育および技術・家庭の各欄は、生徒指導要録の「各教科の学習についての所見」に示されている観点に基づいて、特にすぐれている面、特に劣っている面がある場合、及びこれらの教科の学習が、他の教科の学習に比べて著しくすぐれていたり劣っていたりする場合について、その事実を記入する。

イ 学習の傾向の欄は、学習の特徴(各教科の学習態度、成績、興味、関心、得意教科等)、学習の進歩の状況などについて顕著なものを記入する。

(六) 行動および性格の記録欄

ア 事実の記録の欄は学校生活全般(道徳、生徒会活動、学級活動、クラブ活動、学校行事等)の活動状況について、顕著なものがあつた場合に、その事実を具体的に記入する。また、学校外のことであっても、指導上の参考になった事実があれば、その事実を具体的に記入する。

イ 所見の欄は、「事実の記録」や生徒指導要録の「行動および性格の記録の評定」の結果が顕著な生徒について、行動及び性格についての理解に役立つように全体的な特性を記入する。

(七) 出欠の記録欄

ア 第一学年及び第二学年の欄は指導要録から転記する。

イ 第三学年の欄は第二学期終了時までの記録とする。ただし、過年度卒業者については、生徒指導要録から転記する。

ウ 欠席のおもな理由については、具体的に記入する。

(八) 健康診断の記録欄

ア 昭和四十二年十二月一日以降に実施した健康診断の結果に基づいて記入する。

イ 色神、聴力及び結核の各欄は、それぞれ該当する字句を○印でかこむ。ただし、聴力に異常のある場合には、聴力の欄の()内に聴力損失デシベル数を記入する。

10 段階評価による配分率

別表

10段階評価による評価点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
〃 による配分率 (%)	2	5	9	15	19	19	15	9	5	2
5段階評価による配分率 (%)	7		2 4		3 8		2 4		7	
〃 による評価点	1		2		3		4		5	

ウ その他の疾病異常の欄は、疾病異常がない者については、「なし」の字句を○印でかこむ。疾病異常がある者については、種類の欄の該当する字句を○印でかこむ。また「その他」の字句を○印でかんだ場合は、（ ）内に該当する疾病異常について記入する。程度の欄には、○印でかんだものについて、その状況を記入する。

(九) 進路についての所見欄

中学校在学中における進路指導の経過、学習の状況、人物、身体的条件、家庭環境、能力特性、本人の意志、保護者の希望等に基づいて記入する。

(九) 進路についての所見欄

中学校在学中における進路指導の経過、学習の状況、人物、身体的条件、家庭

環境、能力特性、本人の意志、保護者の希望等に基づいて記入する

調查書

※受検番号				科		番		学習成績一覧表の番号				番										
学籍 の 記 録	ふりがな		男 ・ 女	現 住 所		昭和 年 月 中学校第 学年入学・編入学																
	氏 名			中学校卒業 後の状況		昭和 年 月 中学校第 学年入学・編入学																
	生年月日			昭和 年 月 日		昭和 年 月 同 中学校 卒業見込・卒業																
学習 の 記 録	学 年	教 科	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	技術・ 家庭	選択教科		※	行 動 お よ び 性 格 の 記 録	事 実 の 記 録	身 長 . cm	体 重 . kg	胸 囲 . cm				
		1 年										外 (国 語										視 右 裸眼 (.) 矯正 (.)
		2 年																			力 左 裸眼 (.) 矯正 (.)	
		3 年				()						()							()	()	色 神 異常なし・赤緑色盲・赤緑色弱・ 全色盲	
		※																	聴 右 異常なし・聴力損失デシベル ()			
標準 検 査 の 記 録	学 習 検 査	2 年												所 見	健 康 診 断 の 記 録	力 左 異常なし・聴力損失デシベル ()						
		3 年																				
		※																				
		学 年	検 査 年 月 日		検 査 の 名 称		結 果															
		知能検査等	. .																			
※選抜学力検査													結 間接撮影 異常なし・要精検									
教科 学 習 に つ い て の 所 見	音 楽											出 欠 の 記 録	3 年	出席しなければならない日数	欠席日数	欠席のおもな理由	腎臓疾患・心臓疾患・言語障害・ 胸部以外の結核・運動機能障害 その他 ()					
	美 術																					
	保 体																					
	技・家																					
	学 習 の 傾 向																					
本書の記載事項に誤りがないことを証明する。 昭和43年 月 日 中学校名 学校長名												校長 公印		記載者職氏名		認印						

注 神奈川県教育委員会『教育月報』一九六七年一二月号

二三 入学者選抜制度調査会報告（一九六七年） 公立高校入学者選抜制度の改善について

入学者選抜制度調査会が報告

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の改善についての報告書が昭和42年3月18日づけで、公立高等学校入学者選抜制度調査会から提出された。この調査会（会長 横浜国大学長 中村康治氏）は、41年6月に発足し、県内公立高校の入学者選抜制度、とくに1. 選抜学力検査、2. 調査書（内申書）の重視の方法、3. 学習検査（ア・テスト）について検討をすすめていたが、その結果が今回の報告となったものである。県教育委員会では、この報告の内容を尊重し、今後の入学者選抜制度の改善に対してはもとより学校教育の全般についても、この線に沿うよう努力していくものである。

なお、前記調査会は42年3月18日の報告をもって任務を終了し、解散した。以下は、報告の全文である。

昭和42年3月18日

神奈川県教育委員会教育長殿

神奈川県公立高等学校
入学者選抜制度調査会

会長 中村 康治

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の改善について（報告）

本調査会は、高等学校入学者選抜制度の改善について調査研究を行なった結果、次のような結論に達しましたので報告します。

本調査会は、公立高等学校の入学者の決定にあたっては、高等学校教育を受けるにふさわしい資質と能力とを適正に判定し、同時にその方法が中学校教育の正常な運営を妨げず、むしろこれの充実に役立つことを志向するという基本的な考えを前提として、本県の入試制度とその実情を各方面から調査研究した。

1 昭和36年3月に本県の国公私立中学校を卒業した生徒の公立高等学校への進学率は86.6%であったが、この進学率は年を追って上昇し、昭和41年3月の卒業生については88.2%となった。この傾向は、今後もさらに続くものと

思われる。

このような高い進学率のもとにおいては、高等学校教育を受けようとする生徒の資質と能力とにかなりの幅が生ずるのは当然のことである。この現実に対応して、高等学校教育を受けるにふさわしい資質と能力のある者をそれぞれ適正に入学させるためには、高等学校の課程および学科の多様化を図るとともに、入学者の決定にあたっては、中学校における継続的な観察指導の結果から判断することが必要であり、このさい、調査書はもっとも重要な資料となる。また、将来は、従来行なわれてきた学力検査はその必要がなくなるであろうし、本県独自の学習検査は中学校における観察指導の結果を示す資料となるであろう。

2 以上の観点に立つて、本県の入試制度の改善については、次の基本的結論に達した。

- (1) 公立高等学校入学者の決定にあたっては、能力の高い者からある一定数だけを選抜するという従来の考え方ではなく、高等学校教育を受けるにふさわしい資質と能力のある者であれば、その資質と能力に応じて、適正に選別されるという考え方にたつべきである。
 - (2) 調査書は、選別の目的にこたえ得るように様式、内容等を改善するとともに、これをもっとも重視すべきである。
 - (3) 学力検査は、生徒の負担を軽減する方向をとるべきである。
 - (4) 学習検査は、学習指導の資料を得るといふ本来の目的に返すべきである。
- 3 上記の結論に基づいて、当面早急に具体化することが必要であり、また、可能である事項と考えられるものは、次のとおりである。

(1) 調査書について

調査書はもっとも重視する。中学校における格差は認めないという前提にたつて、現段階でもおおむね入学者の80%をこれによって決定することが可能であろう。

公平と正確とは、調査書の欠くべからざる要件である。このために、中学校には調査書作成委員会を設ける等の措置を、また、高等学校においてはこれを信頼してじゅうぶん活用するような措置を、それぞれ講ずる必要がある。また、完全な選別へという理想を達成するために調査書は、学習の記録のみにとどまることなく、生徒の資質と能力との全領域にわたって発達の、総

合的には握できるものであることが望ましい。このため、調査書の様式、評価の方法、記載の方法等についてさらに改善する必要がある。

(2) 学力検査の教科について

学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科および英語の5教科以内とすることが望ましい。

しかし、学力検査の教科を削減することによって中学校教育をゆがめる結果とならないようじゅうぶん配慮する必要がある。

(3) 学習検査について

学習検査は、学習指導の資料を得るという本来の目的に返し、その結果は、観察指導の資料としてじゅうぶん活用されなければならない。このため、学習検査の教科、時期、回数等についてさらに検討し改善する必要がある。

また、学習検査の結果は、調査書に加えるようにするが、従来は、ややもするとこれが過度に重視された傾向にあったので、この点についてはじゅうぶんな考慮を要する。

この報告書にもられたもつとも基本的な考えは、中学校における観察指導の結果を重視し、それを記入した調査書によってできるだけ選別したいということである。これが適正に行なわれるための最大の要件は、公正の調査書の作成であり、これは、高等学校側の信頼を得るためにも、また、父兄の側に不安を与えないためにも絶対必要である。したがって、中学校側に課せられた道義的責任は、極めて重いといわなければならない。また、中・高等学校間の信頼感を高め、意志の疎通をはかることを積極的に推進することも必要であり、このためには従来の中・高連絡協議会のようなものの拡充、発展も必要であらう。

本県の高専学校生徒数は公私立ほぼ等しく、公立中学校から私立高等学校への進学者もかなりの数にのぼっている。中学校教育の正常化を図るため、私立高等学校の協力が得られることも必要である。

この報告は、入試制度の改善について、その大綱を示したものであるが、それに基づいて具体化された改善策については、常に追跡的に調査研究し、その結果はさらに入試制度改善への資料としてじゅうぶん役立てるべきであり、また、この報告がかかげた理想に近づくようたえず努力を続けるべきである。

注

『教委時報』第一三五号（一九六七年四月）。神奈川県公立高等学校入学者選抜制度調査会は、六六年六月二八日に設置された。八回にわたる協議を経て提出されたのが本資料である。県教育委員会は、この報告に基づいて、六七年五月に高等学校入学者選抜に関する基本方針と同時に教育長談話を発表し、さらに、一二月二七日に「昭和四十三年度神奈川県立高等学校入学者の募集及び選抜要綱」を公表した。これによって「神奈川方式」と呼ばれる高等学校入学者選抜が実施されることになった。

第六節 技術・職業・産業教育

一 夏期休暇中の職場実習の協力を要請する吉田島農林高等学校長の依頼状
拝啓 初夏の候 益々御清祥の段お慶び申し上げます。

毎年本校生徒の就職並びに校外実習については、種々と御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も暑中休暇中を志望の職場において有意義に過し、将来の社会生活に良き経験を積ませ度く、又生徒中 貴 にその志望をもっている生徒が多数おりますので夏期休暇中（七月二十一日より八月末日まで）において生徒に適する仕事がありましたならば、御支援賜り度くお願い申し上げます。

尚本校は御承知の如く、新学制実施に伴い、農林科、普通科の課程を設け、更に一昨年新設致しました農林土木課程も本年度第一回の卒業生を送り出すこととなりました。農林土木科生徒は測量・土木（林業）の基礎知識の修得に専心勉強致しておりますので、重ねて生徒に適する実習の場をお与え下さる様お願い申し上げます。

後日 係が参上致します予定ですが、御多用中恐縮なれど御都合宜しき時期に御一報頂けますならこの上ない幸と存じます。

先ずは取敢えず書信を以って御願い申し上げます。

昭和三十四年五月 日

神奈川県立吉田島農林高等学校長 石 原 隆 作
殿

注 秦野市所蔵の簿冊「昭和三十四年 庶務関係書類 西秦野町役場」に収録されている。この文書の宛名は「西秦野町長」で、文中の「貴」の下有空欄に「役場」と書き込まれている。

二 神奈川県産業教育審議会答申「神奈川県における工業教育の振興策について」
本審議会は、神奈川県における工業教育の振興策について、工業教育調査研究会を設けてその調査、研究の結果に基づき、さらに審議会において慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

一 公立工業高等学校（市立を含む）の現在定員一学年1,750名（全学年計5,250名）を昭和40年までに、最低一学年2,880名（全学年計8,640名）に増員するよう努力する。なおこの増員は県が主体となつて行なうものとする。

根拠一 神奈川県工業高等学校卒業生の過去及び将来の需給関係は、絶対的に供給過少である。文部省が行なつた昭和32年度高等学校就職状況調査（7分の一抽出）によれば、神奈川県出身で、県下に就職した工業高等学校卒業生はそれに対する県内需要の55%を充たすにすぎず、残り45%は県外から供給された。また、県下卒業生で県外に就職したものは県内卒業生総数の17%を占めるにすぎなかつた。かりに、県内卒業生が全員県内に就職したとしても、それは需要の66%を占めるにすぎない。

今後もし引き続き、この工業高等学校卒業生の不足状態は、緩和されないばかりではなく、激化する予想が立つ。県内男子高等学校卒業生就職者のうち第二次産業に就職するものは、昭和32年度2,465名（45.9%）、昭和33年度3,005名（51.5%）、昭和34年度3,739名（57.6%）のごとく増加してきた。ところで、このうち工業高等学校卒業生の占める比重が大きくなると考えられる理由がある。昭和35年8月本審議会が行なつた工業教育調査によれば、昭和30～34年間に県下134社が採用した工業高等学校卒業生の占める比率は42%であつたが、昭和35～39年の採用計画では、この比率は55%に高まつている。このように高等学校卒業生の製造業需要のうち工業高等学校卒業生の比重が、高まる傾向にある。

根拠二 他方、高等学校への入学希望数の募集定員に対する比率を課程別にみると、全課程平均では160%であるのに、工業課程では243%にもおよんでいる（昭和30～34年平均）。かりに、県内需要を全部県内供給によつてまかなう必要がないとしても、高等学校進学希望者の機会均等という観点を考えれば、工業課程の前記比率を全課程平均160%の水準まで引き下げることが最

小限望ましい。
そうすると、定員数は前記のごとくになる。
根拠三 なお、文部省調査によつて昭和33年度の高等学校生徒総数（男女、公私立計）の中で工業高等学校生徒の占める比率を代表的工業県についてみれば、第一表のごとくであり、年度別の募集定員の推移は第二表のごとくである。

第1表

東	京	8.4
愛	知	11.1
大	阪	12.9
兵	庫	8.7
福	岡	9.3
以上5県平均		9.8
神	奈 川	5.8

第2表 工業課程募集定員の推移

区分 年度	全国公立高校	本県公立高校	全国私立高校	本県私立高校
30	46,741(8.9)%	1,500(11.6)	8,880(5.1)	
31	48,957(9.0)	1,550(11.6)	10,449(5.2)	
32	51,067(9.1)	1,550(11.0)	12,653(5.4)	
33	53,534(9.3)	1,670(11.4)	13,245(5.3)	300(1.9)
34	56,748(9.5)	1,710(10.7)	19,524(5.3)	640(3.7)
35	58,834(9.9)	1,750(11.0)	21,475(7.4)	950(5.5)

(%はそれぞれの総数に対する百分率をしめす)

いま、昭和40年度までに、五大工業都府県なみに、平均9.8%まで定員数を増加させると仮定すると、昭和40年度の高等学校入学総数（公私立男女計）は47,046名であるから、工業課程一学年定員は4,620名となる。この数字は市立、私立を含んでいるのでこの目標達成のためには市立、私立の工業高等学校

の新設、増設が必要である。

ただし第1表の比率は、第2表から見て全国的には将来増加していくと予想されるので、これは神奈川県が代表的な工業県であるという観点から見た最低の水準である。

2 学校数ならびに学級編成は、既設、新設を含めて9校216学級とし、1学級当たり40人とする。したがって各1校あたり平均24学級、生徒数は960人となる。

根拠 県下の代表的工業高等学校の実績からすれば、(イ)設備の利用度、(ロ)教員の配置、(ハ)学校管理の観点から、1校あたり生徒数約1,000名が適正規模の上限と考えられる。

因に、神奈川工業高等学校の生徒定員は990名(松田分校を含む)、川崎工業高等学校の生徒定員は870名、横須賀工業高等学校のそれは720名である。

3 県立工業高等学校の設置地区は、次のごとくとし、すべて単独工業高等学校とすることが望ましい。

川崎地区 既設1校(川崎工業高等学校)

新設1校

横浜地区 既設1校(神奈川工業高等学校)

新設1校

分離拡充1校(商工高等学校工業課程を分離拡充する)

横須賀地区 既設1校(横須賀工業高等学校)

分離拡充1校(平塚高等学校工業課程を分離拡充する)

湘南地区 分離、統合、拡充1校(小田原城東高等学校機械科および神奈川

工業高等学校松田分校を、分離、統合し、あわせて拡充する。)

県北地区 新設1校(相原高等学校工業化学課程を統合する)

根拠 1の根拠1で述べたごとく、神奈川県男子高等学校卒業生就職者のうち第2次産業に就職するものの比率は、昭和34年度で57.6%にもおよんでいる。したがって、農村地区出身者でも第2次産業に就職するものが多いと推定される。因に、昭和35年3月卒業者の安定所経由分について、職業別就職者を安定所別にみれば、第3表のごとくである。これによっても、どの地区でも技術的職業、技能的職業就職者が多数存在すること、かえって農村地区でこの比率が高いことがわかる。

第3表

安定所別男子高校卒業生就職者の職業別配分

(35年3月卒業者、安定所経由分)

	計	自由専門的および管理的職業	技能、半技能、単純的職業	その他
横 浜	570(100.0)	107(18.8)	151(26.5)	312(54.7)
鶴 見	264(100.0)	106(40.2)	61(23.1)	97(36.7)
戸 塚	90(100.0)	—(—)	44(48.9)	46(51.1)
川 崎	212(100.0)	66(31.1)	84(39.6)	62(29.2)
横須賀	356(100.0)	146(41.0)	111(37.2 [31.2])	99(27.8)
平 塚	162(100.0)	34(21.0)	102(63.0)	26(16.0)
小田原	309(100.0)	14(4.5)	183(59.2)	112(36.3 [36.2])
藤 沢	287(100.0)	1(3.4 [0.3])	217(75.6)	69(24.0)
相模原	114(100.0)	9(7.9)	91(79.8)	14(12.3)
厚 木	61(100.0)	—(—)	33(54.1)	28(45.9)
松 田	97(100.0)	—(—)	67(69.0 [69.1])	30(31.0 [30.9])
田 浦	54(100.0)	—(—)	37(68.4 [68.5])	17(31.6 [31.5])

(注) その他の大部分は、書記的販売的職業である。

したがって、工業高等学校設置にあたっては、工場立地よりは進学希望者の地域分布および通学範囲を考慮すべきである。いま、進学希望者の地域分布をみれば、第4表のごとくである。

4 根拠2 県北、県西、湘南地区においても、工業高等学校設置の要望が強いにもかかわらず、現状ではこれに答える学校施設はきわめて不十分である。

（イ） 工業高等学校の課程別編成は、卒業生の就職範囲が企業的にも業種的にも広く分散している点からも、また、急激な産業技術の発達速度からみても、基本的な考え方としては、狭い特殊な課程に細分せず、近代技術に広い適応性をもつ技術を得しうるよう、たとえば機械、電気課程などに重点をおくべきである。ただし、このことは同じ課程でも、学校によつて重点を変えることを妨げるものではない。

（ロ） 最近の産業技術の発達は、従来の課程別編成のわくをはみでた領域を生ぜ

第4表

	34年12月 進学希望者数 (a)	35年 入学者数 (b)	工業高校 員定 (c)	$\frac{c}{a}$	$\frac{c}{b}$
横浜地区	6,005	5,152	820	13.6 [13.7]	15.9
川崎地区	2,544	2,136	290	11.4	13.6
横須賀三 浦地区	1,825	1,566	420	23.0	26.3 [26.8]
湘南地区	2,956	2,660	140	4.7	5.3
県西地区	2,168	1,802	40	1.8	2.2
県北地区	1,408	1,008	40	3.7 [2.8]	3.7 [4.0]

（注） 進学希望者、入学者数は、全課程公私立男子計である。
県西地区は、足柄上、足柄下地区、秦野、伊勢原地区を含む。
県北地区は、相模原地区、厚木地区、津久井地区を含む。

5 教育内容の改善を考慮する。

神奈川県における工業高等学校卒業者の課程別採用者および採用予定者の百分比

課 程	30～34年 度採用者の百 分比	35～39年 度採用予定数 の百分比
機 械	46.8	59.6
電 気	33.6	18.5
工業化学	10.6	10.5
土木・建築	7.3	9.1
工業図案	0.5	0.9
金属・冶金	0.6	1.4
その他	0.6	
計	100.0	100.0

（注） 神奈川県産業教育審議会「工業教育調査」による。分類は前表に同じ。県外出身者を含む。

工業高等学校課程別設置希望数

課 程	希望数	百分比
機 械	130	33.2
（内化学工業）	(33)	
電 気	93	23.8
（内電子）	(37)	
工業化学	46	11.8
建 築	19	4.9
土 木	18	4.6
金属・冶金	52	13.3
その他	33	8.4
計	391	100.0

工業高等学校課程別入学定員の現状
（昭和34年度）

課 程	入学定員	百分比
機 械	525	41.0
電 気	415	32.4
工業化学	170	13.0 [13.3]
土 建	120	9.4
その他	50	3.9
計	1,280人	100.0%

（注） 機械は、造船、化学工業を含む。電気は、電気通信、電子工業科を含む。その他は、工芸図案科、木材工芸である。

しめた。例えば、計測・制御を主とするもの、化学工業における設備や操作に関係する領域などはこれで、この点も留意すべきである。

以上の2点は、神奈川県が重化学工業を中心とした産業構造をもっている点にかんがみとくに留意すべきである。

なお参考のために若干の資料を掲げれば次のごとくである。

(I) 工業高等学校は、中級技術者を養成することを目標とするという考え方を
らして、そのための基礎学科（とくに英語、数学、国語）を充実させること
に考慮する。

本審議会による「工業教育調査(A)」の結果によれば工業高等学校卒業生を
雇用した過去の実績からみて、ほとんどすべての企業が、英語および数学の
学力が不十分であるとしている。また、同調査(B)の結果より工業高等学校卒
業生の側からみても、「仕事に役立つ主な教科」としていままでの仕事から考
えて、数学、外国語、理科の順、これからの仕事を考えた場合は、外国語、
数学、理科の順で必要だと考えている。

これら基礎学科の充実、かならずしも教科時間をふやすという量的な問
題ではなく、とくに、専門教科の基礎としての工業英語、工業数学等が要望
されているのであるから、この意味で内容的な改善が検討される必要がある。
なお、専門科目についても基礎学力の充実が必要であるが、これは各課程
ごとに改めて検討すべきである。

(II) 以上のごとき教育内容の充実をはかるためには、次の二点が考慮されるべ
きである。

(A) 工業高等学校教育の特殊な要請を考慮に入れた基礎教科教材を考える
こと。また、教員の質を高め、例えば、専門教科においても外国語のテキ
ストを用いるなど、基礎教科と専門教科の生きた統合をはかること。

(B) 工業高等学校の現在の制度を改革し、例えば、現行3カ年を1年延長し
た4年制にするとか、中学校3カ年を併設した工業高等学校とするなど、
将来の大きな見通しをたてること。前述調査(A)によれば4年制工業高等
学校案を支持するものは回答企業数の33%で最も多く、中学校併設案が
29%でこれについている。

(III) 工業高等学校では、特殊技能者というよりも中級技術者の養成を主眼とす
るという上述のような考え方は、工業高等学校卒業生の供給が圧倒的に過少
であり、大企業の需要さえまかなえない近年の実状よりすれば、妥当であ
ろう。しかし、中小企業における需要も決して少なくないことを考慮するな
らば、現場作業に役立つような技能者の重要性も無視しえない。この点の検
討は今後の課題として残される。

例えば、昭和32年度就職状況等（高等学校）神奈川県版によれば、工業高
等学校卒業就職者の中で、製造、修理等の生産従事者の占める比率は52%を
占め、他方、専門的、技術的職業従事者は36%であった。

また、前掲した35年8月の工業教育調査結果(A)により、回答企業におけ
る工業高等学校卒業者の現在の職務をみれば「現場作業及び現場作業の指導
監督管理の部門」にあるもの50%、これに対して「企画、設計、研究、試験、
検査、分析の部門」に属するものは39%である。そして、現場作業従事者は
大企業にも少なくないが、中小企業でとくに多い。

6 この計画を実施するにあたっては、さまざまな困難が予想されるので、とく
に次の点を考慮すべきである。

(I) 工業高等学校の新設にあたっては、別に設立準備委員会を設けて、工業教
育専門家、産業界の協力を得て、施設、設備、教員の確保等を含めて慎重に
具体的計画をたてる。

(II) 県立工業高等学校の新設にあたっては、市立、私立工業高等学校との関連
において適正配置を考慮する。

(III) この計画は、神奈川県工業が発展するための重要な基礎の一つであるか
ら、この実施にあたっては産業界の協力を得られるような措置を講ずる。

7 附記

(I) 教員計画

以上の工業高等学校拡充計画を実施するためには、現在の技術者不足の実
状からすると、この教員必要数の充足はきわめて困難であると予想される。
したがってこれに対する対策が必須要件である。

(II) 昭和40年をピークとする高等学校生徒数激増に対する対策
戦争直後の出生率の一時的上昇の影響で、昭和38年度以後数年間、高等学校
生徒数が激増する見込みなので、新設、増設計画にはこれを考慮に入れるこ
とが妥当である。また、この危機を乗り切るためには、学級定員を若干増加
することも考慮に入れる必要がある。

注 『教委時報』第一一〇号（一九六〇年一月一日）。県内の産業の発展と産業構造
の変化に伴って大量・多分野の技術者・技能者の養成が必要となり、これに対応す
るために産業教育の充実と改善が課題となった。このような状況を踏まえ、六〇年

に、県教育委員会は工業教育の内容の改善や工業高校の新增設を重点として、県産業教育審議会に諮問を行った。同審議会は、工業専門部に諮り、工業教育調査研究会に委託して調査研究を進め、その方策をまとめたものがこの答申である。なお、第五章第二節の資料七「遠藤レポート」と本資料をふまえて、第五章第二節の資料七「神奈川県高等学校整備計画」が作成された。

三 三崎水産高等学校の練習船

(一) 練習船の建造(一九五三年)

県立三崎水産高等学校の練習船

指導課

産業教育振興産業教育振興法に基く国の負担金と県費により、今般約二千三百万円の予算で、三崎水産高校の練習船を建造することになった。

現在同校には武相丸(三七・二五屯)と第一若潮丸、第二若潮丸(共に一・二八屯)、第三若潮丸(八・九四屯)の漁船があるが、大きさや装備の関係から、いずれも相模湾内の湾岸漁業の練習に役立つ程度で、これらの船では漁撈科として必要な遠洋漁業の練習は出来ず、今日まで県立水産試験所の船を借りて実習を行っていたので非常に不便であつた。今般同校の練習船として、最も能率的な八十屯の中型木造練習船を建造することにしたのである。

この練習船は、さば一本釣、さんま棒受、延縄(まぐろ、さめ)漁業の実習並びに指導に従事する第三種漁船で、設備は船舶安全法並びに漁船特殊規程により装備し、特に生徒将来のために各種の経験が積めるよう、前記の漁撈設備の外、無線電信電話機・方向探知機・電動測深器・魚群探知機・電気温度計・拡声装置・照明装置等の最高設備を施すことになっている。最大登載人数は三十一人で、その内訳は常時乗組員十名、教官一名、生徒二十名の予定である。

いうまでもなく本船は生徒実習用の船であり、生徒の生命を託する練習船であるから、立派な船を造らなければならないという責任を痛感し、その建造については慎重に計画を進めている。

四月十六日水産庁漁船課、漁船協会を訪れ、昨年度執行した他県の練習船建造の経過や、問題点等を調査研究し、本県水産課等とも密接な連絡をとつて資料を集め、三崎水産高校を中心に建造計画書を作製した。同時に、発注基本方針については各専門家よりなる準備会を構成して慎重な検討を経た結果、船体と主機関とを分割して発注することとし、それぞれこの程度以上の建造経験をもつ全国的な一流会社数社を指定して、その指名競争入札にすることに方針を決定した。基本設計は漁船協会に依頼し、八月二十七日には主機関の指名競争入札を行った結果、株式会社伊藤鉄工所に落札、八月二十八日船体指名競争入札の結果、株式会社焼津造船所に落札、それぞれ両社に発注することに決定した。次いで、九月十日付で水産庁に建造許可願を提出し、十月五日には起工式を行い、明春一月二十

五日には竣工の予定である。

両者の誠意により期日までに立派な練習船の出来ることを期待している。

注 『かながわ教育』第五三号(一九五三年一〇月)。

(二) 大型実習船の建造(一九六二年)

大型実習船建造趣意書

一、大型実習船建造を必要とする理由

本校には現在、遠洋漁業実習船みうら丸(一六〇、〇七吨鮪延縄専用船)と沿岸漁業実習船第三若汐丸(八、九八屯、イカ・サバ漁業実習並びに海洋訓練用)がありますが、後者は二〇屯未満のため乗船履歴とはならないので、甲種・乙種とも、その乗船履歴はすべてみうら丸一隻(生徒収容力一八名)に依存している有様であります。

みうら丸は、本科漁業科(定員四〇名)の生徒を対象としての乗船計画に基づき建造されたものであるが、昭和三十三年度専攻科漁業科、昭和三十五年度本科機関科の新設をみるに及び、みうら丸一隻では到底生徒の収容は困難であり、これに必然的に専攻科機関科の設置をする場合は、教育的な生徒の乗船計画は全く不可能の状態となるのであります。

又、本県漁業の中心はマグロ漁業であり、船型も大型化し、その大部分が国際漁場に活躍している。従つて生徒の卒業後の進路も一部を除き、その殆んどが大形マグロ船に希望しております。そのため、これら生徒をして国際漁場において安心して操業をまかせ得る計画的漁業生産人を養成するためには、現在のみうら丸では行動範囲も限定され、かつ遠洋マグロ漁業を行なうには危険性も多く(過去二回遭難寸前でどうやら難をまぬがれた)また、船内カリキュラムを計画的に実施する余裕もなく、業界の要望する優秀なる漁業生産人を養成する事ができないので、学校の設備充実計画と相俟つて是非とも大型実習船の建造が必要とされるのであります。

二、三五〇屯型マグロ漁業実習用大型実習船建造について

一、において述べたとおり大型実習船とは三五〇屯型が理想であります。なぜ三五〇屯が必要であるかという理由は、次のとおりであります。

イ、生徒五〇名収容でき、年四航海を行ない、延二〇〇名の乗船実習が可能であること。漁専、機専各一〇名（本校合格率は一〇〇%故入学収容人員一二〜一三名位にする）、本科漁業三年、機関科三年各四〇名の延二〇〇名完全乗船実習。

ロ、生徒居住区は安全性を考慮して設備し、かつ勉強もできる様な簡単なテールを設ける。

生徒の居住区は十分余裕を持たせ、居住区がエンジンの上になるため熱いで特別な通風装置を設ける。従つて三五〇屯型は必要である。

ハ、生徒指導及び研究室を設ける（指導教官室を兼ねる）。

船内における生徒の生活指導及び学習指導を行なう。

ニ、指導教官は漁業関係一名、機関関係一名の計二名とする。

ホーム・ルーム等においては、四〇〜五〇名に教官一名であるが船においては危険性もあり、なおかつ漁業・機関各科二五名づつ乗船している関係上、生徒指導・実習指導には指導教官二名が必要である。

ホ、食堂は保健衛生上充分余裕をとる。

食堂及び賄室、食料庫等従来的一般船においてもそれが整備についてはなほざりにされがちであつたため、栄養不良等にかかる生徒、乗船員が多かつたが、これらの問題を解決し安心して実習ができるようにする。

ヘ、生徒のロッカーを充分余裕をもつて設ける。

ロッカーを充分余裕をもつて設けないと居住区等が狭くなることは勿論、船内の清潔及び諸作業に支障をきたすので、充分余裕を持たせる必要がある。ト、海洋実習室（海洋観測器具格納を兼ねる）を設ける。

漁場において観測採集した資料を科学的に解明し、科学的な漁業を行なう態度を養う。

チ、外国の港に必ず寄港させる。

漁業が国際化している折柄、広く外国の漁業その他風俗、習慣等を調査し、漁業従事者は将来民間外交上重要な役割を果たすので、外国の見聞を広め、国際人としての素養を研修させる。

リ、本県は他県と異り、大型船による遠洋マグロ漁業が本命であり、かつ漁船乗組員の不足から業界の要望に直ちに即応する生徒を養成するため本校にお

いては是非とも大型実習船の建造が必要である。

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「三崎水産高校実習船関係綴 指導課」に収録されている。

四 農業教育調査の結果

農業教育調査まとまる 学科の専門化と移設設備の充実を強調

県教育委員会が東京大学磯辺秀俊教授（現名誉教授）に委託していた農業教育調査（教委時報No.27 参照）がまとまった。

この調査のうち、県農業教育の現状と問題点については農林省農業技術研究所小野誠志所員が取りまとめ、これをもととした農業高等学校体質改善についての所見は磯辺教授が執筆した。

以下第一部は磯辺教授の所見の全文、第2部は、産業教育審議会の建議を除いて小野氏の報告の中からとくに第一部の叙述と関係のある部分の抜粋・要約である。

第一部

基本的問題

わが国の農業は、戦後農業技術の目ざましい発展によってそれ自体として生産性が著しく向上したが、近代経済の高度成長にしたがって他産業との所得格差が増大し、農業就業人口の減少が著しくなり、他面農業産物需要構造が変化して、従来の米麦農業から、いわゆる成長農産物を中心に商品生産農業へ発展し、市場競争が激化するなど、農業内外の情勢が急激に変化しつつある。

かかる状況の変化は、本県では、他府県より遥かに進み、まさに先端的といつてよい。工業・都市の発展、農地の転用、農地価格の騰貴、労賃の騰貴、農業就業人口の減少は著しい。本県農業は、現在近郊農業として新鮮な農産物、花卉の供給において重要な役割を果たしているが、なお、米麦農業が少なからぬ比重を占め、全体として根本的な体質改善の必要に迫られている。その改善の基本的方向は、農業基本法に示されるように、自立経営の育成、協業化の推進、生産の選択的拡大にあるが、本県では、とくに進んだ技術の導入、したがって資本投下による資本集約化、果樹、蔬菜、花卉、畜産などの商品生産農業の発展、農業経営の専門化、販売体制の強化によって、高い地価と拮抗し、他産業従事者の所得と均衡する高い収益をあげる農業経営が確立されなければならない。このためには、かかる農業経営を担当するに足る高い能力と強い意欲をもった人材の育成が強く要請される。

かかる人材の育成は、農業高校に期待されるが、昨今全国各地の農業高校の現

状を見るに、農業自営者養成学科では、入学志願者の減少、卒業者の帰農率の減少、教員の農業の将来に対する自信の喪失がみられ、農業高校教育の危機の声も聞かれるほどである。本県の農業高校について調査視察した結果もその例外ではないように思われる。これは、基本的には農業の低収益の一般状態によるが、また学科、教育内容、施設設備の現状では若い人々ならびに一般農家にとって魅力がないためによるものと思われる。

さらに、近年日本経済の成長に伴ない、農業関連産業の発展が著しく、この方面での技術者が強く要請されている。この調査が示すように、食品化学科の卒業生に対する求人数は就職者を遙かに上回っている。本県では、その産業立地条件からみて、この方面の要求が今後ますます強まるものと思われるが、学科の数、施設設備において十分とはいえない現状である。ことに工業高校に比すれば、その感が深い。

かかる状況にかんがみ、さきに中央産業教育審議会では、農業の近代化に即応する高等学校農業教育の改善方策についての建議が行なわれ、これに基いて十分ながら予算措置が講ぜられたが、本県の産業構造発展の先端的地位にかんがみると、これでは著しく不十分で、農業高校教育に対する伝統的観念を脱却して、思い切った体質改善の措置が講ぜられる必要がある。

改善方策

上述した農業高校教育の問題点と体質改善の必要にかんがみ、次のような改善方策が必要である。

I 学科の再編成と教育内容の改善

A 農業自営者を養成する学科（農業科、農芸科、園芸科、畜産科など）について

(1) これについては、上述した本県農業経営の専門化の趨勢と必要にかんがみ、専門化教育ができるよう再編成する必要がある。農業科、農芸科の如きは、これまでの農業全般に関する教育を改め、重点的に専門化する必要がある。園芸科も必要に応じ、果樹園芸、蔬菜花卉園芸（あるいは施設園芸）などに分化すべきであろう。畜産科も酪農と中小家畜とに分化されてよいであろう。

なお農業自営者養成と関連して重要なのは、農家の主婦を養成する生活

科であって、これは、一般教養、家庭教育に重点を置き、農業科目は女子向きの教育にとどむべきであろう。

- (2) うえに学科の専門化の必要を述べたが、これは、これらの部門に全く専門化した教育を意味するものではない。本県の蔬菜栽培は、なお半自給的水稲作の基礎の上に成立し、酪農は、ある程度の飼料自給が必要であり、養豚は農家の副業的地位を脱しない状態であって、これらの蔬菜、畜産の発展は、多分に普通作農業の合理化にまつので、普通作についての教育も基礎的に行なう必要がある。

- (3) 農業の生産性を高め農業経営の収益性を高めるため農作業の機械化を始め、高度の技術について基礎的な指導が強化されなければならない。

- (4) 農業経営の教科は、従来軽く取扱われ、抽象的教育に陥り勝ちであったが、今後の農業経営は高度の経営能力を必要とすることにかんがみ、経営に関する知識および技術の指導を強化し、実効があるよう考慮することが必要である。この場合、経営条件に応じ技術を経済的に総合して収益性の高い農業経営を組織し、運営し、適切な販売、購買、金融、経理（簿記）を行ない、とくに共同経営を推進する能力を高めることが重要である。

- (5) 今後の農業自営者養成には、以上のような高い技術教育、経営教育だけでは十分でなく、一般教養を現在より以上に重視する必要がある。といっても、これは必ずしも単位数の増加を意味するものではない。一般教養とはかく単なる知識の習得に流れ勝ちであるが、これによって社会に関し深い理解と健全な判断力をもち、科学的思考の能力と態度を養うようにすることが大切である。一般教養と農業教育が相互に有機的関連をもち総体として教育効果があるよう、教育内容について一段の考慮が必要である。

B 農業関連産業従事者を養成する学科について

これについては、担当するのを適当とする学科に重点を置き、工業高校卒業生の代替者を養成することを避けるようにする。

このうち農産製造学科ないし食品化学科は、その産業技術は、わが国では農芸化学によって発展させられ、技術者の養成は農業高校において担当するのが適当とし、かつ近年農産物加工業の発展に伴ない、技術者需要の増加が見込まれるので、学科の増設が必要であろう。また必要に応じ植産物加工、

畜産物加工に分化することもよいであろう。農林土木科は、農業近代化に伴う耕地条件の整備に必要とされる技術者の養成に重点を置くべきで、本県の実情からすれば現状程度にとどむべきであろう。

なお本県の市街地発展の実情にかんがみ、造園科の新設が考えらるべきである。

2 学校の配置、規模、入学定員の適正化

- (1) 自営者養成学科の入学定員は、今後本県工業および都市の発展に伴ない農業が、いかに推移するかによって決めらるべき問題で、推定方法によって異なり、本調査報告でも若干の推定を行なったが、諸般の事情を勘案して、将来自立経営農家を約一万户とみるのが妥当と考えられ、30年の世代交代として年約330名の自営者養成が必要となり、現在4農業高校の自営者養成学科の定員とはば匹敵するものとなる。現状では、4校の自営者養成学科の卒業生の帰農数は遙かにこれを下廻るが、農業高校の体質改善と、自立経営の育成ないし共同化の発展に伴なって漸次帰農者は増加するものと期待され、また自営者養成学科の卒業者も若干農業関係に就職することが必要であることを考えれば、入学定員は現状通りとすることが妥当であろう。

- (2) 農業教育の特性にかんがみ、できるだけ早く、すべて総合制から単独性〔制〕に移るよう措置すべきである。この場合農業高校の規模（定時制を除く）は、自営者養成学科と関連産業従事者養成学科とを併せて、1学年3〜4学級程度とすることが望ましい。

- (3) 以上によって現状通り4校の農業高校が必要となるが、現状のままの配置でよいかは、本県の産業構造の発展によって今後地域の産業構造の急激な変貌が予想されるので、県の総合計画、東海道縦貫道路国鉄東海道新幹線の諸計画とにらみ合わせ慎重に検討される必要がある。この体質改善案の実施には、多くの財政投資を必要とするので、折角多大の財政投資をしても、遠くらずして周囲の環境変化によって農業高校教育の機能が発揮できなくなるようなことのないように考慮すべきである。

また学校、学科の配置については、4校を別々に考えることなく4校が有機的に関連して全体として本県農業教育に対する要請が果たされるよう考慮すべきである。

なお平塚農業高校の定時制初声分校は、今日三浦半島地域の農業振興に果たしている役割は大きいとみられるので、現在通り存置し、地域農業振興のセンターとして施設設備、教育内容を充実する必要がある。予算においてある程度本校と独立させるべきである。

3 施設設備の充実

今後本県農業が指向しようとする発展方向に即応して実習実験教育が強化されなければならない。そのために

(1) 自営者養成学科の農場は、各校各学科の特色に応じ、栽培作物、飼育家畜について種類の重点的選択を行なって、それぞれの分野において本県農業の先駆的役割を果たすだけ規模を拡大してその施設設備の拡充を図ることが必要である。これが適切に運営され、高い生産性をあげることによって、生徒および農家にとって農業高校が魅力あるものとなり、教員にも農業教育に自信をもたしめることとなる。

(2) 重点を置く作物、家畜の規模については、一応の基準として果樹栽培では一種類少なくとも圃場（註耕種農場のこと。つまり牧畜などに使われる耕さない土地は含まない）2.0 ha以上、施設園芸では、温室、ビニールハウスなど400坪以上、酪農では乳牛20頭（飼料作圃2 ha）以上、養豚では種豚20頭肉豚肥育200頭以上、養鶏では2,000羽程度とし、それぞれに必要な近代的施設設備を行なうものとする。

なおここに掲げる基準は、労働節約技術を高度に導入した場合基幹労働力2単位（註…主力になって農業に従事する人が2人という意味）で経営でき、高い所得をあげ、かつ、その数単位を結合すれば能率的な共同経営が構成されることを考慮したものである。したがって本県一般農家の規模水準を超えているが、ここで習得したところを基としていかに一般農家の経営を改善するかについての経営指導および技術指導を行なうことが必要である。

(3) この場合各校は、地域農業の立地条件を考慮して学科に特色をもたしめ、1種類、多くとも2種類を重点的に選んで拡充し、同一校ではできるだけ施設設備の共用できるものを選び、4校間ではできるだけ重複を避け、4校が分担協力して全体として教育効果をあげ、財政投資が集中的かつ効率的に行なわれるよう留意することが必要であらう。重点施設はいわば4校の共同利

用施設として機能するようにする。これは本県の交通事情からみて、通学が一般に容易であることを考えれば可能であらう。そして通学困難な生徒の学習および他校の生徒の実習のために寄宿舎を設備することが必要である。

(4) 重点施設以外に教育上必要な施設設備についても必要な整備を行なうものとするが、実習上必要な限度にとどめ総花的にならぬよう留意する。

(5) 以上のような施設設備の拡充に伴って考慮すべき点は、これによって生徒の実習が過度に陥り、教室における授業に支障を生じ、また関係職員が職務過労となる恐れがあることである。これを防ぐためにも、労働節約的な施設設備を思い切って導入する必要があるとともに、農場施設の運営に必要な補助職員（助手・作業員など）を確保できる措置が講ぜられなければならない。

また、ホーム・プロジェクトは、学校によってかなりの教育効果をあげているものがあるが、形式的に陥り、教育効果があがらず徒らに教員の負担を増すにとどまるものもあるよう、この際再検討する必要がある。高度に近代化した農業が要請される今後、すべての生徒に、それにふさわしいホーム・プロジェクトの場がえられるか疑わしい。

(6) 自営者養成学科における施設設備の拡充とともに農業関連産業従事者養成学科の施設設備も必要な拡充が行われなければならない。

(7) 一般教養は、上述のように重視されねばならないが、そのための実験設備、図書設備はかなり不十分な学校があるので、これらは急速に充実させねばならない。

(8) 現行予算制度では、施設設備の更新の措置が計画的に講ぜられないので、折角近代的施設設備が行なわれても、修理が適時にできなかったり中小設備が老朽化したりして能率的運営ができない事情があるので、施設設備の修理更新について適切な措置を行なうことが是非とも必要である。

4 教員の資質向上

以上のような農業近代化に即応する農業教育の徹底を期するためには教員の資質を高め指導能力を向上させなければならない。そのためには

(1) 現行の教員免許制度の下では、科目の担当者が当該科目の専門教員でないため、十分の「な」教育効果があげられない場合がみられるので、できるだけ専門教員によって担当されるよう考慮する必要がある。

じまる」による)。

教員の新規採用の場合この点に留意する必要がある。

(2) 現教職員の研修、再教育を強化する必要がある。とくに上述の施設設備の拡充、農業の近代化の要請に応じてこれに必要な技術および経営についての再教育を強化することが緊要である。この場合、再教育は単なる知識の注入よりも実際に必要な体験がえられることが重視されなければならない。

(3) できるだけ教員自らが学習研究を行ない指導力が強化されるようにする。このため教員の負担過重にならぬよう、学校および農場の運営、科目の担当に留意することが必要である。

この観点からみて、一学科内におけるいわゆるコース制は、教員の負担過重になる恐れがあり、再検討を要するであろう。

5 関係機関との連携

農業の振興は、結局農業経営を担当する人材の育成にまところが多く、また農業教育は農林行政の基本的方向を離れては、実効を期待しえないが、現状は両者の間には十分密接な連絡がないように見受けるので、今後は両者の密接な連携を図り、両者相まって本県農業の振興に資するよう努める必要がある。

農業高校は県の農業行政機関、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、農業経営講習所、農業改良普及所、農業団体などと連携を密にし、必要に応じ施設設備の利用を図り、また研究成果および農業の動きに関する情報を知り、教育の場にとり入れるよう努めることが必要である。

6 進学指導

中学校における農業高校への進学指導については、生徒の素質、農業の特性について十分な配慮が払われる必要がある。とくに自営者養成学科進学については、生徒の適性、家庭環境、今後の農業経営の発展性、各学科の内容などについて十分の考慮が払われていないように見受けられるので、今後これらの点を十分に考慮して適切な進学指導が行なわれるような措置が講ぜられる必要がある。

農業高校においても、これらの点を考慮して生徒の受入れに積極的に努めるべきである。

注 『教委時報』第四七号(一九六二年六月一五日)。第2部は省略した。この調査は、農業高校の配置や最適規模を定め、その教科目の再編成を行う基礎資料を得るためのものであった(『教委時報』第二七号、一九六一年八月一日)の「農業教育調査は

五 大秦野高等学校家庭科の普通科への切替えを求める「陳情書」

陳 情 書

今回公私立高等学校志願者急増対策につきましては、県御当局の少なからぬ御高配にあずかり学区内の父母並びに関係者一同深く感謝致して居ります。ここに厚く御礼上げると共に今後のお骨折りを期待して止みません。

平塚秦野学区につきましては、左記の特殊事情を深く御理解下さいまして、当学区が希望致す次の事項が実現出来ますようここに陳情申上げる次第です。

記

県立大秦野高等学校家庭科を普通科に切替えられるよう希望致します。理由として、

- 一、父母地域社会ともに強く希望致して居ります。
- 二、現実に嫁入り等の調査の場合、同校卒業生として、家庭科卒業生は極めて不利な場合が続出しております。
- 三、大秦野高校卒業生中約八〇％の就職予定があり、現実の社会は普通科の卒業生を強度に要求し、家庭科卒業生は極めて不利な現状に置かれている。

昭和三十九年九月十七日

平塚市立江陽中学校PTA会長 望月悌四郎

同 校長 曾我岩男

〔以下略〕

神奈川県議会議長

篠崎 隆 殿

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和三十九年(度) 文教常任委員会陳情書」冊の「議事録」に収録されている。陳情者は平塚市立中学校八校、大磯町立中学校二校、二宮町立中学校一校、秦野市立中学校六校、伊勢原町立中学校三校、中井町立中学校一校、松田町立中学校一校の合計二二校の各PTA会長と校長の連名。

六 神奈川県産業教育審議会答申「職業高校の設置の比率について」

昭和40年8月1日

神奈川県教育委員会殿

神奈川県産業教育審議会議長

職業高校の設置の比率について（答申）

本審議会は、昭和39年10月7日づけで諮問のあつた標記のことについて慎重審議の結果、次の結論に達しましたので答申します。

記

最近におけるわが国産業界の急速な進展と産業技術の画期的な進歩に伴い、これに従事する技術技能者については、それぞれの分野において種々の要請がみられる。

特に、高等学校卒業者を対象とする中堅産業人についての資質の向上および、その量的充実、将来におけるわが国産業界の発展基盤として重要な課題となっている。

本県は、京浜工業地帯をはじめとし、全県高度の生産規模をそなえる全国有数の大産業県であり、この産業社会の要請する中堅産業人の育成と供給は本県産業界の発展の動向に大きな影響を及ぼす重要な問題である。

本県産業人口の推移状況をみると、昭和50年度における第2次・第3次産業においては、昭和40年度に比較し約2倍程度に達するものと推定されており、中堅産業人の需要はますます増加するものと予想される。

また、一方においては、わが国産業経済の発展に伴う国民生活の向上と一般父母の教育に対する認識の高まりから、大学・短大等上級学校への進学者が増加していく傾向を示している。

ここにおいて本審議会は、職業高校の適正な設置比率を中心として産業教育振興のため、以下の方策を定めた。

県教育委員会は産業教育の成否が本県産業にきわめて重大な影響を及ぼすものであることに思いをいたし、本答申に基づき、すみやかに周到な計画を樹立し、じゅうぶんな財政処置を講じ、その実施に着手されることを望む。

産業界の要請に従い、本県後期中等教育の適正な長期総合計画を早急に樹立し、この一環として、中堅産業人の計画的養成を図る必要がある。

2 中堅産業人の養成計画を樹立するためには、本県産業界の要請する中堅産業人の職能別、質的数的構成をよく調査検討するとともに、将来における職業高校の適切な配置計画を樹立する必要がある。

3 職業高校の適正な配置を行なうためには、現行制度を慎重に検討し、職業高校の適切な入学定員を策定するとともに、産業界の要請や生徒の能力・適性と将来についての見通しを考慮し、高等学校の職業教育として適切な課程の新設・転換・学科の新増設等の措置を実施し、中堅産業人の養成計画を樹立する必要がある。

又、これら産業教育総合計画の樹立にあつては、産業教育の刷新・新興に不可欠な「産業教員の養成計画の強化」、「教育内容の改善」、「施設・設備の充実」、「産業界との連携の強化」等についても充分検討を加える必要がある。

4 職業高校の設置の比率について

本県公立高等学校の設置の現況をみると、普通科⁵に対して、職業科^{3.5}であるが、この配置状況について本県産業界の要請、生徒の能力・適性に即応する進路等を総合的に検討すると将来においては、遂次職業科の比率を高めていく必要がある。

現状からしても、高等学校生徒の就職状況をみると、普通科生徒が就職者全体の約50%にも達しており、産業界の要請に即応するためには、このうち相当数の職業科への転換を考慮する必要がある。

昭和50年度における公立高等学校入学者は約35,200名と推計される。

このうち、全日制普通科に収容する定数は、大学・短大等上級学校進学志願者(35,200名の42%)その他を考慮して約16,000名程度が適切と思われる。

定時制普通科は一応現在の定数約3,000名を維持するものとすれば、公立高等学校普通科の生徒募集定員は約19,000名となる。職業科の生徒定数は入学者総数35,000名から上記の普通科定数19,000名を除いた約16,200名と推計できる。この16,200名については、産業界の要請、個人の能力・適性にあつた職業教育を行なう必要がある。

これを比率でみると普通5.4・職業4.6であり、昭和40年度の募集定数と比較すると、普通科約2,500名減、職業科約4,500名の増となる。

又、職業教育の一環として、普通高校における就職向コースの諸類型を検討

し、時代の要請に即応する職業教育を実施する必要がある。

以上により慎重に検討した結果、昭和50年度における職業高校の適正な配置比率は「普通5・職業5」に近づけることが必要であり、又本施策に基づく課程の新設・転換、学科の新増設並びにこれに伴う施設・設備の整備を行なうにあつては、周到な年次計画を樹立し、実施する必要がある。

職業科の課程・学科の配置並びに定数に対する方針を別紙に記載したが、課程・学科の配置を行なう場合は産業界の要請に即応するよう十分配慮し実施する必要がある。

以上

(説明資料)

1 高等学校入学者について

公立中学校の卒業者は昭和40年3月に72,570名であり、41年から47年まで減少していくが、48年からは、再び増加して50年には40年とほぼ同数に達し、以後は更に増加するものと推定される。

50年3月の公立中学校卒業者は、72,100名であり、その83%の59,800名が高等学校に進学するものと推定される。

公・私立の高等学校における公募する生徒定数の比率は、40年3月現在公立5.9に対して、私立4.1の割合であるが、50年3月において、この比率を維持するとすれば、高等学校進学者59,800名のうち公立高等学校に収容するものは約59%の35,200名と推計される。

2 普通科の公立高等学校

本県の公立高等学校から大学等へ進学するものは、卒業者の約30%である。

したがって、50年3月に公立高等学校に入学する35,200名のうち、大学等へ進学する者は30%の二,000名程度と推定されるが、全日制普通科の生徒募集定数は、本県の実情・進学志願率(42%)を考慮して、二,000名の約1.5倍の二,600名程度とし、急増対策の措置(40年3月全日制普通科の生徒募集定数18,749名)を是正して、学校の規模を適正(18・24学級)にするとともに、一学級あたりの生徒数を54名から50名にしてすしづめ学級を解消するように努める必要がある。定時制普通科は、50年において現在の生徒募集定数2,825名を維持するも

のとすれば、50年3月における普通科の公立高等学校生徒募集定数は約19,000名と推計される。

3 職業科の公立高等学校

昭和50年3月における職業科の生徒募集定数は、公立高等学校に進学する35,200名から普通科に入学する19,000名を除いた約16,200名と推定され、40年3月の二,652名(全・定計)より約4,500名の増加が見込まれる。

本県における産業人口の推移は35年の1,515,000名に対して50年が2,795,700名と推計されており、85%増となる。

これを産業別にみると、第1次産業は、43%減、第2次産業は11%増、第3次産業は86%増の急上昇の傾向を示し、50年における産業界の高卒者の需要数もこれに対応して、相当数の増加が予想される。高卒者が就職する主要業務は、事務・販売従事者・技能者・生産工程作業員などであり、産業人口の動向をみても、これらの需要は相当に増加するものと考えられるので、職業科の増加見込約4,500名はこれらに集中配分することが必要である。

(イ) 農業・水産

本県産業構造の関連から第1次産業における産業人口は年々減少していく傾向にあるが、農業・水産の高等学校においては、生徒定数を概ね現状維持とし、自営者養成学科・関連産業学科の編成を考慮して、農業・水産の近代化に即応する従事者の育成について質的向上を図るものとする。

(ロ) 工業

産業界においては、中堅技術者以上に、技能者の不足が目立ちこの養成が必要とされているので、既存の工業高等学校の定員は現状を維持して、入学者増の主体を技能者養成にふり向けるものとし、男子ばかりでなく、女子の特質をいかした、女子技能者も併せ考え、現在より約3,000名程度(男子約2,600名・女子約400名)の増加を図る必要がある。

(ハ) 商業

商業科卒業者の大部分は事務・販売の従事者であるが、その需要は極めて多い。

したがって、昭和50年における商業関係従事者の養成は、職業科増加見込数を考慮して、約1,300名程度の増加を図る必要がある。

商業科における生徒の男女比は女子の急騰が考えられるので、商業科は実務に従事する者の養成を主体に経営管理に従事するものも考慮して増員し、女子の特質等もいかすようにすることが必要である。

又、普通科の進学しない者に対する就職向き商業実務のとり入れ方についても、早急に検討する必要がある。

(二) その他

家庭・衛生看護・貿易外語などの職業的養成学科は、現在よりも約300名程度の増加を見込む必要がある。

以 上

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の封筒「産審専門部会 昭和49・50・4」に所収されている。

七 『神奈川県立の技術高校』

神奈川県立の技術高校

昭和40年11月

神奈川県教育委員会

1. 技術高校の発想

ヨーロッパ諸国の学校の状態や教育白書（日本の成長と教育）の教育投資論について考えたりするとき、本県の教育委員会は教育のありかたに深い疑問と反省を持ち、技術高校を創設した。

技術高校は、個人の利益と社会的要請にこたえるため、勤労青少年に勉学の機会を与えて、技術革新の時代に要求される技能者養成を行なうものである。

この背景は、次のとおりである。

① 私どもの社会は非常に多くの職種によって支えられている。これらの職種が適当に平衡を得て、またじゅうぶんな機能を発揮することによって、はじめて産業も発展し、私どもの生活も豊かになる。

② 子どもが上級学校に入学することを目的とするような錯覚から目ざめる必要がある。

本来、子どものタイプには、知能型（言語優位性）と行動型（動作優位性）とがあるといわれている。抽象的な学問に適している知能型に適応させた教育課程をもつ普通高校に、知能型のものとともに行動型のものを入学させれば、当然その枠からはみ出してしまふ。学校の成績表では高く評価されない資質に、あんがい、社会のためにも、自分のためにも役立つものがある。具体的な行動・作業をとうして、知的な理解が容易に得られる例は知られているところである。

ともかく、それぞれの能力・適性に応じた教育を受けることが、教育の機会

均等の精神であり、青少年を幸福にする道である。適性を無視した教育をすることは、青少年を欲求不満におとし入れ、非行に導く一因ともなる。

③ 社会的要請について考えると、ヨーロッパ諸国の生活水準の高さは産業の中核をになう技能者が経済発展を支えているからであり、この教育・訓練も盛んである。たとえば、西ドイツは人口500万人のうち熟練技能者が約260万人、職業学校の職種が約500、職種を細分すると1万種類に及ぶという。しかも、毎年その後継組は、180万人（義務教育を修了する者の70～80%にあたる）も養成されている。日本では、150～160万人の技能者が不足し、本県でも10万人以上の技能者が足りないといわれている。

④ 職業訓練を受けている青少年で、高卒の資格をとるには、時間的・身体的の困難をおかして、夜間定時制の高校に入学するのが通例となっていた。フリッカーの疲労測定法などによると、昼間働いているときの、夜間通学は4日が限度のようである。通例となっている夜間の高校通学を打開するためにも、技能訓練と学校教育との有機的な結合が必要になる。

⑤ 技能者養成の内的問題としても、学校教育・職業訓練の中心をなすもの（学校教育の知識的な面と職業訓練の実技的な面）を融合させれば、技能者のための職業教育を充実させることができる。

2. 創設のあゆみ

神奈川県が全国にさがけて創設した4つの技術高校は、38年4月の開校である。

当時の鈴木教育長と佐々井労働部長は、

高校進学について、ほんとうの意味の教育の機会均等をはかるとともに、新しい時代の産業の担い手である優れた技能者を養成するため、教育の立場、産業の立場から、施設や方法について研究をされた。

そこで、県教育庁と労働部が協力して、いろいろと構想を練った。さいわい県下の職業訓練所は、施設も訓練内容も優れているので、職業訓練の発展の意味も含めて職業訓練所を活用して、働きながら技術を身につけさせ、優れた技能者を社会に送り出す新しい定時制の高校をつくらう……というのが、検討を重ねた結論であった。

これまでの訓練生は、職業訓練法に定められた1800時間の技能教育を受けて

も、学校教育法に定められた教育ではないという理由で、高校卒としての資格が与えられなかった。

高校卒業の資格のほしいものは、訓練所を出て就職したのち、改めて定時制の高校に入学し、4年間毎晩通学して勉強しなければならない。時間的にも、身体的にも無理があるわけである。

こうした矛盾をなくし、青少年が誇りをもって、優れた技能者になれるようであればならない。技術革新の時代にふさわしい高校教育の充実、とくに、技術教育の充実強化を実行にうつすための施策が技術高校というかたちになった。

技術高校は、つぎのような経過をたどって、設立された。

- 37・12・22 神奈川県立技術高校設置の基本方針の検討
- 38・1・10～1・30 技術高校の教育課程・教員の問題の研究
- 38・2・7 技術高校の構想（第1次案）を文部省中等教育課に提示
学科名および技術高校と職業訓練所との関係が問題点として
研究事項となる。
- 38・2・8 菅井教育次長が、技術高校を設ける予定の平塚、鶴見、川崎の
各職業訓練所を視察
- 38・3・2 技術高校運営の基本方針と具体策について検討
（教育課程、教職員、設備などの諸問題について）
- 38・3・4 菅井教育次長が、NHK総合テレビジョンで、技術高校の構想
について全国放送
- 38・3・8 文部省中等教育課長・職業教育課長に技術高校の構想（第2次
案）を説明、（了承を得る）
- 38・3・10 神奈川県議会において、技術高校設置の議決
- 38・3・12 技術高校の構想、具体化をはかる
- 38・3・16 技術高校の設置について、文部省は、初等中等教育局の局議で
了承、文部省の技術高校担当は職業教育課長に決まる
- 38・3・20 技術高校の具体的構想について、職業教育課長了承
- 38・3・22 神奈川県産業教育審議会は、技術高校の構想に賛同
- 38・3・25 県教育委員会規則を改正し、技術高校を設置
（昭和38年4月1日施行）

38・4・1 横浜技術高校、川崎技術高校 平塚技術高校 大船技術高校
技術高校開設、校長・教頭の発令

学校 区分	校長	教頭
横浜技高	内田正直	三井 甲子男
川崎技高	庄司雄司	遠藤 宗平
平塚技高	志沢 明	松下 重美
大船技高	笹尾利男	関野 昭平

- 38・4・4～6 入学志願者の願書受付
 - 38・4・11 合格者の発表
 - 38・4・18 平塚技術高校 開校式
 - 38・4・19 川崎技術高校 開校式
 - 38・4・20 横浜技術高校 開校式
 - 38・4・22 大船技術高校 開校式
 - 3. 文部省の見解
 - (1) 技術高校は、工業高校の枠内で、現行法の限度内において、拡大解釈していく方針である。
 - (2) 将来、技術高校の実習に必要な施設・設備は、充実するものとする。
 - (3) 職業訓練所の指導員のうち、教員の有資格者は、技術高校の教員に併任する。
- 以上の三点が文部省の基本的考え方であって、学校として固有施設ならびに校長・教員の人的配置について、じゅうぶん考慮して欲しいと要望している。
- また、文部省初等中等教育局の局議で決めた事項は、次のとう「お」りである。
- (1) 技術高校の学科の規模および内容は、専門教育を施す学科として、適当な規模および内容があると認められるものでなければならない。
 - (2) 技術高校は、教科・科目のうち、実習については、実習の総時数の7～10以内において、公共職業訓練所における実習をもって、これにかえる。この実習は、実習担当指導員の指導のもとに行なう。

(注) 本県が選定した技術高校の学科は、学校の設立目的にしたがい技能者養成のため、従来の工業高校の機械科の規模や内容のうちから、仕上とか、製図の分野を選定した。

機械仕上科や機械製図科は、この趣旨によってできた学科である。

4. 学校のしくみ

本県の公共職業訓練所の施設は、優れており、年間の訓練は、48週に、1800時間も行なうから、訓練所をそのまま高校にできないか、という意見もでる。しかし、簡単に高校にできるわけではない。現行法令に違背してはならない。そこで、諸法令をはじめ、学習指導要領の研究を何回となく重ね、いろいろな型式を考え、文部省にも何かと指導を受けて、38年4月に開校の運びに持ち込めたのである。技術高校は、学校教育法に基づく定時制の高校であり、工業に関する学科を設けている。したがって、卒業まで4か年かかる。第1学年は、付表1に示すように、年間35週の午前中が技術高校であり、午後が職業訓練生として、実習などの訓練を受ける。

付 表 1

日 週	前 午	
	後 午	前 午
35 週	職業訓練所(実習)	技術高校 〔普通教科 専門教科 特別教育活動〕
13 週		
4 週	休 業	

そのほか、13週の午前・午後は、職業訓練生として、訓練を受ける。計48週の授業である。1か年のうち、残りの4週が休業となる。もちろん、土曜日は半日で、日曜日は休日である。

高校と訓練所との授業内容が重複しないように配慮し、また、技能者養成に関する教習内容のうち、定時制の高校で履修する科目については、一部省略を認め

得る。(昭和31年7月、労働基準局長通達)ので、高校で受けた普通教科は、職業訓練生の授業として採用し得る。また、職業訓練法に規定するところにより、年間1800時間の5%の過不足は、許容範囲であるから、細かい授業時数の計算によって、技術高校と訓練所との併立が可能となった。

第1学年を修了すると、職業訓練所修了の資格をもって就職する。雇用条件に週当り昼間1日勉学の機会を与えることを入れて、第2学年以降の通学は、週当り昼間1日と夜間1晩を原則としている。これは、健康的にも、また勉学の条件としても、一つの改善と考えることができる。

技術高校の教育課程は、付表2に示すとおりである。これは基準であり、各学校では、学校の実情と学科の性格を考慮して、基準をもとに具体的な教育課程を編成する。

教育課程の基準は、第1学年で23単位、第2学年以降で22単位ずつ、計89単位を履修するように決めている。

第1学年は、午前中の授業で週24時間、このうち特別教育活動の1時間を除くと、年間履修単位は、23単位となる。

第2学年以降は、週当り1日と1晩の通学であるから、12時間の授業である。一般の高校が年間35週の授業であるのに対し、技術高校は、年間96日(48週)通学する仕組みになっているから、年間履修単位は、換算すると約17単位になる。

(注) 学習指導要領の「教育課程編成上の留意事項」から

「定時制の課程における各学年の授業日数の季節的配分、または、週もしくは1日当りの授業時数については、生徒の勤労状況と地域社会の諸事情を考慮して、適切に配当するようにすること。」

これを適用して、17単位の換算を実施。

第2学年で履修する22単位の内訳は、付表3に示すとおりである。

付表2 教育課程の基準								
事 項 区 分 学 年 教科 (科目)			単 位 数					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	計	
専 門 教 科	工 業	工業の科目 (除実習)	8	2	3	5	18	
		実 習	3	8	8	8	27	現場実習を含む
	小 計		11	10	11	13	45	
普 通 教 科	国 語		2	2	2	3	9	現代国語、古典
	社 会		2	2	3	2	9	倫社、政経、世界史、 日本史、地理のうち 4科目
	数 学		2	3	2		7	
	理 科		2	2	2		6	物理・化学
	保健・体育		2	2	2	3	9	体育・保健
	芸 術					1	1	音楽・美術・工芸・ 書道のうち1科目
	外 国 語		2	1			3	英語
	小 計		12	12	11	9	44	
合 計			23	22	22	22	89	
特別教育活動			1	1	1	1	4	

付表3 年間履修単位の内訳

事項		通学して履修する 単 位 数	現場実習の時数を履 修単位に換算した数	計
工業	工業の科目 (除実習)	2		2
	実 習	3	5	8
普通教科		12		12
計		17	5	22

この考えは、第3、4学年にも適用している。現場実習の取り扱い、学習指導要領の「指導計画作成および指導の一般方針」の中に、「職業を主とする学科においては、現場実習をもって実習にかえることができること。この場合、現場実習は、学校において、その学科の教育課程の内容に直接関係があり、かつ、その一部として、あらかじめ計画されたものであり、教師の指導のもとに行なわれ、その成果が教育的に評価できるものであることを要し、その時間数は実習の総時間数の7—10以内とすること」と述べられている。技術高校は、学科の規模が機械仕上・自動車整備などの特定の分野であって、教育課程もその分野について、実習を行ないながら理論の裏付けをして技能の習得をさせるように編成する方針であるから、生徒が仕上・整

備工として、職場で行なっている仕事は、学校の実習の延長として考えることができるので、現場実習とする。これについては、教員が生徒の職場を巡回指導する。

したがって、学校における実習3単位の時数をもとに、現場実習の時数（5単位相当）を加え、実習は年間8単位履修が可能になる。

従来の工業高校を卒業するために必要な修得単位数は、普通教科が44単位以上、専門教科（工業）が40単位以上で、その合計が85単位以上となっているので、技術高校の教育課程の基準では、普通教科が44単位、専門教科（工業）が45単位、合計89単位としてあるから、卒業に必要な最低修得単位数より4単位多いわけである。

（注）実習の履修単位数の合計は、機械関係の学科で27単位、電気・電子・建築・印刷関係の学科で22単位を超えないように文部省から指示を受けている。

施設・設備

技術高校が設置された職業訓練所の施設・設備を、そのまま利用する。ただし、基準を設け、設備を逐次追加整備するとともに、学年進行に伴って、基礎実習室・図書室・教室などの新築をする。

維持運営費

創設準備に要する費用としては、37年度在教育予算の残から約80万円を充当した。

38年度は、第1学年だけの教育費関係で、職業訓練所と重複をしないため、多くなかったが、高校需用費をあてた。39年度からは、第2学年以降の教育が行なわれるので、経費について高校費で充当する。

教職員

校長は、創設のとき、県教育庁の副参事・指導主事の兼務としたが、専任者をおくようにした。また、訓練所長を教育庁の職員に併任して、学校と県教委との連絡を密にするようにした。

教頭には、専任の教員を任命している。

教員には、訓練所内の有資格者を優先して併任し、既設高校の教員も兼務させて発足したが、学年進行で専任教員を採用し、充当している。

事務職員には、訓練所職員を併任し、庶務課長を事務長としている。事務量の増加を考慮して専任職員を配置する。

設置学科と生徒入学定員

38年度に4技術高校を創設、39年度には3分校を設置した。それぞれの設置学科と生徒の入学定員は、付表4のとおりである。

分校については、施設・設備を整備して、近い将来、独立校とする。設置学科についても、研究して拡充をはかるようにする。

付表4 設置学科と生徒入学定員

学 校 所 在 地 学 年 度 学 科	横 浜 技 術 高 校			横 浜 技 術 高 校 相 模 原 分 校			川 崎 技 術 高 校			平 塚 技 術 高 校			平 塚 技 術 高 校 秦 野 分 校			大 船 技 術 高 校			大 船 技 術 高 校 追 浜 分 校			学 科 別 の 計		
	横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 中 尾 町 五 六			相 模 原 市 矢 部 新 田 長 久 保 一 三 三			川 崎 市 下 小 田 中 一、五 七 〇			平 塚 市 桜 ヶ 丘 一 〇 〇			秦 野 市 曾 屋 一、二 一 〇			鎌 倉 市 岡 本 一、三 七 〇			横 須 賀 市 浦 郷 町 四 の 三 一			38 年 度	39 年 度	40 年 度
	38 年 度	39 年 度	40 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度			
機 械 工 作 科		40	40				40	40	40	30	40	40		40	40	40	40	40				110	200	200
機 械 仕 上 科		40	40				30	40	40	40	40	40				40	40	40				110	160	160
機 械 製 図 科							40	30	30							40	30	40				80	60	70
溶 接 科					40	40	40	40	40	30	40	40								30	30	70	150	150
金 属 加 工 科					40	40				40	40	40										40	80	80
自 動 車 整 備 科					40	40														40	40		80	80
電 気 工 作 科							30	30	30					30	30							30	60	60
電 子 技 術 科	40	40	40													40	40	40				80	80	80
建 築 製 図 科							30	30														30	30	
印 刷 科	30	30	30																			30	30	30
学 校 別 計	70	150	150		120	120	210	210	180	140	160	160		70	70	160	150	160		70	70	580	930	910
合 計	38年度の合計 580, 39年度の合計 930 [,] 40年度の合計 910																							

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。神奈川県教育庁指導部指導課編。付表4の表中の電話番号欄は省略した。県立技術高等学校は、高等学校と技能訓練施設との連携による教育を行う学校として1968年度に発足した学校であり、日本で最初の本格的な産学協同の連携方式をとるものとして注目された。このような高等学校（定時制・通信制）と技能教育施設との連携制度は、61年の学校教育法の改正によって可能となった。

八 産業教育審議会答申「神奈川県における職業教育を行なう高等学校の設置学科について」

神奈川県における職業教育を行なう
高等学校の設置学科について

(第1次答申)

[新設する高等学校の学科の編成について]

昭和42年2月17日

神奈川県産業教育審議会

昭和42年2月17日

神奈川県教育委員会 殿

神奈川県産業教育審議会議長

中村 康 治

神奈川県における職業教育を行なう高等学校の設置学科について(答申)
本審議会は、昭和41年7月27日付で諮問のあった標記事項のうち、諮問事項
Iの「新設する高等学校の学科の編成について」に対し、慎重に審議した結果、
次のように答申します。

I. 現況と見通し

本県における高等学校への進学率は、年々高まり、将来90%にもせまるような
傾向を示している。いっぽう、高等学校卒業後の状況をみると、普通科卒業生の
半数以上が就職し、しかも、現場作業に従事する者が多い。

神奈川県第三次総合計画に基づいて、新設が予想される高等学校に係のある
産業界の現況と見通しは次のとおりである。

工 業

昭和41年2月の技能労働力需給状況調査に基づく資料によれば、本県内の工
業関係の技能者数は、約49万人であり、その不足数は、約7万7千人になってお
り、その上、生産技術の進歩に伴う技術労働の質的变化が顕著である。

既設の工業高等学校卒業生に対する抽出調査によれば、卒業生は、初級技術者
ならびに現場の技能者として、広い領域にわたって就業している。

全国的な高等学校進学率の上昇と技術の進歩に伴い、工場等では、従来、中学
校卒業生で充たされていた領域が、高等学校卒業生で充たされる傾向にある。

したがって、工業界の現場で働く新しい型の技能的技術者の養成が望まれてい
る。

商 業

広義の商業部門の推定就業者数は、昭和40年度現在で約90万人、昭和50年
において約133万人になり、現在の約1.5倍になることが推定される。

高等学校商業科の卒業生に対する抽出調査によれば、卒業生は、一般事務や販
売関係に従事しているだけでなく、各種事務機械、会計・文書などの実務、書記
の実務に従事しているものが多くみられる。そして、これらの職務内容は、いっ
そう、機械化され、細分化される傾向がみられる。そのためには、高等学校の商
業教育では、類型制の強化、実務教育の徹底を考慮することが望まれている。

食品産業

昭和39年現在、本県の食品産業の事業所数は1,704、従業員数は、40,724人、
製品出荷額は、2,883億円で、県内の産業界でも高い地位を占めており、昭和50
年には、従業員数約55,000人、製品出荷額は、6,000億円と推定される。

また、昭和41年3月、高等学校卒業生への求人数15,511人に対して、充足数は
7,111人(充足率48%)にすぎない。また、中学校卒業生の充足率も31%程度で
ある。この傾向は、今後ますます顕著になるものと考えられる。

いっぽう、食品産業においては、食品の加工技術の進歩と生産規模の大形化が
進み、その流通形式も著しく変わってきている。

現在、本県の食品産業関係の教育は、農業高等学校の食品化学科、ならびに水
産高等学校の製造科で行なわれている。しかし、上記のような産業界の多面的な
需要には、その一部にしか応じきれない状況である。

したがって、食品産業のこの多面的な実務部門に従事する各種の技能的技術者

の養成が望まれている。

2. 設置学科

以上の状況から、今後において、新設が予定されている職業教育を行なう高等学校には、次のような学科を設置することが適切である。

記

(1) 工業

技能的要素を多くもった技術者の養成のため、新設する工業高等学校には、次のような学科を設置する必要がある。

ア 機械関係

- ① 機械工作などを主な内容とする学科
- ② 機械の仕上・組立・検査などを主な内容とする学科
- ③ 金属プレス・板金などを主な内容とする学科
- ④ 溶接などを主な内容とする学科

イ 電気関係

- ① 電気機器の組立・工作、電気工事などの電気工作技術を主な内容とする学科
- ② 電子機器の組立・製作・操作・保守などの電子工作技術を主な内容とする学科
- ③ 電気機器・電子機器の試験・検査などの電気計測技術を主な内容とする学科

ウ 建設関係

- ① 建築施工などを主な内容とする学科
- ② 建築設備の施工などを主な内容とする学科
- ③ 建設関係の測量・製図などを主な内容とする学科

(2) 商業

現在の高等学校商業科の生徒の男女比の不均衡（女生徒が極めて多い）、ならびに望まれる教育目標から、新設する商業高等学校について、女子単独校を1校、男女共学校を1校とすることは望ましい。これらの商業教育においては、一般事務や営業の分野も考えて、次のような類型、または、学科を設置する必要がある。

ア 女子単独校

- ① 事務機械などを主な内容とする類型、または、学科
- ② 金融・保険などを主な内容とする類型、または、学科
- ③ 秘書、文書などを主な内容とする類型、または、学科
- ④ 商業デザインなどを主な内容とする類型、または、学科

イ 男女共学校

- ① 事務機械、事務管理などを主な内容とする類型、または、学科
- ② 経営などを主な内容とする類型、または、学科
- ③ 貿易・外語などを主な内容とする類型、または、学科
- ④ 経理などを主な内容とする類型、または、学科

(3) 食品産業

食品産業に関する新設校は、農業・水産・工業ならびに商業等の枠にとらわれず、総合的な性格をもった高等学校とすることが望ましい。この食品産業の高等学校には、次のような学科を設置する必要がある。

- ① 食品製造に関する試験・研究・検査などを主な内容とする学科
- ② 食品製造ならびに、食品製造機械・装置の操作・保守などを主な内容とする学科

- ③ 食品についての流通・販売などを主な内容とする学科

3. 事実上の問題点その他
新しい目標をもった学科を実現させるためには、次のような諸問題が考えられる。

(1) 教員の確保

工業・商業・食品産業の教育における技能面を重視した学科では、多数の「優れた実技指導の教師」の確保が不可欠の要件となるので、その任用・資格認定などについては、特別の措置をとることが必要である。

(注) 産業教育振興法 3条の3

産業教育に従事する教員の資格・定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置が講ぜられなければならない。

(2) 教員の研修

工業・商業・食品産業の専門教育を担当する教員について、次の配慮をする。

ア 産業現場での実習

長期にわたる産業の現場での実習による技術上の研修を組織的に考える。

イ 現職教育の機関

相当長期にわたって、基礎技術・専門技術の再教育を行なう中心となる公立、または、半公立の施設を設ける必要があると考えられる。

これは、また、生徒の特別に高度な共同実習の場とすることも可能であろう。

(3) 技能面の教育のための特別な設備

従来の技術教育よりも、専門的な実技面に重点を置くときは、その実習作業に必要な機器を同種多数必要とすることが多い。その特別措置を考える必要がある。

(4) 専門的な基礎教養

技能面の鍛練は、すべての技術者の背骨になるが、一つの専門の背景となる広い技術的な基礎教養は、人間的な豊かさをますものであるから、あわせて、培われなければならない。

(5) その他

ア 普通科における職業教育

高等学校普通科を卒業して、そのまま一般市民として、また、産業人として活躍する人もいるが、必ずしも、その全員が職業専門の高等学校におけると同程度の専門科目を履修することを必要としない。すでに、本県でも実施されているように、普通科として、商業・工業などの関係の科目を数単位履修させるようなことについて、その内容の充実、履修人員と実施校の増加等をはかる必要がある。

イ 指導機構の充実

産業教育の高等学校数が増加することにより、その一つ一つの学校・学科の目標・内容が多様化してくる。これら多数の複雑な学科群を有機的に総合して指導するための行政的組織について、研究する必要がある。

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。一九六六年七月に本審議会に諮問されたのは「①新設する高等学校の学科の構成について」「②定時制課程の学科の再編成について」「③女子職業教育を行なう学科の編成について」で、本答申は①に對するもの。②に對する答申は本章第三節に、③に對する答申は次項に収録した。

九 産業教育審議会答申「女子職業教育を行なう学科の編成について」

神奈川県における職業教育を行なう
高等学校の設置学科について

(第2次答申)

〔定時制課程の学科の再編成について〕
〔女子職業教育を行なう学科の編成について〕

昭和43年2月10日

神奈川県産業教育審議会

昭和43年2月10日

神奈川県教育委員会殿

神奈川県産業教育審議会
会長 中村康治

神奈川県における職業教育を行なう高等学校の設置学科について(答申)

本審議会は昭和41年7月27日付で諮問のあった標記事項のうち、諮問事項2の「定時制課程の学科の再編成について」ならびに、諮問事項3の「女子職業教育を行なう学科の編成について」に対し、慎重に審議した結果、次のように答申します。

定時制課程の再構成について [略]

女子職業教育を行なう学科の編成について

Ⅰ 現 状 等

(1) 高等学校に入学する女子生徒数

本県の公・私立高等学校へ昭和42年4月に入学した男女総数は、公立が約3万人、私立が約2万6千人で、合計約5万6千人であり、そのうち女子は、公立が約1万3千人、私立が約1万3千人で、合計約2万6千人である。

高等学校女子生徒約2万6千人についての課程別・学科別の内訳は、次のようである。

過〔課〕程別で見ると、92%の約2万4千人が全日制課程に入学し、残りの約2千人が定時制課程に入学している。また、学科別では75%の約2万人が普通科、約6千人が専門教育を主とする学科に入学しており、専門教育を主とする学科の入学者に対して普通科の入学者は、約3倍である。専門教育を主とする学科の入学者のうち、約75%が商業科の入学者である。

(2) 高等学校を卒業する女子の進路

本県の公・私立高等学校を卒業する女子の進路の現況は、おおよそ次の傾向を示している。昭和42年3月卒業生約2万7千人のうち、進学者は約6千5百人、就職者は約1万6千人、無業・その他のもの約4千5百人であり、卒業者の約60%が就職している。

就職者の内訳は、約70%が事務的職業に、約10%が技能工・生産工程の職業についている。

(3) 女子の就業状況(昭和40年度の国勢調査から)

本県に居住する15歳以上の女子の総就業人数は、約63万4千人であり、その職種別内訳を比率で示すと

事務的職業	約25%
技能工・生産工程の職業	約21%
販売等の職業	約17%
サービスの職業	約14%
専門的・技術的の職業	約6%
その他	—

以上のようになっている。

2 職業教育の学科等

高等学校の女子生徒の進路、ならびに、本県の女子の就業状況等の傾向から、高等学校で行なう女子職業教育としては、卒業者が多く就業する事務・販売の職業、技能工・生産工程の職業、女子の特性と関連するような職業などの分野について、考究する必要がある。

(1) 事務・販売の職業

高等学校を卒業して就職するものの大半が就業するこの分野の職業教育については、前回答申した「産業教育を行なう新設高等学校の学科の編成」における商業高等学校の項のうち、特に女子の単独校のところ述べている学科等によって行なうようにすることが望ましい。

(2) 技能工・生産工程の職業

高等学校の卒業者のうち、技能工・生産工程の職業には、相当数のものが就職しており、この傾向はますます高まるものと推測される。そのおもなものは、電気機械器具・輸送機械等の組立・修理、飲食品の製造、裁断・縫製、化学製品の製造などがあげられる。

したがって、女子工業高等学校を設置することは望ましいことであり、機械製図などをおもな内容とする学科、部品検査・工程管理などをおもな内容とする学科、電子工作技術などをおもな内容とする学科、化学分析などをおもな内容とする学科等を設けるようにする。

(3) 女子の特性に関連する職業

家庭の主婦としての教育は、重要なことであるがここでは、職業人として女子の特性をいかなう分野を対象とする。

准看護婦・看護婦の不足が目立っている状況から今後予想される連携教育の拡大に基づく准看護施設との連携の推進、および、洋裁、手芸・調理・保母などの分野で働くものの養成等を行なうことが望ましい。

(4) 普通科

女子教育を行なっている高等学校において、普通科に在籍する女子生徒の比率は高く、約75%に達している。しかし、高等学校の女子卒業者の約60%は就職、15～20%は無業（家事手伝い等）などの傾向にあるので、卒業と同時に就職するような普通科の生徒に対しては、次に例示する職業に関する科目を履修させるようにすることが望ましい。

- ・ 事務・販売の関係には、文書実務・事務機械・タイプライティングなど。
- ・ 製図の関係には、機械製図など。
- ・ 洋裁・手芸等の関係には、被服製作・手芸など。
- ・ 調理の関係には、食物・栄養・食品など。

- ・ 保育の関係には、保育・小児心理など。

これらの教育の内容・規模は、地域や学校の実情等を考慮して決めるようにすることが望ましい。

3 留意事項

(1) 教職員の配置

女子の職業教育を充実させるためには、職業に関する科目を担当する教職員を適切に配置することが望ましい。普通科におけるこれらの担当者の配置については、特に留意する。

(2) 設備等の整備

普通科において、職業教育を行なうようにするためには、設備等の整備が不可欠となるので、これらについてじゅうぶんな措置をすることが望ましい。

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。一九六六年七月に本審議会に諮問されたのは「①新設する高等学校の学科の構成について」「②定時制課程の学科の再編成について」「③女子職業教育を行なう学科の編成について」で、本答申は③に対するもの。①に対する答申は前項に、②に対する答申は本章第三節に収録した。

一〇 技術高等学校長会からの「陳情書」

陳情書

技術高校の育成強化については、秦野技高の新築拡張を重点としての整備をはじめ、運営についても、技術高校の複雑な特殊性をご考慮くださって技高連絡協議会を開催されるなど特別のご指導をいただいております。

私どもは更にご指導をいただきながら全国から注目されている本県独自の技高制度の意義の重大性を考えながら技術革新の進展などに対応し得る有為な技能者技術者の育成に尽す所存でございます。

しかしながら高校進学率の上昇傾向は最近特に技高の運営に困難性を加えています。

このときに当り本年七月公布を見た新職業訓練法はこの十月一日施行される予定と承りますが時代の要請により飛躍的な充実を図らうとする同法と技高制度をどのように連携するか、私ども関係者は強い関心をいだいており、この機会に技高制度が同新法に対応して更に充実に、生徒にとっても魅力のある学校制度となつてくれることを念願するものであります。

このたびお願いいたします点は、当面する技高の共通課題でございますが来年度の予算編成に当りまして、ご調査の上、格別のご配慮を賜りたくお願いいたします。

記

一、施設整備について

技術高校は職業訓練所に併設されて発足されたため可能な限り訓練所施設を利用いたしておりますが、県立高校としての施設としては不十分な点が多く、逐次ご考慮をいただいておりますが、次の点については学校教育上必要な施設でありますのでご配慮を願います。

- (一) 追浜技高に運動場を設置して頂きたい。
- (二) 各校に格技場 食堂を設置し、プールも未着工の技高に設置するようご配慮頂きたい。
- (三) 鉄棒、砂場などについても設置をお願いしたい。
- (四) 放送室、視聴覚教室の充実を図って頂きたい。
- (五) 実習場の増設を図って頂きたい。

二、教育予算について

(一) 産振関係予算の充実について

技高については、文部省が産業教育振興法に基き補助する産業教育設備基準に準じて、県負担で設備基準を作り充実を図っているが最高五四%の充足にとどまっている。基準のとり方についても時代の推移に対応して修正するよう本年七月教育委員会に対して案を提出してありますので、これを検討して充足率を高めて頂きたい。

(二) 普通教科の設備備品の充実を特に図って頂きたい。

これについては定通教育振興法に「ママ」設備基準により充足されているが、定通の場合は全日制校の設備を利用できることを前提としているので独立校である技高については特別の配慮が必要と思われます。なほ現行基準による充足状況は普通教科で最高二一%程度理科設備も二二、六%程度であります。

なほ、スライド、フィルム、ガラス器具などの消耗品類購入の予算をご配慮願いたい。

(三) 訓練生については、訓練費用無償の原則がありますが、技高生としての二重身分を持つため入所（入学）時に一万数千円の入学資金を必要とする。

この負担を軽減させるための措置として奨励資金その他必要品の無償貸与の措置を講じて頂きたい。

三、運営費について

(一) 巡回指導旅費のほかに、定着指導、就職指導旅費を考慮して頂きたい。

(二) 職業訓練法改正に伴う事務的経費、啓蒙宣伝費を頂きたい。

技高運営費については、PTA負担を軽減させたため、各種協議会費など加入負担金を一校当り二十万円の補助を願いたい。

四、人事関係について

(一) 養護教諭、司書教諭の配置を願いたい。

(二) 事務職員の増員および主任主事を発令して頂きたい。

五、その他

昨年より実施している「中学校一日技能教室」は好評を得ておりますので引き続き充実強化を頂きたい。

昭和四十四年八月二十三日

殿

神奈川県立技術高等学校長会

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の簿冊「S 44 所長会議関係綴 含技高運営協議会」に収録されている。

一一 相模原市からの工業高校設置の「要望書」

要 望 書

本市の人口は現在26万6千人余人で県下第4位の規模を有し、わずかこの十余年間に2.9倍の伸展を示しております。特に市勢発展の原動力となつた工業については、昭和33年当時120余社に過ぎなかつた工場数が最近では630余社と5倍にもおよび、内陸工業地帯として発展を続けております。

しかし、このように躍進をみる市内産業の発展の陰には、若い労働力が常に不足勝ちであり、特に将来の基幹要員としてその活躍がしよく「囑望される工業高校卒業者の求人はますます高まつてゆくものと考えられます。

最近における市内中卒者の高校進学者は年を追つて増加し、昭和45年度における進学率は約90%にも達しております。

このように高まる進学者の中で、工業高校を志望する者は逐次増加しておりますが、このことは工業科の競争率をみれば明らかであります。

幸い県央における県立工業高校として、本市に相模台工業高校がありますが、すでに「狭き門」となつており、この解消のために工業高校の新設が強く望まれているところであります。

つきましては、以上の実情をご賢察いただき、本市内に一日も早く県立工業高校を新設することについて、特段のご配慮を賜わりたく要望いたします。

昭和45年5月20日

神奈川県知事

津 田 文 吾 殿

相模原市長 河 津 勝

相模原市教育委員会

教育長 舘 盛 静 光

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和54年度 県立高校誘地〔致〕書類 相模原市公文 企画調整課扱い」に収録されている。

第七節 生徒の活動

一 神奈川県立平塚女子高等学校生徒自治会則

神奈川県立平塚女子高等学校生徒自治会則

第一条 本会は神奈川県立平塚女子高等学校生徒自治会と称する。

第二条 本会は本校生徒を以て組織する。

第三条 本会は学校と表裏一体となり、生徒の自治的活動により本校を優秀なる新制高校たらしめると共に、将来民主主義日本及社会の形成者としての教養を身に具へるを目的とする。

第四条 前条の目的を達成するために本会に総務委員会を置く。

第五条 総務委員会は補導、厚生、衛生、庶務、会計、施設委員を置き運営に当る。

第六条 総務委員会の構成は左の如くする。

委員長 一 副委員長 二 委員 三二

第七条 委員の選定は各ホームクラスより一名宛選出、他の十五名は中学を除き五名宛各学年より選出する。

委員長、副委員長は委員の互選による。

第八条 委員長は本会を統率し、副委員長は委員長を補佐し委員長事故ある時は其の職務を代行する。

第九条 本会に顧問を置く。

顧問は平塚女子高等学校職員を依嘱する。

第十条 会員は自己の志望により各クラブに属する。その経費については各クラブより総務委員会に要求して、其の決裁を求める。

第十一条 本会の経費は会員の負担金其他の収入を以て之に充てる。
会費は月額五十円とする。

注 神奈川県立平塚江南高等学校所蔵の簿冊「昭和二十三年六月十七日 監査事項説明資料 神奈川県立平塚女子高等学校」に収録されている。

二 弁論大会プログラム

(一) 第二回大会(一九五〇年)

プログラム

一、開会之辞 小田原高等学校弁論部

一、優勝杯返還

一、準優勝杯返還

一、挨拶 鎌倉学園高等学校

一、来賓挨拶 中野敬次郎

一、全 坂上重守

一、弁論開始 石村幸作

番外弁論 青少年の不良化防止 片浦中学

生活と理想 市立第一中学

一、住宅革命 横須賀市立商業高校

二、愛国心 関東学院商工高校

三、朝鮮の動乱に際し我等の決意 希望ヶ丘高校

四、人間の名誉の為に 相洋高校

五、一筋に願う母の笑顔 県立厚木高校

六、民主的教育とは 県立商工高校

七、勤労学生は訴える 法政大学第二工業高校

八、一つの世界 市立小田原高校

九、人類の危機に立つて 県立湘南高校

一〇、青少年の不良化防止 県立鶴見高校

―「昼食」―

番外弁論 眞の自由を目指して 市立第一中学

努力 相洋中学

一一、良心に従え 逗子開成高校

一二、未定 日本大学高校

一三、落としたバトン 県立湘南高校

一四、歌道の精神 大磯高校

一五、知性の空間 鎌倉学園高校

一六、母の愛

一七、私の宗教観

一八、現代青年学徒の責務

一九、私達の時代を

二〇、窓からさし込む小さな光

二一、来るべき善き日の為に

二二、平和へ推進する心

二三、冷戦解決の道

二四、暴力否定と社会正義の

探求に関する一考察

二五、横の道徳

二六、鰻を抑えるには

一、一般弁論終了

一、挨拶

一、一般弁論審査発表

一、即席弁論

一、審査講評

一、審査発表

一、優勝杯、賞状、賞品授与

一、閉会之辞

審査員

審査員

審査員

審査員

審査員

審査員

審査員

審査員

審査員

審査員

新名高校

日本大学農林高校

藤嶺学園藤澤高校

県立小田原高校

県立商工高校夜間部

県立厚木東高校

市立小田原商業高校

県立鶴見高校

市立横須賀商業高校

県立津久井高校

相模高校

相模高校

相模高校

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

県高校文化連盟理事

西山尚江

天野幹男

田中義和

関浩一

麻生孟

安間藤江

豊住勇

平林富士郎

木野武

加藤松雄

小曲昇一

小曲昇一

小曲昇一

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

足立原茂徳

(二) 第一九回大会(一九六九年)

第十九回県下
高等学校 弁論大会プログラム

一、開会の辞
本校弁論部委員長 横堀克彦
本校校長 鈴木 清
本校生徒会 会長 安藤正雄

一、優勝杯返還

一、祝辞

一、審査員紹介

一、審査委員長挨拶

一、審査方法並びに諸注意

一、弁論開始

基準 自殺

1 電車の中の十円玉

2 劣等感はない

3 真の日本を作るもの

4 帰りなんいざ

5 応援練習に思う

6 この子らに世の光を

7 学生運動に思う

8 高校生になつて

一、昼食

一、弁論開始

番外 弁論の進「ママ」め

9 若い命を大切に

10 コンピートピアと人間性

11 明治百年と現在日本に思う

ある出来事

13 ベトナムに平和を

14 小さな心づかいから

15 献血

番外 話す

番外 クラブ活動について

一、弁論終了

一、審査講評

一、審査発表

一、優勝杯並びに賞状授与

一、閉会の辞

一、記念撮影

審査員(敬称略・順不同)

中野敬次郎

安間喜代

中野光子

松井 登

大会役員 関山泰雄

大会委員長

横堀克彦

金子芳幸

諏訪修一

柏木敏克

植田敏光

岡本綾子

鈴木智子

宮崎典子

浦野敏

渡返稔夫

永田いづみ

平野多佳子

杉山清美

安藤和博

三 浦 高等学校 鶴飼美代子

本校弁論部員 金子芳幸

本校弁論部員 植田敏光

本校弁論部員 横堀克彦

本大会優秀校

第一回 県立小田原高等学校

第二回 県立小田原高等学校

第三回 県立厚木高等学校

第四回 明倫高等学校

第五回 鶴見女子高等学校

第六回 県立湘南高等学校

第八回 県立湘南高等学校

第九回 鎌倉学園高等学校

第十回 鎌倉学園高等学校

第十一回 県立小田原城東高等学校

第十二回 県立厚木東高等学校

第十三回 県立平塚農業高等学校

第十四回 県立上溝高等学校

第十五回 県立平塚農業高等学校

第十六回 県立平塚農業高等学校

片野芳男 第十七回 県立厚木東高等学校
杉山裕美 第十八回 県立厚木東高等学校

注 神奈川県立小田原高等学校同窓会所蔵の簿冊「県下弁論大会プログラム・写真」に収録されている。第二回の主催は神奈川県高校文化連盟で、一九五〇年一月一八日（土）に小田原高校の講堂で開催された。第一九回の主宰は小田原高校、後援が小田原市教育委員会と小田原高校生徒会で、「市長杯」「毎日新聞社杯」「教育委員会杯」「弁論部OB杯」「永久杯」の争奪戦であった。六九年五月一八日（日）に小田原高校の体育館で開催された。

三 高等学校卒業者の就職推薦開始時期に関する県教育委員会の「陳情書」

陳 情 書

高等学校新規卒業者の就職推薦開始の時期等について

高等学校新規卒業予定者の就職推薦並びに採用試験の期日については、当委員会としても、常に教育的見地から多大の関心を寄せているところであります。

この数年来の傾向を見ますに、年々その時期が早められ、とくに本年度においては、推薦開始が八月十二日、選考開始が八月十五日以降となりました。（文部・労働両事務次官の共同通達）

このことは、正常な学校教育運営の立場から、まことに好ましくないことであります。

よつて、政府におかれましては、次のような有効適切な措置を講じていただきたく、ここに陳情いたします。

記

一 推薦、選考の時期を可及的におくらせること。

一 推薦、選考の時期を十月末に固定すること。

昭和三十四年七月十一日

神奈川県教育委員会委員長 白山源三郎

文部大臣 松田竹千代 殿

労働大臣 松野頼三 殿

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和卅四年度 教育委員会定例会々議録 総務課」に収録されている。一九五九年七月一四日の定例会の資料（陳情書の日付の三日後）。陳情の第一項目の冒頭に「本年度については」、第二項目の冒頭に「来年度以降については」と手書きで加筆されている。また審議の結果、日本経営者団体連盟と経済団体連合会にも送付する、両団体に送付する文書には入社試験問題に関する要望事項を加える、翌年度以降の推薦・選抜の時期を一月一日以降とする、といったことを、事務局において加筆修正することとして了承された。

四 神奈川県教育委員会『家庭教育の展開―高校生をもつ父母へ―』（抄）

家庭教育の展開
―高校生をもつ父母へ―

神奈川県教育委員会

はしがき

近代化への急速な歩みを進めている日本は、今や、ますます人間能力の開発が強く要請されていますが、それとともに基本的には人間性を高めることが考えられなければなりません。

特に、現代の日本人をばぐむ基盤をつくる家庭教育については、学校教育との関連においてあらためて考えてみる必要があります。そして人づくりの過程において家庭そのものおよび家庭の教育的機能が重視されなければならないことは、今さら申すまでもありません。

人生の青春時代としてその特質に富み、人間形成の上で、きわめたいせつな青年期にある子どもたちに対する、適切な家庭教育はどうあつたらよいか、ということとは真剣に考え、これに取りくんていかなければならないことです。

中学校を卒業する者のうち、約八割が高等学校（以下高校という）へ進学する本県の現状から考えますと、この生徒をもつ家庭の親が、まず、模範的な家庭教育の実践者とならなければならないと思います。けれども現実はどうでしょう。多彩な青年期の特質からくる言動に、抵抗を感じ、むずかしいものとして手を差し伸べることを止めて親の責任を怠り、家庭における教育の親権行使に自信を失なうようなことがありますでしょうか。近ごろよくきく高校生をもつ親たちの声はそれを裏がきしているようです。しかしそれでは困ります。

神奈川県教育委員会では本年五月、広く各層からの意見を求めて、数多くの問題をもつ、主として高等学校生徒（以下高校生という）の家庭教育について、こ

れを多角的に調査研究することになりました。とかく困難視されがちなこの時期の家庭教育について解明し、いっそう正しい位置づけと実践の方法をみいだす必要を感じたからです。そこで家庭教育調査会を設け、約一か月の間に精力的な会合をかさね、当局の提示した六つの柱を中心にそれぞれに数多くのテーマを設定して、豊富な内容が研究討議されました。

この資料は、それを基礎として作成したものであります。

高校生は、こどもからおとなへと成長していく過渡的な時期で、いわば人生の中間期であるとともに、また人生の意義ある時期でもあつて青年期特有のさまざまな性質をもっています。

すなわち、①心身の発育や変化が著しい。②自己主張が強く両親、教師に対する要求が多い。③友人関係の特異な発展がある。④異性への関心が増大する。⑤自我の確立と人生観、世界観の形成がなされるなど、人格を築く上にたいせつな、いろいろな資質の成長発達がみられる試練の時期でもあります。若い日の不安と悩みは青春のたゆみない創造ともなり、清潔を求め、思索を深め、真実追求の意欲は無限への可能性に富んでいます。希望への障害を突き破り、くぐり抜け勇氣をもつてこの青春を生き抜く若しさは、人生への大きい体験でもあります。

このように多くの未来性をもつ時代を、ゆがめることなく正しく有意義に過ごさせることは親として、またおとなとしての大きい責任であります。

このような観点から、当局では昨年度作成した主として小・中学校の子どもを持つ両親を対象とした「家庭教育と子どもの進路」との関連に立って、調査会が行なった研究調査の内容と討議をさらに詳細に検討し、所要項目について、調査会の委員および、当局の関係職員に執筆を依頼し、再三にわたり草稿について検討を加え、ようやくこの資料をまとめることができました。

なお、この資料をよりよく活用していただくために、資料作成の基本的態度をあげますと、

一、この資料は高校生を持つ家庭での教育や、これについて学習をするものの参考として作成されたものであつて、当局の家庭教育に対する公的見解とか、公の指導方針を示したものではありません。

二、この資料の構成は、一章において、家庭とそのなかにある教育的機能は把握できるようにして、これからの家庭教育の方向を打ちだし、ついで二章に

おいては、家庭教育の対象者としての青年期にある高校生の特質を述べて理解できるようにし、三章においては、一章、二章の理解とは握の上に立って、家庭教育の実際面で特に個人として、また社会人として、必要なもの、問題のありがちなことさらにに関して、具体的にあるべき方向を述べました。さらに四章においては、高校教育の内容を示すとともに、PTAとしての親の基本的姿勢をのべて高校教育の理解と協力を高めることを考え、五章では、家庭における進路指導のうち、基本的な考え方、職業観、資料の活用について親としての心構えを述べ、最後の六章では、勤労生徒（定時制、通信制）の教育上の問題点、親と雇用主の姿勢についてこれらをより正しくし、この制度の目的が十分達せられるようにそのあり方を述べたのであります。

全体を通じて、家庭における、親夫婦の正しい姿勢、親子の相互理解などを中軸とした円満な家庭づくりこそ、家庭教育の基本であることを至るところで強調しました。

このように、いずれも学問的に位置づけしたり、目新しいことを述べたりしているわけではありませんし、これをもって家庭教育の特効薬的な役割を考えるものでもありません。いろいろな角度から問題点や、留意点を提示し、あるいは基本的な考え方を示して参考に供するものであります。したがって、具体的には、その家庭、その子ども、によって異なるものであることを忘れてはならないのです。

それにしても、この資料は、わずか二か月たらずの短期間にまとめられたものですから、研究不十分なことや書き足りない点も多いと思いますが、高校生を持たれる家庭において、今後その教育をすすめる上に、よりよい参考となるならば望外の喜びであります。

最後に、調査会を終始リードください、また資料作成にあたり、絶大なご指導とご助力を賜りました間宮先生、熱心に討議や執筆にご努力くださいました委員の諸先生、調査会に出席され、有益な助言と指導を与えられました文部省社会教育官藤原先生、また本務のかたわら、多大のご協力をいただきました、教育庁指導課・青少年育成課・青少年センターの各先生方に、深く感謝いたします。

なお資料作成に協力された、家庭教育調査会の各委員、および当局の関係職員は次のとおりです。

○家庭教育調査会委員（順不同・敬称略）

間宮 武	大竹 誠	香川 幹一
牧野内 康良	松本 尚	三 嶽 光江
宮下 正美	与謝野 道子	石川 淑郎

○指導課

須藤 久幸	宇野 喜三郎	玉井 美智子
-------	--------	--------

○青少年対策本部
○青少年育成課

○青少年センター

○社会教育課

足立原 茂徳（課長）		
新倉 寿造	山田 芳美	森井 孝
中島 久雄	松永 昭二	小山 昭三
大村 恭子	岡江 照子	千葉 武治
霜島 雄三		
昭和四十年七月		

神奈川県教育庁指導部社会教育課

目次

一 家庭教育の問題と方向	一
（一）教育の場としての家庭	一
1 家庭というところ	一
2 家庭の中に教えが	二
3 変化する家庭生活にも	三
4 家庭における親のあり方	五
5 たいせつな家庭づくり	八
（二）家庭教育の方向	九
1 家庭教育の理念の移り変わり	九
2 家庭教育の問題点	二
親子の断層と親の自信喪失 — 経済優先の考え方 — 教育ママの存在 — マスコミに対するおびえ	二

3	これからの家庭教育	一七	2	図書館の利用と効果	五五
	愛と理解の家庭教育―秩序のある家庭教育―社会に通ずる家庭教育―激励とささえのある家庭教育		3	家庭教師や学習塾	五六
	二 高校生の理解		4	学習とレジャーのつり合い	五七
(一)	高校生の心理的特徴	二三	(二)	家庭における道徳教育	六一
1	強くなる自己主張	二三	1	倫理的思想の教育	六一
2	観念主義、合理主義、理想主義	二五	2	継続すべきしつけ	六五
3	反抗と悩み	二七	3	情操とマナーの教育	六七
4	強いあこがれ	二八	4	信頼される両親に	六八
5	陥りやすい孤独感	二九	(三)	健康と安全の教育	七〇
6	高まる異性への関心	三二	1	正しい生活設計	七〇
(二)	友人に求めるもの	三四		十分な休養と睡眠―栄養食のくふう―精神的健康への思いやり	
1	親友の特質	三五	2	交通安全の指導	七七
2	親友への期待	三五	3	被害防止の指導	七八
3	一般友人に求めるもの	三七	(四)	余暇の利用	八〇
(三)	おとなへの期待	三八	1	余暇活動の方向	八〇
1	表面的な不信と反抗	三八	2	余暇活動の設計	八一
2	内面的な期待	三九	3	平日の余暇利用	八二
3	期待されているもの	四一	4	休日の余暇利用	八三
(四)	社会をみる目	四三	5	のぞましい野外活動	八四
1	身近な社会を通しての関心	四三	6	余暇と交友	八六
2	部分的な社会のみ方	四四	(五)	市民性のかん養	八八
3	高校生の自治性	四六	1	社会への参加	八八
(五)	青年期の危機	四七	2	アルバイトへの心づかい	八九
1	多い不安や悩み	四八	3	こづかい銭の指導	九〇
2	かかりやすいノイローゼ	五〇	4	マスコミに対する指導	九三
3	走りやすい非行	五一	(六)	青少年団体活動への参加	九四
三	家庭教育の実際		1	青少年団体参加の実情	九四
(一)	家庭における学習	五四	2	青少年団体活動の効果	九五
1	おちついてできる学習の場	五四	3	青少年団体の種類と活動	九七
			(七)	家庭における非行防止	九八

1	健全育成の方途	九八
2	非行少年にみられる問題的特徴	九九
3	非行化のきざし	一〇一
4	非行を防止する親の姿勢	一〇二
	高校教育の理解と協力	
	高校のすがた	一〇九
1	高校の性格と学科	一〇九
2	高校教育の特色	一一〇
3	高校の単位修得と認定	一一二
4	定時制および通信制の教育	一一三
5	高校教育に対する家庭の協力	一一三
	(二) PTA会員としての親の態度	一一五
1	高校PTAのあり方	一一五
2	学校への協力	一一八
3	会員としての親の姿勢	一一九
	五 家庭における進路指導	
	(一) 子どもの能力と適正に応ずる指導	一二二
1	進路決定の基本的態度	一二二
2	大学をどう選ぶか	一二四
3	就職への道	一二八
4	いろいろな性格の子ども	一三一
5	幅広い勉強を	一三二
	(二) 親と子の職業観	一三四
	(三) 資料の活用	一三八
	六 勤労生徒と保護者の態度	
	(一) 勤労青少年と親の教育意欲	一四一
	(二) 教育上の問題点	一四二
	(三) 保護者と雇用主の姿勢	一四五
1	教育的なレクリエーション	一四五
2	学資に対する配慮	一四七

3	人間的触れ合いによる指導	一四八
4	特徴をのばす激励	一四九
5	積極的な生活指導	一五〇
	附 録	
	注 「はしがき」および「目次」のみ収録した。	

五 教育委員会宛の県議会「教育環境の正常化に関する意見書」

教育環境の正常化に関する意見書

教育の目的は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期している。

しかるに、今回、多くの学園でみられる紛争は、教育の目的に反し、教育の機能を大きく阻害している。

政府におかれても、これが対策のため鋭意努力されているところであるが、学園の混乱はますます拡大され、さらに大学紛争の余波が公正な判断力と健全な批判力を養う過程にある高等学校等にまで波及していることは、県民ひとしく憂慮し、放置しえない段階にある。

よって政府並びに関係当局におかれては、その原因が学園内の問題にとどまらず、政治的、社会的な問題に密接することにかんがみ学園当局のより積極的な努力と学生自身の秩序と理性の回復を期待することはいうまでもないが、すみやかに高等学校等の教育環境の正常化を図り、抜本的な文教政策を樹立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和44年6月30日

神奈川県教育委員会委員長 保坂周助 殿

神奈川県議会議長 加藤 詮

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和44年(度) 神奈川県教育委員会会議録(原議) 44年7月～44年9月 4冊の2 教育庁管理部総務室」に収録されている。
七月一五日の定例会の資料。

県立高校における紛争等の概要について					44. 11. 14	
学校	紛争に至るまでの動き	紛争の期間	生徒の要求項目	紛争(封鎖等)の概要	紛争収拾のし方	備考
川崎 高校	○9月13日(土)川崎高校の文化祭のとき川高生が中心になり、米軍のジェット燃料輸送反対のデモを行った。このデモに対して学校のとった措置に問題があったと思われる。 措置の内容 「デモの正当性は認めよう、ただし、教育的見地から望ましくない」と指導したこと、ならびに、この内容をホームルームで伝えるときの伝達のし方がまちまちであったこと。(デモに参加してはいけない参加することは望ましくない)等が活動的生徒に教師不信の念をうえつけた。 ○10月2日(木)3年生約30人が実力考査をボイコットし、別室で自習を行なった。 ○10月6～8日(水)3年生が各教室で担任教師に制服、実力考査などの件で意見を求めた。 ○10月9日(木)3年6組から社会見学の計画変更を認めて欲しい(日帰りを車中泊に)と申し出があったが、職員会議で3年6組だけ例外を認めるわけにはいかないと許可しなかった。	10月11日(土)～3年6組の教室封鎖 10月13日(月)～3年2組の教室封鎖 10月14日(火)～3年1、8組の教室封鎖 11月14日(金) 現在まだ平常授業を行なうにいたらず。	・授業に対する教師の姿勢が変わらない限り授業は受けない。 ・体制の矛盾は改革すべきである。 ・スローガン 1. 卒業式の廃止 2. 定期考査・実力考査の廃止 3. 単位制の廃止 4. 掲示の自由化 5. 制服等の自由化 6. 校内・校外の政治的活動に不干渉 7. デモ行為を認めよ。 8. 校外の政治的活動をしたものを処分しない 9. 職員会議を公開せよ。 10. 官憲を導入しない。	○各教室の封鎖状態 教室の出入口を机・ロッカー等で人間が一人通れる程あけて封鎖した。 この封鎖は、「象徴」として行なっているのであると、活動的生徒はいつている。 ○紛争における活動的生徒の状況 10月14日(火)頃 3年1組1～2人 計約 〃 2〃 3人 〃 10 〃 6〃 3人 〃 10 〃 8〃 1～2人 人 同調者と考えられるもの約40人 11月中旬現在、同調者が100人をこえた模様である。 ○紛争に対して活動的生徒が前面にでることなく、学級の中に潜行して、授業のボイコットをたくみに行なっている。これが川崎高校の紛争の特徴ともいえる。 ○10月23日(木)田口孝子さん(2年8組)ハ丁囃子にて自殺	○活動的生徒の巧妙な動き(過激な行動にでることなく、実質的な授業ストを継続)によって、学級担任や教科担任等による話し合いも空転し、解決をみないまま現在に至る ○10月22日(水)3年の学級担任の連名になる3年生に対する意思表示の文書中に 「私たちは、主体的な討論の場において、安保反対、文部省指導手引書反対等の行動を教師として主体的に行なうことを確認している」などと述べてある。このようなことが、校長を中心として学校の態度を表明するとき問題になり、解決を遅らせているようである。 (注)教師の意思統一がはかられず、一致した強い信念をもって指導することができにくいため、収拾がむずかしい。	

県立高校における紛争等の概要について						44.11.14
学校	紛争に至るまでの動き	紛争の期間	生徒の要求項目	紛争(封鎖等)の概要	紛争収拾の仕方	備考
鶴見高校	「デモ参加を認めよ」等のビラが夜間配布されたり、中間考査の行なわれる数日前に一部生徒代表が考査中止の申し入れをしてきた。 〔中間考査 10月11日(土)～15日(水)〕	10月12日(日)夜から封鎖 10月13日(月)封鎖解除 10月20日(月)から平常授業	1.卒業式の完全な自主運営 2.生徒心得の部分的撤回 3.文部省の生徒指導手引書の撤回 4.生徒会館の自主管理 5.定期考査、授業内容を再考せよ 6.この闘争に参加した生徒を処分するな。	10月12日(日)夜 鶴高生徒13人、外部のもの数人により管理棟(本館)封鎖 10月13日(月)朝 登校してきた生徒により封鎖は解かれた。13～14日は、全校集会、ホームルームで討議 10月15～18日(土)午前授業、午後集会またはホームルームで考査等について討議	中間考査を中止し、要求項目等について討議する場をつくった。 生徒会の総務が各学級の意見をまとめ、学校と協議をつづけて解決につとめた。 封鎖を行なった生徒は、集会の場で、自分達の非を認め謝罪した。	封鎖を行なった13人の生徒に対しては、校長から訓告 10月11日(土)～15日(水)の中間考査は行なわれず。
希望ヶ丘高校	一部活動的生徒は、諸要求が生徒会で取り上げられないので、生徒会不信の意識をもっていた。 10.10の運動で学校の中庭に「解放広場」をつくり、集会をもって、体制打破をとなえていた。(活動的生徒28人)	10月23日(木)朝から封鎖 10月24日(金)封鎖自主解除 11月4日(火)から平常授業	1.生徒心得の廃止 2.学則の撤廃 3.定期考査の再考 4.誓約書の廃止 5.教師の勤務評定粉砕 (これは、後日取り下げられた。)	10月23日(木)朝10数人の希望ヶ丘高生によって、第4棟(木造二階建6教室)が封鎖、その後全校集会、 10月24日(金)「要求項目について結論がでるまで話し合い集会をつづける」という条件つきで、封鎖を自主的に解除。 10月25日(火)～11月1日(土)ホームルーム、全校集会で、生徒心得等の要求項目について討論(項目の内容検討)	中間考査を中止し、要求項目等について、討議する場をつくった。 生徒代表の性格をもつ議長団(各学年から4人ずつ計12人で構成)が生徒集会の意見をまとめ、学校と協議をつづけて解決につとめた。 協議の結果、まず、生徒心得をつくりかえることが了解され、授業再開 以後、授業を行ないつつ考査、誓約書、授業内容についても研究協議	10月24日(金)～28日(火)の中間考査は行なわれず。

県立高校における紛争等の概要について						44.11.14
学校	紛争に至るまでの動き	紛争の期間	生徒の要求項目	紛争(封鎖等)の概要	紛争収拾の仕方	備考
多摩高校	10月27日(月)に29日(土〔水〕)から行なわれる中間考査反対のビラがまかれた。	10月28日(火)朝 封鎖中を教職員が排除	1.中間考査反対 2.評価の改善	10月28日(火)朝 約10人の生徒が第2校舎を封鎖 ただちに教職員が排除	28日(火)午前平常授業を行ない、昼、生徒総会で、考査反対の案を否決。	29日(水)から考査予定通り実施 学校の態勢がととのっていた。
江南高校	①. 6月の校内発表会に沖縄グループ、安保グループの展示についての問題が、完全に解決していない。 ②. 10月31日朝校内に看板が立てられ、内容は イ.産学共同反対 ロ.教師の帝国主義的改変反対 ハ.全学集会の要求 ニ.生徒会を自治会に改変 等であったが、直ちに教師により排除した。	10月13日未明より～	①.試験制度を再考せよ。 ②.カリキュラムを再考せよ。 ③.集会の自由を認めよ。 ④.基本的人権を認めよ。 ⑤.処分をするな。	①.窓硝子を破り、11月13日4時30分頃14～15名(自校生2名、他は外人部隊)が火炎ビンに点火して用務員室に乱入し、当直の2名の教師にサルグツフ、手足を縛り竹槍で脅迫、壁に向かって座らせ、代行員を同室につれこみ監禁し、玄関を机・椅子等で封鎖した。 ②.封鎖が出来ると外人部隊は全員逃げさる。 ③.6時30分代行員と教師は脱出し、交番、警察署、校長に連絡 ④.校長登校して警察力の導入要請(屋上で火炎ビン投下の姿勢を示し、又空気銃の所持のうわさあり、生徒登校中) ⑤.9時20分頃臨時休校 ⑥.全校集会(約400名) 封鎖の2生徒は、呼びかけに応じ参加 ⑦.17時一般生徒により自主解除、集会解散	①.11月14日朝 H.R.で全生徒に事実を説明 ②.特活の一環としての生徒集会をもち、要求事項に回答を与え、納得させる。 ③.全職員の共通確認事項 イ.14日より全面授業 ロ.処分を行なう ハ.封鎖解除	

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和44年(度) 神奈川県教育委員会会議録(原議) 44年10月～44年12月 4冊の3 教育庁管理部総務室」に収録されている。11月14日の定例会の資料。

卒業式に関する意見

ー第一回 第二回ホーム・ルームにおける多数意見ー

〔Ⅰ〕 期日

(最大多数の3年生が出席できる日がよい)

	(3組)	(5組)	(8組)	(9組)
早い方がよい	8	28	20	5
3月1日		8	18	
3月上旬	11			6
中旬	10		3	9
下旬	6	1		11

〔Ⅱ〕 答辞

(生徒が代表者を決め、内容も生徒が話し合って決める)

改革賛成 30人 現状維持賛成 4人 (8組)

答辞廃止 10人 賛成 20人 (3組)

〔Ⅲ〕 祝辞

	(9組)	(8組)
全面廃止	21	
代理でなく本人で	7	
現状維持		7
祝辞は廃止(先生の話聞く)		6
下手でも良いから原稿なしで		17
校長、担任、大谷前校長(P T A会長、県知事、県教育委員長不要)		(5組)
校長と担任の他 P T A代表一人でよい		(3組)

〔Ⅳ〕 祝電

	(9組)	(8組)	(5組)	(3組)
議員からのものは読まない	11	8	10	
誰のでも読む	18	4		8
全面廃止	1	1	16	1
肩書きを取って読む		15		
議員の名を伏して読む		4		3
特定の人のみを読む			8	23

(学校関係)

〔Ⅴ〕 式のあり方について

(従来のものを改善して、意義のある式にすべきである)

改善して行なう (2組、4組、8組、9組)

式の形式は尊重 (5組)

自主卒業式を行なう (6組)

〔VI〕 歌について

		(5組)	(6組)	(8組)	(9組)
君が代	歌う	20	5	23	24
	廃止	15	28	13	7
	どちらでもよい		5		
県民歌	歌う	20			7
	廃止	10			16
蛍の光	歌う				27
	廃止				3
校歌	歌う	26			
	廃止	7			

注 神奈川県立小田原高等学校同窓会所蔵の簿冊「昭和44年度 庶務部記録」に収録されている。

八 県教育委員会宛県警察本部「高校における学園紛争と暴力的集団非行の未然防止について」

神奈川県教育委員会

委員長 野川 義蔵 殿

神奈川県警察本部長

景山 二郎

高校における学園紛争と暴力的集団非行の未然防止について

最近、高校の学園紛争は、本県でも拡大の傾向を示し、まことに憂慮すべき事態に至っております。女生徒の自殺事件にまで発展した川崎高校をはじめ、鶴見高校、希望ヶ丘高校等では、バリケード封鎖などが相次ぎ、今後県下各地の高校で連鎖反応を起こすおそれも懸念され、ことにこれらの紛争に伴って発生する高校生の暴力的集団非行は、ますます激化するものと予想されます。

貴職におかれましては、このような過激派高校生対策に日夜心を砕いておられるところでありますが、当県警察としてもこれらの事態は治安維持の立場からはもちろん、少年の非行を防止してその健全な育成を図るうえからも看過できないものがありますので、特に次のことからについて早急に各高校に対し、適切な措置をとられるよう強く要望いたします。

記

1 事案発生に備えて十分な対策を講じておいていただきたいこと。

平素から暴力的集団非行の事態は握に努められ、万一、校内において事案発生の徴候がみられたとき、または事案が発生したときにおける対処策についてよく協議されるとともに、警察に対する連絡方法、要領、責任者等を明確にしておくことが望まれます。

2 事案の徴候を早くは握して、事態を早く処理していただきたいこと。

事案の発端は、ごく一部の生徒によつてひき起こされますが、事態の收拾が長引けば長引くほど混乱が大きくなることは、今までの例からも明らかであります。

事案の徴候を早く発見して、すみやかに毅然とした措置を講ずることが最上の策であると考えます。

3 過激派生徒に対しては、集中的に個別補導を行なつていただきたいこと。

極左暴力組織に加入していると認められる高校生は、一校あたりにするとごく少数であります。これらの生徒に対し、教師が一丸となつて、個別的に集中補導を反覆し、事案をひき起さないようにすることが最も肝要であります。教師の一部には、この種生徒の補導は不可能であると考えておられる向きもありますが、それは相当の困難はあるにしても、熱意と努力によつては不可能なことではないのであります。

4 学校の管理体制および自衛体制を強化するとともに、警察と緊密な連携を保つていただきたいこと。

事案が発生した場合、原則的には学校の自主的措置で事態の收拾を図られることは当然であり、安易に警察に頼り過ぎることは避けるべきであります。一方、物理的な力関係で学校の自主的措置では収集できない混乱事態に発展しながら、なお教育的配慮や生徒等に対する迎合等から、警察官の出動要請をためらう向きもありません。

教職員が一体となつて、学校の管理体制および自衛体制を強化していただくとともに、所轄警察署少年係とは常に密接な連携を保つて事態の推移を的確に判断し、自衛の限界を超える場合は、時機を失することなく、警察力を要請することが望まれます。また、場合によつては警察力を要請することがあることを、生徒に理解させておく必要があると考えます。

5 生徒の不当な要求に対する安易な妥協をしないようにしていただきたいこと。事態の收拾を急ぐあまり、一部生徒の常識をはずれた要求を安易に受け入れることは、重症紛争大学の先例に照らしても厳に避けなければなりません。

極左暴力組織は、つぎつぎに不当な要求ををかけて秩序の破壊を企てていることを認識され、安易な譲歩によつて限りなき紛争を続けている一部大学のよう、将来に禍根を残すことのないよう十分な配慮を望むものであります。

6 校則違反をした生徒に対しては、毅然として、適正な処分をしていただきたいこと。

一部の高校には、過激派生徒の連帯行動力を過大に評価したり、処分撤回闘争を恐れるあまり、本来、校則に照らして当然処分すべき者に対しても、微温的な処遇にとどめているため、かえつてこれら生徒の乗ずるところとなつて、紛争の続発を招いていると見られるふしもあります。

校内秩序をみだしたり、校外において違法な行為を敢行したりした生徒に対しては、毅然として、適正な処分を行なうよう校長の職権を発動し、もつて事案の再発を防止されたいのであります。

7 拠点化の防止対策を強化していただきたいこと。

学校が過激派生徒の拠点、宿泊あるいは凶器類の集積場と化さないよう、特に夜間の管理措置を強化するとともに凶器類の発見、除去に努めるよう望めます。また、理化学教室等劇薬物の保管されている場所の保管措置の強化と、異常があつた場合の警察への届出を励行されるよう望めます。

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の封筒「高校紛争No.2（高校紛争等、通知等）」に収録されている。文書の冒頭に「㊟」と押印されており（ただし県警本部長の角印は押されている）、年月日の記載がない。前掲の資料六で神奈川県立川崎高校、鶴見高校および横浜希望ヶ丘高校の同様の紛争が確認できることから、一九六四年十月から十一月頃に作成されたものと推測される。

九 県教育委員会の卒業式に関する方針

(一) 県立高校の卒業証書授与式についての県教育委員会案

45・1・8

1. 法的根拠等

指導課

- (1) 卒業証書の授与は、学校教育法施行規則第28条、第65条の規定により、校長が行なわなければならない。
- (2) しかし、授与式なる式典を行わなければならないと規定されてはいない。

2. 式典に対する考え方

- (1) 卒業証書授与式は、習慣的にも学校行事の中の重要な儀式として行なわれてきたものであるから、一部のものの動きにより式典を行なわないようにすることは、望ましくない。
- (2) 高校3・4年の教育のしめくりとしての卒業証書授与式には、卒業を祝福するとともに、将来の生活に対する自覚をうながす意味がある。

3. 式典の内容

- (1) 欠かせないもの
卒業証書の授与 校長のことは
- (2) 入れることが望ましいもの
君が代斉唱 校歌斉唱 送辞・答辞

4. 問題点

- (1) 式典の所要時間が長い
- (2) 祝辞の量と内容
- (3) 県議会議長の祝辞
- (4) 県教育委員会のことは

(内容が長文であること、職員を派遣して読ませることに一部のものが抵抗意識をもつこと)

5. 対策

- (1) 次のような措置をとる必要がある。
 - (2) 式典の所要時間をできるだけ短くするよう助言する。
- 祝辞などの整理 証書授与方法の検討

予餞会等の活用

- (2) 県議会議長の祝辞を辞退するよう手続をする。
- (3) 県教育委員会からは、祝電またはメッセージを各高校に送る。
- (4) 送辞・答辞については、一部の生徒の意思だけでその内容を決めたりしないように学校が十分指導するよう助言する。

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和44年(度) 45年1月～45年3月 4冊の4 教育庁管理総務室」に収録されている。一月一三日の臨時会の資料。会議録の記載によれば、次の三項目が合意されたが、途中から一時間四〇分の秘密会に入ってからこのままこの議題の審議が終了したため、この案の合意が最終的にどのようになったのか、判断としない。

1. 卒業式の式次第から教育委員会のことは「を削除する。
2. 教育委員会のことは「は、印刷物として、事前に学校へ配布する。
3. 教育委員、教育長は学校で希望すれば卒業式に出席する。

(二) 教育委員会告辞

教育委員会告辞

高校生活の貴重な体験を終え、ここに学校を巣立つてゆかれる諸君の前途を、心から祝福するとともに、新たな決意を抱いていただくために、はなむけのこたばを贈ります。

皆さんが、きのうまで学校で学んだ知識・技能は、事にあたつて正しい判断をくだし、与えられた任務をりっぱにやり遂げるためのものです。

ただ、これらの知識・技能は、いわば基礎的なものであり、さらにその知識を深め、技能を高めるための努力を、生涯続けねばならないことを忘れてはなりません。

自由は不自由のうちにあると、先人はいいました。

この言葉の意味をよく考えてみてください。世の中の進歩のためには理想と現実の調和をはかりながら前進することが大切です。自己の理想を強調するばかりで、他の価値を認めないという考え方はなく、幅広く多くの意見にも耳を傾ける柔軟性をもつて絶えず研さんすべきでしょう。

青春は再び訪れません。若さを大切にして、諸君の強いエネルギーとたくましい勇気をわが国の繁栄と人類の進歩に寄与されることを期待してやみません。

昭和四十五年三月 日

神奈川県教育委員会

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和44年(度) 45年1月～45年3月 4冊
の4 教育庁管理部総務室」に収録されている。二月一三日の定例会の資料。

一〇 「日本軍国主義復活反対」(高校紛争中のビラ)

日本軍国主義復活反対

こんにちの日本は、佐藤反動政府の支配のもとで軍国主義の復活に拍車をかけ、アメリカ帝国主義に追従して、日増しにアジア侵略の軍事基地となり、アジアと世界の平和を著しく脅かしている。さいきん、佐藤栄作は、日米「安保条約」の期限(一九七〇年)がきたあと、なおもこの日米軍事同盟条約を延長する。と一度ならずさけび、さらに、現在おし進めている「第三次防衛力整備計画」を修正し、くりあげて達成させようとしている。

この計画では、軍費の総額は二兆三四〇〇億円に達している。これは「第二次防衛力整備計画」の軍費の二倍、過去十五年間における日本の軍費の総和にひとしい。米日反動派は、これらの「条約」や「計画」を通じて軍備拡張と戦争準備をいっそうがむしやにすすめ、核武装を実施し、日本軍国主義を全面的に復活させようとしている。これは、日本、アジア、および世界各国人民に対する重大な挑発行為である。

日本軍国主義の復活を急ぐ佐藤栄作は「自衛力で国を防衛するという憲法の規定は不十分である」と公言し、憲法改悪による、軍国主義の全面的復活の合法化をたくらんでいる。佐藤の相棒たちも「国防意識を高め」「日本自体の防衛力を増強する」とさけび、日本は「経済という足だけでなく」「民族の魂という足」も持たなければならぬ、と強調している。また、はなはだしいのになると、「小学生から」「国防意識の教育」をおこなうことを主張し、軍国主義教育の全面的復活をたくらんでいる。佐藤反動政府はこのような戦争騒ぎを、反中国の煙幕のもとでおこなっている。去年十一月、佐藤とジョンソンがワシントンで発表した共同声明で、日米双方は「アジア諸国が中共からの脅威に影響されないような状況をつくる」とかいいてた。佐藤は帰国後たえず「核兵器を保有する中国が隣接していることを忘れてはならない」とか「今日のアジアで最大の課題はいかにして核兵器を保有する中共の影響を防ぎ止めるかである」とさわぎたて、「(アメリカの)中国封じ込め政策を支持しなければならぬ」とあからさまに叫んでいる。佐藤栄作がこのように中国の核威嚇なるものをわめきたてているのは、日本の軍備拡張、戦争準備の口実をつくりだすためである。かれが「自分の両手で国を守る」と言っているのは、日本がアメリカからの核兵器の持ち込みおよび将来の核兵器

の開発を合法化しようとする企みにほかならない。

しかし、佐藤反動政府が東条英機の後塵を拝し、三〇年代の日本軍国主義の侵略の古い道を歩もうとしても、それは絶対にできないことである。かつて日本軍国主義は第二次世界大戦中「大東亜共栄圏」という看板をかけて、横暴極まる勝手な振舞をし、永遠にアジアを制覇しようとした。しかし、中国や東南アジア諸国人民の勇敢な反撃のもとで、日本侵略勢力は壊滅し、「関東軍」は滅び、「大東亜共栄圏」の夢は破れ、東条英機は自殺した。現在、佐藤栄作のような手が東条英機の衣鉢を受け継ぎ、「第三回目の再起」とかいいうボロ旗をかっついて、捲土重来をたくらみ、「大東亜共栄圏」の古い夢の再現をねらっている。だがその末路は、東条英機よりもましなことは決してありえない。

こんにち、米日反動派に反対する日本人民の斗争の烈火は日増しに燃えあがり、日本の革命の情勢はますますすばらしくなっている。日米「安保条約」の調印いらい、英雄的な日本人民は、日米「安保条約」と軍国主義の復活に反対する愛国的斗争を不撓不屈に、勇敢にたたかいつづけてきた。日米「安保条約」の期限が近づくとつれて、米日反動派に反対する日本人民の斗争の波はいちだんともりあがり、米日反動派にたえず手痛い打撃をあたえている。

ロシアに始まったプロレタリア革命は東ヨーロッパ、中国、南米、アフリカへと飛火し帝国主義のまえにしっかりと立ちはだかっている。アジア諸国人民の革命の怒りの炎は激しく燃えさかり、帝国主義と反動派をふる「え」あがらせている。アメリカ帝国主義とその手先佐藤反動政府が軍国主義の復活をはかっても、それは白昼の夢にすぎない。

沖縄県即時返還要□！
七〇年安保粉碎！
ベトナム侵略戦争断固反対！
文部省通達実力破棄！
反動生徒指導部粉碎！
憲法第九条擁護！
打倒民青・日共！

注 神奈川県立小田原高等学校同窓会に所蔵されている。内容からは、一九七〇年の日米安保条約の期限切れ（七〇年六月二二日）前に作成されたものと考えられる。

一一 高校紛争後の文化祭

軒並み“公害告発”
たけなわ高校文化祭

(著作権上の都合により省略します)

(著作権上の都合により省略します)

(著作権上の都合により省略します)

『神奈川新聞』一九七〇年九月二八日。

注 「教育 かながわ広場」欄に掲載されている。

